

# 東日本大震災による被災文化財等の 復旧・復興の記録（中間報告）

平成 23 年 3 月 11 日ー平成 28 年 3 月



史跡仙台城跡の崩落した石垣

宮城県教育委員会



## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した太平洋三陸沖を震源とする、千年に一度と言われる大地震『平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震』は、東北地方のみならず東日本一帯に歴史的な未曾有の大災害をもたらした。特に東日本の沿岸部においては、M9.0 という巨大地震に伴う大津波が発生し、各地で甚大な被害を被った。宮城県内においては死者・行方不明者は 11,787 人（平成 28 年 3 月末現在）にのぼり、全壊家屋は 82,999 棟、半壊家屋は 155,131 棟に及んだ。また、道路や鉄道などの交通網や電気・水道・ガスなどのライフラインは各地で寸断され、震災直後に公共施設や公園などに避難した住民は 32 万人に達した。家屋を失った被災者のためのプレハブ仮設住宅は 22,000 戸にも及び、震災から丸 6 年を経た平成 29 年 3 月末現在でもなお 1 万人近い方々が仮設住宅での困難な生活を余儀なくされている。

この「東日本大震災」は、建造物や美術工芸品、埋蔵文化財等の文化財に対しても、極めて深刻な被害をもたらした。最大震度 7 という激しい揺れの大地震によって、寺社などの建造物、仏像などの有形文化財が倒壊・破損するなどし、史跡でも崩落・地割れなどの大きな被害が生じた。また、博物館等の施設も大きな被害を受け、貴重な資料が多数損傷するなどした。一方、太平洋沿岸部をおそった高さ 10 m を越える大津波は、沿岸市町全体に甚大な被害を与え、建造物や古文書などの歴史資料、各種有形文化財などの大規模な流失を招き、さらに、無形民俗文化財も担い手の方が亡くなり、用具類も流失するという、多くの団体がその存続が危ぶまれる事態にも至った。

被災直後は大きな混乱を極め、行方不明者の捜索活動や被災者の救援活動がなされているさなかであったので、被災地の状況を鑑みながら被災自治体との連絡や現地調査を徐々に開始し、可能な範囲で文化財の被災状況の把握・情報収集につとめた。大規模被災は明らかであったので、国に対して全面的な支援を要請し、早急に文化財の保護活動の体制を整えることとした。文化庁が主導する被災文化財レスキュー事業・ドクター派遣事業などがいち早く立ち上がったことから、宮城県でもこれらの支援を受けながら、被災文化財等の救援活動にあたった。その後、国や他県自治体などの支援を受け、被災文化財等の復旧・復興への道筋が立てられることとなった。

宮城県では震災後まもなく復興計画を策定し、復興を達成するまでの期間を概ね 10 年間とし、平成 32 年度までの復興（『宮城県震災復興計画』平成 23 年 10 月）を目指すこととした。さらに、この 10 年間で復旧期（H23～H25 年度）・再生期（H26～H29 年度）・発展期（H30～H32 年度）と 3 期区分し、迅速な復興に取り組むことになった。こうした中、今年で震災から丸 6 年が経過し、復興事業も着実に進んだ。被災文化財等についても復旧・復興への取り組みは一定の成果をあげ、建造物や有形文化財等の修理・修復、高台移転等に伴う埋蔵文化財の調査等は収束に向かいつつある。本書では、このような状況を踏まえて、復興期間前半の 5 年間（H23～H27 年度）の県内被災文化財等の復旧・復興への取り組み、課題等を取り上げた震災の記録（中間報告）を取り纏めることとした。今後、復興期間の最終年度（平成 32 年度）には被災文化財等の復旧・復興への取り組みもほぼ終了すると見込まれることから、その時点で震災記録集の『総括編』を取り纏める予定である。

# 目 次

はじめに

目 次

例 言

第Ⅰ章 東日本大震災の概要 ー宮城県を中心としてー	1
第Ⅱ章 被災直後の状況と対応	4
第1節 安否確認及び応急体制	4
第2節 情報収集・現地確認等	4
第Ⅲ章 文化財等の被災状況	8
第1節 指定文化財等	8
1 建造物	10
2 美術工芸品	11
3 無形民俗文化財	13
4 史跡名勝天然記念物	14
第2節 埋蔵文化財	18
第3節 展示施設・収蔵施設等	19
第Ⅳ章 東日本大震災からの復旧に向けての緊急提言	22
第Ⅴ章 被災文化財等の復旧・復興への取り組み	24
第1節 指定文化財等	24
1 被災文化財の修理・修復に向けて	24
2 災害復旧補助事業等	25
3 被災1年4ヶ月後の対応状況	30
4 現状と課題	32
第2節 復興事業と特別名勝松島	33
1 復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針・体制	33
2 現状変更申請と傾向	38
3 復興事業への対応等	40
4 現状と課題	45
第3節 復興事業と埋蔵文化財	46
1 復興事業と埋蔵文化財保護の両立のための取り組み	46
2 復興調査の状況	56
3 現状と課題	62

第Ⅵ章 被災文化財等の救援事業	64
第1節 文化財レスキュー事業	64
第2節 文化財ドクター派遣事業	68
第3節 被災ミュージアム再興事業	72
第4節 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト	75
第5節 民間団体等による助成	78

第Ⅶ章 課題と今後の取り組み	79
----------------	----

## 資料編

・各種通知等（資料1～15）	82
・指定文化財等補助事業関係（資料16～18）	92
・特別名勝松島関係（資料19～21）	98
・自治法派遣職員等関係（資料22～24）	100
・復興事業に伴う発掘調査関係（資料25）	102
・発掘調査報告書作成関係（資料26）	115
・関係文献	116

## 例 言

- 本書は、平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」によって大きな被害を受けた宮城県内の文化財等の復旧・復興のための活動をまとめた『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録(中間報告)』である。
- 本書では、平成23年度～平成27年度の5年間の対応や取り組みを報告し、平成28年度以降については、被災文化財等の復旧・復興が終了した時期に最終的に取り纏める『総括編』の中で報告する予定である。
- 本書の作成にあたっては、以下の各市町教育委員会及び関係機関等から写真や各種データ等の提供を受けた。  
石巻市教育委員会 岩沼市教育委員会 大崎市教育委員会 栗原市教育委員会 気仙沼市教育委員会  
塩竈市教育委員会 仙台市教育委員会 多賀城市教育委員会 登米市教育委員会 名取市教育委員会  
東松島市教育委員会 女川町教育委員会 蔵王町教育委員会 七ヶ浜町教育委員会  
松島町教育委員会 南三陸町教育委員会 村田町教育委員会 山元町教育委員会 利府町教育委員会  
亘理町教育委員会 東北学院大学博物館 東北歴史博物館 雄勝硯生産販売協同組合
- 本書は、宮城県教育庁文化財保護課(保存活用班・埋蔵文化財第一班/第二班・管理調整班)の協議を経て、各担当職員が執筆し編集した。



第1章 東日本大震災の概要—宮城県を中心として—

1 地震の発生

平成23年3月11日午後2時46分頃、太平洋三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の大地震が発生し、宮城県内では栗原市で震度7、仙台市をはじめ県内各地で5強～6強を観測した(図1-1・2、表1-1)。岩手県・福島県などでも震度6強を観測し、東日本を中心に北海道から九州にかけての広範囲で震度6弱から1を観測した。この『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』(気象庁)は、震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖幅約200km、長さ約500kmの広範囲にわたる国内観測史上最大規模の大地震であり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの巨大地震であった(文献7)。その後余震が多発したが、4月7日に発生した最大震度6強の余震は、建造物や交通網等に更なる大きな被害をもたらした。

この巨大地震は広範囲に地盤沈下を引き起こし、特に県内沿岸部では60～80cmほどの沈下が生じた。さらに、太平洋プレートと陸のプレートとの境で発生した海溝型の大地震であったことから、太平洋沿岸部では高さ10mをはるかに超える大津波を引き起こし、各地に甚大な被害をもたらした。この大津波を伴った巨大地震は、千年ほど前に発生した貞観大地震(869年)との類似性も指摘されている(文献8)。

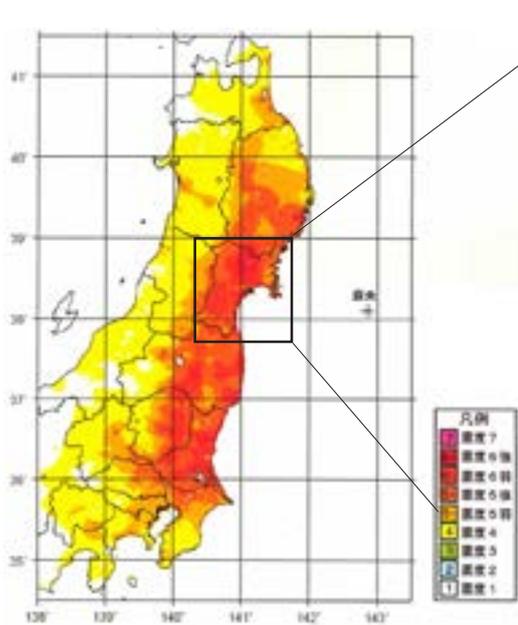


図1-1 東日本の震度分布図  
(気象庁ホームページより)

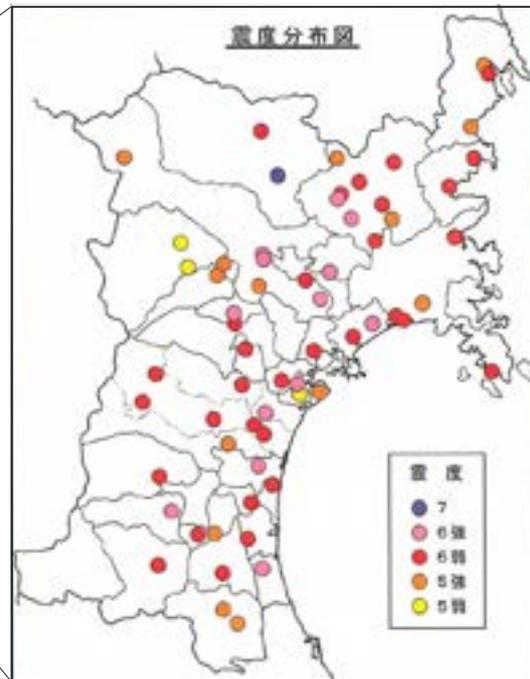


図1-2 宮城県の震度分布図  
(気象庁ホームページより)

表1-1 宮城県内の震度 (文献2より)

震度	市区町村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町、美里町
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亙理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、女川町、南三陸町
5強	仙台市太白区、多賀城市、七ヶ宿町、村田町、柴田町、丸森町、七ヶ浜町、色麻町、加美町

(気象庁、災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震及び東北電力(株)、東日本大震災による女川原子力発電所の被害状況の概要および更なる安全性向上に向けた取り組みをもとに作成)

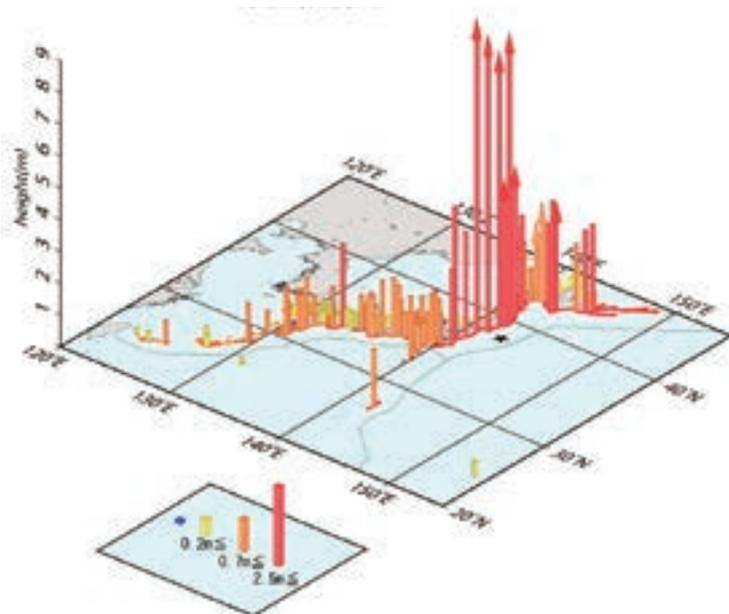
2 津波の概要

3.11『東北地方太平洋沖地震』は海溝型の中でも極めて大規模な地震であり、日本各地の広範囲に地震の大きな揺れを発生させた。そのため、東北地方太平洋沿岸部をはじめとして全国各地の沿岸部で想像を絶する大津波を引き起こした(図1-3、写真1-1)。県内の津波浸水は面積約327km<sup>2</sup>にも及び、仙台平野などでは内陸2~3kmまで到達した(図1-4)。この大津波は観測史上最大規模の高さとなり、県南域の山元町~名取市では約8~14m、県央域の仙台市~石巻市では約3~14m、三陸沿岸部の気仙沼市や南三陸町・女川町では約14m~19mにも達した。津波高10mを越える地域が多く、特に三陸リアス式海岸部では、地点によっては遡上高が34mにも達する大津波であった。この大津波は、県内沿岸部に甚大な被害をもたらした。後述するように、仙台市をはじめとする沿岸部15市町では壊滅的な被害を受けた。

3 被害の概要

この巨大地震と大津波は、東北地方の沿岸部を中心として広範囲に甚大な人的被害、物的な被害をもたらした(写真1-2~5)。とりわけ宮城県内の被害は最も大きく、人的被害は死者10,551人、行方不明者

1,236人、負傷者4,145人(平成28年3月31日現在)に上り、未曾有の被害となった。また、住家被害は全壊82,999棟、半壊155,131棟、一部損壊224,195棟、非住家被害(公共建物・その他)26,796棟など、前例のない大規模な被害となった(平成28年3月31日現在:宮城県公表)。一方、



矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の浪でさらに高くなった可能性があることを示す。観測施設には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮所を含む。

図1-3 津波観測状況 (文献7より)



写真1-1 気仙沼市を襲った大津波 (文献2より)



図1-4 県内の津波浸水域 (文献3より)

道路、鉄道等にも大きな被害が発生し、電気・ガス・水道、電話などのライフラインにも広範囲で被害が生じた。これらの復旧・復興には長期間の年月を必要とすることは明らかであり、宮城県が震災後まもなく策定した復興計画も10年間という長期にわたることとなった（文献5）。

指定文化財等の被害も広範囲に及び、後述（第Ⅲ章）するように、有形文化財・無形文化財・史跡等の被害は国・県・市町村指定文化財、国・市町登録文化財を合わせると350件（平成23年9月時点）にも上り、特に建造物や史跡等の被害が甚大であった。



写真 1-2 気仙沼市朝日町 (H23.3.12)



写真 1-3 女川町 (H23.4.10)



写真 1-4 石巻市門脇 (H23.3.15)



写真 1-5 名取市 (H23.3.30)

(写真 1-2～4：文献2より)

#### 《文献》

1. 宮城県（総務部危機対策課）：『東日本大震災—宮城県の6か月間の災害対応とその検証—』（平成24年3月）
2. 宮城県（総務部危機対策課）：『東日本大震災（続編）—宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証—』（平成25年3月）
3. 宮城県（総務部危機対策課）：『東日本大震災—宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証—』（平成27年3月）
4. 宮城県（教育庁総務課）：『東日本大震災に係る教育関連記録集』（平成24年4月）
5. 宮城県（震災復興・企画部震災復興政策課）：『宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆再生からさらなる発展へ～』（平成23年10月）
6. 宮城県震災復興本部：『みやぎ・復興の歩み5 2011.3.11－2016.3.11』（平成28年3月）
7. 気象庁：『災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震』（平成23年8月）
8. 気象庁：『気象庁技術報告第133号』（平成24年12月）
9. 国土交通省：『東日本大震災の記録—国土交通省の災害対応—』（平成24年3月）
10. 総務省消防庁：『東日本大震災記録集』（平成25年3月）

## 第II章 被災直後の状況と対応

### 第1節 安否確認及び応急体制

#### 1 職員等の安否確認

東日本大震災発生時（写真 2-1）、県庁勤務の宮城県教育庁文化財保護課（以下、当課）職員は県庁舎南側の駐車場付近に避難し、まもなく全員の安否確認ができたが、多賀城市の浮島整理室で勤務している職員や発掘調査等で県内市町に出張していた 17 名の埋蔵文化財担当職員については、携帯電話・メールとも不通となっていたため、すぐには安否確認ができなかった。

県庁舎内に入ることが許された 3 月 11 日の午後 6 時頃から再三連絡を取るよう努めたが、当日中に連絡が取れたのは 17 名中 10 名であった。中には深夜に徒歩で直接登庁して、安全報告に来た職員もいた。翌日 3 月 12 日以降も連絡をとり続け、埋蔵文化財担当職員 17 名全員の安否が確認できたのは、震災発生から 4 日後の 3 月 15 日であった。



写真 2-1 被災直後の課内（H23.3.11）

当課浮島整理室勤務の遺物整理作業員（パート職員）については、震災直後に作業を休止して帰宅させ、その後、契約最終日の 3 月末日まで自宅待機の臨時的な対応をとった。震災翌日の 3 月 12 日以降、当課から自宅に被害確認の連絡を行ったが、電話等が繋がりにくい状態であったため、パート職員 21 名全員の安否が確認できたのは 10 日後の 3 月 22 日であった。

市町村教育委員会の文化財担当職員については、震災後、当課から連絡を試みたが、電話等が通じず、1 週間程はほとんど安否確認ができない状態であった。その後、当課職員などからの情報が入るようになったことや、無線電話による連絡が可能になったため、徐々に市町村職員の安否確認ができるようになり、震災から約 3 週間後の 3 月 31 日に、全市町村の文化財担当職員の安否確認が終了した。残念ながら、石巻市教育委員会の女性職員 1 名が現在も行方不明となっている。

#### 2 応急態勢

震災後の約 3 週間は、土日祝日、夜勤（時間外勤務）を含め、登庁可能な職員でローテーションを組んでの勤務体制とし、災害への緊急対応、当課職員や各自治体との連絡調整などに当たり、また、今後見込まれる災害復旧・復興調査費用等の算出にかかる作業等を行った。浮島整理室を含む埋蔵文化財担当職員 20 名のうち 9 名は本庁、11 名は東北歴史博物館勤務とし、被災市町村にも出張して被害状況等の確認とともに応急的な対応等も行った。

通勤については、本庁及び東北歴史博物館への通勤手段がなかった又は限られていたことから、比較的通勤距離の短い職員は徒歩・自転車、遠方の職員は県庁舎内や教育委員会所管のホテル等に泊まり込んでの勤務、可能であれば自家用車での通勤（県庁駐車場を職員用に確保）も認められた。ただし、道路の状態が悪かったことや、給油が困難だったため、利用者は少なかった。約 1～2 週間後には仙台市地下鉄や一部の J・R・バス路線が仮復旧したが、通勤時の混雑が激しく、所要時間が通常の数倍になることも珍しくなかった。

### 第2節 情報収集・現地確認等

#### 1 指定文化財等

津波被害はもとより、震度も大きく文化財の被害は全県に及ぶことが想定される中で、全市町村の文化財

の被害状況の把握を試みたが、停電等の影響により電話等の通信手段が使えず、文化財はおろか各市町村の職員の安否も確認できない状態が2日間ほど続いた。その後も、被災市町村では職員のほとんどが災害対応業務に従事していることが想定されたことから、各市町村所在の国・県指定文化財等の被災状況については、当課の職員が直接現地調査することとした。

市町村との連絡が徐々に回復するにつれ、市町村の要望に応じて市町村指定文化財や登録文化財等の被害状況も調査することとした。13日から登米市、石巻市の内陸部、塩竈市、松島町、東松島市などに入り、その後1週間は毎日のように現地調査を実施し、5月まで断続的に行った(写真2-2)。この間、各市町村の震災対応がやや落ち着いてきた状況を受けて、3月25日付けで指定及び登録文化財の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全体的な把握を図った。なお、無形民俗文化財については指定・未指定を問わず、6月15日付けで沿岸市町教育委員会に対して被災状況の把握と報告を依頼している。



史跡仙台城跡 (H23.3..30)



気仙沼市男山本店 (国登録) (H23.3.29)

#### 写真 2-2 被災文化財の現地確認

こうした被災文化財(第三章)の調査に併せて、所有者や市町村担当者には被災文化財の応急措置等を助言し、文化財の保全・保護を図るとともに、今後の修理・修復に関する方針や国・県の補助等について説明を行った。4月上旬からは、順次、文化庁の各課各部門の調査官が来県し、文化財の被災状況の視察・調査を実施した。

最終的に被害状況の全容がほぼ把握できたのは、国・県指定文化財は6月、市町村指定文化財については9月であった。県内の国・県・市町村指定文化財及び国・市町村登録文化財の被害は350件あまり(第三章:表3-1)に及んだ。特に被害が甚大なものは、旧有備館および庭園(大崎市)の主屋の倒壊、仙台城跡の石垣崩落・崖崩れ、我妻家住宅(蔵王町)・旧有壁宿本陣(栗原市)の建造物の土壁崩落、大徳寺木造不動明王坐像(登米市)の破損などであった。

## 2 特別名勝松島

特別名勝松島地内に於いての災害復旧・復興事業の緊急性に対応し、事業の迅速・円滑な遂行とともに『保存管理計画』に基づいた特別名勝松島の保護・保存をいかに図るか、現状変更の取扱いをどのようにするか、その対応方針を決めることが急務であった。また、非常災害時の「応急措置」の枠組みを早急に打ち出す必要があった。そのため、震災直後から連日、これらに関して文化庁と協議・調整を進めた。

これを受けて、文化庁から平成23年3月25日付22庁財第1214号で「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について(通知)」(巻末資料2)の通知がなされ、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業(史跡名勝天然記念物の指定地内)のうち、以下の①から⑦までのいずれかに該当し、かつ、平成23年6月30日までに着手するものについては「非常災害のために必要な応急措置」として取り扱う、との方針が示された。応急措置の対象となったのは、①崩落した

土砂、落石等の撤去及び除去、②崩落した法面等の応急的な崩落防止対策、③毀損又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地、④津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地、⑤緊急車両のための仮設道の設置、⑥撤去物の仮置き、⑦その他緊急を要するもの、の7項目である。また、災害復旧事業の進捗状況等にかんがみ、この取扱いの延長が必要な場合は、別途通知する、といった内容であった。

宮城県教育委員会は、東日本大震災に伴い特別名勝松島地内（特別名勝松島保存管理計画における第1種保護地区のうち1B及び1C地区、第2種保護地区のうち2B地区、第3種保護地区及び海面保護地区）において行われる具体的な災害復旧事業が「非常災害のために必要な応急措置」に該当するかどうかを確認するため、文化庁に対して平成23年3月25日付文第2247号で「文化財保護法第125条第1項ただし書きの取扱いについて（照会）」の照会を行った。その内容は、ア．ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋梁、河川施設、鉄道）の復旧（原状回復）、イ．仮設建築物その他の工作物（プレハブ仮設住宅、仮設トイレ等）の設置、ウ．遺体の仮土葬、の3項目である。

これに対して文化庁から、平成23年3月28日付22財記第262号で「文化財保護法第125条第1項ただし書の取扱いについて（回答）」の回答があり、ア～ウについては「非常災害のために必要な応急措置」に該当するとして差し支えない、との助言を受けた。

これらを踏まえて、宮城県教育委員会から関係市町教育委員会、宮城県関係部局（土木部・農林水産部ほか）、国機関（国土交通省東北地方整備局・農林水産省東北農政局）、主要な民間会社（東北電力・NTT東日本・JR東日本ほか）に対し、平成23年3月31日付文2264号で「文化財保護法第125条第1項ただし書の取扱いについて（通知）」の通知を発出した。

### 3 埋蔵文化財

埋蔵文化財の被害については、市町村職員が避難所対応に忙殺されていたことや、通信手段の遮断・混乱、道路の寸断、ガソリン不足等により、3月中はほとんどの市町村で現地確認ができなかった。その後、これらが復旧するにしたがい、徐々に県内遺跡の被害状況が明らかになり、震災から約1か月半後の平成23年4月下旬頃には、おおよその被害状況を把握することができた（第三章：表3-4・5）。

その結果、特別史跡多賀城跡（多賀城市）や史跡仙台城跡（仙台市）、史跡雷神山古墳（名取市）などの復元整備されている史跡を中心に崩落・破損等の大きな被害が確認されたが、埋蔵文化財（遺跡）については、津波による浸水を受けた遺跡は多数あったものの、遺跡が流出・崩壊するなどの壊滅的な被害を受けた遺跡は確認されなかった。

#### (1) 復旧・復興に係る発掘調査費用等の算出

震災直後より、総務担当者や報道機関からは文化財関連の被害状況についての問い合わせ、財政担当者からは今後必要となる発掘調査費用等についての算出依頼が相次いだ。上記のとおり、市町村の被害状況を把握することが困難であったことから、取り急ぎ、当課において津波被害が大きかった沿岸部市町村の被災遺跡数、家屋数等を算出し、復旧に要する調査費用を算出する基礎資料を作成することとした。

方法は、国土地理院や民間航空測量会社等が撮影した航空写真や現地確認等から津波被災地域を推定し、これと遺跡地図や住宅地図とを照合することによって、津波被害に遭った遺跡数と、その遺跡内に位置する住宅及び中小企業の数等を算出した。そして、上記で把握したデータを基にして、住宅等の建物については、ほぼ現位置で再建されるとの想定のもとで復旧・復興に伴う発掘調査費用を算出したほか、埋蔵文化財収蔵施設等については、施設の修理や被災遺物の復元等に要する費用を推計した（ただし、この数値は後日修正されている）。

このほか、各市町村の埋蔵文化財収蔵施設の被害状況についても電話等での聞き取り又は現地確認を行い、建物の被害と収蔵品（土器等の遺物）の被害状況の把握に努めた。

#### (2) 分室の確保

浮島整理室で遺物整理作業を行うことが不可能になったため、震災前に実施していた整理作業や、震災以降増加すると見込まれる復興調査に伴う出土遺物等を整理する場所を確保することが急務となった。しかし、多くの県機関が被災したため、一定の面積を有する建物は競争率が高く、また、遺物整理に適した施設はほとんどなかったことから、適地の選定は困難を極めた。

このため、取り急ぎ、平成23～24年度は東北歴史博物館の2室を借用して遺物整理作業を継続したほか、平成24年度からは浮島整理室の駐車場に設置した仮設プレハブや、復興調査が実施されていた多賀城市山王遺跡発掘調査現場、山元町涌沢遺跡発掘調査現場の仮設プレハブに分かれて遺物整理作業を行った。

また、派遣職員の正規の机については、平成24年度上半期は派遣職員が9名だったため当課に配置できたが、下半期は17名に増員となったため、県庁北側にある宮城県自治会館206号室を半年間借用して机を配置し、事務作業や打合せ等を行った。

翌平成25年度には、県公文書館の移転に合わせて、当課の整理室機能を同建物（2階と3階の一部）に移して文化財保護課分室（仙台市宮城野区榴ヶ岡所在）とし、以後、遺物整理を継続している。併せて、平成25年度以降の派遣職員の机も分室に配置している。

### (3) 文化庁との調整・協議ほか

震災翌日の3月12日の16時30分頃、文化庁記念物課から職員の安全や被害状況等の確認があった。また、同日、当課から文化庁に震災直後の復旧工事に係る対応等について照会したところ、

- ①阪神淡路大震災の時は、対応決定の権限が国（文化庁）にあったが、今は県に権限委譲しているので、基本的には県が基準・対応を決めて欲しい。
- ②東日本大震災の被災範囲は阪神淡路大震災とは比較にならないくらい広範囲なので、現状に合わせて基準等を決めて欲しい。
- ③東北地方と関東地方（実際は岩手・宮城・福島県の3県となる）の中で対応に大きな差が出ることは好ましくないので、各県で連絡を取りながら調整して欲しい。文化庁が仲介役となることもやぶさかではない。
- ④復旧工事等に係る法第93・94条の届出等を必要としない期間については、阪神淡路大震災時には当面としていたが、東日本大震災は被災範囲が広いので、適宜設定して欲しい。

といった回答があった。

その後まもなく、文化庁から平成23年3月25日付22庁財第1213号で「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定について（通知）」の通知（巻末資料1）があり、法第93条、第94条、第96条及び第97条に規定されている届出または通知に係るものに関し、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、非常災害や緊急性に応じた取り扱いがなされることとなった。対象となる復旧工事の範囲は、①電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧、②仮設住宅の建設、③損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地、④その他緊急を要する復旧工事、などであった。

震災から約1か月後の平成23年4月20～21日に文化庁で開催された「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者会議」では、協力者委員となっていた当課職員が本県の被災状況を報告したほか、文化庁と復興調査に係る基本方針、人的支援、予算措置及び地元負担の軽減、事業量の見込みや、考古資料の救出（文化財レスキュー）等について意見交換を行った。

この間、阪神淡路大震災の被災地である兵庫県及び神戸市教育委員会の文化財担当者から、震災直後より、数回、職員の安全確認等について電話連絡があったほか、阪神淡路大震災時の震災対応記録集（「災害から文化財を守る－阪神淡路大震災文化財復旧・復興事業の記録－」）等も送付され、初期対応に大変役立った。

### 第Ⅲ章 文化財等の被災状況

#### 第1節 指定文化財等

県では平成23年3月25日付で指定文化財及び登録文化財の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全県的な把握を図るとともに、可能な限り実地調査を実施した。また、市町村の要望に応じて、市町村指定文化財や登録文化財の被害状況を調査した。同年9月頃までには、国・県・市町村指定文化財、国・市町村登録文化財の被害の全容がほぼ把握できたが、その被害は、国・県・市町村指定文化財及び国・市町村登録文化財で350件余り(表3-1)に上った。大地震による建造物類の被害が甚大であったことは言うまでもないが、津波による被害も大きく、被害は広範囲に及んだ(表3-2)。

表3-1 東北地方太平洋沖地震(H23.3.11)に伴う国指定等文化財等の被害状況

1 指定文化財		平成23年9月集計(単位:被害件数)			
区分	種別	国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	19	33	62	114
	美術工芸品	9	9	50	68
民俗文化財	無形民俗文化財	2	1	14	17
	有形民俗文化財		0	1	1
記念物	特別史跡・史跡	17	5	44	66
	史跡及び名勝	1			1
	特別名勝・名勝	2	0	4	6
	天然記念物	5	3	4	12
計		55	51	179	285
2 登録文化財					
有形文化財	建造物	36		22	58
	美術工芸品	0		7	7
計		36		29	65
総計(1+2)		91	51	208	350
3 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					
計		1			1
総計(1+2)		91	51	208	350
総計(1+2+3)		92	51	208	351

表3-2 国指定文化財等の主な被害状況

市町村名	種別	被害物件	被害の状況
松島町	国:建造物	瑞巖寺庫裏及び廊下	漆喰壁に一部崩落・亀裂
仙台市	国:建造物	東照宮	唐門:正面側に傾斜、控え柱礎盤ずれ 灯籠:多くが倒壊(8割) 鳥居:ずれ、上部3箇所剥落、冠木継ぎ目に隙間 本殿:脇障子・建具に軽微破損 透塀:全体的に正面側に傾斜 隨身門:全体的に正面側に傾斜、右脇塀土台外れ
登米市	国:建造物	旧登米高等尋常小学校校舎	窓:一部に窓枠の倒壊・ガラス割れ 全教室の漆喰壁破損、窓ガラス約200枚破損、東側昇降口に傾き、廊下の手摺破損、火災報知機一部断線
仙台市	国:史跡	仙台北城跡	各所で石垣崩落 石垣:中の門石垣未修復部分一部崩落 護国神社西側2箇所崩落 本丸東側崖地部分各所で小崩落 隅櫓:背面瓦落下、小庇落下 土塀:一部崩落 本丸昭忠碑:鶏部分落下・破損 4.7の余震により崩落・地割れが進行

石巻市	国：名勝	齋藤氏庭園	主屋玄関の庇屋根(スレート葺) 破損、内部の塀・灯籠が倒壊
大崎市	国：史跡及び名勝	旧有備館および庭園	主屋：倒壊 付属屋壁一部破損、池護岸陥没・地割れ・穴、石塔倒壊など
塩竈市・七ヶ浜町・松島町・利府町・東松島市	国：特別名勝	松島	各所で地震及び津波による被害
多賀城市	県：建造物	今野家住宅母屋及び中門	基礎にズレ 中門：馬屋土台にズレ、棟ズレ、茅ズレ 母屋：壁に小剥落多数、下屋指梁が外側に力が加わり、一部楔が破損
栗原市	国：史跡	仙台藩花山村寒湯番所跡	表門：石垣に一部ずれ、くさび抜け落ち
仙台市	国：建造物	大崎八幡宮	板壁・漆塗装・彫刻に軽微破損 西壁を中心に板壁に隙間・歪み、伴って漆塗装剥離・剥落、彫刻一部破損(墓股・木鼻の一部脱落)
仙台市	国：建造物	陸奥国分寺薬師堂	土壁剥落、板壁欠損、長押外れ・ゆるみ、連子窓破損・外れ、扉板ゆるみ、厨子両側板壁損壊 4.7の余震により、須弥壇：足元圧解、全体が正面側へ傾斜、高欄部材脱落、附指定厨子：両側面板壁破損、全体が正面側へ傾斜、組物一部脱落、軒周り一部破損
多賀城市	国：特別史跡	多賀城跡附寺跡	正殿：割れていた礎石の隙間が大きくなり、舗装の波打ちが増大 東門及び南門のトイレ：浄化槽破損、南門トイレ屋根一部破損、4.7余震により、さらに破損箇所拡大 四阿・覆屋：石畳・柱基礎などの破損・陥没等を確認、4.7余震により、さらに破損・陥没箇所拡大 土留め石垣：ひび割れ確認 館前地区：東斜面に幅 5mの亀裂 多賀城跡北方園路：岩盤の崩落 2箇所、地割れ・陥没 廃寺跡：中門階段で陥没、塔基壇階段で階段石のずれ、管理棟北側側溝が傾き・ずれ 柏木遺跡：園路舗装の割れ・ずれが数カ所
仙台市	国：史跡	遠見塚古墳	後円部の主体部約 4m <sup>2</sup> 10cm位陥没、旧発掘区の埋め戻し土が締まったものと思われる
名取市	国：建造物	旧中澤家住宅	東側壁が全面崩落、北・西側壁に亀裂、南側下屋柱に傾き、茅抜け落ち 土間：全面の壁面に亀裂及び部分的に上塗り剥落、おかみ側の壁北半分崩落 おかみ：東面北半分壁崩落、その他、壁全面亀裂及び上塗り剥落。 なんど：柱に付近の壁全体に剥落、部分的に亀裂 なかま：壁全体に剥落及び亀裂 でい：全体の壁に亀裂及び一部壁剥落、南面西側の壁崩壊
大崎市	国：史跡	山畑横穴群	指定地西側崩れ、指定地結界柵破損 横穴付近にえぐれ、指定隣接地東側崖崩れ 余震により、崩落継続、ひび割れ発生
名取市	国：史跡	雷神山古墳	主体部に陥没(5m×1.5m)、史跡標柱破損
東北大学	国：考古資料	経の塚古墳出土円筒埴輪	転倒により上半部が破損
東北大学	国：考古資料	陸前国沼津貝塚出土品	転倒により朱塗り高環上半部が破損 転倒により浅鉢が接合部で破損
七ヶ浜町	国：史跡	大木囲貝塚	遊歩道地割れ、階段の石の脱落、擁壁の崩落、貝層部分の地滑り
東松島市	国：史跡	里浜貝塚	寺下～西畑地区に若干の亀裂 4.7の余震で亀裂が拡大 やや危険な状態に
栗原市	国：史跡	旧有壁宿本陣	土蔵漆喰壁剥落 南長屋門：南側に傾斜(土台沈下)、外壁隙間・崩落あり 2階床に隙間 北長屋門：土台沈下、内外壁に崩落・クラックあり 本屋：瓦落下、内外壁崩落・クラックあり 土台沈下 土蔵：6棟、馬屋1棟に壁等崩落・クラック多数 庭園：灯籠倒れ破損
仙台市	国：史跡	陸奥国分寺跡	石灯籠 1基を残して倒壊
仙台市・利府町	国：史跡	岩切城跡	地滑りによる道路アスファルトの亀裂・段差
石巻市	国：無形民俗	雄勝法印神楽	津波による用具流出
石巻市	国登録：建造物	旧北上町役場	津波により流出
柴田町	県：史跡	富沢磨崖仏群	覆屋横の岩(長径 4m) が崩落
涌谷町	国：史跡	長根貝塚	史跡標柱、説明板、注意板などが傾く
色麻町	県：史跡	念南寺古墳群	前方後円墳の前方部に亀裂が入り、埴輪が一部露出
角田市	市：史跡	大久保古墳群(藤尾地区)	5号墳の石室入口の土が流出し、石室上部が露出
大崎市	国：史跡	陸奥上街道	一部に地割れ、四阿の一部破損
大崎市	市：史跡	金谷亀井囲横穴墓群	2～5・8・10・13・14・17～20・22～26号墓の開口部及び閉塞土嚢の崩れ、西側斜面崩れ有り

名取市	国：史跡	飯野坂古墳群	薬師堂古墳擬木柵破損
名取市	市：史跡	名取大塚山古墳	古墳後円部墳頂北側に亀裂
仙台市	国：天然記念物	青葉山	沢道北斜面一部崩落 見晴坂一部地すべりにより遊歩道に傾きあり 見晴台北端に地割れあり 上記遊歩道周辺以外に崩落や地割れ等のある可能性大 蒙古の碑(弘安 10年) 若干のずれあり
栗原市	県：史跡	瀬峰一里塚	地割れ及び地崩れ
大和町	県：史跡	烏屋八幡古墳	明確な被害はないと思われるが、近隣未指定横穴墓が1基崩落していることから、詳細な調査が必要
南三陸町	国：天然記念物	歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石	津波の直撃を受け、整備した石製案内板等が破損、散乱している。化石の露頭は無事

1 建造物

東日本大震災における指定文化財被害件数は総数の約2割程度であるが、建造物に限れば総数の7割弱が何かしらの被害を受けた。震度の大小と被害の程度は一致せず、被害文化財の所在は県内全域に及んでいる。構造別の地震被害の傾向や具体的な被害の概要、また、津波被災の状況は下記のとおりである（なお、本項では史跡・名勝における主要な構成要素である建造物も含む）。

(1) 土蔵造

ほぼ全ての建造物で被害がみられるのが土蔵造である。重要文化財我妻家住宅（蔵王町）の文庫蔵（写真3-1）、史跡旧有壁宿本陣（栗原市）、名勝齋藤氏庭園（石巻市）、角田市指定有形文化財氏丈邸（角田市）の土蔵群などでは、外部の漆喰壁・海鼠壁が下地を含めて面的に崩落し、構造体が剥き出しとなった。また、屋根瓦の落下も各所で確認された。



写真 3-1 我妻家住宅文庫蔵

(2) 木造

史跡及び名勝旧有備館および庭園（大崎市）では主屋が倒壊（写真3-2）、重要文化財洞口家住宅（名取市）では主屋の柱が継手部で折損した。なお、柱の傾斜やズレ、指鴨居等構造材の外れも多く確認されており、重要文化財陸奥国分寺薬師堂（仙台市）では厨子宮殿が傾斜し、壁板が脱落した。県指定有形文化財補陀寺六角堂（気仙沼市）は全体的にねじれて傾斜した。



写真 3-2 旧有備館および庭園

土蔵造と同様、土壁の被害が木造でもみられる。特に大きな被害としては、旧中澤家住宅（名取市）では主屋大壁が全面的に崩落、重要文化財旧登米高等尋常小学校校舎（登米市）では多くの漆喰壁に崩落・亀裂が生じた。

木造ではこのほか、建具の破損、臺股・木鼻等の脱落、揺れによる茅の抜け落ち、塗装のひびなどが各文化財で確認された。

(3) 石造など

登録有形文化財高橋家住宅（塩竈市）は石造の店舗建造物であるが、後述の津波の影響もあって構造体である壁に大きな亀裂が入り、倒壊の危険性が高まった（写真3-3）。県内に石造・煉瓦造等積石造の指定・登録文化財はそれほど多くないが、被害が甚大な場合は修復が容易でない。高橋家住宅は結果として取り壊し

となり、登録が抹消された。

このほか石造物としては、石灯笼や石鳥居が県内全域で被害を受けている。重要文化財東照宮（仙台市）では、灯笼が倒壊、石垣も孕みが確認された。

★津波による被害ほか

山元町指定有形文化財八重垣神社（山元町）、登録有形文化財佐藤家住宅板倉（気仙沼市）、登録有形文化財角星旧酒造工場（気仙沼市）、登録有形文化財旧北上町役場（石巻市）、名取市登録有形文化財開運橋（名取市）が津波により完全に倒壊・流失し、いずれも指定・登録抹消となっている。

登録有形文化財男山本店店舗・登録有形文化財角星店舗（気仙沼市）は下階が津波により倒壊し（写真3-4）、最上階部のみが現地に残存した。石巻市指定有形文化財である天雄寺観音堂（写真3-5）と旧石巻ハリストス正教会教会堂も津波により甚大な被害を受けた。

また特殊な被害例として、登録有形文化財荒巻配水所旧管理事務所（仙台市）がある。当該文化財は、曳屋作業中に被災して枕木架台が崩れ、移築作業が続行不能となった（写真3-6）。



写真 3-3 高橋家住宅



写真 3-4 角星店舗



写真 3-5 天雄寺観音堂



写真 3-6 荒巻配水所旧管理事務所

2 美術工芸品

指定文化財として68件の被害が確認された（表3-3）。その主なものとしては、激しい揺れにより倒伏した立像等の彫刻、石碑等の歴史資料、土器・埴輪等の考古資料の損傷や、津波による書籍典籍の浸水被害がみられた。

表 3-3 美術工芸品の被災件数

	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	合計
国指定	4				5		9
県指定	6	2	1				9
市町指定	25	4	3	1	6	11	50
合計	36	6	4	1	9	11	68

中でも気仙沼市指定文化財「波路上塩田図」、女川町指定文化財「独國和尚関連宗教遺跡に係る文化財」は、所蔵先が津波被害を受けて全壊したことにより流失し、現在までのところ所在が確認されていない。以下、特に被害が大きかったものを取り上げる。

〈木造薬師如来坐像、木造二天立像〉（栗原市・双林寺）

4月7日の余震により、「収蔵庫奥の院」に安置していた重要文化財木造薬師如来坐像と両脇侍である木造二天立像のうち、向かって右側に位置する増長天立像が転倒し、薬師如来坐像に倒れ込んだ。これにより薬師如来坐像は、左袖口の手首先取付部分が割損して離れた。また、左胸、右胸干割れに沿う部分、左膝頭部分に増長天立像が倒れ込んだことによる著しい打痕が生じた（写真3-7・8）。一方、増長天立像は、正面左脇天衣の先端が割損して落下した。また、左体側部に擦れ、その他数カ所に細かい傷が生じた。



写真 3-7 薬師如来坐像に倒れこんだ増長天立像



写真 3-8 薬師如来坐像の割損した手首

〈木造不動明王坐像〉（登米市・大徳寺）

3月11日の地震により、全体的にはぎ目の緩んでいた部分の緩みが、さらに広がった。特に宝剣を持つ右腕の臂のはぎ目が大きく開き、留めていた布貼りが切れ、垂れ下がった状態となり、右膝部で落下をおさえている状態であった（写真3-9）。被害が多方面に及んだこともあり、復旧事業として平成23～25年度の3ヶ年で、公益財団法人美術院国宝修理所にて解体修理を実施することとなった。



写真 3-9 垂れ下がった右腕の臂

〈木造千手観音坐像及び両脇侍立像〉（大崎市・お薬師さま文化財保存会）

震災の揺れで向かって左側に位置する毘沙門天立像が転倒し、千手観音坐像に倒れ込んだ。千手観音坐像も台座からずれて落下の危険が生じた。これらの被害によって千手観音坐像は正中接ぎの寄木合わせ目に全体的に緩みが生じた。また、台座・光背にも各所に欠損が生じた。毘沙門天立像の背面にも、倒れこんだ際に傷が生じた（写真3-10）。

平成25・26年度に、復旧事業として公益財団法人美術院国宝修理所にて両脇侍および台座・光背含めて解体修理を実施することとなった。



写真 3-10 台座から下した千手観音坐像

〈陸前国沼津貝塚出土品〉（仙台市：東北大学大学院文学研究科）

東北大学大学院文学研究科考古学陳列館の耐震棚に管理していた陸前国沼津貝塚出土品のうち、朱塗高坏1点・浅鉢2点・土製獣2点のうち1点が転倒し、それぞれの一部が毀損した（写真3-11）。朱塗高坏は接合部に沿って欠損した。浅鉢も接合部分が緩んで浮いた状態になった。土製獣は頭部が削られた状態となった。



写真3-11 陸前国沼津貝塚出土品の被災状況

### 3 無形民俗文化財

指定文化財としては、17件の被害（うち国指定2・県指定1・市町村指定14）が確認されているが、津波による用具の流失や保持団体構成員の死亡などである。その主な事例を以下に挙げる。

〈雄勝法印神楽〉（石巻市：国指定）

津波によって各浜の集落は壊滅的な被害を受け、本芸能に係る面や衣装などの用具を管理していた葉山神社（同市雄勝町大浜）や石神神社なども津波にのまれ、ほぼすべての面・衣装・道具などが流失してしまった（ただ、一部は瓦礫のなかから救出できた）。また、保持団体である雄勝法印神楽保存会の会員が行方不明になり、神楽師の多くも自宅を失うなど大きな被害を受けた。

〈月浜のえんずのわり〉（東松島市：国指定）

津波により集落は壊滅的な被害を受け、行事に携わる子供たちが籠もって共同生活を送る岩屋の扉が津波により破損（写真3-12：岩をくりぬいた場所）したほか、岩屋のそばの鳥居が倒壊した。また、多くの地域住民が集落外へ転出したことから、担い手となる小中学生もわずかとなり、その存続が危ぶまれることになった。



写真3-12 瓦礫が押し寄せた岩屋

〈名振のおめつき〉（石巻市：県指定）

津波により雄勝町名振地区では10戸程度を残し、100戸以上が流出し、保持団体の構成員十数名が死亡した。また、本芸能に使用する用具が全て流失し、法被などごく一部の用具が瓦礫の中から発見された。集落が壊滅的な被害を受けたため、多くの住民が市街地などへ移転し、集落の世帯数は激減した。

〈お天王さん祭り〉（山元町：町指定）

祭りの伝承拠点である八重垣神社は、海岸に近い場所にあったため社殿などの建物が基礎を残して流された。神輿も津波に流されたものの、300メートル離れた元総代長の宅地で発見された。

〈女川獅子振り〉（女川町：未指定）

女川町は震度6弱の地震と10数メートルの津波に襲われ、人口の1割が死亡し多くの建物が全壊した。また従来町の伝統行事として獅子振りを伝承してきた地域においても、笛や太鼓、獅子頭などの用具が流されたほか、伝承者も死亡した。

4 史跡名勝天然記念物

史跡名勝天然記念物は、国・県・市町村指定を含めると80件を越える被害があった。中でも史跡「仙台城跡」や史跡及び名勝「旧有備館及び庭園」、名勝「齋藤氏庭園」などの被害が大きかった。また、特別名勝「松島」においては津波による被害が深刻であった。

(1) 特別史跡・史跡

多賀城市の特別史跡「多賀城跡附寺跡」では重大な被害は生じなかったが、正殿礎石の隙間が大きくなり、各所で園路や階段のひび割れ・陥没などが起きた。また、四阿やトイレ等の施設で随所に破損が見られた。館前地区においては東側斜面に幅5cmほどの亀裂が5mにわたって生じた。

他の国史跡においても多くの被害が生じた。特に規模が大きかったのは史跡「仙台城跡」であった（写真3-13）。各所で石垣が崩れ、本丸東側斜面では崖崩れが生じた。また、大手門北側土塀の瓦や壁が崩落するなどした。さらに、本丸に設置されていた昭忠碑の鶏部分が地上に落下した。大崎市の史跡「山畑横穴群」では、崖面の一部崩落、隣接地斜面のひび割れや崩落（写真3-14）などが、名取市の史跡「雷神山古墳」では主体部付近が陥没するなどした。大崎市の史跡及び名勝「旧有備館および庭園」では主屋が倒壊し、池護岸の陥没・地割れなどが発生し、史跡「旧有壁宿本陣」でも土蔵などの建造物に被害が出た。

県指定では、栗原市の「瀬峰一里塚」で地割れや地崩れが生じ、柴田町「富沢磨崖仏群」では覆屋横の長径4mほどの岩が落下した。この他の史跡等においても、大小の地割れや陥没などの被害が生じた。



写真 3-13 史跡仙台城跡の石垣の崩落状況



写真 3-14 史跡山畑横穴群の崖の一部が崩落

(2) 特別名勝・名勝

《特別名勝松島》

特別名勝松島の指定範囲は、沿岸部の塩竈市・東松島市・松島町・七ヶ浜町・利府町の2市3町に及ぶ約12,600haと広範囲であり（図3-1）、地震の揺れ及び津波による被害は極めて甚大であった。

【塩竈市】：震度6強の強い揺れを観測するとともに、沿岸部に津波が襲来。津波の高さは、本土側では概ね1.5m～4.8m、浦戸地区では8m（標高）を超え、浸水範囲が本土地区では市域面積の約22%、浦戸地区では全島において居住区域に達するなど甚大な被害をもたらした（写真3-15）。

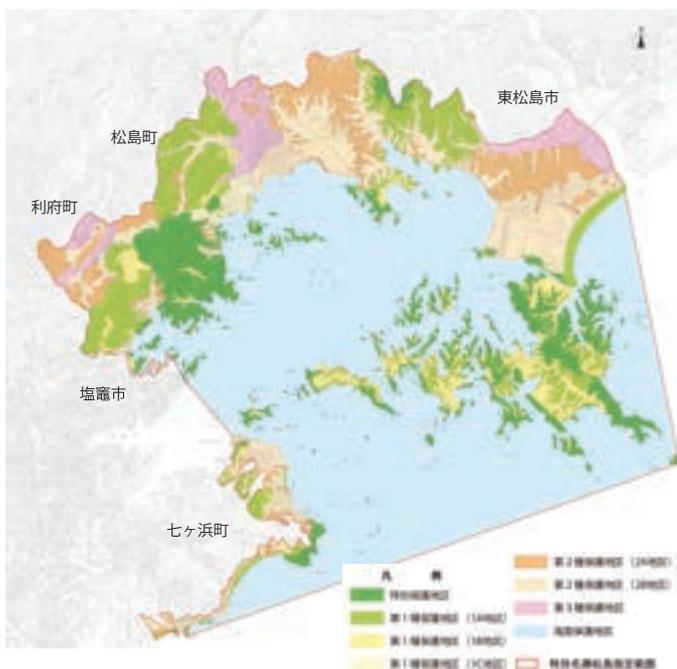


図 3-1 特別名勝松島

〈被災状況〉

- ・浦戸全島において防潮堤が損壊
- ・特別保護地区・1A地区に位置する島々の崖面等崩落
- ・1B地区内における家屋の流出・損壊
- ①桂島：全壊38戸、大規模半壊8戸、半壊12戸
- ②野々島：全壊31戸、大規模半壊9戸、半壊3戸
- ③寒風沢：全壊31戸、大規模半壊16戸、半壊11戸
- ④朴島：全壊4戸、大規模半壊7戸、半壊2戸
- ・付帯的な要素であるノリ養殖棚の流出



写真 3-15 桂島

【東松島市】：震度6強の地震によって大規模な津波が発生し、野蒜地区では15時40分頃に10.35mの高さの津波（第1波）が到来。大曲浜地区では浸水高5.77mが観測された。東松島市全体面積101.86km<sup>2</sup>のうち37km<sup>2</sup>が浸水（約36%）し、そのうち住宅用地12km<sup>2</sup>については、8km<sup>2</sup>（約65%）が浸水した（写真3-16・17）。



写真 3-16 野蒜地区



写真 3-17 宮戸島

〈被災状況〉

- ・野蒜地区では、10mを越える津波により防潮堤が破壊され、海岸線沿いの市道が削られた。
- ・特別名勝松島の景観を担うクロマツの防潮林にも大きな被害があった。
- ・宮戸島では人的被害は少なかったものの、外洋に面した月浜・大浜・室浜の集落で、海岸線の防潮堤が破壊され、住宅街が破壊されるなど壊滅的な被害を受けた。里浜にある奥松島縄文村歴史資料館では、津波被害は軽微であったが、建物の天井壁等の破損、浄化槽の破損、外構では駐車場舗装の沈下亀裂などが確認された。

【松島町】：松島町は最大震度6弱を記録し、津波被害は沿岸部を中心に2km<sup>2</sup>に及んだ。特に沿岸部の高城・磯崎・手樽地域での津波被害が大きかった（写真3-18・19）。また、瑞巖寺や富山観音堂など、指定地内の建造物等についても被害が確認さ



写真 3-18 JR松島海岸駅前



写真 3-19 手樽地区の防潮堤

れた。

〈被災状況〉

- ・手樽地区における防潮堤の決壊
- ・パノラマライン道路の崩落
- ・沿岸部での地盤沈下
- ・渡月橋の流出 等

【利府町】：最大震度6弱を記録。浜田・須賀地区を中心に津波被害（写真3-20・21）があり、漁港施設の損壊や資材の流出も発生した。浸水範囲として浜田地区9.9ha、須賀地区7.4haに及ぶ。最も深く浸水した場所では4m以上になる。家屋の流出はない。

〈被災状況〉

- ・2B地区に属する浜田地区の漁港全体が50～93cm地盤沈下。また、津波により防潮堤が一部破損した。
- ・2B地区に属する須賀地区の漁港全体も同様に地盤沈下。



写真 3-20 浜田漁港（津波浸水）



写真 3-21 須賀漁港（地盤沈下）

【七ヶ浜町】：最大震度5強を観測。津波による浸水面積は4.8km<sup>2</sup>であり、これは町域(13.27km<sup>2</sup>)の36.4%が浸水したことになる。第1波到達時刻が15時51分で、最大浸水高12.1m、海岸線からの最大浸水距離は約2kmとなっており、大きな被害が出た（写真3-22・23）。

〈被災状況〉

- ・松ヶ浜地区の飛ヶ崎や御殿崎、花渚浜地区の表浜・小豆浜（特別保護・1A・2A地区など）の丘陵崖が一部崩落
- ・湊浜海浜公園や菖蒲田浜海水浴場周辺の松林（国有林含む）が津波により流失・枯死
- ・代ヶ崎浜・菖蒲田浜・松ヶ浜・湊浜（1A・2A・2B地区）の防潮堤の破壊・沈下
- ・松ヶ浜～代ヶ崎浜の漁港施設（2B地区）の破壊、沈下、液状化



写真 3-22 菖蒲田海水浴場付近



写真 3-23 吉田花渚港

- ・付帯的要素の地藏島灯台が地震の揺れにより倒壊寸前まで破損し、建替え
- ・津波により馬放島などの島嶼(特別保護地区)の松の  
流失・枯死

《名勝》

石巻市の名勝「齋藤氏庭園」では、主屋の建物や土蔵の壁などが崩落するなど、建造物が大きな被害を受けた。また、庭園を囲む塀の一部や庭園内の灯籠等が倒壊するなどした(写真3-24)。



写真 3-24 齋藤氏庭園

(3) 天然記念物

南三陸町の国天然記念物「歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石」では、津波の直撃を受けたため、整備した標柱や石製案内板等が完全に破損した。幸い化石の路頭部分は無事であったが、地盤沈下のため海岸側からのアプローチは困難となった。また、同町の県指定天然記念物「志津川の太郎坊の杉」では高さ1mほどの津波が押し寄せ、塩害のために枝が枯れるなど、樹勢に影響が出た(写真3-25)。



写真 3-25 志津川の太郎坊の杉

仙台市の「青葉山」では、小規模ではあったが斜面の一部崩落、地滑りや地割れなどが見られた。

第2節 埋蔵文化財

埋蔵文化財の被害については、市町村職員が避難所対応等に忙殺されていたことや、通信手段の遮断・混乱、道路の寸断、ガソリン不足等により、3月中はほとんどの市町村で現地確認ができなかった。その後、これらのライフラインが復旧するにしたいが、徐々に県内遺跡の被害状況が明らかになり、震災から約1月半後の平成23年4月下旬頃には、おおよその被害状況を把握することができた。

その結果、前述したように、特別史跡多賀城跡附寺跡（多賀城市）や史跡仙台北城跡（仙台市）、史跡雷神山古墳（名取市）などの復元整備されている史跡を中心に崩落・破損等の大きな被害が確認されたが、埋蔵文化財（遺跡）については、津波による浸水を受けた遺跡は多数あったものの（表3-4・5）、遺跡が流出・崩壊するなどの壊滅的な被害を受けた遺跡は確認されなかった。ただ、館跡などの遺跡の一部には崖面が崩落するなどの被害が出た（写真3-26）。



写真3-26 栗原市松倉館跡（斜面の崩落）

表3-4 沿岸市町の津波被災遺跡数（1）

市 町	被災遺跡	市 町	被災遺跡	市 町	被災遺跡	市 町	被災遺跡
気仙沼市	37	東松島市	59	七ヶ浜町	34	岩沼市	10
南三陸町	32	松島町	46	多賀城市	14	亘理町	9
女川町	33	利府町	5	仙台市	39	山元町	22
石巻市	74	塩竈市	66	名取市	39	合計	519

表3-5 沿岸市町の津波被災遺跡数（2）

No.	沿岸市町名	遺跡数		遺跡面積 (㎡)		個人住宅・零細企業数		中小企業数		大企業数	
		うち住宅がある遺跡		うち宅地等面積		遺跡内	隣接地	遺跡内	隣接地	遺跡内	隣接地
1	仙台市	39	32	1,323,501	437,768	227	50	30	47	5	5
2	塩竈市	66	16	277,938	24,588	33	34	1	0	6	6
3	名取市	39	32	3,502,938	776,868	346	83	26	4	8	0
4	亘理町	9	9	128,462	5,607	109	25	0	0	0	0
5	山元町	22	19	572,506	74,826	68	92	0	0	1	0
6	岩沼市	10	5	797,812	381,656	189	31	0	1	1	0
7	松島町	46	13	273,988	41,181	113	52	5	1	4	0
8	多賀城市	14	13	760,125	350,832	193	114	33	14	14	1
9	七ヶ浜町	34	15	311,312	38,543	56	40	0	0	3	0
10	利府町	5	1	81,125	7,000	5	4	0	0	0	0
11	気仙沼市	37	28	751,562	120,662	169	128	3	1	1	0
12	南三陸町	32	22	519,975	60,748	63	36	0	2	0	0
13	石巻市	74	49	1,578,000	389,026	665	349	43	28	3	3
14	東松島市	59	33	1,214,000	132,757	99	72	4	4	0	7
15	女川町	33	25	631,688	119,232	247	150	15	8	1	1
合計	519	312	12,724,932	2,961,294	2,582	1,260	160	110	47	23	
					3,842		270		70		

### 第3節 展示施設・収蔵施設等

東日本大震災の地震による激しい揺れと沿岸部を襲った津波は、数多くの文化財・美術作品を収蔵・展示する博物館・美術館および収蔵施設に大規模な被害をもたらした（表3-6）。被害規模の大小はあるが、地震による揺れで展示資料や収蔵庫内の資料の転倒、落下による破損、津波による資料の水損や汚損、さらに展示・収蔵庫そのものの破壊による大規模な被害が県内の広範囲で見られた。これらの中で主な被災施設等について、以下とりあげる。

#### 〈石巻文化センター〉（石巻市）

文化センターでは地震と同時に停電し、非常用発電機が作動して必要最小限の灯りがともるだけの状態になっていた。その後最初の大きな津波が旧北上川側から押し寄せた。外側の扉・ガラスが破れて館内に流れ込み、最大の高さは床面から3mを越えていた。館内の扉も全て破れ、各部屋に海水が流れ込んだ（写真3-27・28）。

その結果、1階部分は第一収蔵庫を除いて、壊滅的な被害を受けた。ロビーには軽自動車が流れ着き、製紙工場のストックヤードから、大量の半製品が流れ込んで、紙の繊維があちこちにこびりついていた。これらにより多くの博物館資料と、これまでの調査研究の資料が甚大な被害を被った。ただし、重要文化財を含む毛利コレクションの主要な部分が収められていた第1収蔵庫だけは、以前に扉を頑丈なものに取り換えていたことが功を奏し、床上2cm程度の浸水で済んだ。



写真3-27 津波が引いた後の石巻文化センターの外観

一方、第2収蔵庫は美術資料を収蔵していたが、外開きの扉が内側に倒伏し、収蔵庫前に置かれてあった梱包資材や、外部の製紙工場から流れ着いた紙製品などが流れ込んでいた。幸いにも流出した資料はほとんどなかった。しかし、もともとは車庫であったところを改修した民俗資料収蔵庫は外壁が破れ、相当数の民俗資料が流出してしまった。

資料整理室にはこれまでの調査研究によるデータが収められていたが、窓が1箇所破れそこから海水が流入したことにより、それまでの調査データは全て水没した。2階以上は地震の被害が若干あったが、展示室では免震台の導入や、資料のテグス止等の耐震対策を積極的に行っていたこともあり、大きな被害は見られなかった。また2階収蔵庫も、固定棚が傾くなどの被害があったが、上部を鉄のアンクルで相互に連結して転倒防止を図っていたために、完全な倒伏は免れた。



写真3-28 開口部から押し寄せた瓦礫

#### 〈奥松島縄文村歴史資料館〉（東松島市）

当資料館には、展示遺物のほかに接合復元された土器や骨角器、再整理途中の資料を収蔵していたが、地震による大きな揺れによって復元した土器は壊れ、棚の上や床に平積みしていた整理用コンテナも崩れて散乱する状態となった。幸いにも津波による影響は少なく、展示ケースや収蔵庫までは及ばずに済んだ。

一方、野蒜の民俗資料等収蔵兼展示施設（野蒜文化財収蔵庫）の被害は大きく、津波は天井まで押し寄せた。隣接する野蒜小学校の体育館は、避難してきた人々が津波に襲われ、約20人もの人々が犠牲になった場所である。文化財収蔵庫の建物周辺には住宅や自動車等が流れ着き、大量の瓦礫が山になっていた。平積みしていた整理用コンテナは崩れて転倒し、一部は屋外に押し出された（写真3-29・30）。

表 3-6 被災展示施設等

番号	展示施設等	所在地	設置主体	種別	被災
1	石巻文化センター	石巻市	石巻市	類似	水損
2	石ノ森萬画館		石巻市	類似	水損
3	宮城県慶長使節船ミュージアム		宮城県	相当	水損
4	おしかホエールランド		石巻市	類似	水損
5	雄勝硯伝伝統産業会館		石巻市	類似	水損
6	岩沼市ふるさと展示室	岩沼市	岩沼市	類似	水損
7	大崎市立松山ふるさと歴史館	大崎市	大崎市	相当	地震
8	大崎市古川出土文化財管理センター		大崎市	類似	地震
9	大崎市田尻郷土資料室		大崎市	類似	地震
10	旧有備館及び庭園		大崎市	類似	地震
11	女川町公民館展示室	女川町	女川町	類似	地震
12	マリンバル女川		女川町	類似	水損
13	角田市立郷土資料館	角田市	角田市	類似	地震
14	栗原市立一迫山王ろまん館	栗原市	大崎市	類似	地震
15	唐桑漁村センター	気仙沼市	気仙沼市	類似	水損
16	リアスアーク美術館		気仙沼市・本吉郡行政事務組合	相当	地震
17	エースポート展示室		気仙沼市	類似	水損
18	岩井崎プロムナードセンター		気仙沼市	類似	水損
19	宮城県美術館	仙台市	宮城県	登録	地震
20	仙台市博物館		仙台市	登録	地震
21	仙台市歴史民俗資料館		仙台市	類似	地震
22	富沢遺跡保存館		仙台市	類似	地震
23	仙台市科学館		仙台市	登録	地震
24	東北大学総合学術博物館		東北大学	類似	地震
25	東北学院大学博物館		東北学院大学	相当	地震
26	福島美術館		社会福祉法人共生福祉会	相当	地震
27	青葉城資料展示館		宮城県護国神社	—	地震
28	東北歴史博物館		多賀城市	宮城県	登録
29	多賀城市埋蔵文化財調査センター	多賀城市		類似	水損
30	奥松島縄文村歴史資料館	東松島市	東松島市	類似	水損
31	南三陸町立民俗資料館	南三陸町	南三陸町	類似	地震
32	南三陸町ひころの里展示室		南三陸町	類似	地震
33	南三陸町自然環境活用センター		南三陸町	類似	水損
34	南三陸町立歌津魚竜館		南三陸町	類似	水損
35	村田町歴史みらい館	村田町	村田町	類似	地震
36	涌谷町立史料館	涌谷町	涌谷町	類似	地震
37	亶理町郷土資料館	亶理町	亶理町	類似	水損



写真 3-29 2階まで被害を受けた野蒜文化財収蔵庫



写真 3-30 崩壊した整理用コンテナ

〈岩沼市ふるさと展示室〉（岩沼市）

ふるさと展示室の外部資料収蔵施設として使用していた下野郷学習館と二ノ倉海浜プール敷地内の漁具収蔵施設が津波被害を受けた。下野郷学習館は、海岸から約3kmの地点にあり、主に民俗関連資料と古書籍を収蔵していた。内部は床上60cmほどが浸水し、多数の収蔵資料が水損した（写真3-31）。幸いにも資料の流失は免れたが、文化財担当職員も災害対応に即して物資輸送や、被災者支援、炊き出し業務等に従事することが最優先とされ、被災状況を把握できたのは4日後であった。さらに水道の復旧までに時間を要したこともあり、被災資料の応急措置作業はなかなか進まなかった。



写真 3-31 津波被害を受けた下野郷学習館

一方、海岸線からわずか70mの位置にあった漁具収蔵施設は、建物そのものが津波の被害を受けて全壊し、収蔵資料は全て流失するなどの壊滅的な被害を受けた。こちらは地区全体が行方不明者捜索のために立ち入り制限がなされていたこともあり、被災状況の確認が行われたのは、震災後30日が経過してからであった。

〈歌津魚竜館〉（南三陸町）

歌津魚竜館は、南三陸町歌津管の浜漁港防波堤のすぐ内側に立地しており、2階建の水産振興センターの2階展示室と、クダノハマギョリュウの露頭展示施設である魚竜館からなっていた。水産振興センターは津波により完全に水没し、窓やドアといった開口部は破られたものの、外壁が残ったことが資料標本の流出を防いだと考えられる。水産振興センター1階には大量の瓦礫が堆積したが、2階展示室および露頭展示施設への瓦礫流入は免れた（写真3-32）。水産振興センター2階展示室内では展示ケース等が浮遊、流動したと推定され、展示ケースの幾つかは1階屋上で発見された。展示資料標本の多くは、転倒した展示ケース内や床に散乱していたという。



写真 3-32 水没した水産振興センター

4月4日以降、東北大学総合学術博物館が中心となって被害状況調査と残された標本の回収作業が進められたが、魚竜館屋外に展示してあった町指定天然記念物皿貝化石層群の化石の多くが流失してしまった。

## 第Ⅳ章 東日本大震災からの復旧に向けての緊急提言

震災から2ヶ月が経過した5月19日には、宮城県文化財保護審議会を開催した。審議会では委員に県内の指定文化財等の被害状況を報告するとともに、被災文化財の保護のための『緊急提言』についての検討を行った。そして6月3日には、宮城県文化財保護審議会から以下の『東日本大震災からの復興に向けての緊急提言—みやぎの文化の継承と発展のために—』とする“提言”がなされた。この緊急提言は、震災からの復興に際しての今後のあるべき郷土の姿を描く上で、文化財の果たす役割の重さとその保護の重要性について述べられたものであり、被災文化財の保存・保護を図るための重要なよりどころとなった。

---

### 東日本大震災からの復興に向けての緊急提言

—みやぎの文化の継承と発展のために—

宮城県文化財保護審議会  
平成23年6月3日

#### 文化財を巡る状況

今回の東日本大震災は沿岸地域を中心に、東北・関東地方に未曾有の被害をもたらした。宮城県内では9100名を越える尊い人命が奪われ、未だに5100名近い方々が行方不明となっている。文化財に関しても、国指定文化財、県指定文化財をはじめとし、300件近い多数の貴重な県民の財産が、流失し、倒壊し、損傷した。

住民に支えられ、地域の歴史の中に根付いてきた各地の社寺建築や仏像、古文書、史跡、名勝、天然記念物等はその多くが被害を受けた。大津波が来襲した海辺の集落では、守り伝えられてきた祭礼行事や民俗芸能などの担い手が被災し、無形の文化財が受けた被害も甚大であった。

#### 文化財の意義

こうした文化財は、私たちの先祖が大切に守り伝えてきたものであり、私たちが私たちの子孫に引き継いでいかなければならないものである。文化財の消失は、対象そのものが失われることのみならず、地域の人々が苦難を克服し、営々と築き上げてきた独自の文化、風土、絆、環境、そして未来に向けた新しい文化形成の基盤が失われることを意味している。

以上の認識をもとに、当審議会として、震災からの復興に際し、今後のあるべき郷土の姿を描く上で文化財の果たすべき役割と文化財の保護について次のことを提言したい。

#### 1 文化財を活かしたまちづくりの必要性

被災地では復旧作業とともに、復興に向けての取り組みが進められている。特に、津波被害を受けた市町の中には、一からのまちづくりが必要とされている地域もある。まちづくりにあたっては、耐津波、耐地震対策を中核に据えた「安全で災害に強いまちづくり」が最優先されなければならないが、それに加えて、宮城県文化芸術振興ビジョンにもとづく「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指し、豊かな自然と歴史、風土に培われてきた郷土の伝統的な文化を、県民の自信と誇りの源である共通の財産として、その育成、継承、発展を図る視点も必要である。

#### 2 復旧費用の確保

被災した文化財については、迅速かつ適切な復旧対策が求められる。民俗芸能等の無形の文化財については、被災により維持が困難となっている保存団体などもあり、担い手の育成に対する援助など、細やかな配慮を講じることが望まれる。その際、大きな課題となるのが費用の確保である。国・県・市町村により指定されている文化財については、補助制度が活用できる。しかし、被害が甚大で、所有者の

損害が文化財以外にも広く及ぶような場合は、費用の捻出が困難となり、文化財の復旧が遅れさらにはそれが不可能となる事態も憂慮される。復旧費用については、十分な予算を確保し所有者の負担軽減を図ることが必要である。また、現行で復旧に対する補助制度がない未指定の文化財についても、支援できる枠組みを検討することが望まれる。

### 3 特別名勝松島の景観保持

特別名勝松島に関しては、文化財としての価値が大きく損なわれることはなかったが、松島を守り松島とともに生きてきた地域社会は津波によって甚大な被害を受けた。被災者からは、低地を避けて丘陵部等への住居移転を希望する声が出ており、震災復興と保存管理のあり方を一体的に検討し、安全な住民生活と特別名勝松島の風致景観の両立を実現させるため十分な議論をすることが必要である。

### 4 埋蔵文化財の保護

復興工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査は、かなりの量にのぼると予想される。埋蔵文化財は、地域における太古からの人々の生活の証であり、地域、文化の基盤をなすものと言える。地域の再興には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力、歴史の継承が不可欠となることから、必要なスピード感の中で適正な発掘調査を行い、記録保存に努めることが求められる。発掘調査費用については、指定文化財修理の場合と同様に事業者の負担軽減を図る必要がある。また、調査員の全国的な支援を要請し、迅速に調査を実施できる体制を確保することが必要である。

### 5 被災文化財の緊急救済

今回の震災では、指定文化財に限らず多くの文化財が被害を受けた。文化財は、指定の有無によらず地域の文化遺産として他に替え難い固有の価値があるとの認識から、行政と関係団体・市民・ボランティアが一体となった文化財の緊急救済事業が実施されている。津波による水損、収蔵建物等の倒壊といった被害にあった文化財を緊急に搬出して応急処置を施し一時保管する「文化財レスキュー事業」、あるいは建造物の被害を診断し応急措置及び復旧に向けての技術的支援を行う「文化財ドクター派遣事業」が、文化庁主導のもと県教育委員会をはじめとする地元関係機関により実施されている。これらの事業は、応急的な措置として優れた効果をあげており、このような取り組みに対する一層の支援が望まれる。

### 6 震災の資料の収集と活用

今回の震災は人類が遭遇した未曾有の事象であり、甚大な人的被害を起こした自然災害である。再び人類が同じ悲しみに遭遇しないためにも、今眼前に広がる被災状況に関する種々の資料を整理して後世に伝えることは我々の責務である。そのために、今回の震災に関する資料を学際的視座から収集し、保管、分析、発信する営みが求められる。被災した地域はこれから復興への道筋を辿ることとなるが、その歩みを、過去の地域の姿と比較しつつ記録することが重要である。また、津波の痕跡の現地保存を図ることなどの検討も必要であろう。

### 7 県民のみなさまに

- (1) 県民のみなさまには、地域の復旧、復興にあたり文化財が果たす重要性和その意義をご理解いただき、文化財の保護・継承への取組みに対しても積極的に参加し協力していただきたい。
- (2) 文化財を所有する方々には、これまでも文化財の保護について格別のご理解とご協力をいただいていた。被災されご苦勞の多い日々であることを承知しつつも今後も引き続き文化財の保存と活用にご尽力いただきたい。

## 第V章 被災文化財等の復旧・復興への取り組み

### 第1節 指定文化財等

#### 1 被災文化財の修理・修復に向けて

県では指定文化財所有者や指定無形文化財の保存団体、国登録文化財所有者等が実施する被災文化財の修理・修復や再生事業に対して、適切な保存・保護のための指導・助言を行うとともに、国とともに経費を補助し、被災文化財の早期復旧を図っていくことになり、平成23年度から被災文化財の修理修復のための取り組みを行った。

##### (1) 国への要望

被災文化財の修理・修復費用は多額になるため、所有者及び補助を行う自治体の財政負担が大きくなり、文化財の修復が早急かつ十分に実施できない恐れがあったことから、県では国に対して、所有者及び県・市町村の文化財修復のための財政負担を軽減するために、国庫補助金の補助率の嵩上げと、補助対象事業の拡大、県・市町村の補助事業への特別交付税措置を要望した（平成23年4月8日『東日本大震災に対処するための特別立法を求める要望書』）。

**文化財の修復等にかかる経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ**

現行制度上、文化財の修復に対しては、国指定の文化財に限り1/2の国庫補助があり、激甚災害の場合は2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に文化財が壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、市町村指定の文化財及び登録文化財など従来は国庫補助の対象とはならない文化財や出土遺物収蔵庫についても修復費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

これら要望に対して、国庫補助金の補助率は災害復旧に係る文化財補助金の補助率の加算が行われ、補助対象経費の85%を上限とする、20%の加算率が取られることとなった。また補助対象事業は従来通りであったが、県及び市町村指定文化財を含めて、自治体負担分については80%の特別交付税が措置されることになり、（国指定で地方公共団体が所有するもので事業を実施したものは100%措置）財政負担の軽減が図られるようになった。

震災復興特別交付税と特別交付税		
指定区分	所有者（事業主体）	地方負担額への財政措置
<b>【震災復興特別交付税】</b> 国庫補助事業の対象となるもの		
・国指定	地方公共団体	× 1
<b>【特別交付税】</b>		
・国指定	個人・法人	× 0.8
・地方指定	地方公共団体	× 0.8
	個人・法人	× 0.8

##### (2) 県の対応

県としては国・県指定文化財に対しては従来の補助事業の枠組みで対応することが可能であるが、多くの被害が発生した市町村指定文化財及び国登録文化財に対する修理・修復の補助が行き届かない恐れがあるため、宮城県文化財震災復興基金を創設して、平成24年7月1日付けで、平成23年3月11日に遡って、個人法人所有の指定文化財および国登録文化財に対して、個人法人が負担する経費の四分の一以内の額を補助する補助事業を開始した。

## 宮城県文化財震災復興基金交付実施要領

## (趣旨)

第1 東日本大震災により被災した指定文化財等の修理・修復を図るため、被災文化財の所有者又は管理団体が行う文化財の修理・修復に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）、宮城県文化財保護補助金交付要綱（昭和57年6月1日施行）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2 宮城県内に所在する国・県・市町村指定及び国登録文化財の所有者又は管理団体で、東日本大震災により被災した文化財の修理・修復を行う個人・法人を対象とする。

## (補助対象事業)

第3 東日本大震災により被災した国・県・市町村指定及び国登録文化財の修理・修復を補助対象とする。この要領施行以前に事業を着手したのものについても遡及適用する。ただし、宮城県教育庁文化財保護課にて被害状況が確認されているものに限る。なお、国登録文化財において、同一敷地内にて二以上の修理・修復を行う場合は、これを合算して一事業とする。

## (補助対象経費)

第4 補助対象文化財の修復にかかる経費のうち、国・県・市町村からの補助金がある場合はその金額を除いた金額を補助対象経費とする。

## (補助金額)

第5 補助対象経費の4分の1以内（千円未満切り捨て）の額。ただし、市町村指定文化財は3,000千円、国登録文化財は1,500千円を上限とする。なお、国・県・市町村以外からの助成金・寄付金がある場合は、補助対象経費からこれらを控除した額を上限とする。

## (補助金交付申請、実績報告及び請求等)

第6 交付申請等の各手続きは、補助金等交付規則及び宮城県文化財保護補助金交付要綱に基づき行うものとする。

## 附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

## 2. 災害復旧補助事業等

国・県の補助事業として被災文化財の修理・修復事業を実施し、平成27年度末段階で国指定文化財23件、県指定文化財21件、市町指定文化財46件、国登録文化財6件の修理・修復を終えている（表5-1、図5-1）。

## (1) 補助事業実施の実例

これらの数多くの支援事業の中で特に特徴的なものをあげておく。

〈木造不動明王坐像〉（登米市：国指定重要文化財美術工芸品）

寄木造の仏像であるため、地震の揺れによって、木材をつないでいるはぎ目の離れが全体的にみられた。中でも最も大きな被害は、右腕臂のはぎ目が大きく開いたことにより、臂から先の部分が垂れ下がり、崩壊の危険性や持物の剣が倒れる危険性が生じた。また両脇侍である二童子は転倒し、著しく損傷した。

震災直後から、地域では「不動明王像平成の大修復事業実行委員会」が組織され、地元が一丸となつての協力体制が整えられた。またそれに呼応し、地域外の信者・参詣の方々からも多くの賛同の声と支援をいただき、震災後1年も経ぬうちに、国・県・市の補助を受けて「平成の大修理」として事業を始動することとなった。修理のために京都に運び出される際には、1月という厳寒の中、たくさんの方々がお見送りをした（写真5-1）。

表5-1 被災文化財等修復補助事業（県費）件数

※県費（震災復興基金事業も含む）補助事業の件数

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
国指定	18	12	4	2	0	0
県指定	7	11	4	1	1	0
市町指定	0	38	9	3	2	6
国登録	1	3	0	2	1	6
計	26	64	17	8	4	12

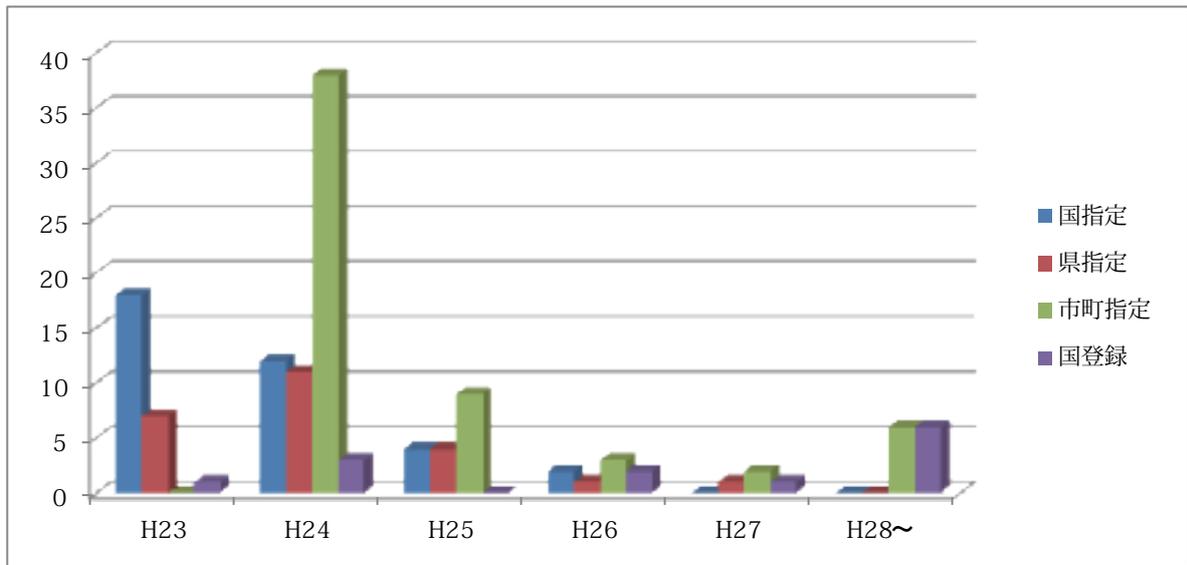


図5-1 被災文化財等修復補助事業（県費）件数

仏像は京都にある公益財団法人美術院国宝修理所に運ばれ、伝統的な技術を用い、数多くの国宝・重要文化財の修理を経験している、卓越した技能をもった方々の手によって行われた。まずは全体的に寄木部分のはぎ目が緩んでいるために、多くの部材の解体が行われた。損傷が激しい右腕は本体から取り外され、さらに上腕部と臂部に解体された（写真 5-2）。

臂の接合面の緩みが目立つため、接合面の隙間に薄い板を入れて補強し、その隙間には漆を充填して、しっかりと固定した。



写真 5-1 多くの人に見送られて修理所へ



写真 5-2 解体修理の途中

震災後、約3年が経過した平成26年3月6日、長期にわたる修理事業を終えて再び不動明王像は不動堂に戻り、遷座開眼法要が厳かに営まれた。その後4月25日からは、地元をはじめとする多くの方々からの支援に感謝するとともに、東日本大震災からの復興と、人々の心の安寧を祈願するための「横山不動尊春祭」が開催され、たくさんの人々で賑わいを見せた。

#### 〈雄勝法印神楽〉（石巻市：国指定重要無形民俗文化財）

雄勝半島は山が海に迫るリアス式の地形であったため、各浜の集落は壊滅的な被害を受けた。雄勝法印神楽の保存団体の拠点であり、面や衣装が保管してあった葉山神社・石神社も津波に呑み込まれ、ほぼ全ての面・衣装・道具が流出してしまった。

震災により浜も神社も、そして神楽の面や衣装・道具も壊滅的な被害を受けた中、保存会が立ち上がり、平成23年5月には、残った道具を使用して避難所での神楽の奉納にこぎつけた。公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の支援により、面や衣装等の用具一式の修復、再現が進められた。また、文化庁の補助事業により、面のレプリカ作成が行われた。面や衣装の修復には、地域はもとより日本各地の人が協力してくれた。これらにより例大祭を行えるようになった神社も増え、地域の復興と共に以前の姿を取り戻しつつある。しかし、神楽で使用する面や衣装の損害はあまりにも大きかったため、震災以前の状態にはまだ至っていない。

平成27年9月、神楽の保存・継承の拠点となる葉山神社の高台への移転工事が日本財団等からの支援を受けて完成し、遷座祭、御社殿竣工奉祝祭が執り行われた。そこでは秋晴れの空のもと、新装なった社殿の脇で、雄勝法印神楽の全てにあたる24演目が披露された（写真5-3・4）。

一方で、雄勝地区は高台移転が想定されており、浜ごとの社殿の再建や、避難のために雄勝から転出した住民が再び戻り神楽を継続できるか、といった課題も存在する。



写真 5-3 復旧した社殿の脇で舞われた神楽



写真 5-4 復旧した社殿の脇で舞われた神楽

#### 〈仙台城跡〉（仙台市：国指定史跡）

今回の震災で、本丸北西、西門、中門、清水門の各石垣と、大手門北側土堀び石垣、本丸東側崖地などが損壊・変形する被害があった。中でも全長約200mに及ぶ本丸北西石垣では、全部で3か所、合わせて約



写真 5-5 地震により崩壊した石垣



写真 5-6 崩壊した石を記録をして移動

60 mが大規模に崩落した（写真 5-5）。

平成 23 年 12 月から復旧工事に着手し、翌 24 年 7 月から石垣の解体工事を開始した。崩落した個所では、石の周囲の土を取り除き、石の一つ一つに番号を付け、正確な位置を記録しながら移動させた（写真 5-6）。その後、崩れる前の写真等と見比べて、石が元あった場所を特定していった。石は重量があるため、崩壊の際は周囲に転がること無くほぼその真下に崩れたが、石の上下関係の把握が困難であった。特徴ある形の石や、苔があったりや色調の違う石があると作業ははかどるが、正確な位置を定めるのに時間を要した。石積みにあたっては江戸時代以来の伝統工法で積み直すこととし、重機も使用しながらも、一つ一つ石工の手によって積み上げられていった（写真 5-7）。また、道路に面した石垣の一部では、危険防止のために裏込めにネットを敷設するという現代工法による補強も施している。

石垣部分の復旧工事は、平成 27 年 2 月 17 日に完了した（写真 5-8）。石垣復旧工事と並行して行われていた市道仙台城跡線の復旧工事及び道路改良工事も完了し、2 月 25 日、通行が再開されることとなった。



写真 5-7 一つ一つ積み上げていく



写真 5-8 完全復旧した石垣

〈旧有備館および庭園〉（大崎市：国指定史跡及び名勝）

主屋 33 本の柱のうちの 30 本が折れ、茅葺屋根が建物部分を完全に押しつぶすような形で倒壊した（写真 5-9）。14 枚あった欄間も 10 枚が損壊を受けた。附属屋は倒壊を免れたものの、壁の亀裂や屋根に被害が及んだ。また、庭園の各所に地割れや陥没、池の護岸の崩落等の被害が見られた。

復旧工事を行うにあたっては、文化財としての価値を損なうことのないようにするため、倒壊した部材であっても、極力再利用を図ることとした。そのため、建物の解体にあたっては、ひとつひとつの部材を慎重に取り外し、記録をとって、再び同じ場所に復元できるようにした（写真 5-10）。



写真 5-9 倒壊した主屋



写真 5-10 屋根の解体作業



写真 5-11 工事見学会に押し寄せた人々

また、折れて欠損してしまった部材も、埋木や継木などで繕い、構造上支障のない範囲でかつての部材を再利用した。旧有備館の倒壊とその後の復旧工事は大きな反響をよび、大崎市が開催した工事見学会の際には、多数の見学者が押し寄せ、茅が葺きあがったばかりの屋根に大きな感動の声が寄せられた（写真 5-11）。入れ替えた欄間は「古色仕上げ」の手法で黒色に塗り、景観との調和に配慮した。主屋倒壊の原因の一つが、柱の細さや壁の少なさにあったため、耐震補強工事として、来館者の目に触れない部分に鉄筋コンクリートの布基礎や3基の鉄骨フレーム・鉄筋ブレースも設置し、震度6～7の揺れに耐えられるように施工した。平成27年3月に外観の工事が終了し、旧有備館および庭園の復旧工事が完成した（写真 5-12）。よく見ると、再利用した黒い部材と今回新しく補った白い部材の部分の違いが見られるが、これは震災の記録として被害を受けた箇所がわかるようにしたためである。



写真 5-12 復旧した旧有備館および庭園

#### 〈旧石巻ハリストス正教会教会堂〉（石巻市：市指定有形文化財）

この教会堂は二階天井付近まで津波に覆われたが、幸いなことに窓がすぐに破れたこと、移築時に基礎を緊結していたことのために、中州にある建物が石ノ森萬画館以外全て流された中で、何とか流されずに残ることができたのは、まさに奇跡といえる状態であった（写真 5-13・14）。



写真 5-13 瓦礫が押し寄せた教会堂



写真 5-14 建物内部の被害状況

この教会堂は、建築史的な面だけではなく、多くの信徒が訪れているという現状が物語るように、明治から昭和にかけてこの地方の精神的支柱として重要であり、震災までは中洲のシンボリックな存在であった。昭和53年(1978)の宮城県沖地震によって大きな被害を受け、一時は解体が決まったものの、地元の建築関係者らの保存運動により、同年に現在地の中洲に移築されて市へ寄贈され、のちに市の文化財に指定されたという経緯がある。

現在は倒壊の恐れがあるため、一時的に解体して部材は保管され、現地に再び復元される時を待っている。今回の被災後も再び「市民の会」が結成され、復元を願う活動が繰り広げられ、石巻市でも平成27年(2015年)に実施設計に着手し、翌年度に完成させる計画がある。

#### 〈男山本店ほか〉（気仙沼市：国登録有形文化財）

津波においては、男山本店店舗は漁船が衝突したことで一、二階部分が倒壊し、三階部分だけが瓦礫の上に残される形となった（写真 5-15・16）。角星店舗は一階店舗が全壊し二階部分のみが敷地の奥に流されて残存した。

この他にも、隣接するこの気仙沼内湾地域には国登録文化財の武山米店・店舗があり、同様に一階店舗が

損壊し外壁が破損した。また、三事堂ささ木店舗は津波により床上浸水、外部の壁や内部に被害を受けた。小野健商店土蔵は壁が剥落し軸部の傾斜がみられるなど大きな被害を受けた。

このような大規模な被害に対して、男山本店、角星店舗、武山米店、三事堂ささ木、小野健商店土蔵に関しては、文化財保護・芸術研究助成財団やワールド・モニュメント財団が協力して立ち上げたSOC(東日本大震災被災文化財復旧支援事業)の援助をうけ、応急処置や補強工事が行われた。しかし、現在でも応急的に元の位置に曳き家して戻し、シート等で養生した状態のままのものもあり、本格的な修理や復興には周辺地域の嵩上げ計画やまちづくりの計画の策定が必要であることから、まだまだ時間と費用が必要な状態である。



写真 5-15 2階部分が倒壊した男山本店



写真 5-16 シートで保護されたままの状態

### 3 被災1年4ヶ月後の対応状況

県では、平成24年7月に当時の段階での文化財被災対応状況を県内各市町村に照会し、同年9月までに1市を除く34市町村から回答を得た。以下は、その調査結果の分析をまとめたものである。

なお、調査対象は平成23年3月当時に国・県・市町村にて指定・選定・選択・登録されていた文化財とし、地域を定めない天然記念物は除いている。また、各市町村からの回答をもとに算定しているため、下記の複数市町にまたがる文化財については回答並びに件数が重複しており、件数等が他の公表資料とは一部異なる。

特別名勝松島：塩竈市・東松島市・利府町・松島町・七ヶ浜町

史跡岩切城跡：仙台市・利府町

宮城県指定有形民俗文化財カマ神：多賀城市・塩竈市・登米市

#### (1) 文化財類型による被災率(表5-2)

指定文化財総数に対する被災指定文化財の割合				19.01% (276/1452)
有形文化財(建造物)	65.61% (103/157)	有形文化財(美術工芸品)	9.73% (54/555)	
無形文化財	0.00% (0/6)	有形民俗文化財	12.90% (4/31)	
無形民俗文化財	11.76% (22/87)	史跡・史跡及び名勝	26.50% (62/234)	
名勝	52.63% (10/19)	天然記念物	7.99% (21/263)	
選定文化財総数に対する被災選定文化財の割合				
保存技術	0.00% (0/1)			
選択文化財総数に対する被災選択文化財の割合				
記録作成文化財	40.00% (2/5)			
登録文化財総数に対する被災登録文化財の割合				
有形文化財(建造物)	57.14% (64/112)	有形文化財(美術工芸品)	20.00% (6/30)	
民俗文化財	0.00% (0/7)	記念物	0.00% (0/3)	

母数が50を超える文化財の中で平均以上となるのは、指定では有形文化財(建造物)65.61%、史跡・

史跡及び名勝 26.50%、登録では有形文化財（建造物）57.14%である。以下、指定及び登録の有形文化財（建造物）を中心に対処等の傾向を分析する。

## (2) 被災指定有形文化財（建造物）と被災登録有形文化財（建造物）の修復着手率（表 5-3）

被災文化財総数：「被害あり」の総数

修復着手：「被害あり」のうち、「完了」と「実施中」の合計%

修復未着手：「被害あり」のうち、「計画中」と「目処たたず」の合計%

	全被災指定文化財	被災指定有形文化財（建造物）	被災登録有形文化財（建造物）
修復着手済み	53.99% (149/276)	49.51% (51/103)	35.94% (23/64)
修復未着手	25.72% (71/276)	26.21% (27/103)	39.06% (18/64)
経過観察中	18.12% (50/276)	22.33% (23/103)	25.00% (16/64)
指定登録解除	2.17% (4/237)	1.94% (2/103)	10.94% (7/64)

被災指定有形文化財（建造物）の修復着手率・未着手率は全被災指定文化財の割合とほぼ同程度である。それに対し被災登録有形文化財（建造物）は着手率が低く、また未着手率は高い。被災登録有形文化財（建造物）は被災指定有形文化財（建造物）に比して着手が遅れていることがわかる。

## (3) 被災した国・県・市町村指定有形文化財（建造物）の修復着手率（表 5-4）

	国指定有形文化財（建造物）	県指定有形文化財（建造物）	市町村有形指定（建造物）
修復着手済み	73.69% (14/19)	30.77% (8/26)	50.00% (29/58)
修復未着手	10.53% (2/19)	42.31% (11/26)	24.13% (14/58)
経過観察中	15.79% (3/19)	26.92% (7/26)	22.41% (13/58)
指定登録解除	0.00% (0/19)	0.00% (0/26)	3.45% (2/58)

国指定に比して県指定・市町村指定の着手が遅れていることがわかる。

※ 県指定の未着手物件は、計画もほぼ固まり、着手間近というものがほとんどである。

※ 逆に市町村指定・登録有形の計画中のなかには「修復は考えているのだけれど…」というものも含まれており、限りなく「目処たたず」に近いものもある（この点、うまく回答が得られなかったことが項目設定の反省点である）。

以上、(2)と(3)をまとめると、被災した県指定・市町村指定・登録有形文化財（建造物）の修復未着手率はおおむね30~40%であり、被災指定文化財全体（25.72%（71/276））からみても遅れが出ていることがわかる。

## (4) 修復の目処のたたない文化財

被災した指定文化財で14件（被災指定文化財全体の4.71%）報告され、このうち7件が建造物である。なお、登録有形文化財（建造物）でも1件が報告されている。

## (5) 被害未確認の文化財

指定文化財で37件（指定文化財の2.55%）が被害未確認であり、うち35件が市町村指定である。指定有形文化財（建造物）でも市町村指定3件が未確認である。また、登録文化財（建造物）では4件の被害確認ができていない。

## (6) 指定有形文化財（建造物）所有者・管理者が「個人法人」と「行政等」による対応の違い（表 5-5）

	個人法人	行政等
修復着手済み	45.21% (33/73)	60.00% (18/30)
修復未着手	23.29% (17/73)	33.33% (10/30)
経過観察中	28.77% (21/73)	6.67% (2/30)
指定登録解除	2.74% (2/73)	0.00% (0/30)

修復着手は、個人法人所有・管理より行政等所有・管理のほうが高く、未着手も同様である。両者の違いが如実に表れるのは、経過観察中の割合である。個人法人所有・管理の指定文化財（建造物）では、やむを得ず経過観察とするものもあり、一方で行政等所有・管理では速やかな対応ができているものと思われる。

(7) 登録有形文化財（建造物）所有者・管理者が“個人法人”と“行政等”による対応の違い(表5-6)

	個人法人	行政等
修復着手済み	27.78% (15/54)	80.00% (8/10)
修復未着手	33.33% (18/54)	0.00% (0/10)
経過観察中	29.63% (16/54)	0.00% (0/10)
指定登録解除	9.26% (5/54)	20.00% (2/10)

行政等所有・管理の登録文化財（建造物）はすべて修復着手あるいは登録解除手続き中であり、何かしらの対応がなされている。一方、個人法人所有・管理では対応が遅れており、個人法人所有・管理の指定文化財（建造物）に比しても修復着手率は低い。

#### 4 現状と課題

##### (1) 長期にわたる復旧事業

震災発生から5年が経過し、数多くの文化財が修理・修復を果たしてきた。しかし、中には平成32年度までその期間が必要とされる文化財も存在する。修復工事未着主の状態が長期にわたれば、被害を受けた箇所の劣化がさらに激しくなっていく。工事経費負担の問題や、工事技術者数の絶対的不足といった、多くの問題を抱えているが、一刻も早い修理事業の完了が求められる。

##### (2) 多額の所有者負担

文化財は広く国民の宝であるが、その修理修復は基本的には所有者が負担すべきものである。しかし、今回の大震災のような大規模かつ被害額が大きい文化財被害の場合は、所有者そのものの生活・生業も大きな被害を被っている。このような状態の中で、文化財修理に係る補助事業も、嵩上げ対応がなされてきたが、これも国指定文化財のみである。県でも基金事業を立ち上げて対応しているが、それでも所有者の負担は深刻なものがある。そのため、修理費用がまかなえず、現段階で修理事業に着手できていない市町指定文化財や、軽微な応急措置で留まっている文化財が少なからず存在する。

##### (3) 未指定文化財の修理・修復

未指定文化財に対しては、個人の財産および政教分離の原則ということもあり、行政的にはなかなか支援が難しいことが多い。特に動産文化財については、修理後の所有権移動も考えられるため、なかなか支援しづらいことも事実である。しかし、これら未指定文化財の中にも貴重な文化財は多数存在するものであることから、保護継承のためにも文化財指定を進めることも必要であろう。

## 第2節 復興事業と特別名勝松島

### 1 復興事業と特別名勝松島の保存管理計画との両立のための基本方針・体制

#### (1) 基本方針

平成23年3月29日、知事が特別名勝松島等の被災状況を視察した際に、県民から住宅再建のため高台への移転要望があったことから、3月30日、国に対して、住宅の高台移転等の事業に関し、現状変更許可基準の弾力的な運用を要望した。また、4月8日、知事が内閣総理大臣に対して「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を提出した。

県文化財保護課では、関係市町教育委員会の協力を得て、4月8日に関係市町の被災状況を調査した。また、文化庁調査官による現地調査が4月12日から4月14日に、文化庁長官の現地調査が4月28日から4月29日に行われた。同29日、県庁にて知事と文化庁長官の懇談が行われ、特別名勝松島の現状変更の弾力的な運用の要望に対する文化庁の方針が示された。文化庁の方針は、特別名勝松島の保護と被災された地域住民の生活再建の両立を図るための弾力的な運用を検討するため、有識者会議の設置を求めるものであった。これを受けて、有識者会議の設置等を検討し、構成員を関係市町の長、学識経験者等とした「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会（以下、検討会という。）」（巻末資料19・20）を設置し、特別名勝松島の文化的な価値と復興計画の両立のための基本方針等について検討を行い、以下のような『震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方 最終報告』（以下、『最終報告』という。）をとりまとめた。

#### 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方 最終報告

平成24年1月25日

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会

#### 1. 検討の背景・目的

特別名勝松島は、東日本大震災によって甚大な被害を受けた。そのため、指定地内においては、安全確保を前提とした住民の生活・生業の復興が急務となっている。宮城県では、平成23年3月30日の知事談話により、住宅の高台への移転等の復興事業に関し、国に対して特別名勝の現状変更等の許可基準の弾力的な運用を要望した。

これを受け、同年4月28日に文化庁長官から特別名勝松島の管理団体である宮城県に対し、特別名勝松島の風致景観上の価値と住民生活の復興との両立を図るために、宮城県の主催の下に、有識者等から成る会議を開催するよう提案があった。

宮城県教育委員会では、平成22年3月に『特別名勝松島保存管理計画』を改定し、平常時における保存管理の基本方針・現状変更等の取扱指針等を定めた。しかし、安全確保を前提とした住民生活の復興を喫緊の課題として捉え、震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立を図るために、改めて保存管理の理念、基本的な考え方を踏まえた基本方針を定めることとした。

そのため、宮城県教育委員会は平成23年6月21日に有識者、関係2市3町の市町長、宮城県の関係部局長から成る「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、文化庁の協力の下に検討を進めることとした。

#### 2. 検討の経過

本検討会では、6月21日の第1回会議において、被災状況及び地域の要望、特別名勝松島の価値、保存管理計画における保存管理の基本方針について確認し、震災復興と保存管理との両立を図るために必要な論点の整理を行った。

その後、7月に関係2市3町の教育委員会・復興関係部局の担当者による調整会議を2回開催し、第1回検討会において整理した論点に基づき、基本的な考え方及び基本方針の案を作成した。

上記の案に基づき、検討会は8月8日に開催した第2回会議において、震災復興と保存管理との両立のための基本的な考え方及び個別の復興事業における基本方針案について議論を行い、中間報告を取りまとめた。同時に、検討会は、個別の震災復興事業の計画策定にあたって、基本方針に基づく具体的な指針が必要であることを指摘した。

その後、基本方針に沿って各市町の震災復興計画の策定が進められてきたことを受け、11月の調整会議においては、各市町の震災復興計画と中間報告において示した基本方針との間の調整を行った。さらに12月の調整会議においては、個別の震災復興事業における具体的な指針として、「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針」案を作成した。

本検討会の最終回にあたる第3回会議は、12月26日に開催し、基本方針の最終案及び指針案の検討を行った。本報告は、検討会の第3回会議における議論の結果に基づく最終報告である。

#### 3. 最終報告（別紙1,2）

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関しては、別紙1において、総括的な方向性としての基本的

な考え方を示した上で、それに基づく個別の震災復興事業に関する基本方針を示した。また、別紙2においては、基本方針に基づく具体的な指針を示した。

基本的な考え方としては、①特別名勝松島の本質的価値を構成する基本要素としての自然的・人文的要素の考え方、②震災復興によって新たに造成される集落等の人文的な要素の考え方、③それらを踏まえた震災復興事業の全体計画である復興まちづくりの考え方、の3点についてまとめた。

基本方針としては、個別の震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立に関して、個別の論点ごとにまとめた。基本方針に基づく指針としては、個別の震災復興事業の実施にあたって配慮すべき具体的な事項についてまとめた。

4. 今後の方向性

震災復興事業は今後急速に具体化していくと考えられるため、本報告以降においても、本報告に示した事項を前提として、個別の復興事業と基本方針及び指針との調整を行う場を設ける必要がある。

特別名勝松島の保存管理をより望ましい方向へ進めるためには、基本方針と指針に基づきつつ、市町教育委員会、県教育委員会及び文化庁相互はもとより、復興事業担当部局及び都市計画部局との連携を深める必要がある。

(別紙1)

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方

- ①本質的価値を構成する自然的な基本要素は、現状維持あるいは原状復帰を原則とする。特にそれが最も良好に存在する特別保護地区は必ず保存する必要がある。住民の生活・生業・安全確保のために必要不可欠な復興が基本要素に係る場合は、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、周囲の風致景観との調和及び主要な展望地点（四大観：多聞山、扇谷、富山、大高森）からの眺望に配慮する。
- ②人々の活動が形成してきた人文的要素の復興にあたっては、安全確保を前提とし、施工時を含め、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を作り出すことをめざす。
- ③松島における生活・生業が、特別名勝松島の人文的な風致景観を形成していくという認識の基に、松島と共に育まれてきた地域の個性を継承する復興まちづくりを進めることが望ましい。

震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針

計画		論点	基本方針
①高台への住宅移転 規模・形態		場所の選定	特別保護地区は避け、可能な限り1B・2B地区を対象とする。1A・2A地区にせざるを得ない場合は、その範囲を復興事業にとっての必要最小限とし、可能な限り主要な展望地点（四大観）から見えないよう配慮する。
		規模・形態	集落の歴史的な成り立ち等を考慮した新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
②避難施設の整備	高台	場所の選定 規模・形態	場所の選定については住宅移転と同様とし、周囲及び主要な展望地点から見えないよう配慮する。規模は復興事業にとっての必要最小限とし、造成方法も地形の改変が最小限となるよう工夫する。
	低地避難施設	場所の選定 規模・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した意匠とし、新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
③防災林・防潮堤	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。また、海岸周辺の植生の保全を図る。
	移設 新設	場所の選定・ 形態	特別保護地区を避ける。海岸周辺の植生の保全と展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
④浜辺の作業場の新設		集落跡地の利用	作業場等は、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。跡地は荒蕪地とならないよう、耕作地、公園・緑地等への利活用を図る。
⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修		形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
⑥道路・鉄道	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
	移設 新設	場所の選定・ 形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
⑦被災農地の復興		跡地の利用	農地としての復旧を原則とするが、不可能な場合には、荒蕪地とならないよう、公園・緑地等への利活用を図る。

(別紙2)

震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針

計画	指針
①高台への住宅移転	<p><b>a 高台への集団移転</b></p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方                  : 移転を希望する被災者の住宅及び個人経営の事業所の他, 学校, 公民館, 病院, 福祉施設等, 集落又は市街地を維持していくために必要な公共施設等を含む。                  主要な展望地点からの眺望                  : 造成地, 建築物及び工作物の一部が見えざるを得ない場合には, 背後の丘陵の尾根線を超えず, かつ, 尾根線を分断しないこととする。                  地形造成                  : 造成地形の法面については, 周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し, 将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。                  : 特に, 工事中における作業用道路等は計画地内に設定することを原則とするが, 計画地外とせざるを得ない場合には, 丘陵の掘削及び樹木の伐採を極力避け, かつ造成終了後には原状に復旧することとする。                  風致景観への配慮                  : 樹木の伐採については最小限に留め, 造成地縁辺, 街路, 公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。                  : 造成後の建築物及び工作物に関する風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。</p> <p><b>b 災害公営住宅</b></p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方                  : 居住を希望する被災世帯数の他, 集会所等の必要施設を含む。                  主要な展望地点からの眺望                  : 住宅の高さが背後の丘陵の尾根線を超えないこととする。                  地形造成                  : 高台への集団移転と同様の取扱とする。                  風致景観への配慮                  : 平屋又は2階建を基本とし, 形態, 意匠, 色彩等については, ①-cに示す個人による1A地区への住宅移転と同様の取扱とする。                  : 樹木の伐採については最小限に留め, 造成地縁辺, 街路, 公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。</p> <p><b>c 個人による1A地区への住宅移転</b></p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方                  : 母屋の他, 倉庫, 車庫, 作業場, 庭等, 生活又は生業を営む上で必要なものを含む。                  地形造成                  : 地形に沿った造成とし, 改変を最小限に抑制したものとする。                  風致景観への配慮                  : 屋根については, 勾配屋根(寄棟造, 入母屋造, 切妻造)とする。また, 和瓦葺き又は金属板等の一文字葺きとすることが望ましい。色彩については, 無彩色又は彩度及び明度の低い濃茶系色等とする。                  : 外壁については, 広大な単一面とならないよう分節する。色彩については無彩色又は彩度及び明度の低い茶色, 黄土色, クリーム色等とする。                  : 周囲の樹木の伐採については, 最小限に留め, 必要に応じて敷地内に植樹を行う。                  : 外周に区画施設を設ける場合には, 生垣, 木塀, 黒又は濃茶系色のフェンス, 自然石による石積又は擬石ブロック塀等とする。</p>
②避難施設の整備	<p><b>高台・低地の避難施設</b></p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方                  : 想定される避難者数に基づく避難施設の他, 必要とされる施設及び誘導標識等を含む。                  主要な展望地点からの眺望                  : 施設等が見えざるを得ない場合には, 湾内の在来種を用いて周囲に植樹を行い, 可能な限り遮蔽する。                  地形造成                  : 可能な限り, 既存の平場又は施設を利用する。                  風致景観への配慮                  : 樹木の伐採については, 最小限に留める。                  : 施設における風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。</p>
③防災林防潮堤	<p><b>a 防災林</b></p> <p>風致景観への配慮                  : 端部が唐突に収束しないよう, 周囲の地形又は植生の遷移をも考慮し, 相互の連続性を確保する。                  : 樹種については, 耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ, 若しくは湾内の在来種から選択する。</p> <p><b>b 防潮堤</b></p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方                  : 津波シミュレーションの結果に基づいて設定された高さを原則とする。                  主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮                  : 防潮機能の確保と地形的な制約との調和を図り, 砂浜, 湿地, 丘陵, 海浜植生の保全にも配慮する。特別保護地区に接する位置において改修を行う場合には, 特に十分に配慮する。                  : 自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用, 陸側法面への覆土, 背後地への植樹等の工夫により, 長大な構造物が与える人工的印象及び圧迫感を低減するよう配慮する。</p>

④ 浜辺の作業場の新設	集落跡地の利用	展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 : 緑地として植樹する場合には、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ、若しくは湾内の在来種を選択するとともに、草本等の海浜植生の保全にも配慮する。 : 作業場の他、公園等の施設を設置する場合には、周囲の風致景観との調和に配慮した配置、形態及び色彩とする。 : 大規模な公共公益施設については、計画全体が風致景観に及ぼす影響をより軽微にできるよう配慮する。 : 建築物及び工作物における風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。
⑤ 漁港とその関連施設・防波堤の改修		主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 : 護岸及び岸壁については、自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、周囲への植樹等の工夫により、構造物の人工的印象を軽減するよう配慮する。 : 特別保護地区に接する位置において施設を設置する場合には、周囲の風致景観に特に配慮する。
⑥ 道路・鉄道		地形造成 : 避難路等の果たすべき機能の確保を前提とした上で、地形の改変が最小限となるよう経路を選択する。 : 法面については、周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し、将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。 主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 : 歩道、中央分離帯等に、湾内の在来種を用いて周囲の風致景観と調和のとれた植栽を行う。 : 標識、防護柵等の付帯施設については、明度及び彩度の低い濃茶色系の色彩とし、形態及び配置を含め相互に統一性を持たせる。統一性については、路線内又は地域内で保たれることが望ましい。
⑦ 被災農地の復興跡地の利用		風致景観への配慮 : 農地以外への利活用を行う場合には、集落跡地の利用と同様の取扱とする。

(2) 現状変更に係るその他の取扱い指針など

ア 「特別名勝松島 防潮堤の表面処理の考え方」(平成 24 年 4 月 27 日)

『最終報告』の基本指針により、防潮堤については、自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工夫の採用、陸側法面への覆土、後背地への植栽等の工夫により、風致景観との調和を図ることとしているが、災害復旧事業においては「原形復旧」を原則とし、広範囲の被害による財政的な負担を考慮する必要があることから、「防潮堤の表面処理の考え方」を具体的に示すこととなった。すなわち、特別保護地区と第1種保護地区(1A)における傾斜型の防潮堤について、“コンクリート平型ブロック等による表面処理を行うこと、防潮堤の背後地に植栽等が行われる場合には背面(陸側)の表面処理の工夫はしなくとも可とする”、また、特別保護地区と第1種保護地区(1A)以外に於いて、“可能な範囲で表面処理を行えるのであれば、実施することが望ましい”、とした。直立型については、いずれの保護地区においても“顔料による着色を行うことが望ましい”とし、その後、“近隣地に設置されている防潮堤の表面処理と調和を図ること”を付け加えた。

イ 「住宅新築等(陸屋根)の申請に対する方針について」(平成 24 年 6 月 14 日)

個人住宅の屋根等の形状について、保存管理計画では勾配屋根(切妻造、寄棟、入母屋。屋根勾配4~5寸程度。)を参考例としてあげており、『最終報告』では、個人による1A地区への住宅移転に関して、“屋根については勾配屋根(寄棟造、入母屋造、切妻造)とする”、としている。

震災後、再生可能エネルギー推進施策を受けて、ソーラーパネル設置に伴う陸屋根(勾配のない平らな屋根)申請の案件が出てきており、以後、こうした申請が増加することが予想されたことから、住宅新築等(陸屋根)の申請に対する方針・考え方を整理することとなった。つまり、陸屋根を認める場合には、○陸屋根にする相応の理由があること、○1C地区及び2B地区、第3種保護地区であること、○主要な展望地点及び海上からの眺望に及ぼす影響が小さいこと、○外構の他、色彩等の工夫により、特別名勝松島の風致景観に及ぼす影響を軽微にすること、といった要件を踏まえることとした。

ウ 「太陽光発電施設設置に係る現状変更等に対する取り扱い指針について」(平成 27 年 5 月 21 日)

震災後、行政の再生可能エネルギー推進施策を背景に太陽光発電施設の設置計画が増加し、中にはメガソー

ラーなど大規模な案件も協議に上がり、これらに対応するためのガイドラインが必要となった。そのため、2市3町の実務担当者による「特別名勝松島連絡協議会」において協議を進め、設置場所や規模・形態、緑化率などの考え方を整理し、太陽光発電施設に対する取扱指針をまとめた。後述の松島部会においてこの取扱指針を審議し、これを踏まえて当面の運用指針とした。

(3) 『権限委譲』について

ア 経緯と経過

特別名勝松島は指定範囲が広く、また多くの人々の生活の場ともなっていることから、現状変更の申請件数が他の史跡等に比べて多い。文化財保護法に規定されている一部の行為については県や市に許可権限が委

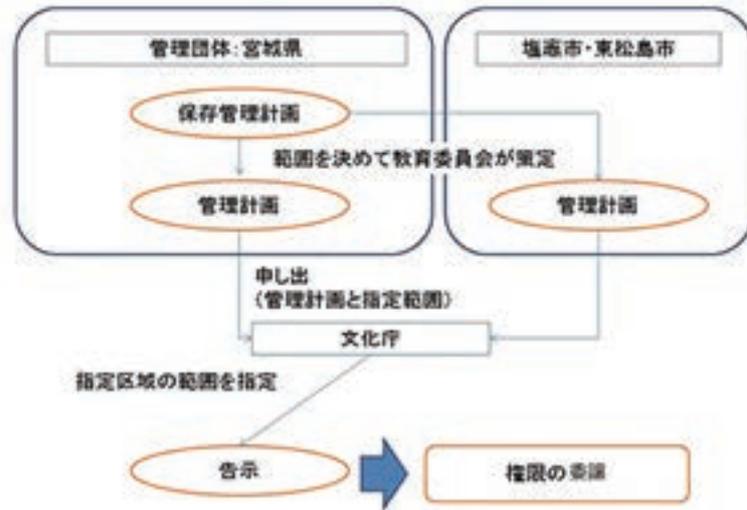


図 5-2 権限委譲までの流れ

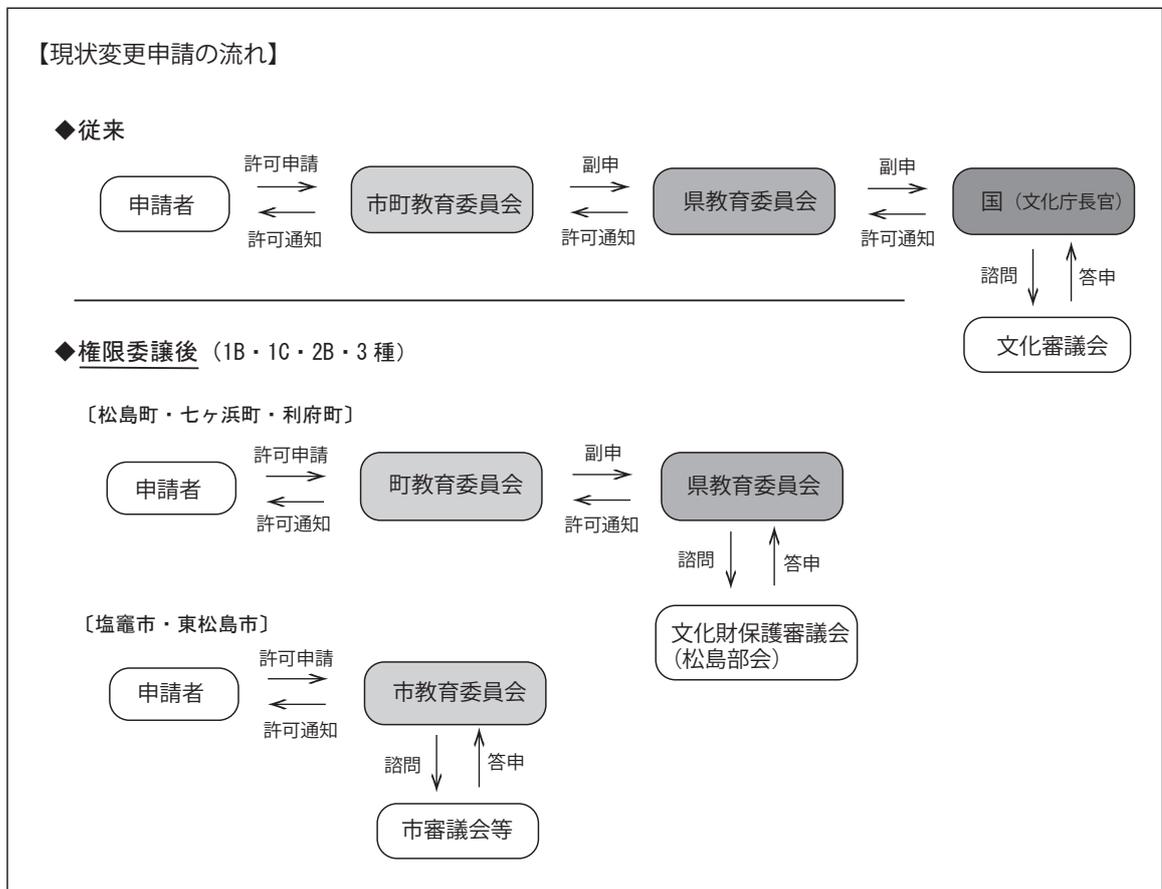


図 5-3 現状変更申請の流れ

譲（文化財保護法施行令第5条）されていたが、申請の大半は文化庁長官の許可案件であり、申請から許可までに1ヶ月から2ヶ月程度の期間を要していた。震災関連事業により申請件数が更に増加し、復旧・復興事業を迅速に進めるため、国からの権限委譲を早急に実現する必要があった。

平成25年1月30日に県・塩竈市・東松島市教育委員会から文化庁長官あてに『特別名勝松島管理計画』を申し出、平成25年4月1日付け『官報』（号外第69号）告示により、「1B・1C・2B・3種」の各地区について権限委譲を受けた。また、東松島市及び七ヶ浜町の高台移転地については、1A・2A地区に定められているが、これを1Bまたは2B地区と同じように取り扱うため文化庁長官に申し出を行い、平成26年3月25日付け『官報』（号外第63号）の告示により、同様に権限委譲がなされた（図5-2・3）。

イ 専門委員会等の設置

【宮城県】

県が権限委譲を受ける町域（松島町・七ヶ浜町・利府町）の許可処分等を適切に判断するため、宮城県文化財保護審議会に専門的組織として「松島部会」を設置し（平成25年4月1日）、申請案件を取り扱うこととした（表5-7）。委員は特別名勝松島に深く関わる分野（基本的要素である自然要素の関連分野：地形・地質、植生、景観など、付带的要素である人文的要素の関連分野：都市計画、歴史、歴史地理等）の学識経験者とし、当面は5名で構成（地形地質1・植生1・景観1・都市計画1・歴史1）することとなった（巻末資料21）。松島部会の開催は原則年6回（偶数月）とし、部会長決定は年12回（毎月）行うこととした。

表5-7 現状変更申請の取り扱い（宮城県）

現状変更の内容	地区区分	
	1B/1C/2B/3種地区	特別/1A/2A海面保護地区
『特別名勝松島保存管理計画』の取扱指針に照らして判断が必要なもの・定めないもの	松島部会で審議 県教育長が許可	文化審議会文化財分科会で審議 文化庁長官が許可
『特別名勝松島保存管理計画』の取扱指針で認められたもの	松島部会長が決定 県教育長が許可	文化審議会文化財分科会長が決定 文化庁長官が許可
文化財保護法施行令により、都道府県又は市の教育委員会が処理する事務とされたもの	教育委員会が決定 県教育長が許可	
文化財保護法により、許可申請不要とされたもの	許可申請不要	

【塩竈市】

専門組織は設置せず、既設の塩竈市文化財保護審議会において特別名勝松島の現状変更を調査審議することとした。審議会委員は7名で（条例により10名以内）、考古学2名、民俗学2名、都市計画1名、自然科学1名、有識者1名から構成されている。審議会は、調査審議すべき案件を踏まえて随時開催している。

【東松島市】

平成24年度に『東松島市特別名勝松島保存管理検討委員会』を設置。平成25年4月1日の権限委譲後、『東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会』に改めた。委員は7名（設置要綱により10人以内）で、学識経験者（考古学1、地形学1、植物学1、景観1、造園学1）と地域有識者2名で構成されている。委員会の開催は原則年6回（偶数月）とし、委員長決定は年12回（毎月）とした。

2 現状変更申請と傾向

(1) 地域別 申請件数の推移（H22～H27年度）

震災前、年間申請件数が150件を超えることは少なく、100件を下回る年もあった。

(H17：88件、H18：86件、H19：140件、H20：135件、H21：198件、H22：155件)

申請件数のピークは平成26年度の502件で、特に、塩竈市及び東松島市における増加率が顕著であり、

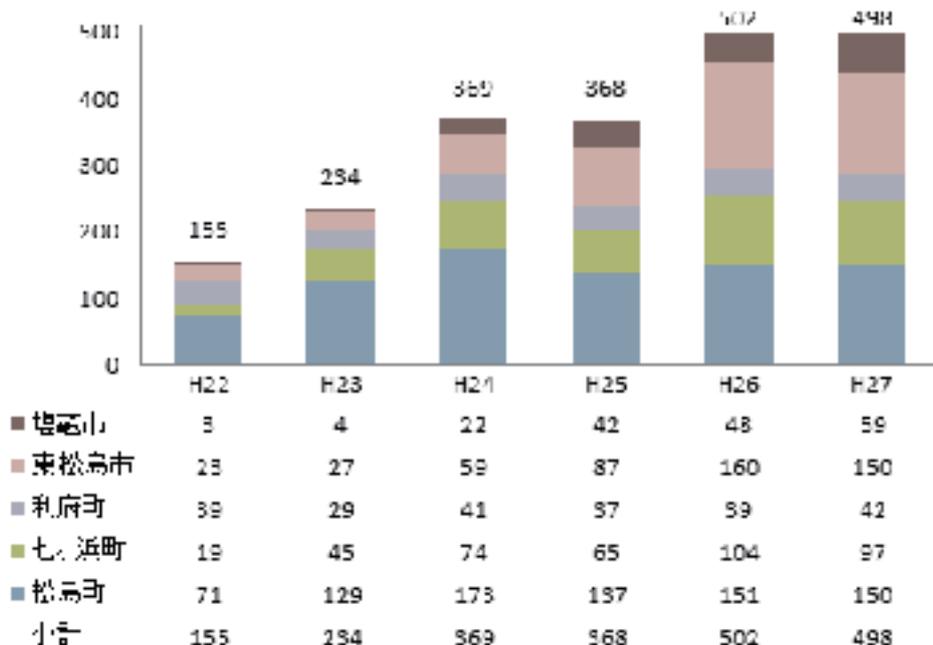
塩竈市では震災前の10倍以上の増となっている。塩竈市は、特に浦戸地区が津波により甚大な被害を受け、その復旧工事に関する申請件数が急増した(図5-4)。

また、震災前は松島町が最も申請件数が多かったが、平成26年度以降、東松島市における現状変更件数が松島町を上回ったことも特記すべきである。東松島市については、平成24年度から野蒜地区及び宮戸地区において高台造成が行われ、その造成工事が完了し、個人住宅等の再建が集中したことが件数増の一因である(※)。

※宮戸地区(月浜・大浜・室浜)・・・平成26年度整備完了

野蒜地区

・・・平成27・28年度整備完了予定



※市許可分(文化財保護法施行令)一部含まず

図5-4 現状変更申請件数

### (2) 事業別 現状変更の推移(H22～H27年度)

震災直後は個人住宅の再建に関する現状変更が多く、既存建物と同位置に建て替える案件が中心であった。その後、平成23年度末から平成24年度にかけ、農林水産施設の復旧が行われ、続いて防潮堤や港湾整備等に関する申請が増え、平成25年度以降は、各自治体で策定された防災計画等に基づき、避難道路、避難施設整備に係る申請が増加した。

平成26年度になると、高台造成や区画整理などが完了したことに伴い、住宅や災害公営住宅、あるいは新たな宅地や道路に付帯する電柱に係る現状変更が相次いで申請された。この傾向は翌27年度も同様であり、公共事業の申請は落ち着きを見せている(図5-5)。

なお、ここでは上記5項目以外の事業を「その他」として分類している。その例として、工事現場事務所の設置、用排水路の復旧、土砂仮置場の整備、宅地嵩上げや太陽光発電設備の設置などのほか、既に許可を得た現状変更の計画変更や期間変更の申請数(※)も計上している。「その他」についても震災関連事業に係る現状変更が多く、太陽光発電設備の設置など、震災前にはあまり事例がなかった事業も見られるようになった。

※計画変更及び期間変更件数

(H22: 11件、H23: 18件、H24: 39件、H25: 24件、H26: 40件、H27: 94件)

### (3) 地区区分別 現状変更の推移(H22～H27年度)

震災前は2B地区における現状変更が全体の半数程度を占め、特別保護地区や1A地区などの自然地形が

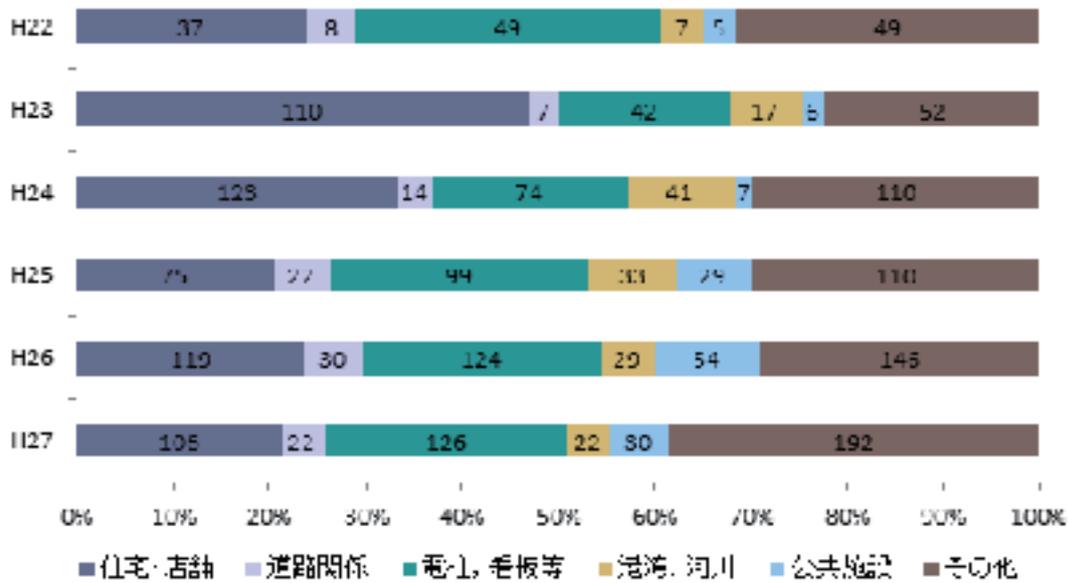


図 5-5 事業別現状変更の推移

良好に残る場所の現状変更件数は僅かであった。『保存管理計画』の「建築物の現状変更の取扱指針」では、これらの地区においては「建築物の新築は認めない」と定めており、そのほか地形改変や木竹の伐採等も原則として認めていないこともあり、当該地区における現状変更は年間数件程度に留まっていた。

震災後、『震災復興事業と特別名勝松島の保存管理計画との両立のための指針』に従い、可能な限り特別保護地区や 1A 地区を避けて災害復旧事業を進めるよう各案件について調整を図ってきた。特別保護地区でも申請件数が増加しているが、これは工作物の改修や防潮堤の復旧など、既存施設の修繕に係る現状変更が多い。1A 地区についても復旧事業が大半の割合を占めているが、避難道路や避難施設を整備するため、やむを得ず自然地形を改変した事例もある。

また、塩竈市浦戸地区及び東松島市宮戸地区における現状変更件数が増加したことに伴い、1B 地区における現状変更申請の割合が増加している（図 5-6）。

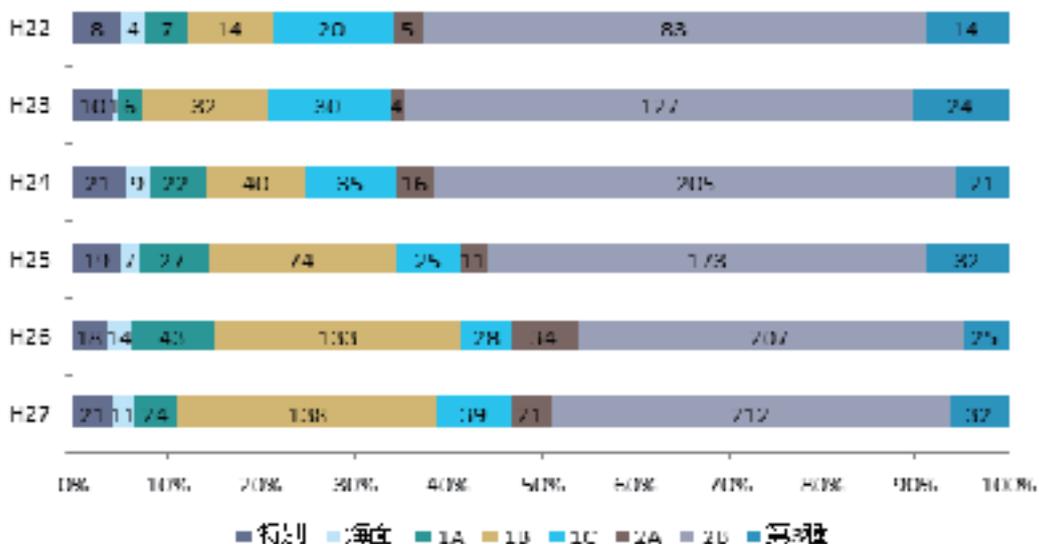


図 5-6 地区区分別現状変更の推移

### 3 復興事業への対応等

#### (1) 震災復興事業と基本方針・指針との調整

『最終報告』の基本方針・指針においては、個別の震災復興事業は「高台への住宅移転」、「避難施設の整備」「防

「災林・防潮堤」など大きく7項目に分けられ、それぞれについて個別に論点と基本方針・指針が取り纏められたことから、これらに沿って協議・調整が進められた。一方では、様々な課題も浮かび上がってきた。

①高台への住宅移転：東松島市（野蒜北部丘陵地区・里浜地区・大浜地区・室浜地区）、七ヶ浜町（代ヶ崎浜地区・花淵浜地区・菖蒲田浜地区）において計画された高台移転地（写真5-17～19）は、1A地区・2A地区等の丘陵地であるが、先に述べたように権限委譲を受けて1B・2B地区と同じく取り扱うこととなり、東松島市域については市、七ヶ浜町域については県が取り扱うこととなった。自然的景観を残す丘陵地における大規模な復興事業であるだけに、とりわけ慎重な対応が必要であった。特に東松島市の野蒜地区の丘陵地の造成は89.9haと大規模で、また、宮戸地区の造成地は、特別保護地区、第1種保護地区（1A・1B）から構成される自然的景観が良好に残された地域の中で行われたことから、その影響は図り知れなかった。

『最終報告』の基本方針・指針においては、その範囲を復興事業にとっての必要最低限とし、可能な限り主要な展望地点（四大観）から見えないよう配慮することが求められたが、東松島市の大浜地区など一部の高台移転地においては、必要とされる面積や場所の選択上、どうしても展望地点から視野に入らざるを得ない状況もあった。

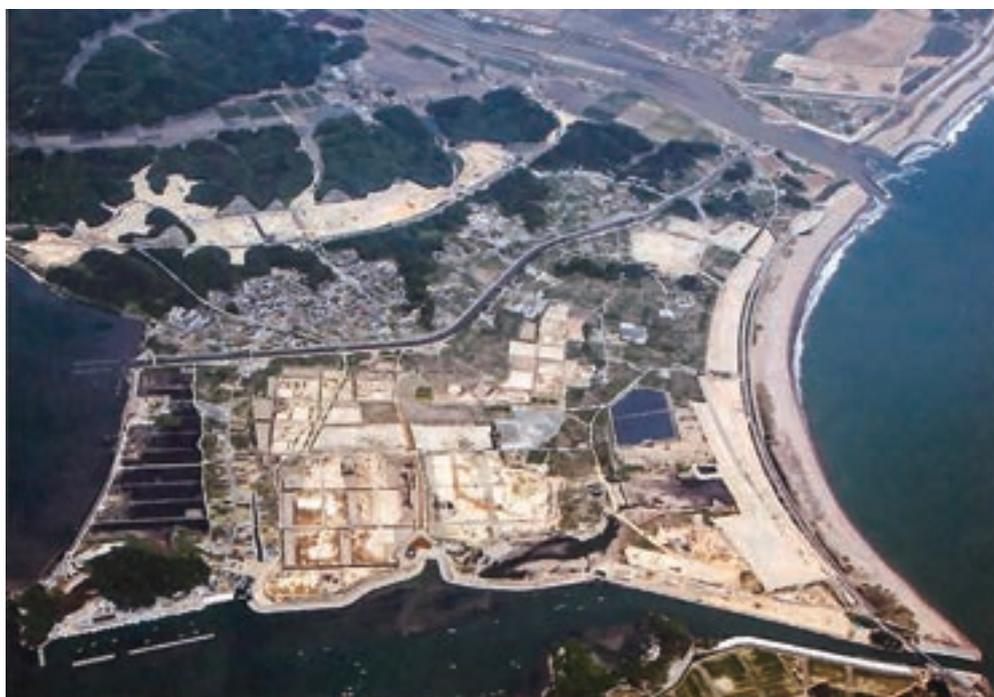


写真5-17 東松島市野蒜地区空撮（「東松島市教育委員会 平成28年3月」より）



写真5-18 東松島市野蒜地区高台移転地



写真5-19 七ヶ浜町代ヶ崎地区高台移転地

②避難施設の整備：既存の平地や施設を利用した施設が多いが、松島町の石田沢避難所・三十刈避難所のように入大規模な土地造成を伴う避難施設の設置がなされた案件もある。この事例は、設置場所が沿岸部からは奥まった地点で、周囲や主要な展望地点から見えないように選定されことから大きな影響は生じなかったが、

植栽等による景観配慮が求められた。

③防災林・防潮堤：沿岸部の防災林・防潮堤設置は、主に東松島市、塩竈市（離島）、七ヶ浜町等において行われた。防潮堤については、風致景観へ与える影響が大きいことから景観への配慮が特に強く求められたが、復興事業においては「原形復旧」が原則となることから、景観に配慮した新たな仕様の追加は、事業者にとって財政的な面での負担が問題となった。そのため、表面処理については、特別保護地区・1A地区とそれ以外の地区では区別し、以外の地区では可能な範囲での実施とすることとした（写真5-20～22）。

実際の協議・調整ではやはり時間を要したが、基本的には基本方針・指針に基づいた仕様での施工が実現することとなった。しかし、近隣地同士での調和という点では、同一仕様での施行が望ましいのか、周辺地形や経費的な実情を踏まえての工夫を図るべきなのか、課題も残ることとなった。



写真 5-20 塩竈市野々島の防潮堤



写真 5-21 東松島市野蒜海岸の防災林盛土



写真 5-22 七ヶ浜町菖蒲田浜の防潮堤

④浜辺の作業場の新設・集落跡地の利用：被災した集落跡地における、広範囲の嵩上げ造成を伴う土地区画整理、道路・施設の建設などは、沿岸地のあらたな景観の創出となった。東松島市の野蒜地区や宮戸島の集落地、塩竈市の離島集落地、七ヶ浜地区の漁業集落地などは、津波被害を受けて壊滅的な状態となったことから、一からの街づくりとなった。

それぞれの新たな街づくりは各地域の実情や特性に合わせた総合的な計画にそって進められ、特に東松島市においては、『東松島市 特別名勝松島グランドデザイン ～風致景観の向上と地域の活性化を目指して～』（東松島市教育委員会 平成28年3月）を策定し、「まちづくりルール」を設定するなどの取り組みを行っている。しかしながら、現状変更の対応は事業毎に個別に対応することとなり、特別名勝松島地域内における新たな景観の創出を意識した街づくりの議論は不十分となってしまった。

⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修：新たな施設の建設と言うよりも被災した施設の復旧・改修が中心であり、景観上、特に大きな問題となることはなかった。ただ、地盤沈下により防波堤が以前よりも嵩上げされることとなったことから、景観的にはやや人工的な印象を与える点は否めなかった。

⑥道路・鉄道：東松島市や松島町・利府町では海岸部から高台への避難道路の確保が不可欠であり、既存道路の拡幅にとどまらず新設する必要がある。後者の場合、丘陵部を開削する造成工事が避けられず、大きな地形改変を伴う事業であった（写真5-23）。従って、事業には相応の設置理由があるか、影響が少なくなるようルート選定がなされているか、必要最小限の規模かどうか、また法面緑化による修景などを論点として協議が進められ、調整が図られた。

鉄道では、JR仙石線の高台への移設が大規模な事業であった。高台への乗り入れには高架化（写真



写真 5-23 利府町の避難道路建設



写真 5-24 東松島市の JR 仙石線高架橋

5-24)が必要であり、景観的に大きな影響を及ぼす事案であった。事業の性格上、どうしても制約が伴ったが、景観への配慮として、従来の高架橋に比べて高架橋数を減らし橋脚をスレンダー化する、線形には曲線を使用して柔らかい印象を与える、などの工夫がなされた。

⑦被災農地の復興・跡地の利用：基本的には水田等の農地の復旧が図られることとなったが、東松島市の野蒜地区のように大規模なメガソーラー建設が進められたケースもある（写真 5-25）。周辺景観への配慮をしつつ、被災跡地の土地利用と再生エネルギー推進を目指すこととなったが、これまでにない事業内容であることから、国への定期的な経過報告などの条件が付されての許可となった。こうした事業には、途中で経過観察とともに将来的な修景等も視野に入れた対応が必要である。



写真 5-25 東松島市野蒜海岸のメガソーラー

## (2) 震災復興担当部局等との連携

震災復興事業は、高台への住宅移転造成、避難施設の整備、防災林・防潮堤など大規模な公共事業が中心であり、これらの震災復興事業の立案・計画には関係機関や地元等との調整も伴うことから、これら震災復興事業との協議・調整には多くの時間を要し、また様々な困難があることが想定された。そのため、これらの震災復興事業と特別名勝松島の保存管理の両立を図って行くには、『最終報告』の基本方針と指針に基づき、市町教育委員会、県教育委員会及び文化庁はもとより、復興政策課などの復興事業担当部局、都市計画部局などと連携し、迅速な協議・調整を進めていくことが極めて重要であった。

一方、平成 25 年度から宮城県と塩竈市・東松島市が一部の保護地区（1 B・2 B・2 C・3 種）の権限委譲、さらに東松島市で高台造成される 1 A・2 A 地区、七ヶ浜町で高台造成される 1 A・2 A 地区をそれぞれ 1 B・2 B 地区、2 B 地区として取り扱うために権限委譲を受けたことにより、これらの地区については県・市で処理することとなったことから、なおのこと関係機関等との連携が欠かせないことになった。

震災前に比べ、事業者と文化財側との協議・調整は、現地確認等も合わせると格段に増えることとなったが、その点では以前より更にきめ細やかな対応を行えることになった。より迅速な対応が求められる震災復興事業においては、関係機関等の密な連携が不可欠であり、その点では、震災前から定期的に開催している、管理団体の県と指定地の 2 市 3 町による「特別名勝松島連絡協議会」が果たした役割も大きかった。

## (3) 権限委譲による効果について

既に述べたように、権限委譲の目的は大きく 2 点あった。一つは、“現状変更に係る事務処理の迅速化・簡素化”である。国から県・市が権限委譲を受けると、それまで国にあげていた申請について県・市で処理

第V章 被災文化財等の復旧・復興への取り組み

することとなり、申請から許可までの手続きが迅速化、簡略化され、住民サービスの向上が図られることになる（図5-3）。2つめに、“特別名勝松島の適切な保存管理”である。これまでは国で判断していた現状変更等の許可等について、県・市が判断することによって、地域に密着した視点でより適切な保存管理を図ることができ、特別名勝としての松島のあるべき姿へと近づくことができることとなる。

“手続きの迅速化、簡略化”という点については、表5-8に示したように、平成25年度の権限委譲後は国許可案件が大幅に減少し、その分、県・市で許可する案件数が増えたことから、申請から許可までの日数（権限委譲対象区域：1B・1C・2B・3種地区に限る）をみると、権限委譲前は平均30～32日間であったが、権限委譲後の平成25年度において県は平均23日間、塩竈市は平均32日間、東松島市は平均16日間となり、おおよそ1週間～10日間程度短縮されており、権限委譲による迅速化・簡略化の効果が明確に現れている（表5-9）

“特別名勝松島の適切な保存管理”ということに関しては、地域の実情を適切に把握している県・市教育委員会の迅速でよりきめ細やかな対応を可能にしたという点において、権限委譲の効果が得られたと考えられる。また、申請者（事業者）においては手続き期間の短縮によって一定程度の負担が軽減され、県・市教育委員会においては自らの判断が必要なことから、地域の文化財保護・保存にさらに主体的に取り組む意識を高めることにつながったものと考えられる。

表5-8 処理件数実績

年 度	宮城県		塩竈市		東松島市		国許可		備 考
	特別・1A・2A・海面	1B・1C・2B・3種	計	特別・1A・2A・海面	1B・1C・2B・3種	計	特別・1A・2A・海面	1B・1C・2B・3種	
平成23年度	79*	12*	13*	13	143	156			
平成24年度	116*	3*	46*	25	226	251			
平成25年度 (権限委譲)	115 145*	260	23 8*	31	18 51*	69	56		権限委譲 (1B/1C/2B/3)
平成26年度	176 83*	259	28 12*	40	108 50*	158	55		
平成27年度	148 112*	260	21 20*	41	91 50*	141	58		

数字\*は、文化財保護法施行令第5条第4項の規定による県・市の取り扱い。

平成25年度以降の県・市は、上段：権限委譲(1B・1C・2B・3種地区)による件数、下段：上記による件数。

表5-9 処理日数実績

年 度	宮城県	塩竈市	東松島市
平成23年度	平均32日間 (最短15日～最長74日)	_____	_____
平成24年度	平均30日間 (最短12日～最長53日)	_____	_____
平成25年度 (権限委譲)	平均23日間 (最短7日～最長44日)	平均32日間 (最短1日～最長316日)	平均16日間 (最短2日～最長59日)
平成26年度	平均20日間 (最短3日～最長47日)	平均42日間 (最短1日～最長131日)	平均15日間 (最短3日～最長80日)
平成27年度	平均17日間 (最短1日～最長47日)	平均9日間 (最短1日～最長32日)	平均21日間 (最短1日～最長190日)

## 4 現状と課題

### (1) 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理の両立について

震災後2～3年間においては、特別名勝松島の保存管理と震災復興事業をいかに両立させ、軌道にのせていくかが大きな課題であった。当初は試行錯誤の状態ではあったが、基本方針・指針による枠組み・方向性を示した『最終報告』（前掲）は、実際の個別申請案件への対応において重要な役割を果たすこととなった。しかし、これまでにない規模と内容の震災復興事業が立案・計画されていく中では他の新たな課題等も浮かび上がり、実際の運用面においては更に個別に具体的な取り扱い指針等を定める必要に迫られる事案も出てきた。

被災した沿岸部では、高台移転地造成、避難施設や避難道路、防潮堤設置などの大規模な震災復興事業が次々に立案・計画され、これらの復興事業は被災地の復旧・復興を進めるには不可欠な事業であったが、特別名勝松島との関わりが大きく、その影響は極めて大きいものであった。言うまでもなく、策定されていた『特別名勝松島保存管理計画』（平成23年3月）のみでは対応が困難な内容であり、こうした状況を受けて策定された『最終報告』の基本方針・指針は、復興事業と松島の保護・保存の両立を図るための重要なガイドラインとなった。大規模な復興事業に対しては特に慎重な対応が求められたが、これらの『最終報告』の基本方針・指針に基づき、県・市の各専門委員会のもとで、それぞれの事業について審議・調整が進められ、特別名勝松島の景観の保護・保全が図られることとなった。

一方では、復興事業の中には、これらの基本方針・指針でも対応に苦慮する事例が出てきた。たとえば、前項で取り上げたように、防潮堤の表面処理や住宅建築等「陸屋根」の取り扱いなどである。これらについては、その後、運用上の取り扱い指針等を整理し、2市3町の中で共有しながら実際の事前調整に対処することとなった。さらに、被災跡地を利用した大規模なメガソーラー設置事業についても、実際の設置に当たっては具体的な取り扱い指針等がなく、これらの事業の審議・調整には時間を要することとなった。その後、太陽光パネル設置に当たっての取り扱い指針等を整理することとしたが、この種の大規模事業は、特別名勝松島の風致景観と調和した市町の復興街づくりや土地利用の在り方を検討していく中で、適切に対応していく必要性が感じられた。

### (2) 事前協議・調整と現状変更後の検証のあり方

早期の実施を目指す震災復興事業に対しては迅速な対応が必要であったが、大規模な現状変更に係る審議には多くの時間を要することとなり、専門部会や委員会等での審議は現地調査等も行いながら半年以上に及ぶこともあった。しかし、復興事業によっては施行スケジュールの関係から必ずしも十分な審議の時間が確保できたとは言えない状況もあり、いかに事業立案・計画の早い段階から事前協議・調整を進めるかが課題のひとつでもあった。一方、多くの案件について、事業内容や現地の実情に合わせた審議や調整が図られたということは、これまでにない対応であり、十分評価できるものと言えるかもしれない。

県においては、定期的で開催する松島部会の他に年一回の『現地視察』を取り入れ、松島地域内の現状や許可後の実際の復興事業の状況等を確認することとしてきた。現地視察の知見をその後の様々な案件の審議に於いて参考とするためだけでなく、実際にできあがった施設等を再確認する意味もあった。このなかで、完成した施設等が審議した際のイメージとはやや異なった印象が持たれるケースもでてきた。より適切な審議・調整を進めていくため、現状変更の審議の際に議論された論点と実際の施行による景観の形成を検証し、以後の事前協議や調整にいかにか活かしていくか、いかにフィードバックさせながら取り組んでいくか、といった点もこれからの重要な課題となってきている。

### 第3節 復興事業と埋蔵文化財

#### 1 復興事業と埋蔵文化財保護の両立のための取り組み

震災後、復興事業の推進と埋蔵文化財保護の両立は被災地にとって大きな課題であった。震災復興を早期に成し遂げたい国と、復興事業を早急に進めたい事業者からは復興調査を早期に終了させることを強く求められていたため、文化財サイドとしては、復興調査へ迅速に対応し、早期に終了させることが重大な使命となった。このような状況を踏まえ、文化庁は、平成24年度以降に本格化すると見込んだ復興調査を迅速に進めるに先立ち、次の3つの施策を提示し、埋蔵文化財サイドの取り組みに対する理解を求めた。

第1の施策：発掘調査基準の弾力化（簡略化と迅速化）

第2の施策：発掘調査体制の強化（人員不足に対応）

第3の施策：発掘調査費用の確保（過重な調査費用に対応）

この3つの施策についての具体的な内容は、下記会議、特に文化庁主催の「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」において、主に文化庁と被災三県一市（宮城県・岩手県・福島県・仙台市）で調整が重ねられた。

#### (1) 調整会議の開催

本格化する復興調査に迅速かつ的確に対処するため、下記会議を開催し、情報共有を図るとともに、復興調査の迅速化に向けた取り組み・施策等について意見交換等を行った。

##### ア 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」

文化庁主催の主要な会議である（写真5-26）。文化庁、被災三県一市及び復興庁各県復興局、震災復興関係係部局により平成23年7月16日に第1回会議を開催して以降、平成23～25年度はおおむね1～2か月に1回程度、平成26～27年度以降は議題等に合わせ年に3～4回程度のペースで、平成27年度まで計26回開催された（以下、三県一市会議。表5-10）。会議では復興調査に係る重要課題を整理・検討し情報共有を図った。主な議題は、平成24年度は復興調査を迅速に実施するための施策の検討、平成25～27年度は専門職員派遣に係る協議・調整であった。

##### イ 「東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員会議」

派遣専門職員を対象とした文化庁主催の会議で、各年度の上半期（4月）と下半期（10月又は11月）に被災三県一市で順次開催されている（表5-11）。会議では文化庁、復興庁各県復興局、奈良文化財研究所、被災三県一市等から円滑な復興調査の実施に向けた取り組みや復興調査の進捗状況等についての報告がなされ、関係機関で情報共有するとともに、復興調査を加速化させるための施策・課題等について意見を交換した（写真5-27）。



写真5-26 三県一市会議 (H28.3.23) 於：宮城県



写真5-27 派遣職員会議 (H27.10.29) 於：宮城県

ウ 「復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる連絡調整会議」

宮城県各市町村の埋蔵文化財担当及び震災復興関連課を対象とした宮城県教育委員会主催の会議で、平成27年度まで計6回開催した(表5-12)。上記ア・イ会議の内容を踏まえ、当課・文化庁・復興庁宮城復興局から復興調査の進捗状況や課題、復興・創生期間に向けた対応等について報告がなされ、関係機関で課題等を共有し、オール宮城で復興調査に対応していくことを確認した(写真5-28)。



写真 5-28 連絡調整会議 (H28.2.12)

表 5-10 東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議開催一覧 (三県一市会議)

◆ 平成23年度				◆ 平成24年度			
回	月 日	開催地(事務局)・会場		回	月 日	開催地(事務局)・会場	
第1回	7月12日	宮城県	宮城県庁 第一会議室	第9回	4月20日	福島県	コラッセ福島 501会議室
第2回	9月2日	岩手県	岩手県民情報交流センター アイーナ814研修室	第10回	5月22日	岩手県	岩手県民情報交流センター アイーナ817研修室
第3回	10月13日	福島県	福島県立図書館 第2研修室	臨時	6月25日	文化庁	東京国立博物館
第4回	11月7日	宮城県	宮城県庁 第二会議室	第11回	7月24日	文化庁	経済産業省別館 1020号会議室
第5回	12月13日	文化庁	旧文部省庁舎2階 文化庁第2会議室	第12回	8月27日	仙台市	仙台市教育委員会 第1会議室
第6回	1月18日	文化庁	三田共用会議所 大会議室	第13回	11月1～2日	宮城県	宮城県庁 みやぎ広報室
第7回	2月25日	文化庁	旧文部省庁舎2階 文化庁第2会議室	第14回	1月16～17日	文化庁	文化庁特別会議室
第8回	3月22日	宮城県	東北歴史博物館 大会議室	第15回	3月21日	福島県	福島県自治会館 303会議室
◆ 平成25年度				◆ 平成26年度			
第16回	6月11日	宮城県	宮城県自治会館 208会議室	第20回	6月25日	福島県	福島県自治会館 602会議室
第17回	10月4日	福島県	コラッセ福島 501会議室	第21回	10月10日	宮城県	宮城県庁 1802会議室
第18回	12月5日	仙台市	庄建ビル 3階会議室	第22回	12月15日	仙台市	仙台市教育委員会 第1会議室
第19回	3月13日	岩手県	岩手県民情報交流センター アイーナ501会議室	第23回	3月5日	岩手県	マリオス盛岡地域交流センター 18階会議室
◆ 平成27年度							
第24回	4月20日	福島県	コラッセ福島 401会議室				
第25回	5月22日	岩手県	岩手県民情報交流センター アイーナ701会議室				
第26回	6月25日	仙台市	仙台市役所本庁舎6階 第1会議室				

表 5-11 東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員会議

会議名	月 日	開催地(事務局)・会場	
平成24年度 第1回	4月20日	福島県	コラッセ福島 5階小研修室
	11月2日	宮城県	宮城県庁 第二入札室
平成25年度 第1回	4月19日	岩手県	岩手県民情報交流センター アイーナホール
	10月4日	福島県	コラッセ福島 501会議室
平成26年度 第1回	4月25日	宮城県	KKRホテル 会議室(蔵王)
	11月13日	岩手県	マリオス盛岡 18階会議室
平成27年度 第1回	4月24日	福島県	コラッセ福島 多目的ホールA
	10月29日	宮城県	ホテル白萩 会議室(錦A・B)

表 5-12 復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる連絡調整会議 -宮城県教育委員会主催-

回	月 日	会 場	講演・オブザーバー
1	平成 24 年 6 月 20 日	東北歴史博物館 大会議室	文化庁記念物課 専門官 文化財調査官 復興庁宮城復興局 参事官 参事官付参事官補佐
2	平成 24 年 12 月 19 日	東北歴史博物館 大会議室	文化庁記念物課 文化財調査官 企画調整係長 復興庁宮城復興局 参事官補佐
3	平成 25 年 3 月 19 日	東北歴史博物館 研修室	文化庁記念物課 文化財調査官 復興庁宮城復興局 参事官補佐 福島県教育庁文化財課 文化財主査
4	平成 26 年 2 月 7 日	東北歴史博物館 研修室	文化庁記念物課 文化財調査官 復興庁宮城復興局 参事官補佐
5	平成 27 年 2 月 10 日	東北歴史博物館 研修室	文化庁記念物課 文化財調査官 復興庁宮城復興局 主査
6	平成 28 年 2 月 12 日	東北歴史博物館 研修室	文化庁記念物課 文化財調査官 復興庁宮城復興局 主査

エ 復興道路会議（国土交通省・県土木部主催）

県内の復興道路建設に係る国土交通省東北地方整備局道路部・宮城県土木部主催の会議で、平成 24 年度以降、毎年度 1 回開催されている（表 5-13）。会議には国交省・県土木部のほか、東日本高速道路株式会社（ネクスコ東日本）、宮城県道路公社、県教育委員会、三陸沿岸道路沿線の市町関係者などが出席し、復興道路に位置付けられた三陸沿岸道路、常磐自動車道、みやぎ県北道路建設等に係る進捗状況、課題等について情報共有を図った。県教育長からは復興道路と係わりをもつ遺跡の発掘調査の進捗状況を報告した。

表 5-13 復興道路会議 -宮城県- (国交省・県土木部主催)

No.	会 議 名	日 時	会 場	県教育委員会出席者
1	復興道路会議 (第 1 回)	平成 23 年 11 月 25 日(金) 15:00～	県庁 4 階 特別会議室	宮城県知事 村井嘉浩
2	復興道路会議 (第 2 回)	平成 24 年 3 月 26 日(月) 15:00～	県庁 4 階 庁議室	宮城県教育委員会教育長（代理：伊東教育次長） 文化財保護課長 技術補佐（班長）
3	復興道路会議 (第 3 回)	平成 25 年 5 月 20 日(月) 15:30～	自治会館 206 号会議室	宮城県教育委員会教育長（代理：安住教育次長） 文化財保護課長 技術補佐（班長）
4	復興道路会議 (第 4 回)	平成 26 年 5 月 16 日(金) 15:30～	県庁 9 階 第一会議室	宮城県教育委員会教育長（代理：吉田教育次長） 文化財保護課長 技術補佐（班長）
5	復興道路会議 (第 5 回)	平成 27 年 6 月 4 日(木) 15:00～	自治会館 205 号会議室	宮城県教育委員会教育長（代理：文化財保護課長） 文化財保護課 技術補佐（班長）

オ 業務一括発注方式に係る会議

県文化財保護課の調整により関係市町において開催された会議である。沿岸市町、特に県北の南三陸町、石巻市、女川町において、防災集落移転促進事業や土地地区画整理事業（以下、高台移転事業）が平成 25 年度以降、本格化したことに伴い、事業計画地内に含まれる遺跡の発掘調査を迅速に進めることが重要な課題となってきた。南三陸町、石巻市、女川町では大規模な造成が数か所で予定されていたが、埋蔵文化財専門職員が不在又は少数で、迅速に発掘調査に対応することが困難と予想されたため、造成工事等を市町から委託された事業者が造成工事等と発掘調査に係る事務、調査体制の整備、管理等の業務を一括してマネジメントする CM 方式（註）で進めていくことができないか、当該が仲介役となって事業者及び土木工事担当会社等と調整する会議を開催した（表 5-14）。調整の結果、委託事業者が発掘調査に係る業務を行った実績がなかったため、一括して発掘調査に係る事務等を行うことは難しいとの判断から CM 方式は採用されなかった。

※ CM 方式（Construction Management 方式）

米国で多く用いられている建設、管理システムの一つ。コンストラクションマネージャー（CMR）が技術

的な中立を保ちつつ発注者側に立ち設計、発注、施工の各段階において、発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理等の各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

表 5-14 業務一括発注方式に係る会議等

会議名	日時	会場	出席者
			対象市町等
復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る業務一括発注方式説明会	平成 25 年 4 月 11 日 (木) 14:00 ~ 16:00	石巻市役所 仮設第 11 会議室	石巻市、女川町、南三陸町の 教育委員会、震災復興関連課 (計 13 名)
発掘調査に伴う作業員等の業務一括発注に係る協議	平成 25 年 4 月 19 日 (金)	南三陸町役場	南三陸町教育委員会 南三陸町復興市街地整備課
女川町復興事業に伴う発掘調査における業務一括発注 (CM方式) 導入に係る調整会議 (第 1 回)	平成 25 年 7 月 24 日 (水) 13:00 ~ 15:00	女川町役場仮設庁舎 第 2 会議室 B	女川町教育委員会 女川町復興推進課 UR 都市機構、建設技術研究所
女川町復興事業に伴う発掘調査における業務一括発注 (CM方式) 導入に係る調整会議 (第 2 回)	平成 25 年 9 月 6 日 (金) 13:15 ~ 15:15	県庁本町分庁舎 603 会議室 (漁信基ビル)	女川町教育委員会 女川町復興推進課 UR 都市機構

## (2) 復興調査を迅速に進めるための 3 つの施策

### ア 発掘調査基準の弾力化

復興調査の実施に当たっては、宮城県発掘調査基準を弾力的に運用し、本発掘調査の対象は原則として工事によって壊される範囲までとし、盛土施工等により遺構が壊されない場合は遺構の確認調査までに留めることとし、調査期間の短縮を図った。ただし、盛土施工等により遺構が壊されない場合においても、遺跡の性格等を考慮して本発掘調査又は下層の調査等が必要と判断された場合は、各教育委員会の判断により工事に影響がない範囲で本発掘調査・確認調査等を実施することができることとした。

#### 【復興調査における宮城県発掘調査基準について】

- ・発掘調査の対象は、原則として、工事によって壊される範囲までとする。
- ・盛土施工等により遺構が壊されない場合は、遺構の確認調査までに留める。
- ・ただし、盛土施工等により遺構が壊されない場合においても、遺跡の性格等を考慮して本発掘調査又は下層の調査等が必要と判断された場合は、工事に影響ない範囲で、各教育委員会の判断において、本発掘調査・確認調査等を実施することができる。

### イ 発掘調査体制の強化

県文化財保護課及び沿岸市町の専門職員配置状況は表 5-15 のとおりであるが、調査体制の強化を図るため、平成 24 年度以降、自治法派遣職員の応援を得ている (表 5-16)。

#### ①文化庁スキームの職員派遣

平成 24 年度から三県一市会議での調整を経て、文化庁スキームによる地方自治法第 252 条の 17 項に基づく職員派遣 (自治法派遣) が行われた (巻末資料 22・23)。

#### ②総務省他スキームの職員派遣

文化庁スキームとは別に、全国知事会・市町村長会等を通じて全国に専門職員の派遣を依頼し、被災沿岸市町への派遣が実現している (総務省他スキーム。巻末資料 23)。

#### ③東北歴史博物館・多賀城跡調査研究所からの調査協力

平成 24 年度より、県教育委員会の地方機関である東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所は県文化財保護課へ毎年計 3 名の調査協力を行っている (巻末資料 24)

#### ④宮城県からの職員派遣

宮城県総務部人事課採用の任期付き職員を沿岸市町に派遣する取り組みも平成 24 年度から行われており、平成 25 年 1 月より 4 名が気仙沼市、名取市、東松島市に派遣されているが、平成 27 年度末時点では、東松島市に派遣されている 1 名のみとなっている。このほか、平成 25 年度は県教育委員会から南三陸町・女

表 5-15 埋蔵文化財専門職員 (再任用・任期付き・派遣職員、係長・班長以上を除く)

組 織 ・ 市 町		H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
宮城県	○ 文化財保護課	18	18	18	18	18	18	18
	○ 東北歴史博物館	4	4	4	4	4	4	4
	○ 多賀城跡調査研究所	4	4	4	4	4	4	4
	計	26	26	26	26	26	26	26
沿 岸 15 市町	1 気仙沼市	1	1	1	1	1	1	1
	2 南三陸町	0	0	0	0	0	0	0
	3 女川町	0	0	0	0	0	0	0
	4 石巻市	1	1	2	3	3	3	3
	5 東松島市	3	3	2	2	2	2	2
	6 松島町	1	1	1	1	1	1	1
	7 利府町	1	1	1	1	1	1	1
	8 塩竈市	0	0	0	0	0	1	1
	9 七ヶ浜町	1	1	1	1	1	1	1
	10 多賀城市	6	6	6	6	6	6	8
	11 仙台市	18	18	18	18	18	18	18
	12 名取市	1	1	1	1	2	2	2
	13 岩沼市	1	1	1	1	1	1	1
	14 亘理町	1	1	1	1	1	1	1
	15 山元町	1	1	1	1	1	1	1
計	36	36	36	37	38	39	41	

※平成 28 年 4 月 1 日現在

※多賀城跡調査研究所は史跡整備担当を含む

表 5-16 派遣職員数

(平成 28 年 3 月現在)

派遣先・ルート		宮城県		沿岸市町		合 計	備 考
		文化庁	総務省等	文化庁	総務省等		
平成 24 年度	上半期	9	0	0	0	9	
	下半期	17	0	0	2	19	
平成 25 年度	上半期	24	0	0	6	30	
	下半期	24	0	3	7	34	
平成 26 年度	上半期	17	0	4	9	30	
	下半期	★ 18	0	4	8	30	★ 10～12月：16名
平成 27 年度	上半期	12	0	7	5	24	
	下半期	12	0	5	5	22	

※文化庁・総務省等：派遣ルート

川町に専門職員各 1 名、平成 26 年度は女川町に専門職員 1 名を派遣した (巻末資料 23)。

⑤内陸市町からの調査協力

平成 25 年度は白石市から山元町の個人住宅建設等に係る調査への支援がなされた。平成 26 年度は内陸の大崎市から宮城県教育委員会主体の圃場整備事業に係る団子山西遺跡の本発掘調査、加美町と涌谷町から宮城県教育委員会主体の国道 4 号築館バイパス工事事業に係る栗原市入の沢遺跡本発掘調査 (通常事業) に各 1 名の調査協力が得られ、これにより、当課職員が沿岸市町の復興調査にまわることができ、復興調査への間接支援が得られている。また、平成 26 年度以降、角田市が山元町への個人住宅建設等の小規模事業に係る調査支援を表明しており、両市町間の調整により、適宜支援が行われることとなっている。このほか、実現には至っていないが、色麻町、美里町 (いずれも専門職員 1 名の町) が期間等の条件はあるが、沿岸市町又は県の通常事業への支援が可能との考えを示している。なお、上記の体制強化策でも復興調査に適切に対応できないと判断された場合は、民間調査会社へ測量や写真撮影等の一部の業務を委託している。

## ⑥他機関からの技術的支援

平成24～25年度に実施した気仙沼市波怒棄館遺跡の調査では、縄文時代前期の貝層から出土した骨角器を含む多量の動物遺存体が出土しており、その分析及び報告書作成について、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の協力が得られている。

また、自治法派遣職員による人的支援のほか、復興調査及び復興調査にかかる事務処理等を円滑に進めるため、後述のとおり文化庁や奈良文化財研究所、阪神淡路大震災を経験した兵庫県、大阪府などから助言・指導を得た。

## ウ 発掘調査費用の確保

県文化財保護課が復興調査を実施するための費用には、復興庁の復興交付金と、復興事業を行う事業主体負担によるものの2つがあるが、復興調査を確実に迅速に実施するため、以下により予算確保に努めた。

## 〈復興交付金基幹事業〉

復興交付金は東日本大震災からの早期復興のため復興庁により新たに創設されたもので、埋蔵文化財発掘調査事業（A-4事業）は東日本大震災復興交付金基幹事業（40事業）の中に位置づけられた。この埋蔵文化財発掘調査事業（A-4事業）は、通常の国庫補助金（緊急発掘調査事業）と補助要項は同じであるが、補助対象や被災自治体の負担率等が異なっており、特に負担率については、最終的には100%国負担となる点が大きく異なる。

宮城県ではこの交付金を活用して、個人住宅や零細中小企業の再建等にかかる発掘調査や、基幹事業（40事業）に係る分布調査・試掘調査を実施することとした。平成24年3月の第1回復興交付金申請に当たっては、復興庁に基幹事業費66,809,000円を申請し、この75%に当たる50,102,000円が交付された（表5-17）。この復興交付金は宮城県において基金化され、毎年、事業の進捗に応じて予算化した上で執行しているが、不足又は新たな事業が具体化した場合等には、必要に応じて復興庁に事業費（復興交付金）を申請することとしており、第7回と第10回に追加申請し、交付された（表5-17）。

また、宮城県は申請していないが、復興交付金事業を効果的に進めるための「復興交付金効果促進事業」として気仙沼市、石巻市、東松島市、多賀城市が復興調査に伴う出土遺物を整理・収蔵する収蔵庫等の整備費用を適宜申請し、交付された（表5-18）。

以下、復興交付金は通常の国庫補助金（緊急発掘調査事業）とは補助対象、負担率等で異なる部分があるため整理しておく。

表5-17 復興交付金交付額（宮城県分：第1～10回 基幹事業）

(単位：千円)

県事業を行う 対象市町	第1回(H24.3)		第7回(H25.11)				第10回(H26.11)		合計	
	事業費	交付額	H25年度分		H26年度分		事業費	交付額	事業費	交付額
1 気仙沼市	424	318	2,995	2,246	1,197	898			4,616	3,462
2 南三陸町	3,827	2,870							3,827	2,870
3 女川町	11,197	8,397	5,782	4,337	5,259	3,944	4,864	3,648	27,102	20,326
4 石巻市	4,195	3,146	3,855	2,891	6,257	4,693			14,307	10,730
5 東松島市	16,054	12,040							16,054	12,040
6 松島町	3,912	2,934							3,912	2,934
7 七ヶ浜町	737	552							737	552
8 塩竈市	2,523	1,892	1,559	1,169	3,364	2,523			7,446	5,584
9 多賀城市	2,315	1,736							2,315	1,736
10 名取市	12,441	9,330							12,441	9,330
11 岩沼市	746	559							746	559
12 亶理町	1,124	843							1,124	843
13 山元町	7,314	5,485							7,314	5,485
計	66,809	50,102	14,191	10,643	16,077	12,058	4,864	3,648	101,941	76,451

※すべて本体事業（効果促進事業はナシ）

※交付額について 基幹事業：事業費（申請額）×75%＝交付額

表 5-18 復興交付金交付額一覧 (市町分：第1～11回)

(単位：千円)

交付先市町	第1回 (H24.3) ※1		第2回 (H24.5)		第3回 (H24.8)		第4回 (H24.11)		第5回 (H25.3)		第7回 (H25.11)		第10回 (H26.11)		第11回 (H27.2)		合計	
	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額	事業費	交付額
1 気仙沼市 (効果)	19,300	14,475					12,500	9,375	24,200	18,150	44,500	33,375	10,556	7,917			111,056	83,292
2 南三陸町	12,000	9,000							40,059	32,047							12,000	9,000
3 女川町	4,000	3,000															4,000	3,000
4 石巻市 (効果)	46,804	35,102					42,986	32,240									89,790	67,342
5 東松島市 (効果)	15,900	11,925			5,847	4,385	10,100	7,575			13,403	10,053					45,250	33,938
6 松島町	3,500	2,625															3,500	2,625
7 セービング	93,975	70,481															93,975	70,481
8 塩竈市	11,000	8,250															11,000	8,250
9 多賀城市 (効果)	233,785	175,338					186,215	139,661									420,000	314,999
10 利府町	2,500	2,000					38,594	28,946									41,094	30,946
11 仙台市			4,400	3,300													4,400	3,300
12 名取市	30,934	23,200					43,298	32,474									74,232	55,674
13 名取市	10,000	7,500					10,000	7,500			10,000	7,500			4,000	3,000	34,000	25,500
14 岩沼市	136,300	102,225															136,300	102,225
15 亶理町	8,500	6,375					5,300	3,975									13,800	10,350
16 山元町	30,000	22,500									26,854	20,141					56,854	42,641
17 登米市	15,244	11,432															15,244	11,432
18 大崎市	11,600	8,700															11,600	8,700
19 美里町	4,100	3,074							497	373							4,597	3,447
計	689,442	517,202	109,400	87,300	63,585	50,575	348,993	261,746	64,756	50,570	94,757	71,069	10,556	7,917	4,000	3,000	1,385,489	1,049,379

※1 交付可能額通知日

※交付額 本体事業：交付額＝総事業費（申請額）×75%。 効果促進事業：交付額＝総事業費（申請額）×80%。 ただし、効果促進事業の申請額は本体事業の35%以内

【事業名】東日本大震災復興交付金基幹事業（40事業）の中に埋蔵文化財発掘調査事業（A-4事業）は位置づけられた。

【事業期間】当初は、「集中復興期間」である平成23～27年度までの5年間であったが、平成28～32年度までの5年間が新たに「復興・創生期間」と位置づけられたことに伴い、平成32年度まで事業期間が延長された。

【補助対象】通常の国庫補助金の補助対象は「個人・零細企業」の事業までであるが、復興交付金は「個人・零細+中小企業」の事業まで対象が拡大された。ただし、補助要項は通常と同様である。

【補助率】基幹事業については通常時の国補助率50%に嵩上げ分25%が加えられ、自治体負担は25%とされた。このうち、自治体負担分の25%は震災復興特別交付税で措置されるため、最終的に全額国負担となる。また、効果促進事業については基幹事業費の35%以内で申請可とされ、補助率は事業費の80%で、残り20%は自治体負担となるが、震災復興特別交付税で措置されるため、基幹事業と同様に最終的に全額国負担となる。ただし、復興・創生期間に当たる平成28～32年度以降は、若干（約1～3%の見込み）の地元負担が生じることに運用が見直された。

【役割分担】復興交付金事業は被災市町の復興のための交付金であるため、事業費は市町単位で申請することになる。本事業における県と市町との役割分担は、復興庁との協議において県が分布調査・試掘調査、市町が確認調査・本発掘調査と整理されたため、この分担に基づき各市町の復興事業に係る事業費を県と市町がそれぞれ申請している。なお、役割分担については岩手県・福島県とは異なる部分もある。

〈復興交付金基幹事業以外の事業〉

復興事業に係る発掘費用については、通常事業と同様に事業者負担となっているが、上記のとおり、個人及び零細中小企業が実施する事業に伴う発掘調査費用については全額復興交付金で実施できることとなったため、個人及び零細中小企業を除く大企業や国・県・市町村が実施する復興事業に係る発掘調査費用が事業者負担となった。復興調査の実施に係る契約方法については、通常事業の場合と同様に調査を担当する自治体と開発事業者との間で締結することとなる。

## 〈通常事業と復興事業の区別〉

通常事業と復興事業では発掘調査基準や発掘調査予算が異なるため、両者を明確に区別する必要があった。区別に当たっては、国又は県・市町村が実施する事業については、国又は市町村が復興事業に位置づけ、予算も復興事業予算であること、個人又は中小企業の事業については、罹災証明書の写しを法第93条発掘届と一緒に提出したものを復興事業と判断した。事業者が民間企業の場合は大企業であるかの確認を徹底した。

## ○宮城県教育委員会と沿岸市町教育委員会の役割分担

復興事業は、復興庁の復興交付金基幹事業と、そのほかの復興事業に大別できるが、これらの復興事業に伴う調査を実施するに当たって、前者については、前述のように復興交付金申請時に分布調査・試掘調査は宮城県教育委員会、確認調査・本発掘調査は沿岸市町教育委員会が調査主体となることと整理された。後者については、復興調査の内容、作業量等を踏まえ、宮城県教育委員会と沿岸市町教育委員会が協議して分担を決定した。

## (3) 復興調査の迅速化と埋蔵文化財保護への取り組み

## ア 復興事業と埋蔵文化財保護の調整

## ①埋蔵文化財の把握

震災以前より、県教育委員会では、毎年、県の各部局、国・主要民間事業者に対し事業計画を照会し、事業計画・進捗状況の確認等（各種事業計画の照会）を行っているほか、各市町村教育委員会とともに遺跡の現状把握、周知（遺跡パトロール事業）に努めており、開発事業計画を把握した際は、これらを基に現地確認、分布調査等を実施してきている。

震災後は、特に復興事業の実施に際し、早期の把握・対応が必要となるため、連絡調整会議等（表5-12）において、各教育委員会に対し、「震災復興関連課の事業の照会及び周知の埋蔵文化財包蔵地内で事業を実施する場合は早期に埋蔵文化財担当課と調整する」旨を市町村関係各課に周知するよう依頼した。

## ②復興事業計画の把握と埋蔵文化財回避のための調整

復興事業の事業主体は、復興交付金事業が各市町で、その他は各自自治体やJ R東日本等の民間企業、個人住宅・中小企業再建事業は個人又は中小企業となり、前二者は大規模開発事業、後者は比較的小規模な事業となる傾向にあり、特に前二者については係わりが大きくなることが想定された。

このため、事業者とは事業計画策定段階から調整を図り、書類と現地確認により事業区域に周知の遺跡が含まれるかなどを確認し、未発見遺跡の存在が想定された場合は、試掘調査を早期に実施し、復興事業計画の早期推進と遺跡保護との両立を目指した。また、調整の結果、やむなく本発掘調査に至ることとなった場合でも、工法等の工夫により、可能な限り調査対象面積が少なくなるよう事業者と調整を図った。

## イ 復旧・復興事業に係る埋蔵文化財の取扱い（通知）

復旧、復興事業の進捗状況を踏まえ、埋蔵文化財の取扱いに係る以下の3通知を当課から発出した。

## ①「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」

（平成23年3月30日付け文第2251号）（巻末資料4）

震災直後から、県内の埋蔵文化財包蔵地内において、各種復旧工事が行われることが想定されたため、ライフラインの復旧や仮設施設の建設等の緊急を要する工事については、法第93・94条の届出等を不要とする通知を各市町村教育委員会及び県内の主要な機関・民間会社あてに送付した。

## ②「東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」

（平成23年6月3日付け文第268号）（巻末資料9）

震災直後の復旧工事に一定の終了がみられたため、①の取扱いを終了し、復興事業の実施に当たっては法第93・94条の届出等を要することを通知した。ただし、瓦礫撤去に係る事業についてはまだ終了していな

いと判断できたため、引き続き、法第93・94条の届出等は不要とした。また、復興事業に伴う発掘調査は壊される範囲のみを調査対象とすることも、併せて各市町村教育委員会あてに通知した。なお、平成23年5月12日と6月30日には各市町村教育委員会文化財担当者会議を開催し、上記取扱いについて周知を図った。

③「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いの終了について」

(平成28年3月25日付け文第3417号)(巻末資料15)

上記①の通知では、瓦礫撤去に係る事業について法第93・94条の届出等を不要としていたが、平成28年度末時点で瓦礫撤去がほぼ終了したと判断されたため、平成28年3月25日付け通知をもって②の取扱いは終了とし、平成28年4月1日以降は、通常どおりのすべての事業について法第93・94条の届出等を要することを通知した。ただし、復興事業と判断された事業については、引き続き、発掘調査基準を弾力的に運用し、調査の早期終了に努めた。

ウ 復興調査に関連する報道等への対応

震災発生直後より、地元新聞社や全国紙新聞社から埋蔵文化財の被害状況等を取材する電話が相次いだ。前述のように、震災から3か月後に当たる平成23年6月頃までには被害概要を把握することができたが、復興調査件数については、復興事業計画が定まっていなかったこともあり、係わりをもつ遺跡数等については、震災後半年を経過した平成23年10月頃になっても十分に把握できない状態となっていた。

このような中、一部の市町において、策定段階の復興事業計画に埋蔵文化財が含まれるということだけで、当課との協議にも至っていない段階であるにもかかわらず、「復興の壁」、「復興のあしかせ」との批判的な報道がなされることがあった。復興事業の推進と埋蔵文化財保護の両立は、震災後の最も重要な使命・課題であり、復興調査の早期終了のために様々な取り組みを行っている中、このような実態や根拠もない批判は埋蔵文化財担当者にとって非常に残念であったが、県民や事業者等には報道のとおり伝わってしまうため、関係市町とともに事業者等に対し埋蔵文化財サイドの具体的な施策等について繰り返し説明し、理解が得られるように努めた。このような取り組み等もあり、復興調査に対してのマイナスな報道は、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業(いわゆる高台移転事業)及び三陸沿岸道路・常磐自動車道・JR常磐線建設に係る大規模な発掘調査がほぼ終了した平成26年度頃にはほとんど認められなくなってきた。

一方、少数ではあるが、震災直後から平成26年度頃にかけて、復興調査に肯定的な報道も認められた。その多くは「遺跡は地域の宝である」「遺跡は地域の歴史そのものである」旨の内容で、復興調査の意義を理解を示しているものである。また、復興調査に係っている派遣職員の取り組み等を紹介する記事等もあり、復興調査を円滑に進める上でうれしい記事であった。

エ 放射線量が規定値より高い区域での調査について

①基本的対応

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質は宮城県にも広がり、特に県南の山元町、丸森町などでは高い放射線量が計測された地点があった。震災直後の放射性物質や放射線量に対する専門家等の評価は様々であったが、発掘調査で直接土を触る当課や市町村教育委員会の発掘調査担当者(特に若い職員)からは人体への影響に関する心配の声が上がったため、後述の宮城県の基本方針が作成されるまでの間(平成23年4～12月)は、宮城県環境生活部原子力安全対策課(平成23年10月に室から課へ昇格)の協力・助言を得て、復興調査に先立ち調査対象地の放射線量を計測し、安全を確認した上で調査に着手することとした。

平成24年1月に宮城県が「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針 震災以前の安全・安心なみやぎの再生 ～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を作成したため、この基本方

針に基づき、年間放射線量 1 ミリシーベルト（以下m SV）以下の区域については安全な区域と判断して調査に着手、1 m SV を上回る地点が確認された場合は、その都度、原子力安全対策課に相談し、対応策について助言を得た。

\*年間放射線量 1 m SV 以下という数値は、平均値で1日当たり約 2.74 マイクロシーベルト（以下 $\mu$  SV）、1時間当たり 0.114  $\mu$  SV 以下となる。  
 $1 \text{ m SV} = 1,000 \mu \text{ SV}$      $1,000 \mu \text{ SV} \div 365 \text{ 日} \doteq 2.74 \mu \text{ SV} / \text{1日}$      $2.74 \mu \text{ SV} \div 24 \text{ 時間} \doteq 0.114 \mu \text{ SV} / \text{1時間}$

## ②除染作業への対応

平成 23 年度下半期以降、県北の栗原市など特定市町の学校等において、放射線量を下げたための除染作業が徐々に具体化し、対応等について関係自治体からの問い合わせが増えてきた。県教育委員会では、震災直後に復旧・復興事業に対する対応等について、前述の「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け文第 2251 号）で通知しているが、この通知には「除染作業」に関する対応は含まれていなかったため、追加の検討を行い、「放射線で汚染された土をすき取る作業（地山掘削を伴わない表土等の除去）」については、通知文に記されているライフライン等の復旧工事と同様に、法第 94 条（除染作業は基本的に公的機関が実施する復興事業である）に係る発掘通知の提出を不要とした。

ただし、汚染土を別地に搬出せずに、事業予定地（埋蔵文化財包蔵地内）に穴（ほとんどが1辺 10 m以上、深さ数mの大きな掘削を伴う）を掘って埋める場合は、基本的に掘削範囲を対象とした確認調査を実施したうえで対応を検討することとした。この取扱いについては、除染作業を実施する自治体が限定されていたため、改めて通知文は発出せずに、連絡調整会議等（表 5-12）を通じて各教育委員会に周知した。

## オ 派遣職員の健康管理

平成 25 年 7 月 30 日付けの文化庁からの依頼を受け、当課から平成 25 年 7 月 31 日付けで、派遣職員に「健康管理の留意について」の注意喚起文書を配布し、この後も、平成 26～27 年の 4 月 1 日付けで派遣職員に同様の文書を配布している。

このほか、当教育委員会で実施している「メンタルヘルスケア」の取り組みについても、パンフレット等を配布して周知し、派遣職員が気軽に受診等ができる環境を整えるよう努めた。

## カ 文化庁からの支援

文化庁幹部、記念物課埋蔵文化財部門調査官の復興調査現場の視察は、主に宮城県で開催された「派遣専門職員会議」や「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」のほか、県内各教育委員会文化財担当者を対象とした「復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査にかかる連絡調整会議」等の会議に合わせて実施された。

### ①文化庁長官の女川町内山遺跡の視察

文化庁主催の「発掘された日本列島 2014 日本発掘展」が平成 26 年 5 月 31 日（土）から東北歴史博物館で開催されることになったため、開催式に出席される青柳正規文化庁長官の来県に合わせ、前日の 5 月 30 日（金）に内山遺跡を視察いただいた（写真 5-29）。内山遺跡では発掘調査員や発掘調査作業員に対して激励・御礼の言葉をかけていただいた。また、内山遺跡の視察に先立って行なわれた女川町須田善明町長との意見交換では、青柳長官が須田町長に「遺跡保護と復興調査の円滑な推進」に理解・協力を求めたところ、須田町長から快諾の言葉があった。この後、女川町では崎山遺跡ほかの復興調査が実施されているが、早期に終了している。

### ②文化庁調査員の復興調査現場の視察等

平成 27 年 11 月 18 日、阪神淡路大震災時に、神戸市教育委員会文化財課長として震災対応に当たっ



内山遺跡より沿岸部の復興事業を視察



内山遺跡復興調査視察

写真 5-29 青柳文化庁長官女川町視察 (H26.5.30)

た渡辺伸行文化庁調査員（奈良文化財研究所客員研究員）による視察が行われた。視察は復興調査件数が多い市町を中心に行われ、市町の幹部職員及び埋蔵文化財保護調整担当課職員（派遣職員含む）との意見交換（写真 5-30）や、復興調査現場や遺物収蔵施設の視察などが行われ、復興調査や遺物整理作業の進捗状況や派遣職員の勤務実態等の確認、課題抽出などが行われたほか、渡辺調査員からは市町職員に対して指導・助言があった。視察結果は文化庁に報告され、復興調査が円滑に進むための取り組みに活かされている。



写真 5-30 文化庁調査員と派遣職員との意見交換

(H27.11.8)

## 2 復興調査の状況 —調査体制・県市町の発掘調査状況—

### (1) 県と市町の分担と調査体制について

前述のように、県・市町の分担については、復興交付金基幹事業に位置付けられた沿岸市町の防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等は分布調査・試掘調査を県、確認・本発掘調査を市町が主体となることで整理された。また、復興交付金基幹事業以外の復興事業は基本的に事業が実施される市町が調査主体となるが、三陸沿岸道路建設・JR 常磐線復旧事業等に係る大規模な復興調査の実施に当たっては市町の負担を軽減し、円滑に進めるため県が調査主体となった。

これら復興調査の支援に当たっては、遺跡の内容や規模、専門職員の配置等を勘案し、適宜、県が各市町に職員を派遣（県職員と派遣職員によるチーム：3～6名）するなどして協力を行った。個人住宅や企業再建等に伴う調査は、市町主体の調査として行い、県は随時協力を行った。

### (2) 主な復興調査と進捗状況

#### ア 県の復興方針

宮城県では、平成 23 年 10 月に復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定した。震災復興計画では復興を達成するまでの期間をおおむね 10 年とし、復旧期（3 年）、再生期（4 年）、発展期（3 年）の三期に分け、各段階において着実に計画を進め、平成 32 年度の復興を目指している。

#### イ 市町村の復興構想と復興事業計画

上記「宮城県震災復興事業計画」のほか、沿岸部 15 市町と内陸部 6 市町の計 21 市町においても、平成 23 年度下半期に、地域の実情に合わせた「震災復興計画」が策定されている。

## ウ 主要な復興調査

沿岸市町の復興事業（復興交付金基幹事業）のほかに、埋蔵文化財と係わりをもつ事業としては、国土交通省、農林水産省、東日本高速道路株式会社（ネクスコ東日本）、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が実施する以下の復興事業がある。

## 〈三陸沿岸道路建設事業〉（国土交通省）

三陸沿岸道路建設に係る事業で、調査対象となる事業区間は①多賀城市（仙台港北IC～利府塩釜IC間）と②南三陸町歌津IC～気仙沼市唐桑ICまでの区間の大別二区間である。

なお、当該工事に先立ち、平成元年から宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会が分担して本発掘調査に着手しているが、諸事情により平成7年に事業計画が一旦凍結となった。しかし、震災直後、三陸沿岸道路が緊急物資等を運搬するのに重要な役割を果たした実績から、国土交通省が被災地の復興に果たす役割が大きいと判断し、復興事業として事業が再開されたものである。

①の区間では、暫定2車線（片側1車線）の道路を4車線化する工事で多賀城IC建設計画があり、特別史跡多賀城跡の南西に広がる山王遺跡・市川橋遺跡が係わりをもち、調査は平成23年度から県主体で行い、平成26年度に終了している（写真5-31）。

②の区間は新規着工区間で、試掘・確認調査の結果、気仙沼市の3遺跡（石川原遺跡、小屋館城跡、忍館城跡）が本発掘調査の対象となった。このうち石川原遺跡の発掘調査を実施した。石川原遺跡については、平成25年度に本線部分の本発掘調査は終了し、縄文時代中期の遺構・遺物が発見された。平成27年度は付帯工事の市道改良工事に伴い、平成25年度調査区の西側隣接地の確認調査を実施した。調査の結果、縄文時代の土坑ほかが発見され、平成28年度以降に本発掘調査を実施予定である。平成27年度末時点で未調査の遺跡は小屋館城跡（中世）、忍館城跡の2遺跡で、平成28年度以降、土地買収等の条件が整い次第、調査着手する。



写真5-31 山王遺跡・市川橋遺跡

上記①②区間のほか、登米市東和ICから南三陸町歌津ICまでの区間についても宮城県教育委員会が登米市教育委員会の協力を得て分布調査・試掘を行ったが、遺跡は確認されていない。

## 〈常磐自動車道建設〉（ネクスコ東日本）

常磐自動車道建設計画（山元IC～福島県境まで）は、震災以前より通常事業として進められており、平成21年度以降、24遺跡を対象に宮城県教育委員会と山元町教育委員会が分担して、用地買収等の条件が整った遺跡から順次本発掘調査に着手してきた。東日本大震災後は、上記三陸沿岸道路と同様に、国により常磐自動車道が復興に果たす役割が大きいと判断されたため、復興事業として事業が継続された。本発掘調査は平成25年度に終了し、このうち当教育委員会が担当した12遺跡については平成27年度、山元町教育委員会が担当した6遺跡についても平成25～27年度に報告書を刊行した。なお、山元南IC建設計画が具体化したため、平成26・27年度に当教育委員会が法羅遺跡の一部を対象に確認調査を実施したが、遺構・遺物は確認されていない。

## 〈JR常磐線・仙石線の内陸移設事業〉（JR東日本）

海岸線を走るJR各線は津波により大きな被害を受けたが、このうちJR常磐線（亘理町浜吉田駅～福島県新地町新地駅）と仙石線（松島町高城町駅～東松島市矢本駅）については、従来のルートを内陸側に移し再建することとなった（JR常磐線は平成28年12月10日開通）。

J R常磐線の新ルート（巨理町浜吉田駅～福島県境）には、新発見遺跡を含め計8遺跡が係わりをもち、平成25～27年度に山元町熊の作遺跡（古代）などの本発掘調査を実施し（写真5-32）、平成27年度前半で終了した（平成28年度に報告書刊行）。

J R仙石線については、周知の1遺跡が含まれていたが、東松島市教育委員会が試掘を実施した結果、ルート内で遺構が確認されなかったため、本発掘調査には至らなかった。



写真 5-32 熊の作遺跡（山元町）

〈県道等改良工事〉

多賀城ICへのアクセス道路である県道泉塩釜線改良工事のほか、気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・山元町などでも県道改良工事が計画されている。このうち多賀城市山王遺跡（県道泉-塩釜線）の調査は県主体で行い、平成26年度で終了した（平成27年度に報告書刊行）。このほかの工事に係る調査については、今後、土地買収等の条件が整い次第、調査が実施される予定である。

〈沿岸市町復興事業〉

平成27年度末時点で、三陸沿岸道路・常磐自動車道・JR常磐線関連遺跡及び防災集団移転促進事業、土地地区画整理事業、圃場整備事業等と係わりのある遺跡は301遺跡あり、このうち約63%に当たる190遺跡の試掘・確認調査を終了した（表5-21）。試掘・確認調査の結果、平成27年度までに本発掘調査に着手した遺跡は63遺跡で、平成27年度には多賀城市八幡沖遺跡（古代）、山元町合戦原遺跡（古墳時代～古代）、石巻市羽黒下遺跡（縄文）などの本発掘調査を行ったが、11月には合戦原遺跡の一部を除き、調査が終了し、これにより高台移転等に係る大規模発掘調査はほぼ終了となった。

表 5-21 主な復興事業関連遺跡数一覧

平成28年3月31日現在

復興事業	調査	試掘・確認調査					本発掘調査（着手時期）							
		H24	H25	H26	H27	H28～	H24	H25	H26	H27	H28			
住居関連		67	29	19	12	3	4	21	3	2	14	2	(2 継続)	
道路	復興道路	三陸道	9	4	1	3		1	9	4	1	3		1(3 継続)
		常磐道	12	11	1				12	11	1			
	区市町道等	54	1	1	7	3	42	3		1	1		1	
鉄道	J R常磐線	8		8				8		5	2	1		
ほ場整備		93		18	39	15	21	10			9		1	
漁集関連		42		1	1	6	34	4			1	2	1	
堤防関連		15		1	1	4	9	0						
その他		1		1				0						
合計		301	45	51	63	31	111	67	18	10	30	5	4(5 継続)	

\* 仙台市を除く

エ 文化財保護法第93・94・99条届出等件数の推移

文化財保護法第93条・94条（以下、法第93条、法第94条）の届出等件数の推移をみると、震災発生直後にあたる平成23年4～6月期の届出等件数は少なかったものの、7月以降になると法第93条届出（通常＋復興事業）が増加し、平成23年度は結果的に前年度の件数よりも多くなった。法第93条届出は平成23～27年度にかけて増加し、平成27年度は震災前の平成22年度と比較すると倍増となった。復興事業

に限ってみると、法第93条届出は平成24年度をピークに徐々に少なくなり、法第94条通知は、震災の影響から平成23年度は少なかったものの、平成24年度以降、平成27年度にかけて徐々に増加した（表5-22）。

法第99条調査については、平成23年度はやや少なかったものの、平成24年度は復興事業が本格化してきたことを反映して、震災前と比較すると約45%増となり、その後、平成27年度にかけて通常時より発掘調査件数が多い状態が続いている（表5-23・24、発掘調査一覧は巻末資料25）。

表 5-22 法第 93・94 条に係る届出等の推移

法	事務取扱	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
法第 93 条 (A)	①県（仙台市除く）	408	430	498	735	713	695	686
	通常	408	430	341	417	512	574	600
	復興			157	318	201	121	86
	②仙台市	223	304	411	477	476	518	719
	通常	223	304	268	310	409	449	615
	復興			143	167	67	69	104
	県合計（①+②）	631	734	909	1212	1189	1213	1405
	通常	631	734	609	727	921	1023	1215
	復興			300	485	268	190	190
法第 94 条 (B)	県	275	294	189	311	295	355	362
	通常	275	294	160	250	229	262	271
	復興			29	61	66	93	91
合計 (A+B)	県	906	1028	1098	1523	1484	1568	1767
	通常	906	1028	769	977	1150	1285	1486
	復興			329	546	334	283	281

表 5-23 法第 99 条調査の推移

事業区分		H23	H24	H25	H26	H27
通常	①	218	286	322	362	324
復興	②	133	225	150	141	96
合計（①+②）		351	511	472	503	420

表 5-24 法第 99 条（復興） 市町ごとの調査原因別一覧

市町	事業	H23	H24	H25	H26	H27	計
気仙沼市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		4	4	6	3	17
	道路・鉄道建設		3	1	4	5	13
	被災農地ほ場整備				2		2
	個人住宅再建	4	32	20	7	4	67
	その他	4	8	5	5	7	29
	計	8	47	30	24	19	128
南三陸町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		4	1	1	2	8
	道路・鉄道建設				2	4	6
	被災農地ほ場整備				1	1	2
	個人住宅再建		1		2		3
	その他			1	3	2	6
	計	0	5	2	9	9	25
石巻市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		6	3	4	2	15
	道路・鉄道建設					1	1
	被災農地ほ場整備					1	1
	個人住宅再建			6	8	4	18
	その他				4	2	6
	計	0	6	9	16	10	41

第V章 被災文化財等の復旧・復興への取り組み

市町	事業	H23	H24	H25	H26	H27	計
女川町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		2	7	7	1	17
	道路・鉄道建設					1	1
	被災農地ほ場整備						0
	個人住宅再建			1			1
	その他		1				1
	計	0	3	8	7	2	20
東松島市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		2	7	7	1	17
	道路・鉄道建設					1	1
	被災農地ほ場整備						0
	個人住宅再建			1			1
	その他		1				1
	計	0	3	8	7	2	20
松島町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）						0
	道路・鉄道建設						0
	被災農地ほ場整備						0
	個人住宅再建		1		1		2
	その他			1		1	2
	計	0	1	1	1	1	4
利府町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）						0
	道路・鉄道建設						0
	被災農地ほ場整備						0
	個人住宅再建	1	3				4
	その他		1			1	2
	計	1	4	0	0	1	6
塩竈市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		2				2
	道路・鉄道建設					2	2
	被災農地ほ場整備					1	1
	個人住宅再建						0
	その他			2		3	5
	計	0	2	2	0	6	10
七ヶ浜町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）		2	2			4
	道路・鉄道建設		1				1
	被災農地ほ場整備				2		2
	個人住宅再建	1					1
	その他		1	1	1	1	4
	計	1	4	3	3	1	12
多賀城市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）			1	1	1	3
	道路・鉄道建設		2	2	2		6
	被災農地ほ場整備					1	1
	個人住宅再建	14	26	12	4	6	62
	その他	5	5	5	3	6	24
	計	19	33	20	10	14	96
仙台市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）			1	2		3
	道路・鉄道建設						0
	被災農地ほ場整備				4	1	5
	個人住宅再建	49	31	13	8	4	105
	その他	1	7	1	3		12
	計	50	38	15	17	5	125
名取市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）				1	1	2
	道路・鉄道建設					1	1
	被災農地ほ場整備			1	1		2
	個人住宅再建	6	11	15	7	5	44
	その他	3	4	3	5	1	16
	計	9	15	19	14	8	65
岩沼市	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）						0
	道路・鉄道建設				1		1
	被災農地ほ場整備				1		1
	個人住宅再建		1				1
	その他		1	3	2	1	7
	計	0	2	3	4	1	10

市町	事業	H23	H24	H25	H26	H27	計
亶理町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）						0
	道路・鉄道建設						0
	被災農地ほ場整備			1	1		2
	個人住宅再建	3	7	1	1		12
	その他		2				2
	計	3	9	2	2	0	16
山元町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）				1	1	2
	道路・鉄道建設	14	12	2	3	3	34
	被災農地ほ場整備						0
	個人住宅再建	1	1	5	6	1	14
	その他		1	2			3
	計	15	14	9	10	5	53
内陸市町	住宅関連事業（防集・土地区画・災害公営等）			1			1
	道路・鉄道建設					1	1
	被災農地ほ場整備						0
	個人住宅再建	18	14	6	3	2	43
	その他	2	6				8
	計	20	20	7	3	3	53

(3) 復興調査成果と公開

平成24年度以降、復興調査が本格化し、気仙沼市波怒棄館遺跡、南三陸町新井田館跡（写真5-33）、石巻市中沢遺跡（写真5-34）、多賀城市山王遺跡、山元町熊の作遺跡などで貴重な調査成果が得られている。特に山元町合戦原遺跡では線刻画が施された横穴墓が確認されるなど、地域の歴史を考える上で重要な発見が相次いでいる。震災直後は「発掘調査は復興の障害・壁」などとしばしば報道されていたが、現在ではマイナスな報道はほとんどみられない。これは復興事業の進展に伴い周囲の状況が少し落ち着いてきたこともあるが、各教育委員会が復興調査を予定期限内で終了させたことや、復興調査の成果を報告会や現地説明会（写真5-35・36）、ホームページ（インターネット）等を通じて地域住民へ公表し、地域の歴史そのものである遺跡の重要性や発掘調査の意義等を真摯に伝えてきたことによるものと考えている。



写真 5-33 南三陸町新井田館跡



写真 5-34 石巻市中沢遺跡



写真 5-35 気仙沼市波怒棄館遺跡 (H25.5.18)



写真 5-36 山元町合戦原遺跡 (H27.7.25)

(4) 復興調査報告書の刊行状況

県教育委員会及び関係市町教育委員会では、必要最小限の内容とする復興調査報告書作成方針に基づき、下記のとおり、おおむね順調に報告書が刊行されている。気仙沼市波怒棄館遺跡（縄文時代前～晩期）、台の下貝塚（縄文時代中～晩期）、石巻市中沢遺跡・羽黒下遺跡（縄文時代前～晩期）、山元町合戦原遺跡など、多くの遺構や遺物が発見された遺跡については、報告書刊行までに相当の時間を要すると見込んでいる。これらの市町では復興調査件数が多く、調査と報告書刊行に向けた整理作業の両立が厳しい状況であることから、県教育委員会も協力し、迅速に報告書作成を進めていく。

【発掘調査報告書の刊行】（報告書刊行一覧は巻末資料 26）	
◆県刊行（主に試掘、高速・JR建設関連）	◆市町刊行（主に復興交付金事業）
・平成27年度まで7冊刊行	・平成27年度まで29冊刊行
・JR常磐線関連8遺跡 平成28年12月刊行	・平成28年度以降に55冊刊行予定
・三陸沿岸道路(山王遺跡ほか)平成29年度刊行予定	・特に気仙沼市・石巻市・山元町が多い
主な報告書作成は、ほぼ終了見込み	→ 県が協力

また、復興交付金基幹事業に伴う発掘調査報告書については、基幹事業の工事完了までに刊行することが求められているが、上記の理由で事業期間内に刊行できないケースもでてきている。文化庁、復興庁宮城復興局、関係機関で協議した結果、報告書刊行に要する費用を本体事業から切り離し、別途、文化庁の埋蔵文化財発掘調査事業（A-4事業）で改めて必要費用を申請し、予算を移し替えることとなった。これにより、「復興・創生期間」が終了する平成32年度まで報告書作成期間を確保することができ、事業量が多い市町にとっては要望に叶う運用になった。

(5) 震災対応記録集の作成について

東日本大震災時の行政対応を記録集として残すことは、今回の震災対応を検証する上で必要となるだけでなく、記録集が次の災害時における埋蔵文化財行政の取扱い等を考える上での実質的なマニュアルとなることから、非常に重要な取り組みと考えている。文化庁及び県教育委員会では、復興調査がピークを越え、国の「集中復興期間」が終了する平成27年度末を大きな節目と考え、震災後、5年間の取り組みをまとめた震災対応記録集を作成することとした。

文化庁では、平成27年度末（平成28年3月）に復興調査の概要を集約した「東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護 中間報告」を刊行した。平成28年度末（平成29年3月）には文化庁、復興庁各復興局、被災三県一市、奈良文化財研究所などの取り組みをまとめた「東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組（報告）－行政対応編－」と「同一発掘調査の実施と活用への取組編－」の二分冊を刊行する。

県教育委員会では、文化庁の記録集とは別に、国の「復興・創生期間」が終了する平成32年度までの取り組み及び検証・反省等について、翌平成33年度に取りまとめることとしている。

3 現状と課題

(1) 迅速な復興調査の実施と調査体制の強化

上述したように、平成27年度までに三陸沿岸道路、常磐自動車道、JR常磐線建設、高台移転事業に伴う大規模な復興調査はほぼ終了した。今後は圃場整備事業や県道改良事業等に伴う調査が中心になると見込まれるため、今後も調査体制を充実させ、復興調査を迅速に進める必要がある。

調査体制の強化に当たっては全国からの派遣職員の支援に依るところが大きいですが、集中復興期間（平成23～27年）の終了後は、さらに派遣環境が難しくなるため、県教育委員会としては、沿岸市町へ専門職員等の採用を積極的に働きかけるほか、内陸市町から沿岸市町への支援体制の強化を図るなどして宮城県全体で復興調査に対応していきたい。

## (2) 復興調査費用の確保

今回、東日本大震災の復興事業を円滑に進めるため復興庁により復興交付金事業が創設され、復興交付金基幹 40 事業の中に埋蔵文化財発掘調査事業（A-4 事業）も組み込まれた。これにより集中復興期間（平成 23～27 年度）における沿岸市町の復興調査は全額国庫補助金（通常補助率 50%＋嵩上げ 25%＋特別交付税措置 25%＝100%）で実施できた。「集中復興期間」終了後については、国が平成 28～32 年度までを「復興・創生期間」と位置付け、埋蔵文化財発掘調査事業（A-4 事業）については、引き続き全額国負担で実施できることとなったが、関係教育委員会においては、引き続き早期の復興調査完了及び報告書刊行に向け努力する必要がある。

また、今後、復興調査費用・遺物整理費用・報告書刊行費用、収蔵施設の整備費用等の事業費の確保が新たに生じた場合は、早期に文化庁、復興庁宮城復興局等と調整を図り、円滑に復興交付金の申請が進むよう努める必要がある。

## (3) 復興調査報告書の早期刊行

復興調査報告書は、県教育委員会及び関係市町教育委員会において、必要最小限の内容とする復興調査報告書作成方針に基づき、前述のとおり、おおむね順調に報告書が刊行されているが、大規模調査を実施した気仙沼市、石巻市、山元町などでは、報告書刊行まで相当の時間を要すると見込んでいる。

一方、高台移転等の復興交付金基幹事業に伴う発掘調査の報告書については、報告書刊行に要する費用を本体事業から切り離し、別途、文化庁の埋蔵文化財発掘調査事業（A-4 事業）で改めて必要費用を申請する予算の移し替えにより対応することとなったことから、平成 32 年度まで報告書作成期間を確保することができることとなった。これらの報告書を迅速・確実に刊行できるよう県も協力していく必要がある。

## 第VI章 被災文化財等の救援事業

### 第1節 文化財レスキュー事業

#### 1 国への救援要請

当教育委員会では文化庁とは震災直後から連日のように連絡をとり、被災文化財等への対応について協議を重ねた。沿岸部の市町教育委員会や展示施設等との連絡が取れるようになるにつれて、津波による被害が極めて甚大であることが次第に明らかとなり、特に石巻文化センターなど緊急に対応すべき施設の状況も判明してきた。指定・未指定に係わらず、被災文化財等の廃棄・散逸の防止と緊急の保全を図るためには、早急に被災文化財等を救出し、応急措置をして他の博物館等で一時保管を行う必要があった。極めて切迫した状況であることから、3月29日には県教育委員会教育長から文化庁に対して「東北地方太平洋沖地震による被災文化財の支援について」とする救援要請を行った。文化庁では本県の救援要請を受けて、即時に国主導による『文化財レスキュー事業』を開始することとした。

#### 2 文化財レスキュー事業とその活動

宮城県からのこうした救援要請に対して文化庁は、翌30日には被災文化財等の緊急避難と応急措置を目的とした「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を立ち上げ（巻末資料3）、4月1日からこの文化財レスキュー事業を実施すること、事業の実施主体は「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（事務局：東京文化財研究所）（図6-1）（以下、救援委員会）であることなどを決定した。同時に文化庁は、各都道府県教育委員会教育長宛に東北地方太平洋沖地震による被災文化財等の救援について文書を発出し、協力依頼を行った。また、文化財レスキュー事業の活動経費には、文化庁長官が「東北地

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

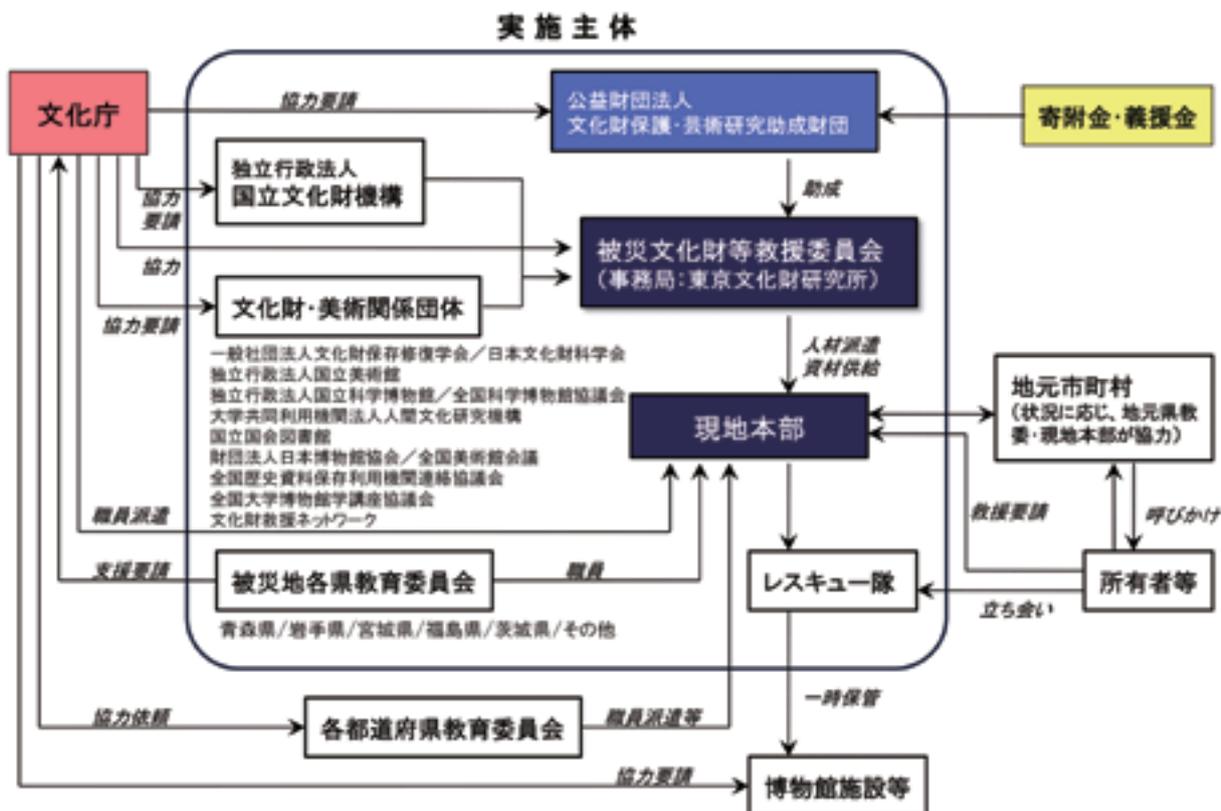


図6-1 被災文化財等救援委員会の体制

(文化庁ホームページより)

方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を」として発出したメッセージを受けて、文化財保護・芸術研究助成財団を窓口を集められた寄付金・義援金が充てられることとなった。

4月6日、文化庁美術学芸課調査官、東京文化財研究所研究員が来県し、救援委員会の現地本部が置かれる予定の仙台市博物館において、県内の関係機関（宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、東北歴史博物館、宮城県美術館、仙台市博物館、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク、東北大学東洋日本美術史研究室など）との会合がもたれた。翌7日には、県内でもっとも深刻な状況にあった石巻文化センターの現地調査を実施した。4月15日に東京文化財研究所において開催された第1回救援委員会を受け、4月19日には仙台市博物館に現地本部が設置された。この日からは独立行政法人国立文化財機構（東京文化財研究所、奈良文化財研究所等）や文化庁美術学芸課の各職員が常駐し、さらに県内外の博物館や大学等の研究機関が参加し、それぞれのスタッフがその専門性を活かしながら、文化財レスキュー事業が本格的に実施されることになった。

この文化財レスキュー活動の実施にあたっては、宮城県が事前の実地調査と各市町へのヒアリングをもとに作成した第一次「救援要請リスト」が基本になった。文化庁へ提出したこの救援リストを作成する段階で、石巻文化センターや南三陸町歌津魚竜館などの施設が大きな被害を受けていることが判明すると共に、文化財等（古文書、考古資料、彫刻、絵画ほか）の被害も大きいことがわかった。この「救援要請リスト」には、あらたな被災案件が明らかになると同時に随時追加し、これをもとに迅速な救援活動が行われた（写真6-1・2）。そして、救援対象は、震災半年後の9月までに22箇所、約4,000件、翌年の平成24年3月までには42箇所、約15,000件に及んだ。主なものとしては、石巻文化センターの収蔵資料・毛利コレクションなど10万点以上、東松島市野蒜文化財収蔵庫の資料等数千点以上、気仙沼市唐桑漁村センター民俗資料・生物標本等約400点などであった。



写真 6-1 石巻文化センター (H23.4.21)



写真 6-2 東松島市野蒜文化財収蔵庫 (H23.7.6)

これら救援した被災資料等は、長期的な避難が必要と想定されるものも多く、安定的な収蔵を図って行くことが必要であり、特に津波による被災資料はこれまでの文化財の保存処置としては経験のない資料であることから、専門的な知識・技術を備えた長期的な対応を求められることは明らかであった。

この文化財レスキュー事業は、当初、平成23年4月1日～翌24年3月31日までの1年間の期間として実施されたが、その後、事務局に東京国立博物館を加えてさらに1年間の延長となり、平成25年3月31日まで継続することとなった（文末文献）。

### 3 宮城県被災文化財等保全連絡会議の設置と活動

救援委員会による文化財レスキュー事業では、被災資料を適切な施設へ緊急的に一時避難（保管）させるとい

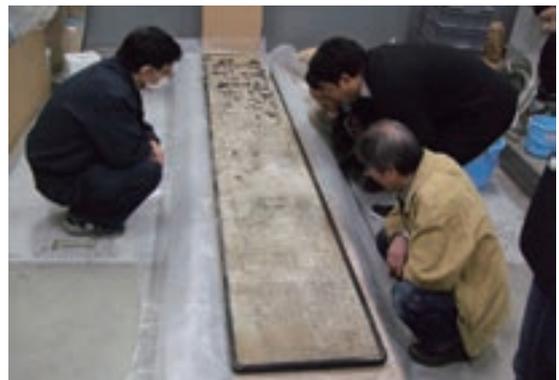


写真 6-3 救出資料の状態調査 (H24.2.14)

う初期段階の活動が震災半年後の7月頃には収束に向かい、仙台市博物館に設置された現地本部も7月末にはスタッフの常駐体制を解除することとなった。しかしながら、県内の被災資料等の救援活動が終了したわけではなく、次の段階となる一時保管資料の保管・管理の継続、応急措置、さらには被災資料の修理・修復といった課題にも適宜対応していく必要があった。そのため、県内の各関係機関等によって救援・支援体制を作り、その連携・協力の下に救援活動を強化・継続していくことが不可欠となった。そこで、7月には県文化財保護課と東北歴史博物館がその体制の大枠について協議し、8月には5機関（仙台市博物館・東北大学総合学術博物館・宮城県美術館・県文化財保護課・東北歴史博物館）による第1回幹事会準備会を開催した。

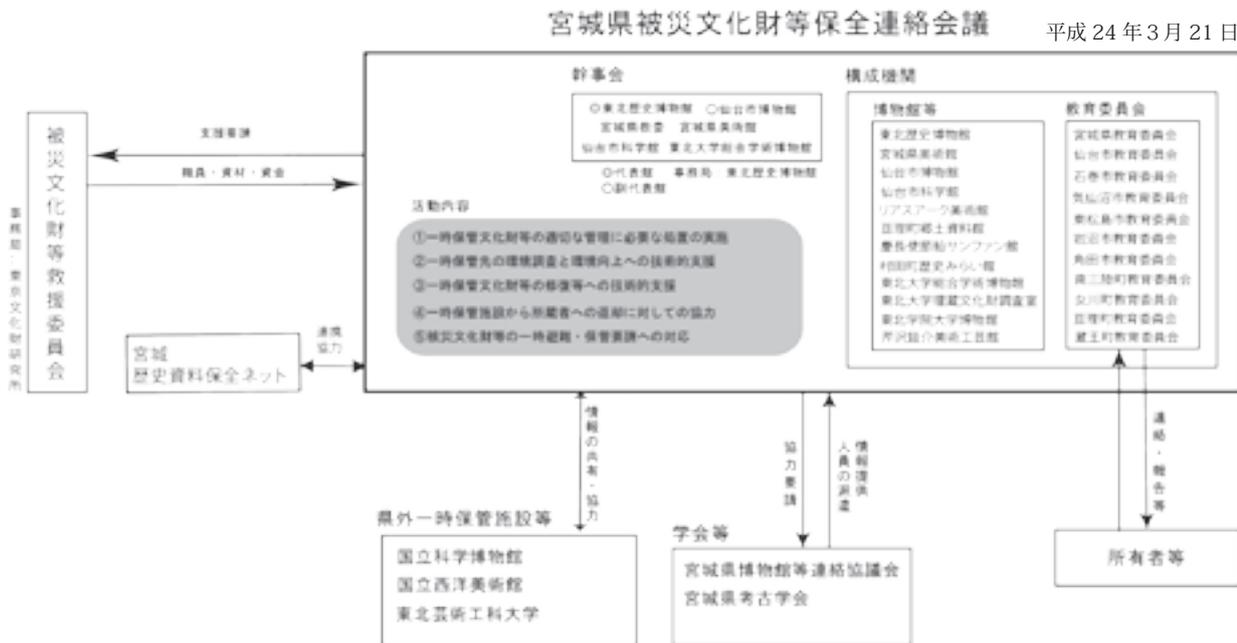


図 6-2 宮城県被災文化財等保全連絡会議の体制

その後、仙台市科学館も加わり、6 機関による幹事会準備会において、組織体制や設置要項、運営体制等について協議を重ねた。10月5日には、東北歴史博物館において関係 21 機関による組織体制の準備会を開催し、10月21日には文化財レスキュー事業に係わる関係機関等の連携・協力のもと、県内の被災文化財等の保全を図るために必要な活動を行うことを目的として、『宮城県被災文化財等保全連絡会議』（図 6-2）（以下、保全連絡会議）を発足させた（写真 6-4）。

保全連絡会議の構成機関は、当初、被災文化財等の一時保管施設、地元市町教育委員会など 21 機関であったが、その後 9 機関が加わり、平成 27 年度末現在では 30 機関となった。連絡会議の下に幹事会（6 幹事）を置き、代表幹事・事務局を東北歴史博物館とし、この幹事会が様々な活動に係る事項を協議・調整のうえ執行することとなった。連絡会議の設置期間は、当面、2 年後の平成 25 年 3 月 31 日まで（必要に応じて延長）としたが、その後、平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとなった。



写真 6-4 宮城県被災文化財等保全連絡会議 (H23.12.7)

仙台市博物館に置かれた救援委員会の現地本部の常駐体制が平成 23 年 7 月には解かれたことから、その後、保全連絡会議が中心となり、救援委員会をはじめ、県外の一時保管施設、関係学会、「宮城歴史資料保全ネット」などの機関・団体と連絡を密に取りながらレスキュー活動を継続することとなった。そして、救

援委員会のレスキュー事業が平成 25 年 3 月 31 日に終了して以降は、保全連絡会議が主体となって文化財レスキュー活動を実施している。

#### 4 各関連機関・団体等からの支援・協力

救援委員会および宮城県被災文化財保全連絡会議による文化財レスキュー活動に対しては、広範囲な各方面からの多大なる支援・協力があつた。詳細はすでに刊行がなされている報告書等（文末文献）に取りまとめられているが、支援・協力は博物館や美術館、研究所・大学などの公的機関にとどまらず、NPO 法人や民間会社等のほか、個人ボランティアにも及んでいる。そして、その救援活動は現地での直接的な活動だけでなく、被災資料の運搬や保管、維持管理、膨大な被災資料の修復など、多岐にわたっている。また、こうした直接的な救援活動のほか、被災文化財の保全活動に必要な物資や経費等の提供などもあり、文化財レスキュー事業の大きな支援となった。

被災文化財等のレスキュー活動は、こうした広範囲に及ぶ人的・物的な支援・協力のもとに遂行され、数多くの被災文化財の救出が行われている。

#### 《文献》

救援委員会による「文化財レスキュー事業」の 2 年間の活動、また、宮城県被災文化財等保全連絡会議による活動等については、以下の報告書に詳細にまとめられている。

○ 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会

2012.10 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成 23 年度活動報告』

2013. 5 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成 24 年度活動報告』

2013. 6 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 公開討論会報告書』

○ 宮城県被災文化財文化財等保全連絡会議

2017. 2 『宮城県被災文化財等保全連絡会議 活動報告』

第2節 文化財ドクター派遣事業

1 事業開始まで

震災において、何よりもまず被害が予想されるのは、文化財建造物である。平時における文化財の状況の確認は、市町村教育委員会からの連絡・報告を受け、それに基づいて県が現地確認等を実施するのが通例である。しかし今回の震災の直後は、被害が広域に及び、また市町村教育委員会との連絡も直ちに取れず、仮に連絡が取れたとしても文化財建造物の状況を十分に把握することができなかった。

よって県文化財保護課では、市町村教育委員会業務を肩代わりするつもりで現地調査を行うこととし、随時各市町村教育委員会の協力を得ながら現地確認を行い、4月上旬には甚大な被害が予想された文化財（市町村指定を含む）の被災状況を概ね確認するに至った。

3月下旬に文化財レスキュー事業が立ち上がったこともあってか、4月中旬には県文化財保護課に未指定・未登録文化財建造物の復旧相談が徐々に入るようになった。そしてこの頃より、一般社団法人日本建築学会においても文化財建造物の被災調査等を開始していたことから、文化財レスキューのスキームを参考にしながら、担当レベルで連絡調整を行い、文化財建造物の現地確認を続けていた。

この動きに呼応するかのようになり、文化庁にて4月27日付けで「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」の実施が決定された（巻末資料7）。これは、指定・未指定を問わず、被災した文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うことを目的としたものである。この事業は、一般社団法人日本建築学会が事務局として文化庁と連絡調整し、活動経費の助成を公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団から得ながら関係機関（公益社団法人日本建築家協会・公益社団法人日本建築士会連合会・公益社団法人土木学会等）と連携協力の上、実施されるものであった。この事業の実施にあたり、県文化財保護課は関係市町村教育委員会との連絡調整を図り、併せて被災調査に協働する役割を担うこととなった（図6-3）。

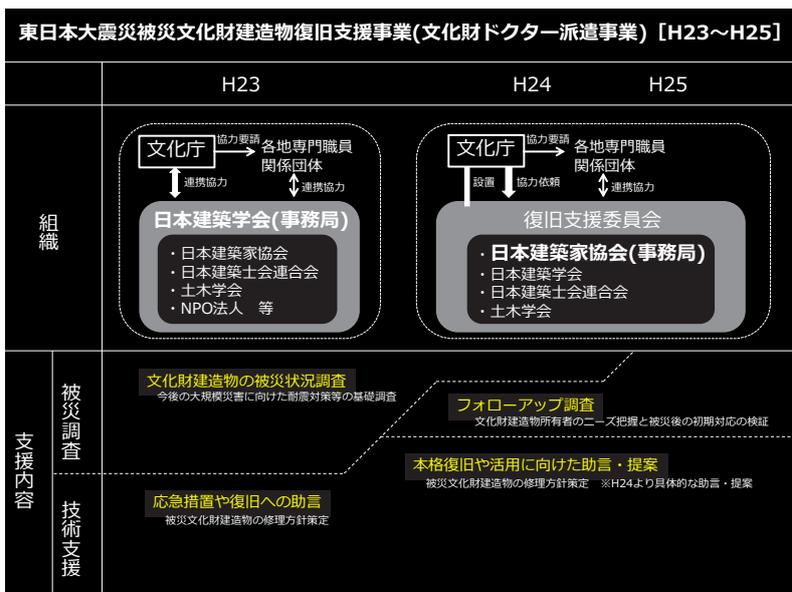


図6-3 文化財ドクター派遣事業のスキーム

2 事業の概要

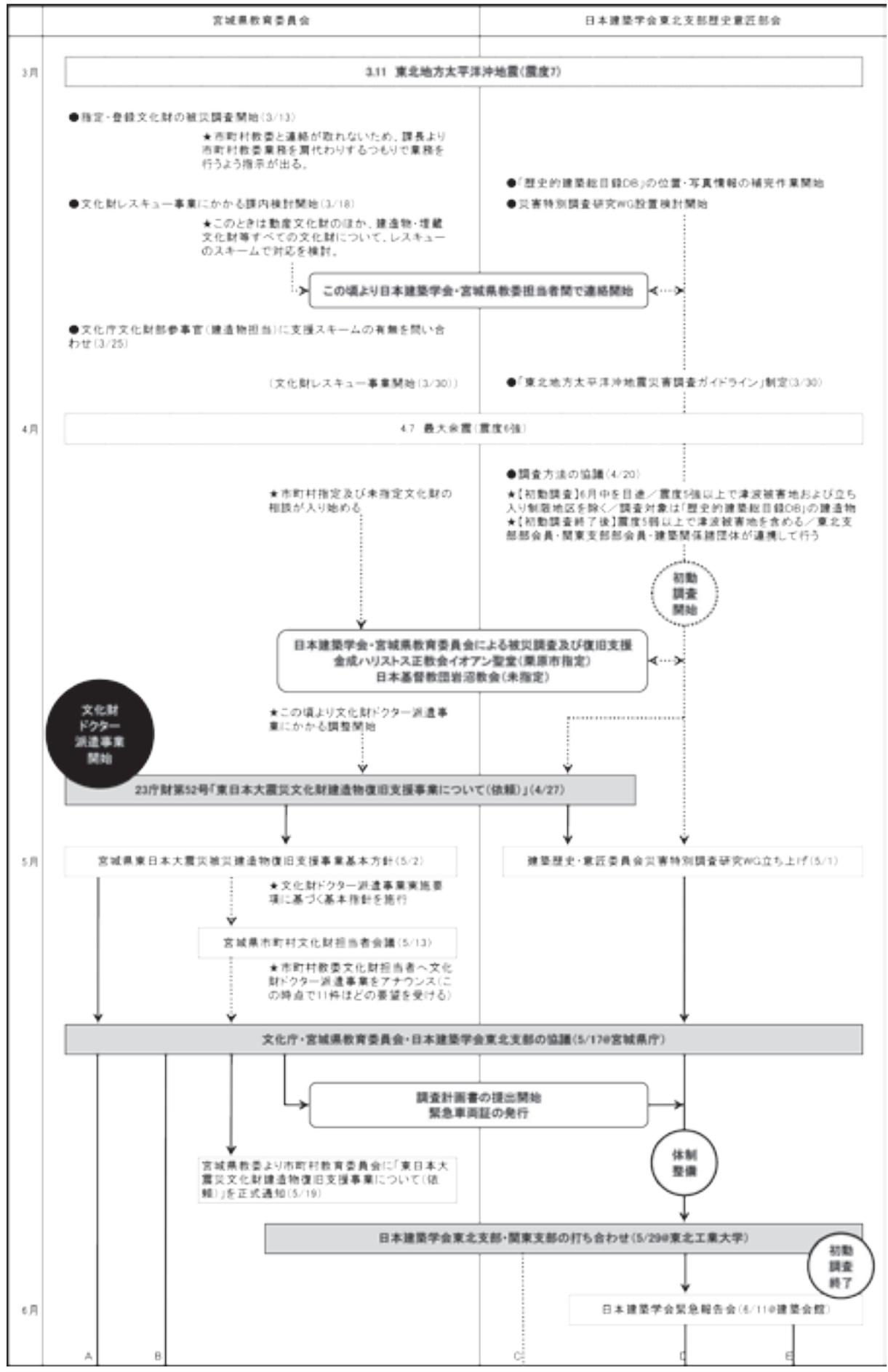
平成23年度の事業進捗を時系列でまとめたものが図6-4である。被災調査は6月に本格化し、要望に応じて具体的な復旧支援にも対応した。また、建造物担当職員の在職する近畿2府4県からの協力を得て県・市町村指定文化財建造物の復旧のための技術支援を行い、土木学会主体による土木構造物の被災調査も夏以降に実施した（写真6-5）。

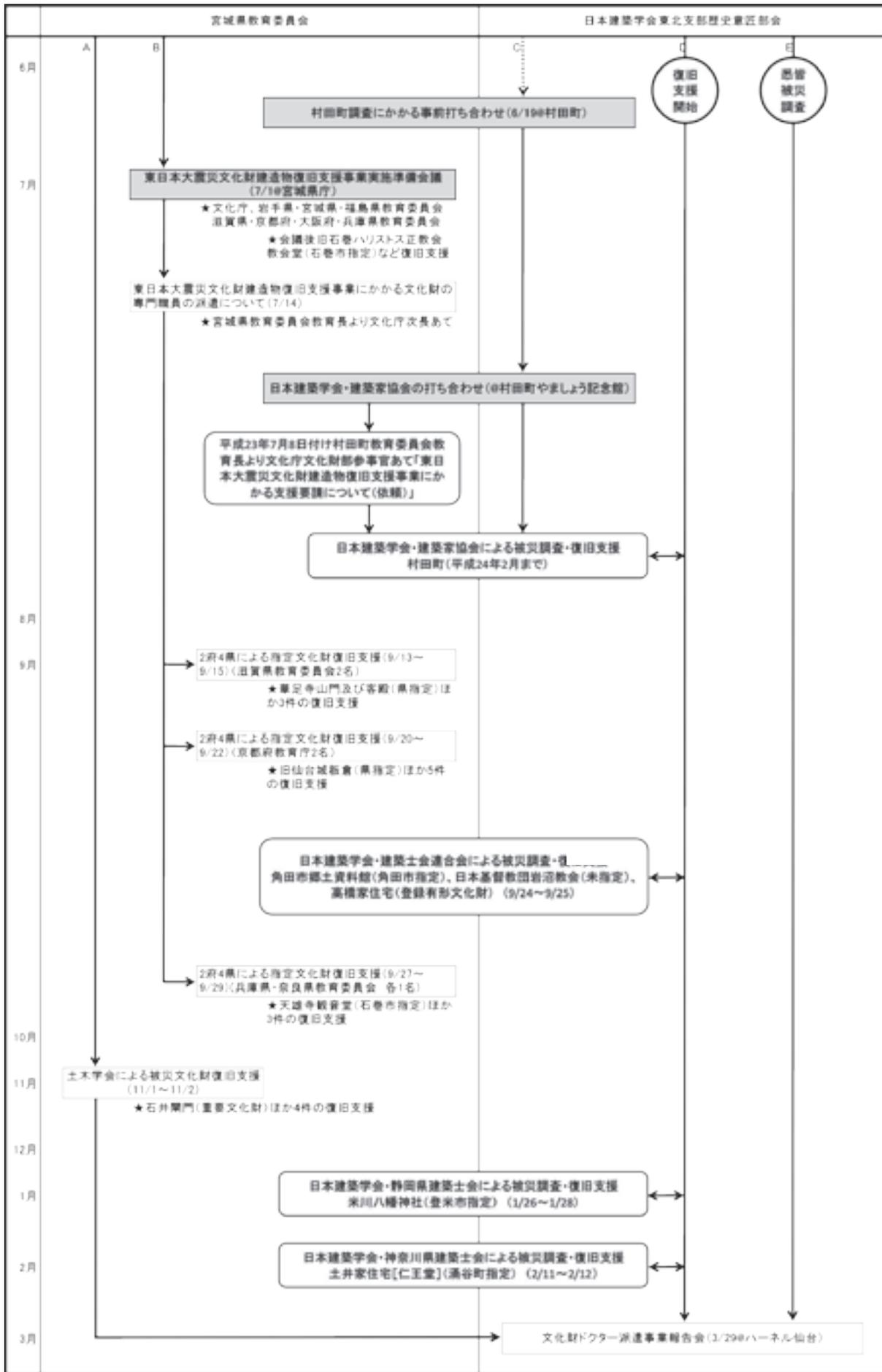
平成23年度は被災調査がかなりのウェイトを占めたが、その調査過程において、文化財建造物の所有者は復旧方法・工法のイメージだけでなく、より具体的な復旧費用の支援を求めていることが徐々に明らかとなった。また、技術支援の



写真6-5 文化財ドクター派遣事業の様子（近畿2府4県職員による）

図 6-4 事業経過表 (平成 23 年度)





実施方法もさまざまであり、組織的な支援体制整備が求められた。このほか、平成 24 年度は被災後対応の検証のため、どのような対策が施されたか等状況のフォローアップを行う必要も出てきた。

これを受け、平成 24 年度と平成 25 年度は、(一社)日本建築学会、(公社)日本建築家協会、(公社)日本建築士会連合会、(公社)土木学会等からなる復旧支援委員会が新たに設置され、(公社)日本建築家協会を事務局とし、活動経費の助成を(公財)文化財保護・芸術研究助成財団から得て、事業が継続的に実施された。

### 3 事業の成果

東日本大震災における文化財ドクター派遣事業は、全国 12 県で実施され、対象となった文化財建造物は 4,500 件以上にのぼる。このうち宮城県では、1,142 件の被災調査と 43 件の復旧技術支援が実施された。技術支援の一部は記録保存の意味合いで行われたもの(5 件)があり、全て保存が図られたわけではないが、それでも 20 件で価値を考慮した修理が実施され、さらに 4 件が指定・登録・選定等の措置により文化財建造物として保存されることとなった(写真 6-6)。



写真 6-6 文化財ドクター派遣事業により保存が図られた文化財建造物

(旧大沼家住宅作業場(村田町)修理前修理後・平成 26 年に周辺土蔵群が伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 28 年に当該屋敷内建造物群が県指定有形文化財に指定される。)

被災地では人員が確保できず、被害状況も十分に把握できない状態であったが、当事業の実施によって被害状況の詳細が明らかになるとともに、これまで専門の見地からの保護・保全のための助言・指導が得られにくかった市町村指定や国登録、未指定の建造物についても支援が得られることとなり、被災の拡大や毀損の防止に一定の成果が得られた。

第3節 被災ミュージアム再興事業

文化庁では、東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする、「被災ミュージアム再興事業」(図6-6)を平成24年度から実施することとし、平成24年5月18日付けで補助要項が制定された。これは平成23～24年度に実施された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業」により救出された被災文化財等の、その後の措置にも多く供するものであった。

1 事業の概要

・補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律[平成23年法律第40号]第2条第2項に規定する、特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県とされ、宮城県が補助事業者となった。

・補助対象事業

次に掲げる6つの事業(これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む)とされた。

- (1) 被災した博物館資料を修理するための事業
- (2) 修理した資料の整理・データベース化を行う事業
- (3) 応急措置を施した資料を収蔵する場所を確保する事業
- (4) 博物館の復興に向けた事業
- (5) 被災した博物館の資料を活用した展覧会を開催する事業
- (6) その他、被災した博物館の復興に資する事業

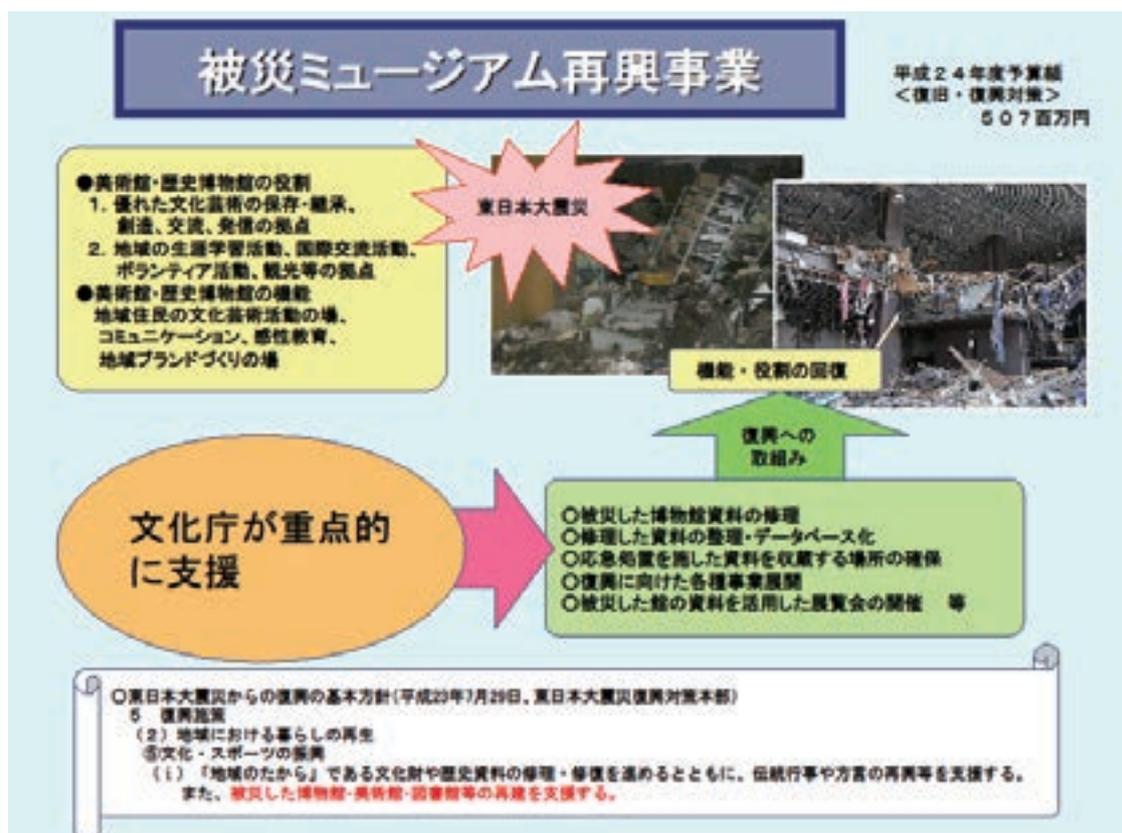


図6-6 被災ミュージアム再興事業の仕組み (文化庁ホームページより)

・補助事業の対象となる博物館

博物館法第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるものとする、とされていたため、県内でも幅広い施設の補助事業化が図られた。

## ・補助金

補助対象経費の50%とされた。ただし残りの50%にあたる経費は、震災復興特別交付金にて措置されることとなった。

## 2 事業の実施

この事業の開始により、平成24年度は21の施設・機関で46事業が実施され、被災した美術館・歴史博物館の再興が図られることとなった。総事業費は324,822千円であった（巻末資料18）。

平成26年4月1日付けで補助要項の改正が行われ、上記補助対象事業の（4）（5）が対象外となり、事業の縮小が図られた。また、当該事業を間接補助事業として実施することが可能となったため、新たに宮城県被災博物館等再興事業費補助金交付要綱および事業費補助要項を定めた。

また、当初この事業は震災発生から5カ年程度という時限的な事業とされ、平成27年度で終了という方針であったが、復興事業の遅れもあり、平成28年度から1カ年の延長が図られることとなった。しかし、震災復興事業であっても一部自己負担が相応しい、という行政レビューの判断から、平成28年3月8日の補助要項の改正により、補助対象となる事業は、（1）事業のみに限定され、他は全て自己負担となった。平成29年度についても、事業の継続が図られる見通しである。

この被災ミュージアム再興事業補助事業で、各博物館等の所蔵する被災資料の修理、整理・データベース化、仮収蔵場所の確保等が行われた。また、宮城県被災文化財等保全連絡会議の運営に係る経費もこの補助事業でまかなわれることとなり、一時保管施設の環境調査、保存状況経過観察、被災資料保全支援、保全技術指導、被災資料保全に際して必要な殺菌・殺虫薬剤等の購入等を行った。

### 〈歴史博物館青葉城資料展示室〉（修理事業）

仙台城本丸に所在する、明治35年に竣工した昭忠碑が被災し、塔頂部にあった金鷲が基壇上に落下して頭部・左翼等が破損するとともに、塔部分にも大規模な亀裂とゆがみ等の損傷を被った。平成24～28年の3カ年事業として、東京文化財研究所、屋外彫刻調査保存研究会等の指導のもと、昭忠碑石塔部分の修復工事を初年度に実施、翌年度からは被災した金鷲をブロンズ彫刻修復専門工房（株）ブロンズスタジオに搬送して、本格的な修復工事を実施した。平成28年10月に金鷲の修理を終えたが、被災前と同様の塔頂部への設置復旧は、塔自体の耐震性や今後の安全を考慮して断念し、基壇上に新たに設けられた基台への設置という形で事業を完了した（写真6-7）。



写真 6-7 修理が完了した昭忠碑

### 〈東北歴史博物館〉（収蔵事業）

多賀城跡出土瓦や県内各遺跡出土土器等の考古資料、および関係する記録図書類を収蔵する収蔵庫の棚が大規模に損壊したため、これら資料を一時的に保管するための仮収蔵庫（写真6-8）を平成25年度に設置して、収蔵庫の修理を行った。また、収蔵庫本体も雨漏り被害の頻出により保存環境の急速な悪化が見られたことから、収蔵庫の修繕工事・環境整備を実施した。これら事業の実施により、収蔵庫の復旧が果たされ、資料の仮保管状



写真 6-8 仮保管のために設置された収蔵施設

態は平成 27 年度までに解消された。

〈村田町歴史みらい館〉（収蔵事業）

村田町は震災前から使用していた旧村田町立第五小学校の収蔵施設が破損し、震災後は収蔵施設としての使用が町の方針で不可能となったため、新たな収蔵施設の建設が行われるまでの仮収蔵施設の設置（写真 6-9）をおこなった。平成 25・26 年度事業として床面積 300㎡からなる仮設プレハブ収蔵庫を設置した。



写真 6-9 仮保管のために設置された収蔵施設

〈岩沼市ふるさと歴史館〉（整理事業）

民俗資料 4,000 点余りを収蔵していた下野郷学習館と漁業関連資料を収蔵していた二野倉海浜プール収蔵庫が津波による被害を受け、ほとんどの資料が海水による浸水被害を受けた。これら被害を受けた資料を洗浄することで脱塩を施し、カビの発生を防ぐためにシーリングパック作業（写真 6-10）を行った。



写真 6-10 カビ防止のためのシーリングパック作業

〈東北学院大学博物館〉（展示事業）

石巻市鮎川収蔵庫の被災資料を整理する事業の中で、被災した民俗資料の使用地や使用法等、津波で失われたバックデータを復元するために、大学生が聞き取り調査とデータ化を行う必要があった。それを実施することも目的として、仮設住宅入居者を対象とした石巻市鮎川地区での移動博物館を平成 25 年 8 月に実施し、また、仙台市に被災地から移転して暮らしている被災者や、見なし仮設住宅入居者を対象とした、仙台市メディアテークでの移動博物館展示を同年 12 月に開催した（写真 6-11）。

〈南三陸町歌津魚竜展示館〉（その他事業）

クダノハマギョリュウを露出して展示する魚竜館は鉄筋コンクリート製であったために全壊は免れたが、津波により館内が破壊され、展示化石も多くの瓦礫で覆われた。これら瓦礫類を撤去し、内装を再整備して平成 27 年度には再開することができた（写真 6-12）。



写真 6-11 仙台市で開催された資料展示会

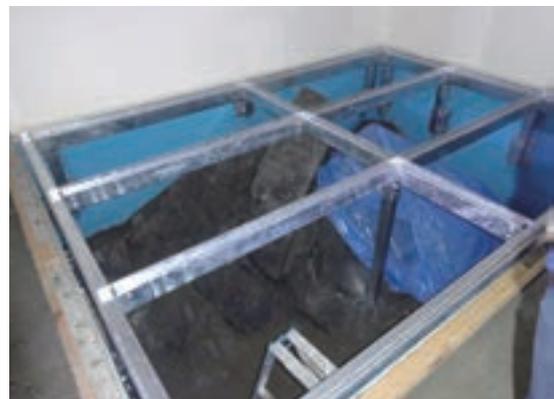


写真 6-12 魚竜館の復旧工事状況

#### 第4節 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト

宮城県では、平成23年度より文化庁の補助事業である「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」（～平成24年度）、「文化遺産を活かした地域活性化事業」（平成25年度～）を活用し（表6-1）、宮城県地域文化遺産復興プロジェクト（事務局は宮城県教育庁文化財保護課）を立ち上げ、被災した有形・無形の文化遺産の保全・活用に努めた。平成23年度から平成27年度までの事業実績は以下の通りである。

表6-1 事業と補助額（文化庁）（平成23～27年度）

年度	補助事業名	補助額（千円）
23・24	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	H23：39,943 H24：49,777
25～27	文化遺産を活かした地域活性化事業	H25：44,897 H26：26,220 H27：24,651

##### (1) 地域の文化遺産情報発信・人材育成事業

###### ①被災民俗文化財調査実績シンポジウム開催事業 （平成24年度）

東北大学東北アジア研究センターに委託し、平成23年度から実施した東日本大震災による被災民俗文化財調査事業の成果を発信するシンポジウム（平成25年2月：東北大学）を開催した（写真6-13）。調査員による調査報告だけでなく、関係市町村教育委員会からのコメントや被災地住民のコメントもあり、調査成果を地元に戻す機会となった。



写真6-13 被災民俗文化財調査実績シンポジウム

###### ②「被災地から“ありがとう”」事業（平成25年度）

石巻・気仙沼地域における文化遺産の復興に関わった人々の報告会の開催、文化財レスキュー及び復興途上の歴史的建造物に係る展示、現地見学会、民俗芸能の上演会を、宮城・東京の2会場において実施した。宮城会場では、被災地で文化遺産の復旧に取り組む地域の団体から、その意義とさらなる支援の必要性を伝えることができ、東京会場では、東京在住の支援者や団体が集い、被支援者と支援者を繋ぐ場の必要性を再認識することができた。また当事業を通じて、文化遺産復旧の担い手と支援者の意見を総括し、東日本大震災被災文化遺産復旧支援の継続とその輪を広げようと「宮城アピール2014」を採択・宣言したことは意義深いものであった。

###### ③宮城県被災民俗文化財調査成果公開事業（平成25年度）

被災した県内20か所の民俗文化財調査と報告書作成を実施し、被災地における震災前・後の民俗文化財のあり方を確認した。この調査を通して、地域の民俗文化財を見直すとともに、見通しの立たない状況にあった地域の祭礼を始めとする無形文化遺産の再開に向けて動き出すきっかけとなった例が多々あった。また、広域かつ詳細な調査を実施したことで、地域の実情に応じた支援のあり方を考えさせられるデータを収集できた。

##### (2) 地域の文化遺産普及啓発事業

###### ①雄勝石加工技術伝承活性化事業（平成23年度）

雄勝硯生産販売協同組合が主体となって、震災により壊滅的な被害を受け、活動の拠点を失った雄勝石加工技術の復興及び職人の意欲向上を目的としたワークショップを開催した（写真6-14）。雄勝石を加工した天然スレート屋根材や雄勝硯の危機的状況が報道されたこともあ



写真6-14 雄勝石加工技術活性化事業

り、参加者にとって好評であった。また、職人にとってはワークショップ開催に向けての原材料の加工業務や参加者との交流は、生産を再開するためのきっかけとなった。

②地域の芸能祭り開催事業（平成 25～26 年度）

震災後地域住民の離散が進んだ石巻市雄勝地区に伝わる民俗芸能の上演会を実施した。当日は多数の地域住民、旧住民が会場に集まり、再会を喜ぶ人々で活況を呈した。被災地では高台移転などによってかつての地域の紐帯維持が困難になっており、活動継続が難しくなると考えられた民俗芸能が、地域住民を結びつけるものとして積極的な役割を担った。今回のイベントでも民俗芸能が地区の人々を勇気づけ、それによって無形文化遺産の価値が再認識されるという効果が得られた。

③民俗芸能による地域活性化事業（平成 25 年度）

東北歴史博物館が実施団体となって、被災した民俗芸能団体による上演会・ワークショップを開催した（写真 6-15）。当日は悪天候にもかかわらず 300 名の来場があり、浪板虎舞（気仙沼市）・大曲浜獅子舞（東松島市）の上演を楽しんでいただいた。また、ワークショップにも多くの参加があり、舞・囃子に親しみを持ってもらうことができ、来場者にも好評であった。博物館の施設を使うことにより、来館者に民俗芸能の魅力を伝えるだけでなく、保持団体の伝承意欲の向上を図ることができた。



写真 6-15 浪板虎舞（気仙沼市）

(3) 地域の文化遺産継承事業

①多賀城鹿踊用具の補修新調事業（平成 23 年度）

震災による津波で被災・流失した多賀城市無形民俗文化財「多賀城鹿踊」の用具（獅子頭・締太鼓・笛）を新調した。これにより伝承するための基盤が整い、活動を再開することが可能になり、現在は小学生に伝習させるなど継続していくための活動を精力的に行っている。



写真 6-16 月浜のえんずのわり（東松島市）

②月浜のえんずのわり用具等新調事業（平成 23 年度）

月浜のえんずのわり保存会が実施主体となって、震災による津波で流失した重要無形民俗文化財「月浜のえんずのわり」の用具等を新調した。行事の担い手である子供たちがお籠もりで使用するための用具を揃え、壊滅的な被害を受けた月浜地区において、行事を継続させていく目途が立った（写真 6-16）。

③大曲浜獅子舞用具の補修新調事業（平成 23 年度）

大曲浜獅子舞保存会が実施主体となって、震災による津波で被災・流失した東松島市無形民俗文化財「大曲浜獅子舞」の用具を新調・補修した。そのため春祈祷行事（1月3日）で上演でき、四散した大曲浜の住民が再度集まる機会となり、震災後の不安定なコミュニティに再度結束を促す効果があった（写真 6-17）。



写真 6-17 大曲浜獅子舞（東松島市）

④民俗芸能に係る用具等の整備事業（平成 24 年度）

震災により甚大な被害を受けた沿岸部における民俗芸能（7団体）の用具の新調・修復を行った。各保存団体間で情報共有を図り専門家から助言を得るなど、被災した民俗芸能の復旧を効果的に進めることができた。また、復旧後、人々が集い、交流する機会を創出することにも繋がり、地域の再興の一助になった。

⑤山元町無形民俗文化財保存継承事業（平成24～27年度）

被災した山元町に伝わる無形民俗文化財保持団体が、山元町無形民俗文化財復興協議会を設立し、被災した無形民俗文化財の後継者育成及び用具新調を実施した。本事業により、町内各保存団体の繋がりができ、団体間での情報共有が可能になり、専門家から助言をいただくなど、被災した無形民俗文化財の復旧を効果的に進めることができた。

(4) 地域の文化遺産記録作成・調査研究事業

①東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査事業（平成23～24年度）

東北大学東北アジア研究センターの協力で、被災地域における被災前の民俗文化財の状況把握、震災後の変化の調査を行った。本事業は、調査対象を明確な祭礼行事や民俗芸能に絞らず、各地域の生活全般を対象とした。そのため従来着目されていなかった民俗事例が見い出されるなど新たな発見もあり、調査を受けた地区でも、集落の生活の記録化を契機に行事の再開を決めた地区や用具を新調し行事の再開に向けて動き出した地区もあり、一定の効果がみられた。

②特別名勝松島保存管理状況調査事業（平成24年度）

復興後における特別名勝松島の状況について調査を実施した。これを機に県及び関係市町の間で情報を共有することができ、蓄積した情報をもとに、特別名勝松島の復興および今後の活用において、効果的に方針を検討するための基盤が整備された。

③宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討事業（平成24年度）

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会が主体となって、震災により壊滅的な被害を受けた東松島市宮戸・野蒜地域に伝わる文化遺産の再生・活用を図るための調査を行った。高台移転地の造成が進むなか、地域の歴史や語り継がれてきた文化・伝統等の地域の記憶を復興後のまちづくりにどのように活かし、継承していくかが重要であることを改めて認識するとともに、宮戸・野蒜地域（特別名勝松島地域）のランドデザインの策定に向けて、市の復興まちづくり計画に資する地域特性や文化遺産の活かし方等について検討することができた。

④ミクロな地域文化遺産再発見事業（平成26年度）

東北歴史博物館が事業主体となって、東日本大震災の影響を受けた民俗芸能の発表会・企画展を開催した。被災地に伝承されてきた芸能のうち、日常の暮らしの中に溶け込み、無形の文化財として意識されにくい獅子舞に焦点を当てて、その価値を広く啓発するものである。発表会は600名、企画展に18,467人の来場があった。協力していただいた民俗芸能保持団体には、芸能そして地域の文化の継承に対する意欲的な感想をもらい、震災で大きな被害を受け、そのコミュニティ再興の途上にはあるが、民俗芸能を活用したコミュニティ復興の可能性も感じられる感想を得られ一定の効果があった。

以上のように、東日本大震災からの復興のなかで上記事業を実施してきたが、その多くは震災によって壊滅的な被害を受けた無形文化遺産の復旧・復興に主眼を置いた事業である。具体的には、用具の新調・補修や後継者育成により無形文化遺産の伝承基盤を再整備し、上演会及びワークショップの開催によって県民にその文化的価値を周知するものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県に古くから伝わる無形の文化遺産に甚大な被害を与え、活動の休停止を余儀なくされたが、無形の文化遺産は常に存続の危機にさらされていることを再認識した。そうした認識を念頭に置きつつ、当プロジェクトでは今後も事業を継続していく予定である。

第5節 民間団体等による助成

震災後、各種法人や民間団体等から被災文化財に対する助成等の支援の手が差し伸べられたことから、県では市町村や所有者、保持団体へこれらの情報を提供し、応募可能な支援については積極的な応募を呼び掛けた。民間の各種の助成事業は無形民俗文化財や有形文化財建造物を中心に行われ（巻末資料 17）、修理・修復事業の進展に大きな役割を果たした。

<文化財保護・芸術研究助成財団> 例年では都道府県指定文化財（または市指定文化財）で、都道府県の補助対象事業として修理等を予定している有形文化財または有形民俗文化財のうち、所有者の負担が大きいものに対する助成（助成上限 1,000 千円／採用は 1 都道府県 1 件程度）がなされるが、東日本大震災に伴う特別措置として、被災した文化財のうち緊急的な保護を必要としているものや、今後の復興において地域の人々の心の拠りどころとなるものの復旧に対して多くの助成がなされた（H27 までに 44 件）。



写真 6-18 新調した用具による女川獅子振り（女川町）

<明治安田クオリティオブライフ文化財団> 本来各地に伝わる民俗芸能ならびに民俗技術の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている団体または個人を助成の対象としている。震災直後の平成 24 年度には被災した無形民俗団体に対して集中的に助成（7 件）がなされた。

<日本財団> 地域住民に長く受け継がれてきたまつりは、人々が集まる場であり、そこで披露される民俗芸能の継承などを通じて、人々の心を通わせる絆であった。しかしそれが東日本大震災で大きく損なわれたことから「地域伝統芸能復興基金（まつり応援基金）」を創設して、民俗芸能に必要な御輿や太鼓、山車や衣装などの修理や購入にあてる支援が H27 までに 17 件なされた。

<ワールドモニュメント財団> 1996 年より隔年で、緊急に保存・修復などの措置が求められている文化遺産を毎回世界中から選び、「ワールド・モニュメント・ウォッチ」としてまとめ、広く配信し保護活動の必要性を訴えるというプログラムを実施している（選定されたところに自動的に助成金がでるものではなく、情報発信とともに WMF が広く支援を呼び掛け、それに呼応する基金パートナーを募り、地元と連携し助成金を確定する）。今回の東日本大震災に際しては、気仙沼市風まち地区に所在する国登録文化財の修理・修復に大きな支援がなされた。



写真 6-19 角星店舗の修理に向けて（気仙沼市）

また、石巻市天雄寺観音堂の復旧事業にも支援がなされた。

<ナショナルトラスト> 東日本大震災で被災した自然・文化遺産で、地域（まち）の“シンボル”でありながら、国や地方公共団体による支援の及ぶにくいものの復旧・復興を支援することにより、住民が地域風土に根ざした暮らしを取り戻すとともに、観光資源としての保護・活用への礎を築くことを目的とし、東日本大震災により被災した自然・文化遺産の所有者・管理者が以下について行う復旧・復興の取り組みに対する支援がなされた（H27 までに 6 件）。対象としては、国・地方公共団体の文化財指定・登録の有無を問わないが、原則として国庫補助事業の対象となるものは除かれる。

- i) 有形文化財（建造物等の不動産文化財）
- ii) 記念物（遺跡・名勝地・天然記念物・文化的景観）
- iii) 民俗文化財及び無形文化財

## 第Ⅶ章 課題と今後の取り組み

宮城県では、復興を達成するまでの期間を概ね10年間とし、「復旧期」（平成23～25年度）・「再生期」（平成26～29年度）・「発展期」（平成30～32年度）の三期に区分し、平成32年度を復興の目標に定めているが、平成27年度は震災後5年となることから、本報告では前半期（平成23年～27年度）の5年間の対応や取り組みについてまとめることとした。ここでは改めてそれぞれの要点をまとめ、後半期（平成28～32年度）の復旧・復興に向けて、今後も着実に成果があげられるよう取り組んでいきたい。

### 1. 前半期（平成23～27年度）の課題等

#### (1) 被災直後の対応

文化財等の被害は、大地震による損壊だけでなく大津波による水損・流出等も広範囲にわたり極めて甚大であった。被災直後においては、まず文化財の被害状況の把握が必要であったが、通信・交通網等が寸断された状況の中では様々な混乱を伴いながら進めざるを得ず、また、特に津波による行方不明者の捜索等がなされている沿岸部では、文化財調査は各方面への配慮のもとに慎重に行う必要があった。そのため、国・県指定や市町村指定を含めた全県的な被災状況を把握するには、半年後の9月頃まで時間を要することとなった。しかしながら、被災直後の数日を除いて連日のように現地調査を実施し、市町村教委と連携して被害状況の把握に努めたことが、その後の被災文化財の早期の保護・保全対策に活かせることになった。これらの現地調査等を踏まえ、国への救援要請や被災文化財等の修理・修復の方針等に係る協議を進めたことによって、国から早期の対応方針等が示され、これらに基づいて復旧・救援事業が実行に移されることになった。

#### (2) 被災文化財及び復興事業への対応

##### ① 指定文化財等

国・県及び市町村指定文化財等の被害件数が多く、また、大きな被害を受けた文化財もあることから、これらの修理・修復には長期間を要することが想定された。しかしながら、国・県指定文化財の修理・修復は平成24年度をピークに徐々に減少し、平成27年度末時点では約9割が修理・修復を果たしている。今後、修理・修復が継続する文化財も残っているものの、平成32年度までには終了の見通しが立っている。この点においては、概ね計画的な修理・修復が行われたものと評価できる。ただし、自治体が所有・管理する場合と個人法人が所有・管理する場合とでは修理・修復の着手に差が生じている。これには費用負担の問題が大きく関わっている。指定被災文化財等の修理・修復には、国や県・市町村の補助金とともに、国の震災復興交付金や県の震災復興基金等が当てられたものの、個人法人所有の文化財においては自己負担が少なからず生じたためである。民間企業の助成金や支援金も数多く寄せられたが、この負担がネックとなり、早期の事業着手が果たせなかった文化財がある。個人法人負担をさらに軽減する措置等が課題である。

##### ② 特別名勝松島

特別名勝松島の指定地域内にある2市3町では津波による被害が広範囲に及び、復興事業も高台移転や防潮堤工事等、大規模な事業が多く予想され、その影響は当初計りしれないものであった。従って、特別名勝松島の保存管理と震災復興事業を両立させるための方針が取り纏められた『最終報告』（震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会）は大きな役割を果たした。しかし、具体的な現状変更案件の協議・調整には困難なものが多く、大規模な高台移転や防潮堤工事、避難道路建設、メガソーラーの設置等には特に慎重な対応が必要となった。

一方、現状変更の許可等に係る権限委譲を受けたことにより、以前に比して迅速な調整・手続きが可能になり、また、県・市の各専門委員会において指定地域の景観的特性を活かすための審議が行われていることは、特別名勝松島の修景やあらたな景観形成に寄与することになった。今後はこれらの対応等を検証する作業を並行して進め、これから取りかかる『保存活用計画』改訂に反映させる必要がある。

### ③埋蔵文化財

震災復興事業に伴う埋蔵文化財保護においては、復興調査を迅速に進めるための施策とともに、県外からの専門職員の派遣を受けて調査体制の強化を図ることができた結果、高台移転や高速道路建設等に係る大規模調査は平成27年度までにほぼ終了させることができた。しかし、圃場整備事業や県道・市町村道路建設等は平成28年度以降も継続するほか、これまでの大規模調査に係る報告書作成業務は膨大な量となっているため、引き続き体制を維持し、県全体で取り組んでいく必要がある。

また、復興調査を円滑に進めるに当たり、今後も地元や県民に広く公開し、調査の意義と必要性を周知することが重要である。復興調査の開始直後は、発掘調査が復興の大きな支障になるとのマスコミ報道等が目立ったが、調査の必要性を丁寧に説明し、地域の歴史の解明にも大きな役割を果たしたことから、調査が進むにつれ当初の批判的な声は聞かれなくなり、むしろ先人が築いてきた歴史の痕跡に感銘を受ける人たちが多かった。これからも復興調査の理解を得るための努力を続け、復興事業と埋蔵文化財保護の両立を図っていく必要がある。

## 2. 後半期の取り組みに向けて

### ①見通しと対応方針

被災文化財等の修理・修復や復興事業に伴う埋蔵文化財調査は、平成24～26年度をピークにして徐々に収束に向かって進んでいる。被災した指定文化財等の修理・修復は一部を残すのみとなり、埋蔵文化財調査の件数もだいぶ落ち着いてきた。

しかし、いまだ未了の事業もあり、これらへの取り組みは今後も引き続き継続することになる。平成32年度までの着実な終了を目指し、これからも体制を強化・維持するとともに国や関係機関と情報共有を図りながら、県全体で連携・協力して取り組んでいくことが不可欠である。

### ②〔総括編〕について

冒頭でも述べたように、この中間報告は平成23～27年度の被災文化財等の復旧・復興への取り組み等をまとめたものである。一連の事業が終了する予定の平成32年度までの取り組み等については、あらためて『総括編』として取り纏めることとしたい。

## 資料編

資料 1	東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について(通知) ……………	82
資料 2	東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について(通知) ……………	83
資料 3	東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等の救援について(依頼) ……………	83
資料 4	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて(通知) ……………	84
資料 5	被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて(通知) ……………	85
資料 6	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する 政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて(通知) ……………	86
資料 7	東日本大震災文化財建造物復旧支援事業について(依頼) ……………	86
資料 8	東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知) ……………	87
資料 9	東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知) ……………	88
資料10	東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について(依頼) ……………	89
資料11	東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知) ……………	90
資料12	平成24年度当初予算に係る東日本大震災関連の財源措置について ……………	90
資料13	東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知 (23庁財第61号)について(通知) ……………	91
資料14	東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の支援について(依頼) ……………	92
資料15	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いの終了について(通知) ……………	92
資料16	国・県による文化財関係災害復旧事業一覧 ……………	92
資料17	民間団体による助成 ……………	94
資料18	被災ミュージアム再興事業 実施補助事業一覧 ……………	96
資料19	震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会開催要綱 ……………	98
資料20	震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会 構成員 ……………	98
資料21	宮城県文化財保護審議会運営要綱 宮城県文化財保護審議会松島部会運営要綱 ……………	99
資料22	自治法派遣職員(派遣先:宮城県 文化庁スキーム) ……………	100
資料23	自治法派遣職員(派遣先:沿岸市町 文化庁スキームほか) ……………	101
資料24	県機関協力職員 ……………	102
資料25	復興調査一覧 ……………	102
資料26	報告書作成状況 ……………	115
関係文献	……………	116

## 【資料1】 東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について（通知）

平成23年3月25日 22片財第1213号  
文化庁次長より宮城県教育委員会教育長あて通知

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第6章に規定する埋蔵文化財に係る事務については、法第184条及び文化財保護法施行例（昭和50年制令第267号）第5条第1項第5号及び第2項並びに第7条により、都道府県又は市令指定都市の教育委員会が自治事務として行うこととされています。

これらの事務のうち、法第93条、第94条、第96条及び第97条に規定されている届出又は通知に係るものに関し、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、別紙の取扱いとすることができるものと考えられます。また、その対象とする復旧工事の範囲については、下記の工事が考えられます。

貴教育委員会におかれては、この旨御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。なお、別紙の取扱いとする場合には、被災状況に応じ、この取扱いを適用する期間及びその適用範囲について適切にご判断願います。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導くださるよう、お願いします。

## 記

- ① 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
- ② 仮設住宅の建設
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ④ その他緊急を要する復旧工事

## （別紙） 東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について

## 1 法第93条関係

- (1) 土木工事等のための発掘については、法第93条に規定されている。
- (2) 同条第1項において読み替えて準用する法第92条第1項により、発掘調査に着手する日の60日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書により、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。
- (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。（4）において「規則」という。）第3条が定められている。
- (4) 今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事は、規則第3条第1項第2号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。

## 2 法第94条関係

- (1) 国の機関等が行う発掘については、法第94条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第93条の特例的な規定であるとされており（「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和50年9月30日付け文化庁次長通達）第五一三参照）、法第93条の規定を参考として、法第92条第1項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

## 3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない届出を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない届出を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

## 4 法第97条関係

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく通知することが必要であり、その例外となる場

合は定められていない。

- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない通知を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

## 【資料2】 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について

(通知)

〔平成23年3月25日 22庁報第1214号  
文化庁次長より宮城県教育委員会教育長あて通知〕

史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項本文により文化庁長官の許可が必要ですが、同項ただし書において「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は許可を要しないこととされております。

本条に関し、東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業で貴県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、下記により、「非常災害のために必要な応急措置」として取り扱うこととします。

また、国の機関が災害復旧事業を行う場合における文化財保護法第168条の規定の適用についても、同様の取扱いとします。

貴教育委員会におかれては、この旨御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、貴教育委員会の管下の関係市町村に対し、この趣旨を徹底するとともに、適切に御指導くださるようお願いいたします。なお、個別の事案について疑義が生じた場合は、その都度御照会願います。

### 記

対象となる災害復旧事業の範囲は、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業のうち、以下の①から⑦までにいずれかに該当し、かつ、平成23年6月30日までに着手するものとする。

- ① 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ② 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ④ 津波等により堆積した土砂、漂着物、塵芥等の撤去、除去及び整地
- ⑤ 緊急車両のための仮設道の設置
- ⑥ 撤去物の仮置き
- ⑦ その他緊急を要するもの

なお、災害復旧事業の進捗状況等にかんがみ、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知する。

## 【資料3】 東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等の救済について(依頼)

〔平成23年3月30日 23庁報第1235号  
文化庁次長より各都道府県教育委員会教育長あて依頼〕

文化庁では、このたび被災地各県の教育委員会と協力して、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後予想される損壊建物等の撤去に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的に、別紙のとおり要項を定め、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業を行うこととなりました。

本事業は、独立行政法人国立文化財機構及び文化財・美術関係団体の連携協力の下に、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」(事務局：東京文化財研究所)が実施主体となって行うことになっております。

被災地各県では、多くの文化財等が被害を受けております。また、今後、市民生活の復旧と地域の振興に伴って、損壊建物の撤去等が進むものと思われませんが、その際に、地域の暮らしと文化を物語る文化財等の数々が廃棄され、いずれ被災地住民の方々から平穏な暮らしを取り戻した折、誇るべき郷土の昔をしのぶよすがを失うことのないよう、文化財等の緊急の保全を図ることは急務であると考えます。また、救援事業を行うには、多数の専門家やボランティア等の協力が必要となってまいります。

ついては、本事業の趣旨に御理解いただき、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会への貴都道府県内の学芸員等の専門家の派遣、及び博物館等の保存機能がある貴都道府県内の施設における被災文化財等の一時保管等について、御協力、御支援をよろしく願います。

**(別紙) 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要領**

平成23年3月30日 文化庁次長決定

**1 事業の目的**

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「救援事業」という。）は、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

**2 事業の内容**

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

**3 事業の対象物**

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

**4 事業の実施体制**

- 1) 文化庁は、救援事業の実施に当たって、被災地各県と基本方針を協議する。
- 2) 救援事業は、独立行政法人国立文化財機構（以下「国立文化財機構」という。）及び文化財・美術関係団体（以下「関係団体」という。）の連携協力により行うこととする。そのための組織として、文化庁は、国立文化財機構及び関係団体に対し、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下「救援委員会」という。）の設置等を要請する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会に対し学芸員等の専門職員の派遣及び被災文化財等の一時保管等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、当該県内等の博物館等保存機能のある施設に対し、被災文化財等の一時保管について協力を要請する。
- 5) 文化庁は、所有者又は救援委員会の要請に応じて、救援委員会と協力して、文化庁職員を派遣し、被災した文化財等に関し被災状況の調査、応急措置、一時保管等の活動に当たらせる。

**5 事業の実施期間**

事業の実施期間は、平成23年4月27日から平成24年3月31日までとする。

**6 その他**

文化庁における救援事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部美術学芸課が行う。

**【資料4】 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて（通知）**

〔平成23年3月30日 文第2251号  
宮城県教育長から各市町村教育委員会教育長及び関係機関等あて通知〕

このことについて、別添写しのとおり文化庁次長から「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、標識地震に伴う下記復旧工事については、当分の間、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条、第94条、第96条及び第97条の規定による届出又は通知を要しないこととしますので、御了知の上、適切に対応願います。また、併せて関係部署等に周知願います。

**記**

- 1 この取扱いの対象は、平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う以下の復旧工事とする。
  - (1) 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
  - (2) 仮設住宅の建設
  - (3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
  - (4) その他緊急を要する復旧工事（別紙）
- 2 この取扱いの終了については、復旧工事の進捗状況等を考慮し、別途通知する。

**(別紙)**

その他緊急を要する復旧工事については、以下の復旧工事を想定している。

- ①耕作地、溜め池、水路等の農業関連施設の復旧
- ②津波による土砂等の撤去及び整地
- ③仮設の校舎・事務所等の建設
- ④仮設の道路・上下水道・電話柱・電気柱等の建設
- ⑤仮土葬に係る掘削等

なお、上記①～⑤以外で、緊急を要する復旧工事が判断が難しいものについては、文化財保護課と協議願います。

#### 【資料5】 被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて（通知）

〔平成23年4月7日 23庁財参事第3号  
文化庁文化財部参事官より各都道府県教育委員会文化財担当課長あて通知〕

このたびの東日本大震災においては、各地方公共団体で被災建築物に対する応急危険度判定を迅速に進め、二次的被害の防止に努められていると承知しております。

しかしながら、過去の震災において、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」、あるいは「危険」と判断された場合、復旧可能な文化財であっても、即座に取壊しに至ってしまった例があるとの報告を受けています。

そこで、文化庁は別添1のとおり、国土交通省に被災建築物応急危険度判定の目的等について照会し、別添2のとおり回答を得たところです。この回答によると、被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる二次的被害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するものであり、一律かつ即座に取壊しを求めるものではないとしています。

貴教育委員会におかれても、被災建築物応急危険度判定の目的等を御理解いただくとともに、貴重な文化財が復旧の可能性等について十分な検討を経ることなく、取壊されることのないよう、専門家等の意見を参考として、安全性にも十分配慮した上で、所有者等に対し適切に御指導いただくようお願いいたします。

また、このことについて、貴域内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、個別に技術的な指導等が必要な場合には、文化庁まで御照会いただきますようお願いいたします。

（別添1）

23財参事第2号

平成23年4月4日

国土交通省住宅局

建築指導課長 井上勝徳 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

村田健一

被災建築物応急危険度判定の判定結果について

このたびの東日本大震災により、重要文化財の指定を受けた建築物、重要伝統的建造物群保存地区内の建築物、登録有形文化財に登録された建築物等の歴史的な建築物が大きな被害を受けている。

これらの歴史的な建築物の大半は、適切に修理を施すことにより復旧することが可能である。

しかしながら、震災の被害を受けた建築物については、歴史的な建築物を含めて、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」、あるいは「危険」と判定された場合、即座に取り壊しに至る場合が多くあるとの報告を受けている。

以上を踏まえ、被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる二次的災害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するものであり、一律かつ即座に取り壊しを求めるものではないという理解をしているが、そのような理解で良いか確認させていただきたい。

なお、文化庁としては貴省の解釈をもって、各都道府県教育委員会に周知してまいりたい。

（別添2）

国住指第30号

平成23年4月6日

文化庁文化財部

参事官（建造物担当）村田健一 殿

国土交通省住宅局

建築指導課長 井上勝徳

被災建築物応急危険度判定の判定結果について

平成23年4月4日付け23財参事第2号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりである旨、回答する。

**【資料6】 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて（通知）**

〔平成23年4月8日 23庁規第1号  
文化庁文化財部長より各都道府県教育委員会教育長あて通知〕

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）が、本年3月13日に公布、施行されました。これに伴い、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、貴教育委員会におかれては、御了知の上、事務の取扱いに遺漏のないようお取り計らい願います。

記

- 1 本政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として指定し、同法第3条から第5条までに規定する特別措置の適用について定めたものである。
- 2 政令第1条、第2条及び第4条により、平成23年3月11日以後に履行期限の到来する義務について、平成23年東北地方太平洋沖地震により期限内に履行されなかった場合において、平成23年6月30日までに履行されたときは、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないこととされた。
- 3 これを受けて、文化財保護法に関する事務については、以下に掲げる義務について、上記2の取扱いをすることとする。
  - 一 文化財保護法第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第59条第6項（第90条第3項で準用する場合を含む。）に規定する義務
  - 二 文化財保護法第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第61条（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第73条、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第136条に規定する義務
  - 三 文化財保護法第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第1号）第8条第3項及び第4項又は第9条第4項に係るもの
  - 四 文化財保護法第62条（第90条第3項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）第12条第3項及び第4項に係るもの並びに登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成17年文部科学省令第8号）第12条第3項及び第4項に係るもの
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務については、同法第17条第1項に規定する義務について、上記2の取扱いをすることとする。

**【資料7】 東日本大震災文化財建造物復旧支援事業について（依頼）**

〔平成23年4月27日 23庁規第52号  
文化庁次長より宮城県教育委員会教育長あて依頼〕

文化庁では、被災地各都県の教育委員会と協力して、東日本大震災により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援を行うことにより、貴重な文化財である建造物を保護することを目的として、別紙のとおり要項を定め、東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業を行うことといたしました。

本事業は、文化財・建造物の関係機関の連携協力の下に、社団法人日本建築学会が実施主体となって行うことになっております。

被災地各都県では、多くの文化財である建造物が被害を受けていますが、この度の大地震は被災地も広範囲にわたるため、被災状況の把握にはなお時間を要するものと思われます。専門家の協力による被災状況の調査及びそれを踏まえた応急措置を講じることは喫緊の課題です。

また、今後、文化財である建造物の復旧が課題になりますが、文化財として適切な保護を図るためにも、多くの専門家の技術的支援をはじめとした協力が不可欠であります。

については、事業の趣旨を御理解いただき、専門職員の派遣について、御協力、ご支援いただきますようお願いいたします。また、被災都県におかれましては、社団法人日本建築学会による現地調査の協力及び市町村との連携等についても御協力、ご支援いただきますようお願いいたします。

**（別紙） 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業実施要項**

平成23年4月27日 文化庁次長決定

**1 事業の目的**

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

**2 事業の内容**

東日本大震災により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援を行う。

**3 事業の対象物**

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

**4 事業の実施体制**

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災地各都県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、社団法人日本建築学会が、文化庁と連絡調整のうえ、関係機関の連携協力を得て行うこととする。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を派遣し、社団法人日本建築学会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援を行う。

**5 事業の実施期間**

復旧支援事業の実施期間は、平成23年4月27日から平成24年3月31日までとする。

**6 その他**

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。

**【資料8】 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）**

〔平成23年4月28日 23庁報第61号  
文化庁次長より宮城県教育委員会教育長あて通知〕

埋蔵文化財の取扱いについては、これまで「埋蔵文化財の保護と葉巻調査の円滑化等について」（平成10年9月29日庁保第75号文化庁次長通知）等によって通知しているところであり、貴教育委員会において埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところでもあります。

さて、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興の急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要であります。

ついては、別紙「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に御留意の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、貴管下の関係市区町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導くださるよう、願います。

**（別紙） 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて****1 取扱いの基本原則**

- (1) 被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興の急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るものとする。
- (2) 具体的には、「埋蔵文化財の保護と葉巻調査の円滑化等について」（平成10年9月29日庁保第75号文化庁次長通知。以下「平成10年通知」という。）を踏まえて各都県・政令指定都市が作成した埋蔵文化財の取扱い基準によって、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができるものとする。

**2 適用範囲等**

- (1) この取扱いの適用範囲は、東日本大震災の復旧・復興事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業・土地改良事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いとする。
- (2) この取扱いの適用範囲は、各都県・政令指定都市における復旧・復興事業に応じ、各都県・政令指定都市教育委員会において定め

るものとする。

### 3 埋蔵文化財の取扱い等

(1) 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、平成10年通知を踏まえつつ、以下の点について、弾力的な運用を図るものとする。

#### ① 試掘・確認調査

周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。

#### ② 記録保存のための発掘調査

被災前の規模・構造を大きく変更しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

(2) 取扱いに関する留意事項

① 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設の改修及び新築、道路の改修等、住民の生活に密着しており、かつ、埋蔵文化財への影響が比較的に少ない事業については、復旧・復興の推進に配慮すること。

② 大規模な集合住宅・事務所、公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業については、事業実施に当たり時間的余裕等の事業者側の諸事情に配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

## 【資料9】 東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

〔平成23年6月3日 文第268号〕

宮城県教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長あて通知

このことについて、別紙写しのとおり文化庁次長から「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては平成23年3月30日付け文第2251号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱い」（以下、文第2251号通知）で既に通知しているところですが、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るため、別紙のとおりといたしますので、御了知の上、事務処理等に遺漏のないようお願いいたします。

なお、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、現時点で津波の被害が大きかった沿岸部を中心に復旧工事が終了していないと判断できることから、引き続き、文第2251号通知のとおり、文化財保護法第93条又は第94条及び第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要しないことといたしますので、承知願います。

### （別紙） 東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

この取扱いは、平成23年4月28日付け23庁財第61号「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（文化庁次長通知）に基づき、宮城県教育委員会が復興事業に伴う埋蔵文化財の具体的な運用を定めたものである。

#### I. 基本方針

- 被災地の置かれた状況にかんがみ、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護との整合を図るものとする。
- 復興事業を円滑に推進するため、復興事業に伴う発掘調査等の実施にあたっては、宮城県発掘調査基準を弾力的に運用するものとする。
- 発掘調査等の実施にあたっては、県内及び全国的な協力を得て、発掘担当者を集団的に投入するなどして、迅速な対応に努めるものとする。

#### II. 復興事業に係る埋蔵文化財の取扱い

基本方針に基づき、復興事業に係る埋蔵文化財の具体的な取扱いを以下のとおり定める。

##### 1 復興事業の範囲等

- 復興事業とは、平成23年東北地方太平洋沖地震による揺れや津波等により直接的に被災した場所又は区域及びその周辺地域で実施される別記1に定める事業である。
- 復興事業の認定は、原則として、復興事業であることを示す証明書（防災証明書等）又は事業計画書等によるものとする。
- この取扱いの開始は平成23年6月3日（金）とし、終了は復興事業の進捗状況から判断し、別途、通知する。

##### 2 発掘調査等の取扱い

###### (1) 届出・通知

震災の復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについては、平成23年3月30日付け文第2251号通知「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」において、文化財保護法第93条又は第94条及び

第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要しないこととしていたが、震災の復興事業に係る埋蔵文化財の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ①別記1に定める復興事業については、文化財保護法第93条又は第94条の規定による届出又は通知を要する。
- ②埋蔵文化財包蔵地外の周辺地域において、復興事業の工事中に遺跡が発見された場合は、文化財保護法第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要する。

#### (2) 試掘・確認調査の実施

- ①復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを判断する際は、当該地あるいは周辺地における既存データ（分布調査・発掘調査の結果等）を活用することとする。
- ②試掘・確認調査の実施は、既存データがない場合及び本発掘調査に係る作業量を積算する場合に限ることとする。

#### (3) 本発掘調査の範囲等

- ①本発掘調査は、工事による掘削が遺構を破壊する場合に限って行うものとする。
- ②本発掘調査の実施は、工事による掘削が遺構を破壊する範囲までとし、建物の基礎などによる破壊が遺構に及ばない下層については本発掘調査を要しないこととする。

### 3 連絡会の設置

復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを運用するにあたり、各市町村間の不統一、不均衡が生じないよう宮城県教育委員会及び関係市町村教育委員会の埋蔵文化財担当者で構成する連絡会を設置することとする。

### 4 留意点

各教育委員会においては、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護との整合を図るため、以下について留意するものとする。

#### (1) 復興事業の早期把握

復興事業計画の早期把握のため、教育委員会以外の関係部局の連携を密にし、相互連絡の体制を整備する等の措置を講じ、埋蔵文化財の保護と復興事業の迅速・円滑な推進との調整を図るものとする。

#### (2) 保護調整

- ①復興事業については、可能な限り盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採ること等により遺構の破損を避けるよう指導するものとする。
- ②発掘調査等を実施する場合は、調査計画について事業者と十分協議し、埋蔵文化財の保護について理解と協力を得るよう努めるものとする。

#### (3) 発掘調査体制等の充実

復興事業に伴う発掘調査等を円滑・迅速に実施するため、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」（平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知）等を踏まえ、体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (別記1) 復興事業と認定される事業

復興事業者		事業内容
民間	個人被災者	①個人被災者自らが使用する住宅の新築・改築
		②個人被災者自らが所有及び使用する目的で行う店舗・事業所等の建物の新築・改築
		③個人被災者自ら所有及び使用する目的で行う農業関連施設等の設置・改修
	法人被災者	①法人被災者自ら所有又は使用する店舗・事業所・宿舍等の建築物の新築・改修
		②電気・ガス等のライフラインの新設・改修
	上記以外	その他、復興事業と認められるもの
公共事業者		①上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン整備
		②道路・鉄道の整備
		③都市基盤整備・宅地造成・ほ場整備等の整備
		④堤防・護岸施設整備
		⑤被災者に住宅を供する事業
		⑥その他、復興事業と認められるもの

#### 【資料10】 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（依頼）

平成23年9月30日 23庁規第288号  
文化庁次長より関係各都道府県・政令指定都市  
教育委員会教育長、総務部長あて依頼

東日本大震災の復旧・復興につきましては、既に各都道府県・市において積極的に対応していただいているところであり、感謝申し上げます。今回の震災により甚大な被害を被った岩手県教育委員会、宮城県教育委員会及び福島県教育委員会より、今後、復旧・復興事業の本格化に伴い、相当の埋蔵文化財発掘調査量が予想されることから、平成24年4月1日以降における埋蔵文化財専門職員の派遣について、各都道府県等教育委員会に特段の配慮をお願いしたい旨の要請が寄せられております。

については、各都道府県等教育委員会におかれても事情をご賢察の上、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会及び福島県教育委員会からの職員の派遣の要請について、特段の御理解、御協力をお願いします。

### 【資料 11】 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

〔平成 24 年 4 月 17 日 24 庁財第 62 号  
文化庁次長より宮城県教育委員会教育長あて通知〕

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、これまで「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 庁財第 61 号文化庁次長通知）により通知しており、貴教育委員会においてもこの通知のほか、地域の現状等を踏まえ、迅速な埋蔵文化財の発掘調査の実施に御尽力いただき感謝申し上げます。

東日本大震災から 1 年が経過し、各地方公共団体の復興計画の策定等が進み、個人住宅の高台移築等の本格的な復興事業が進められつつある中で、迅速な埋蔵文化財の発掘調査の実施は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立を図る上で一層重要となってきます。

そこで、このたび、埋蔵文化財の発掘調査の実施に際し、特に留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、これらの点を十分に踏まえ、迅速な埋蔵文化財の発掘調査を実施していただきますようお願いいたします。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 関係部局との連携体制の確保による事業計画の早期把握

管下の各復興事業について、貴県内の復興担当部局等の関係する部局や復興庁各復興局等の国の機関との連携を強化し、当該復興事業の計画の早期把握に努めること。

#### 2 事業者との調整における留意事項

- ① 速やかな復興事業を遂行するため、開発事業計画が周知の埋蔵文化財包蔵地を対象となることを可能な限り回避するように努めること。
- ② 周知の埋蔵文化財包蔵地が復興事業の対象地となることが予想される場合には、可能な限り早期から分布・試掘等の調査を行い、遺跡の存在や内容把握に努めること。

#### 3 発掘調査の迅速化

- ① 埋蔵文化財の発掘調査が必要となる場合は、分布・試掘等の事前に行われる調査の結果を踏まえつつ、復興と埋蔵文化財保護の両立を念頭に、発掘調査期間の設定に配慮を行うとともに、設定した同期間を厳守し、限られた期間の中で発掘調査を完遂できるように、発掘調査の弾力的な運用に努めること。
- ② いわゆる民間調査組織の導入については「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」（平成 20 年 3 月 31 日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）において言及しているとおりであるが、埋蔵文化財の発掘調査に当たっては、民間調査組織の適切な導入も含めて調査体制の充実を図り、迅速な実施に努めること。

#### 4 発掘調査実施について理解を得る取組

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施に当たっては、地元住民及び事業者等の理解と協力が必要不可欠であることから、地元住民や事業者等に対して、事前説明及びその調査結果等について積極的かつ丁寧な説明を行うように努めること。

### 【資料 12】 平成 24 年度当初予算に係る東日本大震災関連の財源措置について

〔平成 24 年 5 月 15 日 文部科学省大臣官房課・大臣官房政策課・初等中等教育局課より  
各都道府県・政令指定都市教育委員会あて事務連絡〕

日頃から文部科学行政にご尽力いただき感謝申し上げます。

過日、平成 24 年度の国の予算が国会にて可決成立いたしました。

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所用の事業費及び財源を確保することとしています。

つきましては、平成 24 年度当初予算における東日本大震災関連の財源措置について、別紙 1 のとおり整理しましたので、各施策の把握や予算要求等の参考にいただければ幸いです。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

〈別紙 1〉

「平成 24 年度当初予算に係る東日本大震災関連の財源措置について」

※文部科学省計上の平成 24 年度予算の概要などについては下記ホームページ参照

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/yosan/h24/1311666.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h24/1311666.htm)

※個別事項に係る問い合わせについては、〈別紙 2〉「個別事項問い合わせ先一覧」参照

平成24年度当初予算に係る東日本大震災関連の財源措置について

別紙1

<東日本大震災復興・復興対策>

平成24年2月14日現在

項目	性質	国の補助制度		地方財源措置	概要
		一般	基金		
緊急スクールカウンセラー派遣事業	経費	10/10	—	—	被災地及び被災して、特別支援学校に転入児童を受け入れている地方自治体等に、スクールカウンセラー等を緊急派遣
復興教育支援事業	経費	10/10	—	—	被災地の学校等に派遣して行う教員向けに教育支援活動などの取組の支援
学びを促す被災地の地域コミュニティ再生支援事業	経費	10/10	—	—	地域教育センター等による地域の学びの場の確保や地域教育センター等による地域入居者の場の確保等の取組の支援
児童生徒等のための教材開発（教材の整備）	経費	10/10	—	—	児童生徒等の教材開発（教材）の取組を促進するため必要となる取組
「公立学校建設物其他災害復旧費貸付金」（復興庁計上）	投資	2/3	東上げあり	—	公立学校建設物の災害復旧 等
「公立学校建設物其他災害復旧費補助金」（復興庁計上）	投資	2/3	一般に同じ	—	公立学校建設物の災害復旧 等
復興定額文化財の災害復旧 「国土重要文化財等保存整備費補助金」	経費	定額	—	—	復興定額文化財の災害復旧 文化重要財等の取組は、30%（震災前） 文化重要財等は地方自治体補助事業とする場合に限り
被災311プログラム復興事業 「文化芸術復興費補助金」	経費	1/2	—	—	被災311復興助成金等補助金の取組や復興支援活動等の実施
東日本大震災にかかわる復興支援活動支援費 「復興教育費国庫負担金」	経費	1/3	—	—	被災児童生徒に対する学習支援等のための取組に追加で国庫負担金（300万）
「被災地通学用バス導入費補助金」	経費	1/2	—	—	被災地より通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス導入費の補助
「安心こども基金」の取組（国庫負担）	投資	1/2	—	—	被災311の復興一助成金について、国庫一律負担（国定）に準じての取組を支援
「東日本大震災復興交付金（国庫負担）」（復興庁計上）	投資	—	—	—	被災地の復興に際して必要となる取組が主眼として実施できるよう、ハード事業の幅広し一任化、自由化の取組に重点を置き、地方自治体の取組を内閣とする交付金を創設 （被災311復興交付金の取組は、復興事業の取組に優先する）
「東日本大震災復興交付金（国庫負担）」（復興庁計上）	投資	8/10	—	—	復興事業費の取組に重点を置き、ハードソフト関連の事業に重点を置く
「東日本大震災復興推進費」（復興庁計上）	経費	8/10	—	—	地域の復興に際して、復興を支援するため、国庫からの取組を重点として、「復興基本方針」や復興の取組に関する取組に重点を置き、復興の取組を促進 （被災311復興交付金の取組に優先する）
一般単独災害復旧事業	投資	—	—	—	平成24年度において、東日本大震災に係る一般単独災害復旧事業費を削減し、復興支援事業費に振り替え、復興支援に重点を置き、復興の取組を促進する公立学校建設物の災害復旧事業費に振り替えられたり、被災311復興交付金の取組に重点を置く
被災により授業困難となった公立大生への授業料等の減免（地方自治体等が設置する公立大学（被災地）※2）	経費	—	—	—	震災により経済的に授業困難に陥った（取組のない）よう、公立大生、私立大生、高等専門学校生等（被災地）に限り、授業料（入学料）を減免し、授業料の減免が被災者受入れ等に要する経費として確保
被災により授業困難となった公立大生への授業料等の減免（公立大学法人が設置する公立大学（被災地）※3）	経費	—	—	—	震災により経済的に授業困難に陥った（取組のない）よう、公立大生、私立大生、高等専門学校生等（被災地）に限り、授業料（入学料）を減免し、授業料の減免が被災者受入れ等に要する経費として確保
被災により授業困難となった公立大生への授業料等の減免（公立大学法人が設置する公立大学（被災地）※3）	経費	—	—	—	震災により経済的に授業困難に陥った（取組のない）よう、公立大生、私立大生、高等専門学校生等（被災地）に限り、授業料（入学料）を減免し、授業料の減免が被災者受入れ等に要する経費として確保
文化財の災害復旧に要する経費	—	—	—	—	復興定額文化財の災害復旧に要する経費を復興 定額文化財の災害復旧の取組となる場合に限り （復興定額文化財でない地方自治体文化重要財等も対象に含め、被災311復興交付金の取組に重点を置く）

<全国防災・被災対策> ※対象事業については別途資料参照

項目	性質	国の補助制度	地方財源措置		概要
			地方債	交付金・国庫負担	
実践的防災教育普及推進事業	経費	10/10	—	—	全国的実践的防災教育普及推進事業における取組への支援
公立学校の設置化等 「学級数増強推進事業交付金（公立学校設置推進費負担金）」	投資	定額（交付金） 1/2（負担金）	100%	—	定額事業費（設置化事業費）に準じて実施する事業や非課税課税の新設化、備置費等の取組に要する事業費に付
緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業	投資	—	100%	—	地域防災計画上の避難所に指定されている公立・私立学校の設置や防災機能の強化等（例）高等学校や防災施設等の設置事業など

※1 平成24年度は、平成23年度と同様に基金取り崩し等において、震災復興特別交付金の対象となる。  
 ※2 「震災復興特別交付金に関する法律」において、「第一章第二節第六十八号（使用款）地方財政法第六章の命令で定める公益事業に係るものを除く。）及び（手数料）にて措置。（「震災復興特別交付金定額金」において「国庫による地方債、使用料、手数料等の減免額」として計上することにより措置。  
 ※3 平成23年度3月交付分について、「特別交付金に関する法律」において、「附則第十一條第三項（東日本大震災の被災者の受入れ等の支援）に要する経費として国庫大臣が調査した額）特定自治体の交付金に付しては当該額1.0倍を算して増し額、から附則第九條第一項第七号によって算定した額を控除した額」、「附則第十二條（東日本大震災の被災者の受入れ等の支援）に要する経費として国庫大臣が調査した額）特定自治体の交付金に付しては当該額1.0倍を算して増し額、から附則第十條第一項第七号によって算定した額を控除した額」として措置。（「特別交付金定額金」において「被災者受入れ経費」として計上することにより措置。なお、平成24年度分については精査を継続中。

【資料13】 東日本大震災の復興・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知（23庁財第61号）について（通知）

〔平成25年2月18日 24庁財第691号  
文化庁次長より宮城県教育委員会教育長へ通知〕

東日本大震災の復興・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、「東日本大震災の復興・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知。以下「23年通知」という。）及び「東日本大震災の復興・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成24年4月17日付け24庁財第62号文化庁次長通知）により、迅速な埋蔵文化財発掘調査の実施をお願いしていますが、23年通知の解釈について問い合わせを受けましたので、下記の通り周知いたします。

貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、迅速な埋蔵文化財発掘調査の実施に向けて、御指導とご協力をお願いいたします。

記

【問合せ内容】

23年通知の別紙3（2）②「埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること」及び④「分布調査（現地踏査）や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握すること」は、防災復興推進事業等の復興事業に関し、周知の埋蔵文化財包蔵地として設定されていない地域に当該復興事業が行われることになった場合にも分布調査や試掘・確認調査を行うことを求めているのか。

## 【本件に関する考え方】

(23年通知の別紙3(2)②及び④の基本的な考え方)

23年通知の別紙3(2)②及び④の趣旨は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立の観点から、防災集団移転促進事業等の復興事業の事業地の決定前に埋蔵文化財の有無を把握するとともに、当該事業地の埋蔵文化財包蔵地に重ならないよう計画段階から事業者と調整することを求めているものです。

(復興事業について埋蔵文化財保護担当部局との調整を終えているもの)

防災集団移転促進事業等の復興事業の事業地の決定に際し、埋蔵文化財保護を担当している教育委員会の文化財担当部局と十分な調整を経ている場合は、特別な事情が生じた場合を除き、改めて分布調査や試掘・確認調査を行う必要はありません。

(復興事業について埋蔵文化財保護担当部局と調整中又は未調整のもの)

未開削の山林などに十分に分布調査や試掘・確認調査が行われていない地域については、

- ① 事業計画決定前から事業者と十分な情報共有を行うこと、
- ② 可能な限り早期に分布調査や試掘・確認調査を行い、事業者が埋蔵文化財包蔵地を回避すること、

を通じて、埋蔵文化財発掘調査を最小限に抑えることが、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立にとって重要と考えています。

## 【資料14】 東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の支援について (依頼)

〔平成25年5月17日 文第402号  
宮城県教育長から関係各市町教育委員会教育長あて依頼〕

このことについて、宮城県内の津波被害を受けた沿岸市町においては、平成25年度以降、復興事業の本格化により埋蔵文化財発掘調査量の増大が予想されています。現在、当教育委員会においては、他县市からの自治体派遣職員24名の応援を得て、発掘調査に対応しておりますが、発掘調査の迅速な実施のためには、専門職員のさらなる充実が求められているところであります。また、沿岸市町教育委員会からも専門職員の短期出張等による支援について特段の御配慮をお願いしたい旨の要請が寄せられておりますことから、当教育委員会といたしましても、沿岸市町へのさらなる支援体制の強化を図っていきたく考えております。

つきましては、貴市町におかれましても被災沿岸市町の窮状を御察察いただき、沿岸市町教育委員会からの支援要請について特段の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

## 【資料15】 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いの終了について (通知)

〔平成28年3月25日 文第3417号  
宮城県教育長から各市町教育委員会教育長及び関係機関あて依頼〕

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い平成23年3月30日付け文第2251号で、別紙写のとおり、当分の間、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条、第94条、第96条及び第97条の規定による届出又は通知を要しないとの取扱いとしておりましたが、復旧工事の進捗等を鑑み、当面の取扱いを平成28年3月31日で終了いたしますので、御了知の上、適切に対処願います。また、併せて関係部署等に周知願います。

なお、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被害の大きかった沿岸部を中心に復興事業が継続していることから、引き続き、平成23年6月3日付け文第268号通知のとおりといたしますので、承知願います。

## 【資料16】 国・県による文化財関係災害復旧事業一覧

①国庫補助事業(国指定文化財)(単位:千円)

No	種類	補助事業名	補助事業者	事業総額	H23	H24	H25	H26	H27
1	建造物	瑞巖寺庫裡及び廊下ほか1棟	瑞巖寺	25,099	→	完了			
2	建造物	東照宮本殿ほか38棟	東照宮	22,900	→	完了			
3	建造物	陸奥国分寺薬師堂	陸奥国分寺	8,538	→	完了			
4	建造物	大崎八幡宮	大崎八幡宮	9,382	→	完了			
5	建造物	旧中澤家住宅	名取市	6,751	→	完了			
6	建造物	我妻家住宅主屋ほか3棟	個人	39,950	→	→	完了		
7	建造物	旧登米高等尋常小学校校舎	登米市	30,200	→	→	完了		
8	建造物	松本家住宅	個人	4,500		完了			
9	建造物	東照宮附石灯籠	東照宮	17,000			完了		
10	建造物	洞口家住宅附米蔵ほか2棟	個人	110,800	→	→	→	→	完了
11	美術工芸品	木造不動明王坐像	大徳寺	10,688	→	→	完了		
12	美術工芸品	木造薬師如来坐像ほか1件	双林寺	3,524	→	完了			
13	美術工芸品	木造釈迦如来立像	龍寶寺	14,538		完了			
14	記念物	山畑横穴群	大崎市	171,350	→	→	完了		
15	記念物	大木囲貝塚	七ヶ浜町	4,378	→	完了			
16	記念物	齋藤氏庭園	石巻市	137,200	→	→	→	→	→
17	記念物	仙台城跡	仙台市	664,600	→	→	→	→	→

18	記念物	大仰寺	大仰寺	9,840		完了			
19	記念物	旧有壁宿本陣	個人	135,954		→	→	完了	
20	記念物	里浜貝塚	東松島市	42,000		→	完了		
21	記念物	旧有備館および庭園	大崎市	301,000	→	→	→	→	完了
22	記念物	多賀城跡附寺跡	宮城県	12,229	→	→	完了		
23	記念物	歌津鯨崎の魚竜化石産地及び魚竜化石	南三陸町	20,000		→	→	→	→
24	記念物	十八鳴浜及び九九鳴き浜	気仙沼市	16,200		→	完了		
25	無形民俗	雄勝法印神楽	雄勝法印神楽保存会	8,000	→	完了			

## ②県費補助事業（県指定文化財）指定文化財等災害復旧支援事業（単位：千円）

No.	種類	補助事業名	補助事業者	事業総額	H23	H24	H25	H26	H27
1	建造物	補陀寺六角堂	補陀寺	2,500	完了				
2	建造物	刈田嶺神社	刈田嶺神社	767	完了				
3	建造物	旧小間家住宅附表門・路地塀	白石市	1,470	→	完了			
4	建造物	旧登米警察署庁舎	登米市	13,765	→	完了			
5	建造物	旧上戸沢検断屋敷	白石市	704	→	完了			
6	建造物	旧仙台城板倉	個人	1,643		完了			
7	建造物	亀岡八幡宮石鳥居	亀岡八幡宮	578		完了			
8	建造物	瑞巖寺総門	瑞巖寺	2,047		完了			
9	建造物	須江家住宅附棟門・塀中門・宅地	須江充宏	1,191		→	完了		
10	建造物	祇劫寺本堂	祇劫寺	18,289		→	完了		
11	建造物	妙見宮（拝殿）	神明社	184		完了			
12	建造物	落合観音堂	落合観音堂奉賛会	420		完了			
13	建造物	持福院観音堂	陽山寺	9,704			完了		
14	建造物	華足寺客殿及び山門	華足寺	2,460				→	完了
15	美術工芸	富沢磨崖仏群	常光寺	1,449	完了				
16	美術工芸	木造聖観音立像	常春寺	2,111		完了			
17	美術工芸	木造阿彌陀如来坐像	安国寺	3,218		→	完了		
18	美術工芸	木造男神像	賀茂小鏡神社	29		完了			
19	美術工芸	木造薬師如来坐像（小針薬師）	高蔵寺	229			完了		
20	記念物	志津川の太郎坊の杉	南三陸町	1,218		完了			
21	無形民俗	名振のおめつき	名振秋葉神社氏子会	100	完了				

## ③県費基金事業（市町村指定文化財）（単位：千円）

No.	種類	補助事業名	補助事業者	事業総額	H23	H24	H25	H26	H27
1	建造物	愛宕神社本殿拝殿附棟札	愛宕神社	22,664		完了			
2	建造物	諏訪神社社殿	諏訪神社	1,338		完了			
3	建造物	刈田嶺神社拝殿・随神門・白鳥古碑	刈田嶺神社	1,113		完了			
4	建造物	耕龍寺山門	耕龍寺	1,550		完了			
5	建造物	竹駒神社楼門	竹駒神社	6,037		完了			
6	建造物	三聖堂、水主町民家	瑞巖寺	5,738		完了			
7	建造物	陽徳院山門	陽徳院	1,956		完了			
8	建造物	鼻節神社	鼻節神社	2,346		完了			
9	建造物	瑞川寺山門	瑞川寺	6,361		完了			
10	建造物	大宮寺山門	大宮寺山門管理	270		完了			
11	建造物	妙見宮（長床）	神明社	596		完了			
12	建造物	西光寺薬医門	西光寺	367		完了			
13	建造物	佐々木家住宅	個人	578		完了			
14	建造物	杉薬師瑠璃殿	双林寺	159		完了			
15	建造物	八幡神社本殿・拝殿・御輿	瀬峰八幡神社	462		完了			
16	建造物	妙教寺祖師堂	妙教寺	459		完了			
17	建造物	養雲寺山門	養雲寺	900		完了			
18	建造物	八幡神社	八幡神社	24,950		完了			
19	建造物	天雄寺観音堂	天雄寺	8,792			→	完了	
20	建造物	圓通院本堂大悲亭	圓通院	10,005			完了		
21	建造物	善心寺開山堂	善心寺	9,765			完了		
22	建造物	湊神社	湊神社	2,544					完了
23	美術工芸	木造毘沙門天立像	大梅寺	3,986		完了			
24	美術工芸	木造阿彌陀三尊像	圓徳寺	1,050		完了			
25	美術工芸	木造十一面千手観音坐像	自照院	339		完了			
26	美術工芸	湊浜薬師及び薬師座像並びに櫃の木	湊浜薬師教	6,235		完了			
27	美術工芸	建治三年銘古碑	個人	1,230		完了			
28	美術工芸	木造不動明王像	滝不動神	2,030		→	完了		
29	美術工芸	千手観世音菩薩坐像	長承寺	1,400		完了			
30	美術工芸	上沼八幡神社随神像	八幡神社	1,380		→	完了		

資料編

31	美術工芸	地藏菩薩立像・不動明王坐像	光明寺	2,442		完了			
32	美術工芸	木造地藏菩薩坐像	地福寺	816		完了			
33	美術工芸	伊達家歴代藩主位牌	瑞巖寺	443			完了		
34	美術工芸	洞水東初倚像	瑞巖寺	447			完了		
35	記念物	多福院板碑群	多福院	320		完了			
36	記念物	宝籤印塔	牧山藩羊崎神社	771		完了			
37	記念物	片倉家御廟所	個人	270		完了			
38	記念物	石川家廟所	幡守会	588		完了			
39	記念物	紫雲山万日堂跡	安養寺	130		完了			
40	記念物	湖水城趾と西都新左衛門の碑	機織沼振興会	560		完了			
41	記念物	伊達家累代の墓	個人	1,580		完了			
42	記念物	茂庭家松山当主及び妻の墓域	個人	5,000			→	完了	
43	記念物	大條氏御廟	個人	872			完了		
44	記念物	木造愛宕尊騎馬像・菩薩立像	正円寺	1,138				→	完了
45	記念物	松島せつこく	瑞巖寺	426		完了			
46	無形民俗	榊流東根神楽	榊流東根神楽保存会	2,121		完了			

④県費基金事業（国登録文化財）被災有形文化財等保存事業（単位：千円）

番	種類	補助事業名	補助事業者	事業総額	H23	H24	H25	H26	H27
1	建造物	永田醸造	老松永田醸造	16,000	完了				
2	建造物	板垣家住宅主屋	個人	976		完了			
3	建造物	ゆさや旅館本館・土蔵	個人	924		完了			
4	建造物	上野家住宅主屋・門	個人	6,625		完了			
5	建造物	遊佐家住宅	個人	300				完了	
6	建造物	角星店舗	個人	2,009				→	完了

【資料17】 民間団体による助成

◆文化財保護・芸術研究助成規程（単位：千円）

※平成27年度分まで

番	事業内容	指定・種類	所在	申請者	H24	H25	H26	H27
1	祇劫寺本堂修理事業	県 建造物	大崎市	宗教法人祇劫寺	400	1,500		
2	宮城県指定文化財旧仙台台城板倉災害復旧修理事業	県 建造物	仙台市	個人	200			
3	宮城県指定文化財亀岡八幡宮石鳥居災害復旧修理	県 建造物	仙台市	宗教法人亀岡八幡神社	200			
4	木造阿彌陀如来坐像修理事業	県 美術工芸品	大崎市	宗教法人安国寺	300			
5	仙台市指定文化財愛宕神社拜殿災害復旧修理事業	市 建造物	仙台市	宗教法人愛宕神社	1,200			
6	登米市指定有形文化財随神像災害復旧修理事業	市 美術工芸品	登米市	宗教法人八幡神社	850			
7	只越芸能保存会東日本大震災復興事業	市 無形民俗	気仙沼市	只越芸能保存会	800			
8	関上大漁唄込み踊り道具等復旧整備事業	市 無形民俗	名取市	関上大漁唄込み踊り保存会	300			
9	東根榊流神楽神楽舞台再建事業	町 無形民俗	蔵王町	東根榊流神楽保存会	300			
10	男山本店店舗復元事業	国登 建造物	気仙沼市	個人	10,000	300	500	
11	角星店舗復元事業	国 登録	気仙沼市	個人	10,000	300	500	
12	小野健商店土蔵修復事業	国 登録	気仙沼市	個人	4,000	10,000	1,000	
13	武山米店修復事業	国 登録	気仙沼市	個人	6,000	400		
14	三事堂ささ木修復事業	国 登録	気仙沼市	個人	1,000	2,000		2,500
15	福應寺毘沙門堂長屋門修復工事	国付帯 有形民俗	角田市	宗教法人福應寺	600			
16	十八夜観世音堂大震災被害復旧工事	市付帯 有形民俗	仙台市	十八夜観世音堂保存会	600			
17	気仙沼・尾形家修復保存事業	未 建造物	気仙沼市	個人	5,000	5,000		
18	升敏明家土蔵修理事業	未 建造物	村田町	個人	2,500			
19	古谷館打ちばやし保存会東日本大震災復興事業	未 建造物	気仙沼市	古谷館打ちばやし保存会	1,200			
20	竹浦地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	竹浦区	900			
21	横浦地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	横浦実業団	900			
22	野々浜地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	横浦実業団	900			
23	飯子浜地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	飯子浜実業団	900			
24	塚浜地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	塚浜区	900			
25	尾浦地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	尾浦実業団	900			
26	桐ヶ崎地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	桐ヶ崎区	900			
27	寺間地区獅子舞復活事業	未 無形民俗	女川町	寺間伝承保存会	900			

28	女川地区獅子舞復活事業	未	無形民俗	女川町	女川実業団	900		
29	相喜会地区獅子舞復活事業	未	無形民俗	女川町	相喜会	900		
30	鷲神地区獅子舞復活事業	未	無形民俗	女川町	鷲神実業団	900		
31	小乗浜地区獅子舞復活事業	未	無形民俗	女川町	鷲神実業団	600		
32	沢虎舞東日本大震災復興事業	未	無形民俗	気仙沼市	沢虎舞	200		
33	木造阿弥陀如来坐像一軀修理工事	県	美術工芸	大崎市	宗教法人安国寺		400	
34	天雄寺観音堂解体調査及び保存修復	市	建造物	石巻市	宗教法人天雄寺		1,500	1,500
35	大曲浜獅子舞獅子頭復元事業	市	無形民俗	東松島市	大曲浜獅子舞保存会		1,040	
36	法印神楽伝承事業	市	無形民俗	石巻市	釜谷長面尾の崎法印神楽保存会		800	
37	お天王さんまつり保存会復旧事業	町	無形民俗	山元町	山元町無形民俗文化財復興協議会		1,140	
38	西光寺大滝不動堂東日本大震災復旧工事	市登	建造物	仙台市	宗教法人西光寺		5,000	
39	善入院観音堂屋根葺替修理工事	市登	建造物	仙台市	宗教法人善入院		2,000	
40	大沼養之丞家土蔵修理事業	未	建造物	村田町	個人		2,000	
41	千田家住宅修復事業	未	建造物	気仙沼市	気仙沼風待ち復興検討会		100	
42	釜谷大般若巡行被災用具新調事業	未	無形民俗	石巻市	釜谷大般若巡行保存会		990	
43	湊神社社殿修復事業	町	建造物	亘理町	湊神社			600
44	桜田屋敷(旧門間宅)修復事業	未	建造物	大崎市	個人			4,000
45	羽黒神社・月山湯殿山社殿改築修復事業	未	建造物	仙台市	羽黒神社			
46	中浜神楽保存会継承用具復旧事業	未	無形民俗	山元町	中浜神楽保存会			

## ◆明治安田クオリティオブライフ文化財団(単位:千円)

番	事業内容	指定	種類	所在	申請者	H24
1	篠笛購入	市	無形民俗	気仙沼市	波板虎舞保存会	330
2	獅子頭、獅子用幕購入	未	無形民俗	気仙沼市	小室契約会	500
3	虎頭製作、太鼓台購入	未	無形民俗	気仙沼市	磯草虎舞保存会	500
4	用具購入	未	無形民俗	気仙沼市	大谷大漁唄い込み保存会	500
5	絞太鼓購入	未	無形民俗	気仙沼市	相川南部神楽保存会	250
6	絞太鼓購入	未	無形民俗	石巻市	長塩谷南部神楽保存会	250
7	絞太鼓購入	未	無形民俗	石巻市	大室南部神楽保存会	250

## ◆日本財団地域伝統芸能復興基金による助成の一部(単位:千円)

番	事業内容	指定・種類	所在	申請者	H23	H24	H26	H27
1	太鼓購入	未	無形民俗	石巻市	石巻日高見太鼓	7,060		
2	太鼓購入	未	無形民俗	気仙沼市	磯草虎舞保存会	10,143		
3	獅子頭制作、太鼓・衣装・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	田代島獅子舞保存会	2,118		
4	獅子頭制作、太鼓購入及び獅子頭修理	未	無形民俗	東松島市	大曲浜獅子舞保存会	3,206		
5	獅子頭制作、太鼓・衣装・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	渡波獅子風流塾	2,666		
6	獅子頭制作、太鼓・衣装・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	雄勝町胴ばやし獅子舞味噌作保存会	3,514		
7	太鼓修理	未	無形民俗	石巻市	河南鹿嶋ばやし保存会	686		
8	太鼓修理	未	無形民俗	石巻市	大沢南部神楽保存会	225		
9	太鼓修理	未	無形民俗	女川町	女川漁港大漁獅子舞まむし	749		
10	神楽面制作	未	無形民俗	石巻市	相川南部神楽保存会		1,150	
11	獅子頭制作、太鼓・衣装・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	大室契約講		2,300	
12	獅子頭制作、太鼓・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	小泊契約講		1,167	
13	獅子頭制作、太鼓・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	伊勢畑地区獅子振保存会		1,416	
14	面制作、太鼓・横笛・衣装購入	未	無形民俗	石巻市	小室契約会		584	
15	獅子頭制作、衣装・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	大浜地区青年部「八日会」		1,042	
16	獅子頭制作	未	無形民俗	石巻市	桑浜羽坂地区		630	
17	獅子頭制作、太鼓・横笛購入	未	無形民俗	石巻市	下雄勝地区獅子振り保存会		1,416	

## ◆ナショナルトラスト(単位:千円)

番	事業内容	指定	種類	所在	申請者	H24
1	多福院板碑群・近世墓碑	市	無形民俗	石巻市	多福院	256
2	尾形家住宅修復保存プロジェクト	未	建造物	気仙沼市	気仙沼・尾形家修復保存会	205,679
3	寒風沢造艦の碑・十二支方角石	市	記念物	塩竈市	塩竈市	300
4	西光寺大滝不動堂	未	建造物	仙台市	西光寺	500
5	仙台筆筒伝承館門間筆筒店主屋	登録	建造物	仙台市	門間筆筒店	2,500
6	大條氏御廟	町	記念物	山元町	山元町	500

## 【資料18】 被災ミュージアム再興事業 実施補助事業一覧

番号	事業内容	区分	対象施設	H24	H25	H26	H27	H28～
1	石巻文化センター等資料仮保管事業	3		30,729	53,356	113,070	3,940	
2	石巻文化センター等被災資料の再整理事業	2	石巻文化センター・おしかホエールランド 雄勝伝統産業会館	8,341	10,739	10,318	10,919	
3	石巻文化センター等資料保存修復事業	1		1,260	9,397	6,156	963	(継続)
4	石ノ森漫画館収蔵資料再整理事業	2		4,571	5,897			
5	石ノ森漫画館復興事業	5	石ノ森漫画館	2,757				
6	木造腐朽船対策研究及び東日本大震災復興事業	5	慶長使節船ミュージアム	3,260				
7	気仙沼市被災文化財等整理・データハウス化事業	2	岩井崎プロムナードセンター	1,493	3,873	5,993	5,841	
8	気仙沼市被災資料修理事業	1	エースポート展示室 漁村センター	0	0	0	0	(継続)
9	気仙沼市収蔵環境改善整備事業	3		289	329	71	670	
10	平福百穂画山水画屏風修復事業	1	リアスアーク美術館	0	5,397			
11	志津川湾生物相標本・データハウス復旧事業	2		1,851	2,444	2,096	1,397	
12	自然活用センター標本等収蔵・展示スペース復旧事業	3	南三陸町自然環境活用センター	2,888	1,471	1,544	1,397	
13	石巻文化センター所蔵美術作品データハウス化事業	2		549	1,370	1,136	378	
14	石巻文化センター資料収蔵美術品保管収蔵庫整備	3	石巻文化センター	7,165				
15	宮城県美術館保存環境調査及び整備事業	3		819	3,370	1,383	1,693	
16	移動ハイビジョンミュージアム事業	5	宮城県美術館	2,757				
17	ミュージアムバス事業	5		3,260				
18	修理した資料の再整理事業	2		2,529	8,935	9,497	6,993	
19	被災資料展示事業	5		1,355	2,844			
20	被災した博物館資料を修理するための事業	3	仙台市博物館	133	5,481	0	3,348	
21	応急措置を施した資料を収蔵する場所確保事業	3		25,324	14,724	9,857	823	
22	仙台市文化財収蔵庫資料整理事業	2		2,193	595	233	334	
23	仙台市被災重要遺跡出土品修復事業	1	仙台市富沢遺跡保存館・仙台市歴史民俗資料館	2,957	2,408	3,778	3,171	
24	仙台市被災重要遺跡出土品活用事業	5		1,744	677			
25	自然史標本等収蔵保全事業	3	南三陸町歌津魚竜館・唐桑漁村センター・おしかホエールランド他	7,104				
26	自然史標本等展示活用事業	5		0	3,071			
27	被災した民俗資料のバックデータ収集事業	2	東北学院大学博物館・鮎川文化財収蔵庫	6,202	5,089	3,699		
28	被災した民俗資料の脱塩作業実施事業	1			1,400			
30	南三陸町立民俗資料館・歌津魚竜館の展示制作等事業	5	南三陸町立歌津魚竜館・民俗資料館	11,572	8,379	30,901	55,404	
31	芹沢銈介美術工芸館被災資料修理事業	1	東北福祉大芹沢銈介美術館	7,764				
32	福島美術館収蔵資料修理事業	1		0	1,798			
33	福島美術館収蔵資料再整理事業	2	福島美術館	6,078	3,968			

番号	事業内容	区分	対象施設	H24	H25	H26	H27	H28～
34	東北歴史博物館被災資料修理事業	1	東北歴史博物館・石巻文化センター・女川町公民館展示室・亘理町郷土資料館	4,718	7,171	15,244	4,331	(継続)
35	東北歴史博物館屋外展示資料修理事業	1		0	0	15,394	26,204	
36	宮城県内被災ミュージアム等所蔵資料保全事業	1		18,515				
37	東北歴史博物館被災資料再整理事業	2		8,215	1,040			
38	東北歴史博物館資料保管事業	3		15,952				
39	東北歴史博物館被災資料再配架事業	3		4,311	11,473	25,880	9,427	
40	東北歴史博物館被災資料展示事業	4	6,305	15,589				
41	多賀城市埋蔵文化財調査センター被災文化財再生事業	1	多賀城市埋蔵文化財調査センター	11,590	2,541	183		
42	多賀城市埋蔵文化財調査センター収蔵資料再整理事業	2		0	6,924	9,699		
43	多賀城市埋蔵文化財調査センター被災資料再配架事業	3		0	0	3,132	37,196	
44	多賀城市埋蔵文化財調査センター環境調査事業	3		0	1,396	2,160		
45	白石市被災資料修理事業	1	白石城歴史探訪ミュージアム	1,296				
46	白石市被災資料データベース事業	2		3,519				
47	白石市被災資料保管事業	3		8,892				
48	白石市被災資料展示事業	5		702				
50	奥松島縄文村歴史資料館資料修復事業	1	奥松島縄文村歴史資料館	6,953	8,323	5,440	7,020	(継続)
51	奥松島縄文村歴史資料館データベース再興事業	2		2,496	7,803	5,043	4,360	
52	村田町歴史みらい館収蔵資料データベース構築事業	2	村田町歴史みらい館	1,798	14,620	12,798	9,163	
53	村田町歴史みらい館収蔵庫整備事業	3		0	37,905	72,036	13,716	
54	亘理町被災資料整理事業	2	亘理町立郷土資料館	0	4,270	5,760	4,921	
55	亘理町被災資料の保管・環境改善事業	3		14,464	899	9,400	9,396	
56	亘理町被災資料修理事業	1		0	1,871	1,933	2,110	(継続)
57	岩沼市被災民俗資料修理事業	1	岩沼市ふるさと展示室	3,965	4,216	1,676	1,945	
58	岩沼市被災民具資料データベース化事業	2		5,634	2,492	3,885	970	
59	岩沼市ふるさと展示室資料保管施設設置事業	3		0	40,950	465	362	
60	涌谷町立史料館文化財資料保全事業	2	涌谷町立史料館	1,497	2,372	1,989	1,881	
61	涌谷町立史料館仮設収蔵施設設置事業	3		55,280	955	1,110	411	
62	角田市郷土資料館収蔵資料収蔵施設整備事業	3	角田市郷土資料館	0	5,094			
63	大崎市松山ふるさと歴史館被災収蔵資料修理事業	1	大崎市松山ふるさと歴史館	0	4,500	14,878	8,592	
64	大崎市旧有備館被災展示資料修理事業	1	旧有備館展示室	0	0	2,598		
65	大崎市旧有備館被災常設展示室復旧事業	4		0	0	2,786	2,026	
66	大崎市田尻郷土資料室展示室整備事業	4	田尻郷土資料室	0	0	0	587	
67	古川出土文化財管理センター歴史学習室整備事業	4	古川出土文化財管理センター	0	0	0	3,175	
68	被災した昭忠碑の調査・保存・修復に関する事業	1	歴史博物館青葉城資料展示館	0	0	8,291	27,462	(継続)

## 【資料 19】 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会開催要綱

## (目的)

第1 東日本大震災で被害を受けたわが国を代表する文化資産である特別名勝松島に関し、特別名勝としての文化的価値と住民生活の早期な復旧・復興・安全確保の両立を図るため、震災復興と保存管理の在り方についての検討会を開催する。

## (検討事項)

第2 検討会は、特別名勝松島に係る震災復興と文化財としての松島の保存の両立に係る基本方針について、必要な事項を検討し、意見を述べるものとする。

## (組織)

第3 検討会は14名以内をもって構成する。

2 検討会は、次に掲げる者のうちから、宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める者の出席をもって開催する。

- (1) 特別名勝松島の保存管理に関し専門的知識を有する者
- (2) 関係する地方公共団体の首長
- (3) 関係する県機関の代表

## (座長及び副座長)

第4 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (検討会)

第5 検討会は教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (調整会議)

第6 検討会における意見交換を円滑に行うため、検討会に震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、宮城県教育委員会及び特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の震災復興部局及び教育委員会の職員をもって構成する。
- 3 調整会議の座長を置き、宮城県教育庁文化財保護課長をこれに充てる。
- 4 調整会議は、座長が必要に応じて招集する。
- 5 構成員は、その指定する者を調整会議で代理で出席させることができる。
- 6 座長は必要と認めた場合、調整会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。
- 7 調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## (事務局)

第7 検討会の事務局は、宮城県教育庁文化財保護課に置く。

## (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成23年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。

## 【資料 20】 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会 構成員

平成23年6月6日現在

氏名	専門	職名	備考
飯淵 康一	建築史学	宮城学院女子大学教授	特別名勝松島の保存管理に関し専門的知識を有する者
北原 啓司	都市計画	弘前大学教授	
田中 哲雄	造園学・景観	元東北芸術工科大学教授	
平吹 喜彦	植物学	東北学院大学教授	
宮原 育子	地理学・観光	宮城大学大学院教授	
森 啓	地質学	東北大学名誉教授	
佐藤 昭		塩竈市長	関係する地方公共団体の首長
阿部 秀保		東松島市長	
大橋 健男		松島町長	
渡邊 善夫		七ヶ浜町長	
鈴木 勝雄		利府町長	

伊藤 和彦		宮城県震災復興・企画部長	関係する県機関の代表
橋本 潔		宮城県土木部長	
小林 伸一		宮城県教育長	
オブザーバー			
矢野 和彦			文化庁

## 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理のあり方に関する調整会議

国・県・市町	所 属	職 名	氏 名	備 考	
塩竈市 (2名)	教育委員会教育部	次長兼生涯学習課長	郷古 正夫		
	市民総務部	理事兼政策調整監兼震災復興 室室長	伊藤 嘉昭		
東松島市 (3名)	生涯学習課	課長	菅野 利一		
	文化財班	班長	赤澤 靖章		
	生涯学習課 奥松島縄文村歴史資料館	館長	菅原 弘樹		
利府町 (5名)	企画課	課長	赤間 信博		
	まちづくり推進班	班長	小山田 春彦		
	生涯学習課	課長	鈴木 政夫		
		生涯学習振興班	班長		蛭名 博人
	主査	高橋 義行			
七ヶ浜町 (3名)	生涯学習課	課長	鈴木 俊博		
		文化財係	文化財係長		鈴木 喜雄
		主事	田村 正樹		
松島町 (4名)	企画調整課	課長	小松 良一		
	まちづくり支援班	主査	熊谷 賢		
	教育課	生涯学習班	班長		阿部 利夫
			主査		石川 祐吾
宮城県 (10名)	文化財保護課	課長	後藤 秀一		
		副参事兼課長補佐	内出 正則		
		技術副参事兼課長補佐	山田 晃弘		
	管理調整班	班長	菅原 隆		
		主事	河内 幸太郎		
	保存活用班	班長	須田 良平		
		技術主査	関口 重樹		
		技術主査	小谷 竜介		
	埋蔵文化財第一班	班長	天野 順陽		
埋蔵文化財第二班	班長	高橋 栄一			
文化庁 (1名)	記念物課 世界文化遺産室	主任文化財調査官	本中 眞	オブザーバー	

## 【資料21】 宮城県文化財保護審議会運営要綱

文化財保護審議会条例第8条に基づき、宮城県文化財保護審議会運営要綱を次のように定める。

(総則)

第1条 宮城県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、文化財保護審議会条例(以下「条例」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(審議事項)

第2条 審議会は文化財保護法第190条第2項に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項並びに別表第1及び第2に掲げる事項を調査審議する。

2 別表第1中の宮城県指定文化財の指定、認定及び選定にあたっては、その審議基準について別に定める。

3 別表第2に掲げる事項の審議については、必要に応じて別に審議手続基準を定めることができる。

(部会)

第3条 条例第7条に基づき特別名勝松島に係る調査審議を行うために松島部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会における調査審議事項は、特別名勝松島の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可に関することとする。

3 部会が所掌する特別名勝松島に関わる事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、特別名勝松島の全部又は一部指定解除につながる可能性がある事項については部会において審議し、審議会に意見を提出することとする。

4 審議会は、必要と認める場合は部会に対して、審議事項の内容について説明を求めることができる。

5 このほか部会の運営に関する必要な事項は部会長が部会に諮り定めることができる。部会で定めた場合は、審議会に報告するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事手続その他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 宮城県文化財保護審議会松島部会運営要綱

宮城県文化財保護審議会運営要綱第3条第5項に基づき、宮城県文化財保護審議会松島部会運営要綱を次のとおり定める。

(総則)

第1条 宮城県文化財保護審議会松島部会（以下「部会」という。）の議事手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化財保護審議会条例及び宮城県文化財保護審議会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(現状変更等審議手続基準)

第2条 特別名勝松島の現状変更及保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の審議手続基準について、次のとおり定める。

2 特別名勝松島の現状変更等の許可については、第3項および第4項に該当する場合を除き、部会の会議において調査審議し、議決することとする。

3 次に掲げる特別名勝松島の現状変更等の許可については、部会長の決定をもって松島部会の議決とすることができる。この決定をしたときは、部会長は、速やかに、部会の会議においてその決定の内容を報告しなければならない。

(1) 保存管理計画において定められている現状変更等で、保存管理計画によって許容されているもの

(2) 特別名勝松島において必要な管理のために行うもの

(3) 既に許可された現状変更等の軽微な変更であるもの

(4) 災害の防止又は復旧のために行うもののうち軽微なもの

(5) その他部会長が緊急に処理すべきと認めるもの

4 文化財保護法施行令第5条第4項のイからリに定められ、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に権限が委譲された現状変更等の許可については、県教育委員会が処理するものとする。ただし、この決定をしたときは、速やかに、部会の会議においてその決定の内容を報告しなければならない。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成25年4月19日から施行する。

この運営要綱は、平成27年4月17日から施行する。

#### ◆宮城県文化財保護審議会松島部会委員（平成25年度～）

- ・部会長 入間田宣夫（歴史）
- ・副部会長 平吹 喜彦（植生）
- ・委員 小林 敬一（都市計画） 温井 亨（造園） 松本 秀明（地形）

#### 【資料22】 自治法派遣職員（派遣先：宮城県 文化庁スキーム）

平成24年度

No.	氏名	派遣元	期間	備考	No.	氏名	派遣元	期間	備考
1	高橋 保雄	新潟県	H24.4.1～H25.3.31		10	西岡 巧次	神戸市	H24.10.1～ H25.3.31	
2	阿部 明彦	山形県			11	伴瀬 宗一	埼玉県		
3	伊丹 徹	神奈川県			12	山下 平重	香川県		
4	西岡 誠司	神戸市			13	武谷 和彦	佐賀県		
5	大橋 雅也	岡山県			14	中川 寧	島根県		
6	末木 啓介	埼玉県			15	松本 茂	宮崎県		

7	小淵 忠司	岐阜県			16	上田 健太郎	兵庫県		
8	田口 明子	山梨県			17	家原 圭太	京都市		
9	遠藤 武	愛媛県							

## 平成 25 年度

No.	氏 名	派遣元	期 間	備 考	No.	氏 名	派遣元	期 間	備 考	
1	阿部 明彦	山形県	H25.4.1～H26.3.31	H24.4.1 から継続	13	吉本 健一	佐賀県	H25.4.1～ H26.3.31		
2	佐々木好直	奈良県			14	池田 征弘	兵庫県			
3	上山 佳彦	山口県			15	山本 孝一	福井県			
4	河村 靖宏	広島県			16	和田 理啓	宮崎県			
5	大庭 俊次	島根県			17	村上 義直	秋田県			
6	伴瀬 宗一	埼玉県			H24.10.1 から継続	18	岡本 泰典		岡山県	
7	岡本 健一	埼玉県			19	山崎 忠良	新潟県			
8	矢口 裕之	群馬県			20	中村 幸弘	熊本県			
9	蔵本 晋司	香川県			21	林 大智	石川県			
10	加藤 勝仁	神奈川県			22	潮田 憲幸	新潟市			
11	小淵 忠司	岐阜県			H24.4.1 から継続	23	西本 和哉		徳島県	
12	保坂 和博	山梨県				24	鈴木 久史		京都市	

## 平成 26 年度

No.	氏 名	派遣元	期 間	備 考	No.	氏 名	派遣元	期 間	備 考
1	長橋 至	山形県	H26.4.1～ H27.3.31		11	守岡 正司	島根県	H26.4.1～ H27.3.31	H25.4.1 から継続
2	西口 正純	埼玉県			12	岡本 泰典	岡山県		
3	上山 佳彦	山口県		H25.4.1 から継続	13	和田 理啓	宮崎県		
4	木下 晴一	香川県			14	井上 主税	奈良県	H26.4.1～ H26.9.30	
5	矢口 裕之	群馬県		H25.4.1 から継続	15	東影 悠		H26.10.1 ～H27.3.31	
6	小淵 忠司	岐阜県		H24.4.1 から継続	16	潮田 憲幸	新潟市	H26.4.1～ H27.3.31	H25.4.1 から継続
7	加藤 勝仁	神奈川県		H25.4.1 から継続	17	垣内 拓郎	兵庫県		
8	細川 金也	佐賀県			18	渡辺 和仁	三重県		
9	石川 智紀	新潟県			19	西田 昌弘	石川県	H27.1.1～ H27.3.31	
10	谷 和隆	長野県			20	御嶽 貞義	福井県		

## 平成 27 年度

No.	氏 名	派遣元	期 間	備 考	No.	氏 名	派遣元	期 間	備 考
1	伊藤 智樹	千葉県	H27.4.1～ H28.3.31		7	飯坂 盛泰	新潟県	H27.4.1～ H28.3.31	
2	岩崎 仁志	山口県			8	和田 理啓	宮崎県		H25.4.1 から継続
3	須田 正久	群馬県			9	長橋 至	山形県		H26.4.1 から継続
4	小淵 忠司	岐阜県		H24.4.1 から継続	10	潮田 憲幸	新潟市		H25.4.1 から継続
5	廣田 和穂	長野県			11	大本 朋弥	兵庫県		
6	杉山 一雄	岡山県			12	堤 英明	佐賀県		

## 【資料 23】 自治法派遣職員（派遣先：沿岸市町 文化庁スキームほか）

## 平成 24～27 年度

派遣先	派遣職員	派遣元	派遣期間	派遣ルート	備考
気仙沼市	西園 勝彦	鹿児島県	平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	総務省	
	鹿島 直樹	宮城県総務部	平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日	宮城県総務部	任期付職員
	橋本 雄一	愛媛県松山市	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	文化庁	
	森 幸一郎	鹿児島県	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	総務省	
	野崎 進	山梨県笛吹市	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	文化庁	
南三陸町	永濱 功治	鹿児島県	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	総務省	
	佐々木 潤	長野県原村	平成 24 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	総務省	
	志村 有司	東京都世田谷区	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	総務省	
	谷地 薫	秋田県	平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	文化庁	
	千葉 卓也	東京都世田谷区	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	総務省	事務職員
女川町	生田 和宏	宮城県（文化財保護課）	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	宮城県教委	
	福沢 佳典	長野県松本市	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	文化庁	
	古田 和誠	宮城県（文化財保護課）	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	宮城県教委	

資料編

石巻市	庄司 祐一	山形県河北町	平成26年4月1日～平成28年3月31日	友好都市	事務職員
	西岡 誠司	神戸市	平成27年4月1日～平成28年3月31日	文化庁	H24は県 H26は陸前高田市
東松島市	田村 大器	宮城県総務部	平成25年1月1日～平成28年3月31日	宮城県総務部	任期付職員
塩竈市	嘉見 俊宏	愛知県みよし市	平成25年10月1日～平成27年3月31日	総務省	
多賀城市	宮崎 正裕	奈良市	平成25年4月1日～平成26年3月31日	総務省	
	中島 和彦		平成26年4月1日～平成27年3月31日	(友好都市)	
名取市	佐藤 典邦	宮城県総務部	平成25年2月1日～平成26年10月31日	宮城県総務部	任期付職員
	横道 隆一	兵庫県高砂市	平成25年4月1日～平成26年3月31日	総務省	
	奥井 智子	京都市	平成26年4月1日～平成27年3月31日	文化庁	
	新田 和央		平成27年4月1日～平成28年3月31日		
岩沼市	須田 富士子	神奈川県	平成26年7月4日～平成27年3月31日	総務省	任期付職員
	川島 秀義		平成27年4月1日～平成28年3月31日		H26は田野畑村 (復興庁ルート)
山元町	森 秀之	北海道恵庭市	平成25年4月1日～平成26年3月31日	総務省	
	草野 啓一	福岡県筑紫野市	平成25年12月1日～平成25年12月31日	文化庁	
	小鹿野 亮		平成26年1月1日～平成26年3月31日		
	小南 祐一	福岡県北九州市	平成27年1月1日～平成27年2月28日		
	中村 昇平	福岡県春日市	平成27年3月1日～平成27年3月31日		
	木下 晴一	香川県	平成27年4月1日～平成28年3月31日		H26は県
	城門 義廣	福岡県	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
	能代 昌行	福岡県久留米市	平成27年6月1日～平成27年7月31日		
沖田 陽子	福岡県筑紫野市	平成27年8月1日～平成27年10月9日			

【資料24】 県機関協力職員

平成24年度				平成25年度			
No.	機関名	氏名	期間	No.	機関名	氏名	期間
1	東北歴史博物館	柳澤 和明	H24.4.1～ H25.3.31	1	東北歴史博物館	柳澤 和明	H25.4.1～H26.3.31
2		菊地 逸夫		2		相原 淳一	
3	多賀城跡調査研究所	三好 秀樹	3	多賀城跡調査研究所	廣谷 和也		
平成26年度				平成27年度			
No.	機関名	氏名	期間	No.	機関名	氏名	期間
1	東北歴史博物館	相原 淳一	H26.4.1～ H27.3.31	1	東北歴史博物館	相原 淳一	H27.4.1～H28.3.31
2	多賀城跡調査研究所	廣谷 和也		2		千葉 直樹	
3		高橋 透		3		多賀城跡調査研究所	

【資料25】 復興調査一覧

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
1	仙台市	23	洞ノ口遺跡	仙台市教委	確認調査	36	平成23年5月16日	平成23年5月19日	個人住宅
2		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	7	平成23年5月23日	平成23年5月24日	個人住宅
3		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	30	平成23年6月14日	平成23年6月23日	個人住宅
4		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	17	平成23年6月20日	平成23年6月20日	個人住宅
5		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成23年6月28日	平成23年6月28日	個人住宅
6		23	小鶴城跡	仙台市教委	確認調査	27	平成23年6月29日	平成23年6月29日	個人住宅
7		23	下飯田遺跡	仙台市教委	確認調査	21	平成23年7月4日	平成23年7月4日	個人住宅
8		23	欠ノ上II遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成23年7月6日	平成23年7月6日	個人住宅
9		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成23年7月11日	平成23年7月12日	個人住宅
10		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	30	平成23年7月19日	平成23年7月19日	個人住宅
11		23	下飯田遺跡	仙台市教委	確認調査	24	平成23年7月26日	平成23年7月26日	個人住宅
12		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成23年8月1日	平成23年8月5日	個人住宅
13		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	10	平成23年8月2日	平成23年8月2日	個人住宅
14		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	13	平成23年8月23日	平成23年8月23日	個人住宅
15		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成23年9月5日	平成23年9月5日	個人住宅
16		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	43	平成23年9月5日	平成23年9月5日	個人住宅
17		23	新宿田遺跡	仙台市教委	確認調査	11	平成23年9月7日	平成23年9月7日	個人住宅
18		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	18	平成23年9月7日	平成23年9月7日	個人住宅
19		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	41	平成23年9月12日	平成23年9月12日	その他の建物
20		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成23年10月24日	平成23年10月26日	個人住宅
21		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	23	平成23年10月5日	平成23年10月7日	個人住宅

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
22		23	城丸遺跡	仙台市教委	確認調査	32	平成 23 年 10 月 7 日	平成 23 年 10 月 12 日	個人住宅
23		23	今泉遺跡	仙台市教委	確認調査	39	平成 23 年 11 月 28 日	平成 23 年 11 月 28 日	個人住宅
24		23	本町遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成 23 年 12 月 5 日	平成 23 年 12 月 5 日	個人住宅
25		23	今市遺跡	仙台市教委	確認調査	19	平成 23 年 11 月 24 日	平成 23 年 11 月 25 日	個人住宅
26		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	15	平成 23 年 10 月 26 日	平成 23 年 10 月 26 日	個人住宅
27		23	洞ノ口遺跡	仙台市教委	確認調査	29	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 11 月 10 日	個人住宅
28		23	日辺館跡	仙台市教委	確認調査	17	平成 23 年 11 月 1 日	平成 23 年 11 月 4 日	個人住宅
29		23	今市遺跡	仙台市教委	確認調査	18	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 11 月 7 日	個人住宅
30		23	長喜城跡	仙台市教委	確認調査	29	平成 23 年 11 月 14 日	平成 23 年 11 月 14 日	個人住宅
31		23	洞ノ口遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成 23 年 11 月 14 日	平成 23 年 11 月 17 日	個人住宅
32		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年 11 月 22 日	個人住宅
33		23	的場遺跡	仙台市教委	確認調査	17	平成 23 年 12 月 19 日	平成 23 年 12 月 19 日	個人住宅
34		23	小鶴城跡	仙台市教委	確認調査	21	平成 23 年 12 月 20 日	平成 23 年 12 月 20 日	個人住宅
35		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	34	平成 24 年 1 月 10 日	平成 24 年 1 月 13 日	個人住宅
36		23	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	22	平成 24 年 1 月 10 日	平成 24 年 1 月 16 日	個人住宅
37		23	中田北遺跡	仙台市教委	確認調査	18	平成 24 年 1 月 16 日	平成 24 年 1 月 16 日	個人住宅
38		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	17	平成 24 年 1 月 23 日	平成 24 年 1 月 24 日	個人住宅
39		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成 24 年 1 月 24 日	平成 24 年 1 月 25 日	個人住宅
40		23	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成 24 年 1 月 30 日	平成 24 年 1 月 30 日	個人住宅
41		23	中在家南遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成 24 年 1 月 30 日	平成 24 年 1 月 30 日	個人住宅
42		23	小鶴城跡	仙台市教委	確認調査	20	平成 24 年 2 月 6 日	平成 24 年 2 月 8 日	個人住宅
43		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	12	平成 24 年 2 月 6 日	平成 24 年 2 月 9 日	個人住宅
44		23	稲荷館跡	仙台市教委	確認調査	36	平成 24 年 2 月 13 日	平成 24 年 2 月 13 日	個人住宅
45		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	40	平成 24 年 2 月 20 日	平成 24 年 2 月 20 日	個人住宅
46		23	薬師堂東遺跡	仙台市教委	確認調査	24	平成 24 年 2 月 24 日	平成 24 年 2 月 24 日	個人住宅
47		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	32	平成 24 年 2 月 28 日	平成 24 年 2 月 28 日	個人住宅
48		23	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	15	平成 24 年 3 月 8 日	平成 24 年 3 月 8 日	個人住宅
49		23	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	21	平成 24 年 3 月 12 日	平成 24 年 3 月 12 日	個人住宅
50		23	今泉遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成 24 年 3 月 12 日	平成 24 年 3 月 12 日	個人住宅
51		24	押口遺跡	仙台市教委	確認調査	41	平成 24 年 4 月 24 日	平成 24 年 4 月 24 日	個人住宅
52		24	小鶴城跡	仙台市教委	確認調査	12	平成 24 年 4 月 25 日	平成 24 年 4 月 25 日	個人住宅
53		24	富沢館跡	仙台市教委	確認調査	17	平成 24 年 5 月 28 日	平成 24 年 5 月 30 日	個人住宅
54		24	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	32	平成 24 年 6 月 4 日	平成 24 年 6 月 6 日	個人住宅
55		24	中在家南遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成 24 年 6 月 11 日	平成 24 年 6 月 11 日	個人住宅
56		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	29	平成 24 年 6 月 20 日	平成 24 年 6 月 29 日	共同住宅
57		24	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成 24 年 6 月 4 日	平成 24 年 6 月 6 日	個人住宅
58		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	28	平成 24 年 6 月 11 日	平成 24 年 6 月 11 日	個人住宅
59		24	芳塚古墳	仙台市教委	確認調査	39	平成 24 年 6 月 13 日	平成 24 年 6 月 14 日	個人住宅
60		24	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	6	平成 24 年 6 月 27 日	平成 24 年 6 月 27 日	個人住宅
61		24	沖野城跡	仙台市教委	確認調査	25	平成 24 年 7 月 9 日	平成 24 年 7 月 9 日	個人住宅
62		24	養種園遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成 24 年 7 月 18 日	平成 24 年 7 月 18 日	個人住宅
63		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	26	平成 24 年 7 月 26 日	平成 24 年 7 月 30 日	個人住宅
64		24	北屋敷遺跡	仙台市教委	確認調査	146	平成 24 年 7 月 30 日	平成 24 年 8 月 29 日	共同住宅
65		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	36	平成 24 年 7 月 31 日	平成 24 年 8 月 8 日	個人住宅
66		24	洞ノ口遺跡	仙台市教委	確認調査	26	平成 24 年 9 月 3 日	平成 24 年 9 月 5 日	個人住宅
67		24	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成 24 年 9 月 6 日	平成 24 年 9 月 10 日	個人住宅
68		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	28	平成 24 年 9 月 10 日	平成 24 年 9 月 12 日	個人住宅
69		24	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成 24 年 9 月 11 日	平成 24 年 9 月 11 日	個人住宅
70		24	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	34	平成 24 年 9 月 20 日	平成 24 年 10 月 5 日	個人住宅
71		24	中田南遺跡	仙台市教委	確認調査	37	平成 24 年 10 月 10 日	平成 24 年 10 月 12 日	個人住宅
72		24	押口遺跡	仙台市教委	確認調査	35	平成 24 年 10 月 31 日	平成 24 年 11 月 16 日	個人住宅
73		24	今泉遺跡	仙台市教委	確認調査	24	平成 24 年 10 月 30 日	平成 24 年 10 月 31 日	個人住宅
74		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	24	平成 24 年 11 月 5 日	平成 24 年 11 月 5 日	個人住宅
75		24	出花遺跡	仙台市教委	確認調査	76	平成 24 年 11 月 19 日	平成 24 年 11 月 21 日	その他の建物(福祉施設)
76		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	30	平成 24 年 12 月 3 日	平成 24 年 12 月 3 日	個人住宅
77		24	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	18	平成 24 年 12 月 3 日	平成 24 年 12 月 3 日	個人住宅
78		24	小鶴城跡	仙台市教委	確認調査	30	平成 24 年 11 月 26 日	平成 24 年 11 月 26 日	個人住宅
79		24	大野田官衙遺跡	仙台市教委	確認調査	8	平成 24 年 12 月 10 日	平成 24 年 12 月 13 日	個人住宅
80		24	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成 25 年 1 月 16 日	平成 25 年 1 月 16 日	個人住宅
81		24	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	39	平成 25 年 1 月 21 日	平成 25 年 1 月 21 日	その他の建物(事務所兼倉庫)
82		24	神柵遺跡	仙台市教委	確認調査	17	平成 25 年 1 月 23 日	平成 25 年 1 月 23 日	個人住宅
83		24	元袋遺跡	仙台市教委	確認調査	40	平成 25 年 3 月 7 日	平成 25 年 3 月 25 日	個人住宅

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
84		24	山口遺跡	仙台市教委	確認調査	51	平成25年1月15日	平成25年2月18日	共同住宅
85		24	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成25年2月4日	平成25年2月7日	個人住宅
86		24	富沢遺跡	仙台市教委	確認調査	112	平成25年3月4日	平成25年3月12日	共同住宅
87		24	今泉遺跡	仙台市教委	確認調査	66	平成25年3月25日	平成25年3月27日	共同住宅
88		24	大野田遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成24年10月9日	平成24年10月12日	個人住宅
89		25	陸奥国分寺跡	仙台市教委	確認調査	86	平成25年4月8日	平成25年4月18日	個人住宅
90		25	大野田古墳群	仙台市教委	確認調査	17	平成25年4月17日	平成25年4月17日	個人住宅
91		25	富沢館跡	仙台市教委	確認調査	19	平成25年4月15日	平成25年4月15日	個人住宅
92		25	六反田遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成25年5月8日	平成25年5月8日	個人住宅
93		25	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成25年5月13日	平成25年5月13日	共同住宅
94		25	洞ノ口遺跡	仙台市教委	本発掘調査	48	平成25年5月21日	平成25年6月4日	個人住宅
95		25	郡山遺跡	仙台市教委	本発掘調査	40	平成25年11月13日	平成25年11月28日	個人住宅
96		25	牛小舎遺跡	仙台市教委	確認調査	500	平成25年11月11日	平成25年12月9日	土地区画整理
97		25	郡山遺跡	仙台市教委	本発掘調査	63	平成25年11月28日	平成25年12月13日	個人住宅
98		25	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	50	平成25年12月11日	平成25年12月18日	個人住宅
99		25	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成26年1月27日	平成26年1月27日	個人住宅
100		25	郡山遺跡	仙台市教委	確認調査	19	平成26年2月17日	平成26年2月19日	個人住宅
101		25	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成26年2月24日	平成26年2月24日	個人住宅
102		25	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	26	平成26年3月25日	平成26年3月25日	個人住宅
103		25	仙台東郊条里跡	仙台市教委	確認調査	40	平成26年3月12日	平成26年3月26日	個人住宅
104		26	南小泉遺跡	仙台市教委	確認調査	22	平成26年4月10日	平成26年4月18日	個人住宅
105		26	六反田遺跡	仙台市教委	確認調査	20	平成26年5月8日	平成26年5月13日	個人住宅
106		26	辻遺跡隣接地	仙台市教委	確認調査	106	平成26年5月22日	平成26年6月4日	農業基盤整備
107		26	大野田古墳群	仙台市教委	確認調査	18	平成26年6月18日	平成26年6月18日	個人住宅
108		26	屋敷東遺跡ほか	仙台市教委	本発掘調査	520	平成26年6月23日	平成26年9月19日	農業基盤整備
109		26	鴻ノ巣遺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成26年7月7日	平成26年7月9日	個人住宅
110		26	荒井広瀬遺跡	仙台市教委	確認調査	15	平成26年7月14日	平成26年7月15日	個人住宅
111		26	杏形遺跡	仙台市教委	確認調査	46	平成26年7月23日	平成26年8月1日	共同住宅
112		26	長喜城跡	仙台市教委	確認調査	20	平成26年8月25日	平成26年8月25日	個人住宅
113		26	貞山堀	仙台市教委	確認調査	15	平成26年9月8日	平成26年9月8日	その他農業
114		26	杏形遺跡	仙台市教委	本発掘調査	179	平成26年9月29日	平成26年10月28日	土地区画整理
115		26	下飯田遺跡・藤田新田遺跡	仙台市教委	確認調査	109	平成26年11月14日	平成26年12月4日	農業基盤整備
116		26	小鶴城跡	仙台市教委	確認調査	12	平成26年11月6日	平成26年11月7日	個人住宅
117		26	陸奥国分尼寺跡	仙台市教委	確認調査	16	平成26年11月19日	平成26年11月19日	個人住宅
118		26	下飯田遺跡	仙台市教委	確認調査	59	平成26年12月15日	平成27年1月8日	農業基盤整備
119		26	杏形遺跡	仙台市教委	本発掘調査	1,500	平成26年9月10日	平成26年12月22日	土地区画整理
120		26	荒井南遺跡	仙台市教委	本発掘調査	286	平成27年2月16日	平成27年3月27日	共同住宅
121		27	中在家南遺跡	仙台市教委	確認調査	25	平成27年4月8日	平成27年4月24日	個人住宅
122		27	安久東遺跡	仙台市教委	確認調査	12	平成27年10月19日	平成27年10月19日	個人住宅
123		27	下飯田遺跡ほか	仙台市教委	確認調査	104	平成27年11月17日	平成27年12月10日	農業基盤整備
124		27	六反田遺跡	仙台市教委	確認調査	12	平成27年12月2日	平成27年12月2日	個人住宅
125		27	今泉遺跡	仙台市教委	確認調査	12	平成28年2月1日	平成28年2月1日	個人住宅
126	白石市	26	屋敷前遺跡	白石市教委	確認調査	13	平成26年7月7日	平成26年7月7日	個人住宅
127	角田市	24	臥牛城跡	角田市教委	確認調査	100	平成24年10月1日	平成24年10月1日	学校
128		24	臥牛城跡	角田市教委	確認調査	75	平成24年11月30日	平成24年11月30日	その他開発(学校施設除染)
129	蔵王町	24	愛宕山遺跡	蔵王町教委	確認調査	45	平成24年10月18日	平成24年10月19日	その他の建物(神楽殿)
130	柴田町	23	金谷貝塚	柴田町教委	確認調査	20	平成24年2月16日	平成24年2月16日	個人住宅
131		27	上川名貝塚	柴田町教委	確認調査	37	平成27年5月25日	平成27年5月25日	個人住宅
132	丸森町	23	砂田遺跡	丸森町教委	確認調査	19	平成23年10月24日	平成23年10月24日	個人住宅
133	塩竈市	24	桂島貝塚	宮城県教委	試掘調査	190	平成24年6月25日	平成24年7月11日	共同住宅(災害公営住宅)
134		24	朴島宅地遺跡	宮城県教委	試掘調査	146	平成24年9月24日	平成24年10月11日	共同住宅(公営住宅)
135		25	寺崎貝塚	塩竈市教委	確認調査	7	平成25年11月20日	平成25年11月20日	その他農業(農地海岸堤防)
136		25	朴島北貝塚	塩竈市教委	確認調査	21	平成26年3月13日	平成26年3月13日	その他開発(堤防)
137		27	前浜団貝塚ほか	塩竈市教委	確認調査	1,200	平成27年5月11日	平成27年5月21日	農業基盤整備(農地復旧)
138		27	朴島北貝塚	塩竈市教委	確認調査	234	平成27年7月6日	平成27年7月9日	その他開発(堤防)
139		27	桂島貝塚	塩竈市教委	確認調査	94	平成27年8月3日	平成27年8月4日	道路(漁業集落)
140		27	桂島貝塚	塩竈市教委	確認調査	24	平成27年8月17日	平成27年8月19日	道路(漁業集落)
141		27	平戸貝塚ほか	塩竈市教委	確認調査	65	平成27年9月24日	平成27年9月25日	その他開発(堤防)
142		27	朴島南遺跡	塩竈市教委	確認調査	6	平成28年2月15日	平成28年2月15日	その他開発(堤防)
143	名取市	23	原遺跡	名取市教委	確認調査	405	平成23年9月8日	平成23年9月16日	その他の建物
144		23	原遺跡	名取市教委	本発掘調査	789	平成23年10月12日	平成23年11月9日	工場

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
145		23	元中田遺跡	名取市教委	確認調査	8	平成 23 年 10 月 18 日	平成 23 年 10 月 18 日	個人住宅
146		23	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	18	平成 23 年 10 月 28 日	平成 23 年 10 月 28 日	工場
147		23	沢目遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 23 年 12 月 9 日	平成 23 年 12 月 9 日	個人住宅
148		23	耕谷遺跡	名取市教委	確認調査	8	平成 24 年 1 月 30 日	平成 24 年 1 月 30 日	個人住宅
149		23	清水遺跡	名取市教委	確認調査	8	平成 24 年 2 月 6 日	平成 24 年 2 月 6 日	個人住宅
150		23	賽ノ窪古墳群	名取市教委	確認調査	12	平成 24 年 2 月 27 日	平成 24 年 2 月 27 日	個人住宅
151		23	寺田遺跡	名取市教委	確認調査	6	平成 24 年 2 月 28 日	平成 24 年 2 月 28 日	個人住宅
152		24	内館遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 24 年 6 月 20 日	平成 24 年 6 月 20 日	個人住宅
153		24	下余田遺跡	名取市教委	本発掘調査	21	平成 24 年 6 月 26 日	平成 24 年 6 月 27 日	個人住宅
154		24	下増田飯塚古墳群	名取市教委	確認調査	12	平成 24 年 7 月 4 日	平成 24 年 7 月 4 日	個人住宅
155		24	清水遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 24 年 7 月 18 日	平成 24 年 7 月 18 日	個人住宅
156		24	山居古墳	名取市教委	確認調査	9	平成 24 年 7 月 25 日	平成 24 年 7 月 25 日	個人住宅
157		24	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 24 年 8 月 27 日	平成 24 年 8 月 27 日	個人住宅
158		24	皇壇ヶ原遺跡	名取市教委	確認調査	7	平成 24 年 9 月 3 日	平成 24 年 9 月 3 日	個人住宅
159		24	那智神社宿坊跡	名取市教委	確認調査	9	平成 24 年 9 月 11 日	平成 24 年 9 月 11 日	個人住宅
160		24	汐入東場・東場・大塚・明神堂遺跡	名取市教委	確認調査	2,880	平成 24 年 11 月 6 日	平成 24 年 12 月 11 日	宅地造成
161		24	堀内遺跡	名取市教委	確認調査	3	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 11 月 29 日	その他の建物 (物置)
162		24	本村遺跡	名取市教委	確認調査	90	平成 24 年 12 月 17 日	平成 24 年 12 月 28 日	宅地造成
163		24	本村遺跡	名取市教委	確認調査	36	平成 25 年 1 月 9 日	平成 25 年 1 月 18 日	個人住宅
164		24	清水遺跡	名取市教委	確認調査	4	平成 25 年 1 月 22 日	平成 25 年 1 月 22 日	個人住宅
165		24	元中田遺跡	名取市教委	確認調査	18	平成 25 年 2 月 21 日	平成 25 年 2 月 21 日	共同住宅
166		24	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	15	平成 25 年 3 月 12 日	平成 25 年 3 月 12 日	個人住宅
167		25	貞山堀	名取市教委	確認調査	10	平成 25 年 4 月 9 日	平成 25 年 4 月 9 日	その他開発 (堤防・護岸復旧)
168		25	貞山堀	名取市教委	確認調査	3	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 4 月 24 日	空港
169		25	沢目遺跡	名取市教委	確認調査	24	平成 25 年 4 月 30 日	平成 25 年 4 月 30 日	個人住宅
170		25	元中田遺跡	名取市教委	確認調査	18	平成 25 年 5 月 17 日	平成 25 年 5 月 17 日	個人住宅
171		25	下増田飯塚古墳群	名取市教委	確認調査	12	平成 25 年 5 月 30 日	平成 25 年 5 月 30 日	個人住宅
172		25	内館遺跡	名取市教委	確認調査	7	平成 25 年 6 月 6 日	平成 25 年 6 月 6 日	個人住宅
173		25	本村遺跡	名取市教委	確認調査	20	平成 25 年 6 月 13 日	平成 25 年 6 月 13 日	個人住宅
174		25	雲南古墳	名取市教委	確認調査	18	平成 25 年 6 月 25 日	平成 25 年 6 月 25 日	個人住宅
175		25	大曲環濠遺跡	名取市教委	確認調査	7	平成 25 年 6 月 27 日	平成 25 年 6 月 27 日	個人住宅
176		25	本村遺跡	名取市教委	確認調査	15	平成 25 年 7 月 1 日	平成 25 年 7 月 1 日	個人住宅
177		25	川上遺跡	名取市教委	確認調査	15	平成 25 年 7 月 8 日	平成 25 年 7 月 8 日	個人住宅
178		25	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 25 年 7 月 19 日	平成 25 年 7 月 19 日	個人住宅
179		25	雲南古墳	名取市教委	確認調査	12	平成 25 年 8 月 26 日	平成 25 年 8 月 26 日	個人住宅
180		25	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	10	平成 25 年 10 月 18 日	平成 25 年 10 月 18 日	個人住宅
181		25	雲南古墳	名取市教委	確認調査	15	平成 25 年 11 月 7 日	平成 25 年 11 月 7 日	個人住宅
182		25	上余田遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 25 年 12 月 3 日	平成 25 年 12 月 3 日	個人住宅
183		25	下余田遺跡等計 9 遺跡	名取市教委	確認調査	7,343	平成 25 年 11 月 25 日	平成 26 年 3 月 21 日	農業基盤整備
184		25	雲南古墳	名取市教委	確認調査	4	平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年 3 月 3 日	個人住宅
185		25	貞山堀	名取市教委	確認調査	20	平成 26 年 3 月 7 日	平成 26 年 3 月 7 日	その他開発 (堤防・護岸)
186		26	八ッ口遺跡	名取市教委	確認調査	4	平成 26 年 4 月 7 日	平成 26 年 4 月 7 日	個人住宅
187		26	元中田遺跡	名取市教委	確認調査	8	平成 26 年 4 月 28 日	平成 26 年 4 月 28 日	個人住宅
188		26	川前遺跡	名取市教委	確認調査	6	平成 26 年 5 月 20 日	平成 26 年 5 月 20 日	個人住宅
189		26	貞山堀 (木曳堀)	名取市教委	確認調査	26	平成 26 年 5 月 27 日	平成 26 年 5 月 27 日	その他開発 (堤防・護岸)
190		26	八王子屋敷跡	名取市教委	確認調査	20	平成 26 年 6 月 17 日	平成 26 年 6 月 17 日	個人住宅
191		26	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	70	平成 26 年 9 月 4 日	平成 26 年 9 月 5 日	宅地造成
192		26	八幡遺跡	名取市教委	確認調査	60	平成 26 年 9 月 26 日	平成 26 年 9 月 27 日	宅地造成
193		26	下飯田飯塚古墳群	名取市教委	確認調査	142	平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年 10 月 23 日	店舗
194		26	辻遺跡ほか 16 遺跡	名取市教委	確・本発掘調査	9,721	平成 26 年 6 月 10 日	平成 27 年 3 月 25 日	農業基盤整備
195		26	川前遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 26 年 11 月 21 日	平成 26 年 11 月 21 日	個人住宅
196		26	明神堂遺跡	名取市教委	確認調査	342	平成 26 年 11 月 25 日	平成 26 年 12 月 2 日	土地区画整理
197		26	町裏遺跡	名取市教委	確認調査	8	平成 27 年 1 月 28 日	平成 27 年 1 月 28 日	個人住宅
198		26	貞山堀・汐入東場遺跡	名取市教委	確認調査	24	平成 27 年 2 月 5 日	平成 27 年 2 月 5 日	河川
199		26	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	6	平成 27 年 2 月 9 日	平成 27 年 2 月 9 日	個人住宅
200		27	町裏遺跡	名取市教委	確認調査	12	平成 27 年 5 月 11 日	平成 27 年 5 月 11 日	個人住宅
201		27	南台竊跡	名取市教委	確認調査	26	平成 27 年 6 月 26 日	平成 27 年 9 月 8 日	個人住宅
202		27	広積院跡	名取市教委	確認調査	174	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 2 日	宅地造成
203		27	下余田遺跡	名取市教委	確認調査	40	平成 27 年 8 月 24 日	平成 27 年 8 月 24 日	個人住宅
204		27	川前遺跡	名取市教委	確認調査	20	平成 27 年 9 月 24 日	平成 27 年 9 月 24 日	道路

No	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因	
205		27	上余田遺跡	名取市教委	確認調査	1,200	平成27年9月16日	平成27年10月27日	土地区画整理	
206		27	雲南古墳	名取市教委	確認調査	6	平成27年12月17日	平成27年12月17日	個人住宅	
207		27	六角遺跡	名取市教委	確認調査	8	平成28年3月7日	平成28年3月7日	個人住宅	
208	亙理町	23	十文字館跡	亙理町教委	確認調査	60	平成23年9月27日	平成23年9月27日	個人住宅	
209		23	臥牛城跡	亙理町教委	確認調査	20	平成23年10月5日	平成23年10月5日	個人住宅	
210		23	桜小路遺跡	亙理町教委	確認調査	28	平成23年12月20日	平成23年12月20日	個人住宅	
211		24	堀の内遺跡	亙理町教委	確認調査	900	平成24年4月26日	平成24年5月11日	その他の建物(事務所)	
212		24	堂前遺跡	亙理町教委	確認調査	15	平成24年5月19日	平成24年5月19日	個人住宅	
213		24	卑下入遺跡	亙理町教委	確認調査	3	平成24年9月13日	平成24年9月13日	その他開発(浄化槽)	
214		24	竜門寺・卑下入遺跡	亙理町教委	確認調査	25	平成24年10月27日	平成24年10月27日	個人住宅	
215		24	臥牛城跡	亙理町教委	確認調査	26	平成24年10月10日	平成24年10月11日	個人住宅	
216		24	臥牛城跡	亙理町教委	確認調査	43	平成24年10月12日	平成24年10月12日	個人住宅	
217		24	臥牛城跡	亙理町教委	確認調査	36	平成24年11月15日	平成24年11月16日	個人住宅	
218		24	十文字館跡	亙理町教委	確認調査	28	平成24年12月8日	平成24年12月8日	個人住宅	
219		24	臥牛城跡	亙理町教委	確認調査	25	平成24年12月25日	平成24年12月25日	個人住宅	
220		25	堀の内遺跡	亙理町教委	確認調査	35	平成25年9月6日	平成25年9月6日	個人住宅	
221		25	大橋貝塚ほか	亙理町教委	確認調査	900	平成25年11月5日	平成25年11月5日	農業基盤整備	
222		26	下大畑遺跡	亙理町教委	確認調査	200	平成26年11月11日	平成26年12月4日	農業基盤整備	
223		26	館南団遺跡	亙理町教委	確認調査	20	平成27年2月26日	平成27年2月26日	個人住宅	
224		山元町	23	向山遺跡	山元町教委	確認調査	20	平成23年12月5日	平成23年12月5日	店舗
225			23	北経塚遺跡	山元町教委	確認調査	650	平成23年12月6日	平成23年12月8日	店舗
226			23	的場遺跡	山元町教委	本発掘調査	6,300	平成23年7月1日	平成23年10月25日	道路(常磐道)
227			23	石垣遺跡	山元町教委	本発掘調査	4,750	平成23年9月7日	平成23年11月1日	道路(常磐道)
228			23	中筋遺跡	山元町教委	本発掘調査	1,000	平成23年11月18日	平成23年11月25日	道路(常磐道)
229			23	日向遺跡	山元町教委	本発掘調査	2,380	平成23年11月1日	平成23年12月26日	道路(常磐道)
230			23	北経塚遺跡	山元町教委	本発掘調査	1,770	平成24年2月1日	平成24年3月27日	店舗
231	23		中道遺跡	山元町教委	確認調査	2	平成24年2月22日	平成24年2月22日	個人住宅	
232	23		西石山原遺跡	宮城県教委	本発掘調査	5,200	平成23年6月13日	平成23年9月27日	道路(常磐道)	
233	23		山王B遺跡	宮城県教委	本発掘調査	2,100	平成24年2月8日	平成24年2月9日	道路(常磐道)	
234	23		内手遺跡	宮城県教委	本発掘調査	4,500	平成23年9月12日	平成24年2月16日	道路(常磐道)	
235	23		上宮前遺跡	宮城県教委	本発掘調査	800	平成23年8月13日	平成23年8月13日	道路(常磐道)	
236	23		北山神遺跡	宮城県教委	本発掘調査	2,000	平成23年9月5日	平成23年9月7日	道路(常磐道)	
237	23		南山神B遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,300	平成24年3月12日	平成24年3月16日	道路(常磐道)	
238	23		影倉B遺跡	宮城県教委	本発掘調査	150	平成24年3月9日	平成24年3月12日	道路(常磐道)	
239	23		影倉C遺跡	宮城県教委	本発掘調査	300	平成24年3月7日	平成24年3月9日	道路(常磐道)	
240	23		上小山遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,500	平成24年2月20日	平成24年2月28日	道路(常磐道)	
241	23		法羅遺跡	宮城県教委	本発掘調査	700	平成24年2月28日	平成24年3月2日	道路(常磐道)	
242	24		日向北遺跡	山元町教委	本発掘調査	1,450	平成24年5月1日	平成24年6月26日	道路(常磐道)	
243	24		谷原遺跡	山元町教委	本発掘調査	3,260	平成24年4月2日	平成24年8月31日	道路(常磐道)	
244	24		大平館跡	山元町教委	確認調査	55	平成24年7月19日	平成24年7月19日	個人住宅	
245	24		中筋遺跡	山元町教委	本発掘調査	4,000	平成24年9月7日	平成24年12月7日	道路(常磐道)	
246	24		合戦原遺跡	山元町教委	確認調査	20	平成24年10月18日	平成24年10月18日	その他開発(除染)	
247	24		小平館跡	山元町教委	本発掘調査	450	平成25年3月21日	平成25年3月28日	道路	
248	24		涌沢遺跡	宮城県教委	本発掘調査	9,900	平成24年4月16日	平成24年11月14日	道路(常磐道)	
249	24		影倉D遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,200	平成24年7月23日	平成24年12月17日	道路(常磐道)	
250	24		上宮前北遺跡	宮城県教委	本発掘調査	3,300	平成24年8月28日	平成24年12月19日	道路(常磐道)	
251	24		上小山遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,500	平成24年4月16日	平成24年4月19日	道路(常磐道)	
252	24		南山神B遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,300	平成24年7月19日	平成24年9月19日	道路(常磐道)	
253	24		新田B遺跡	宮城県教委	本発掘調査	500	平成24年9月12日	平成24年9月19日	道路(常磐道)	
254	24		影倉E遺跡	宮城県教委	本発掘調査	900	平成24年9月6日	平成24年9月14日	道路(常磐道)	
255	24		荷駄馬遺跡	宮城県教委	本発掘調査	500	平成24年7月17日	平成24年7月17日	道路(常磐道)	
256	25		小平館跡	山元町教委	本発掘調査	300	平成25年6月3日	平成25年6月14日	個人住宅	
257	25		的場遺跡	山元町教委	本発掘調査	500	平成25年6月26日	平成25年8月8日	道路(常磐道)	
258	25		養首城跡	山元町教委	本発掘調査	1,100	平成25年8月28日	平成25年11月14日	学校	
259	25		館ノ内遺跡	山元町教委	確認調査	104	平成25年11月20日	平成25年11月20日	個人住宅	
260	25		谷原遺跡	山元町教委	確認調査	146	平成25年11月26日	平成25年11月27日	住宅兼工場店舗	
261	25		中道遺跡	山元町教委	確認調査	150	平成25年11月28日	平成25年12月3日	個人住宅	
262	25		熊の作遺跡ほか	山元町教委	確認調査	160	平成25年12月17日	平成25年12月18日	個人住宅	
263	25		谷原遺跡	山元町教委	本発掘調査	450	平成25年12月5日	平成25年12月20日	個人住宅	
264	25		熊の作遺跡他計8遺跡	宮城県教委	本発掘調査	18,000	平成25年4月15日	平成26年3月14日	鉄道(常磐線)	
265	26		谷原遺跡	山元町教委	確認調査	74	平成26年4月25日	平成26年4月26日	個人住宅	
266	26	合戦原B遺跡	山元町教委	確認調査	95	平成26年6月2日	平成26年6月3日	個人住宅		

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
267		26	山寺館跡	山元町教委	確認調査	10	平成 26 年 7 月 16 日	平成 26 年 7 月 16 日	個人住宅
268		26	室原遺跡	山元町教委	確認調査	10	平成 26 年 8 月 13 日	平成 26 年 8 月 13 日	個人住宅
269		26	石垣遺跡	山元町教委	確認調査	45	平成 26 年 9 月 2 日	平成 26 年 9 月 2 日	個人住宅
270		26	山下館跡	山元町教委	本発掘調査	3,400	平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年 7 月 4 日	道路 (避難道)
271		26	北経塚遺跡	山元町教委	確認調査	32	平成 26 年 12 月 26 日	平成 26 年 12 月 26 日	個人住宅
272		26	合戦原遺跡	山元町教委	本発掘調査	6,350	平成 26 年 8 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	土地区画整理
273		26	熊の作遺跡ほか	宮城県教委	本発掘調査	4,430	平成 26 年 4 月 7 日	平成 27 年 1 月 31 日	鉄道 (常磐線)
274		26	法羅遺跡	宮城県教委	確認調査	260	平成 27 年 3 月 9 日	平成 27 年 3 月 13 日	道路 (常磐道)
275		27	犬塚遺跡ほか	宮城県教委	本発掘調査	320	平成 27 年 4 月 20 日	平成 27 年 5 月 26 日	鉄道 (常磐線)
276		27	合戦原遺跡	山元町教委	本発掘調査	12,750	平成 26 年 8 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日	土地区画整理 (防集・災害公営)
277		27	熊の作遺跡	山元町教委	本発掘調査	575	平成 27 年 10 月 8 日	平成 28 年 3 月 31 日	道路
278		27	小平館跡	山元町教委	本発掘調査	655	平成 28 年 1 月 21 日	平成 28 年 2 月 19 日	個人住宅
279		27	法羅遺跡	宮城県教委	確認調査	380	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 19 日	道路 (常磐道)
280	岩沼市	24	鶺鴒ヶ崎城跡	岩沼市教委	確認調査	8	平成 24 年 9 月 5 日	平成 24 年 9 月 5 日	個人住宅
281		24	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	55	平成 25 年 3 月 6 日	平成 25 年 3 月 26 日	その他の建物 (災害復旧)
282		25	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	160	平成 25 年 4 月 9 日	平成 25 年 4 月 26 日	その他の建物 (排水機場)
283		25	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	108	平成 25 年 11 月 10 日	平成 25 年 11 月 21 日	その他の建物
284		25	高大瀬遺跡ほか	岩沼市教委	確認調査	288	平成 25 年 7 月 1 日	平成 26 年 3 月 30 日	その他開発
285		26	沼前遺跡ほか 6 遺跡	岩沼市教委	確認調査	635	平成 26 年 5 月 13 日	平成 26 年 9 月 2 日	農業基盤整備
286		26	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	60	平成 27 年 2 月 24 日	平成 27 年 2 月 24 日	道路
287		26	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	60	平成 27 年 3 月 20 日	平成 27 年 3 月 20 日	河川
288		26	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	100	平成 27 年 3 月 3 日	平成 27 年 3 月 17 日	河川
289		27	貞山堀	岩沼市教委	確認調査	365	平成 27 年 9 月 18 日	平成 28 年 2 月 16 日	河川
290	松島町	24	元手樽遺跡	松島町教委	確認調査	3	平成 24 年 12 月 14 日	平成 24 年 12 月 14 日	個人住宅
291		25	西の浜貝塚	松島町教委	確認調査	94	平成 26 年 3 月 26 日	平成 26 年 3 月 26 日	その他開発
292		26	西の浜貝塚	松島町教委	確認調査	18	平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年 8 月 7 日	個人住宅
293		27	名込遺跡	松島町教委	確認調査	120	平成 27 年 8 月 31 日	平成 27 年 10 月 9 日	その他の建物 (避難所)
294	多賀城市	23	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	35	平成 23 年 8 月 23 日	平成 23 年 8 月 31 日	個人住宅
295		23	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	25	平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 9 月 28 日	個人住宅
296		23	小沢原遺跡	多賀城市教委	確認調査	3	平成 23 年 9 月 28 日	平成 23 年 9 月 28 日	個人住宅
297		23	小沢原遺跡	多賀城市教委	確認調査	3	平成 23 年 10 月 12 日	平成 23 年 10 月 12 日	個人住宅
298		23	大日南遺跡	多賀城市教委	確認調査	89	平成 23 年 11 月 16 日	平成 23 年 11 月 29 日	個人住宅
299		23	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	42	平成 23 年 11 月 29 日	平成 23 年 12 月 8 日	共同住宅
300		23	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	70	平成 23 年 12 月 8 日	平成 23 年 12 月 22 日	宅地造成
301		23	安楽寺遺跡	多賀城市教委	確認調査	14	平成 24 年 1 月 13 日	平成 24 年 1 月 13 日	個人住宅
302		23	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	30	平成 24 年 1 月 12 日	平成 24 年 1 月 12 日	個人住宅
303		23	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	95	平成 24 年 1 月 19 日	平成 24 年 2 月 9 日	宅地造成
304		23	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	51	平成 24 年 1 月 17 日	平成 24 年 2 月 1 日	個人住宅
305		23	高崎遺跡	多賀城市教委	確認調査	20	平成 24 年 1 月 25 日	平成 24 年 1 月 25 日	個人住宅
306		23	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	37	平成 24 年 2 月 3 日	平成 24 年 2 月 4 日	個人住宅
307		23	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	12	平成 24 年 2 月 8 日	平成 24 年 2 月 8 日	個人住宅
308		23	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	52	平成 24 年 2 月 28 日	平成 24 年 3 月 14 日	河川
309		23	市川橋遺跡	多賀城市教委	確認調査	60	平成 24 年 3 月 1 日	平成 24 年 3 月 13 日	個人住宅
310		23	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	67	平成 24 年 3 月 7 日	平成 24 年 3 月 28 日	共同住宅
311		23	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	20	平成 24 年 3 月 7 日	平成 24 年 3 月 28 日	個人住宅
312		23	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	90	平成 24 年 3 月 9 日	平成 24 年 3 月 29 日	個人住宅
313		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	50	平成 24 年 4 月 6 日	平成 24 年 4 月 21 日	個人住宅
314		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	90	平成 24 年 4 月 17 日	平成 24 年 4 月 28 日	個人住宅
315		24	市川橋遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	96	平成 24 年 4 月 25 日	平成 24 年 5 月 26 日	個人住宅
316		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	56	平成 24 年 5 月 9 日	平成 24 年 5 月 24 日	個人住宅
317		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	8	平成 24 年 5 月 22 日	平成 24 年 5 月 22 日	個人住宅
318	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	80	平成 24 年 5 月 23 日	平成 24 年 6 月 14 日	個人住宅	
319	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	54	平成 24 年 5 月 29 日	平成 24 年 6 月 8 日	個人住宅	
320	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	65	平成 24 年 5 月 26 日	平成 24 年 6 月 12 日	個人住宅	
321	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	27	平成 24 年 6 月 12 日	平成 24 年 6 月 14 日	個人住宅	
322	24	八幡沖遺跡	多賀城市教委	確認調査	156	平成 24 年 7 月 3 日	平成 24 年 8 月 18 日	工場	
323	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	63	平成 24 年 7 月 12 日	平成 24 年 7 月 28 日	個人住宅	
324	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	60	平成 24 年 8 月 4 日	平成 24 年 8 月 23 日	個人住宅	
325	24	高崎遺跡	多賀城市教委	確認調査	16	平成 24 年 9 月 5 日	平成 24 年 9 月 5 日	個人住宅	
326	24	高崎遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	16	平成 24 年 9 月 14 日	平成 24 年 9 月 14 日	個人住宅	
327	24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	47	平成 24 年 9 月 13 日	平成 24 年 10 月 6 日	共同住宅	

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
328		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	308	平成24年9月13日	平成24年10月5日	宅地造成
329		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	70	平成24年9月20日	平成24年10月4日	個人住宅
330		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	31	平成24年9月27日	平成24年10月12日	個人住宅
331		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	63	平成24年9月26日	平成24年10月16日	個人住宅
332		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	30	平成24年10月5日	平成24年10月17日	個人住宅
333		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	65	平成24年10月24日	平成24年11月13日	個人住宅
334		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	303	平成24年10月26日	平成24年11月28日	共同住宅
335		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	8	平成24年11月14日	平成24年11月14日	個人住宅
336		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	30	平成24年12月11日	平成24年12月20日	個人住宅
337		24	市川橋遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	16	平成24年12月13日	平成24年12月18日	個人住宅
338		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	44	平成25年1月10日	平成25年2月8日	個人住宅
339		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	97	平成25年1月16日	平成25年2月27日	個人住宅
340		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	78	平成25年2月13日	平成25年2月28日	個人住宅
341		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	78	平成25年2月26日	平成25年3月23日	個人住宅
342		24	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	190	平成25年3月5日	平成25年3月26日	共同住宅
343		24	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	123	平成25年3月7日	平成25年3月19日	個人住宅
344		24	山王遺跡 (多賀前)	宮城県教委	本発掘調査	6,060	平成24年4月23日	平成24年12月11日	道路 (三陸沿岸道)
345		24	山王遺跡 (八幡)	宮城県教委	本発掘調査	9,202	平成24年4月4日	平成25年3月19日	道路 (三陸沿岸道)
346		25	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	26	平成25年6月13日	平成25年6月14日	その他建物 (災害公営住宅)
347		25	八幡館跡	多賀城市教委	本発掘調査	175	平成25年4月10日	平成25年6月13日	共同住宅
348		25	西原遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	18	平成25年4月12日	平成25年4月12日	個人住宅
349		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	36	平成25年5月9日	平成25年5月25日	個人住宅
350		25	八幡沖遺跡	宮城県教委	確認調査	2,400	平成25年4月15日	平成25年5月30日	土地区画整理
351		25	高崎遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	900	平成25年6月20日	平成25年9月20日	共同住宅
352		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	106	平成25年7月2日	平成25年7月20日	個人住宅
353		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	42	平成25年7月31日	平成25年8月21日	個人住宅
354		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	173	平成25年8月20日	平成25年9月21日	共同住宅
355		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	50	平成25年9月3日	平成25年9月21日	個人住宅
356		25	貞山堀	宮城県教委	確認調査	54	平成25年8月20日	平成25年8月28日	その他開発 (堤防)
357		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	61	平成25年10月1日	平成25年10月19日	個人住宅
358		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	37	平成25年10月1日	平成25年12月4日	個人住宅
359		25	新田遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	50	平成25年10月17日	平成25年11月2日	個人住宅
360		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	42	平成25年11月21日	平成25年12月17日	個人住宅
361		25	山王遺跡	宮城県教委	確認調査	7,000	平成25年7月16日	平成25年12月18日	道路
362		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	7	平成26年1月15日	平成26年1月17日	個人住宅
363		25	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	45	平成26年2月4日	平成26年2月27日	個人住宅
364		25	市川橋遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	28	平成26年2月13日	平成26年2月27日	個人住宅
365		25	山王遺跡	宮城県教委	本発掘調査	14,436	平成25年4月8日	平成26年3月27日	道路 (三陸沿岸道)
366		26	大日南遺跡 (第12次)	多賀城市教委	本発掘調査	63	平成26年4月10日	平成26年4月24日	個人住宅
367		26	山王遺跡 (第142次)	多賀城市教委	本発掘調査	570	平成26年4月18日	平成26年9月9日	宅地造成
368		26	大代洞窟遺跡 (第2次)	多賀城市教委	本発掘調査	52	平成26年5月14日	平成26年5月12日	個人住宅
369		26	新田遺跡 (第99次)	多賀城市教委	本発掘調査	62	平成26年7月30日	平成26年8月7日	個人住宅
370		26	山王遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,200	平成26年4月7日	平成26年6月30日	道路 (三陸沿岸道)
371		26	八幡沖遺跡	多賀城市教委	確認調査	3,600	平成26年5月8日	平成26年3月31日	土地区画整理
372		26	市川橋遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	16	平成26年9月18日	平成26年10月10日	個人住宅
373		26	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	227	平成26年11月5日	平成27年1月14日	その他の建物
374		26	八幡沖遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	2,100	平成26年12月9日	平成27年3月31日	共同住宅
375		26	市川橋遺跡	宮城県教委	確認調査	600	平成26年11月4日	平成26年12月15日	道路
376		27	八幡沖遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	1,200	平成27年3月1日	平成27年5月21日	共同住宅
377		27	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	50	平成27年4月8日	平成27年4月24日	個人住宅
378		27	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	64	平成27年5月18日	平成27年6月1日	個人住宅
379		27	新田遺跡	多賀城市教委	確認調査	55	平成27年6月10日	平成27年6月11日	個人住宅
380		27	山王遺跡	多賀城市教委	確認調査	53	平成27年7月15日	平成27年7月31日	個人住宅
381		27	市川橋遺跡	多賀城市教委	確認調査	4	平成27年8月31日	平成27年9月1日	個人住宅
382		27	八幡沖遺跡	多賀城市教委	確認調査	100	平成27年9月28日	平成27年10月1日	ガス・電気・水道等
383		27	八幡沖遺跡	多賀城市教委	確認調査	3,600	平成26年5月8日	平成28年3月31日	土地区画整理
384		27	内館館跡・山王遺跡ほか	多賀城市教委	確認・本発掘調査	11,299	平成27年10月19日	平成28年3月25日	農業基盤整備 (ほ場整備)
385		27	大代遺跡	多賀城市教委	確認調査	25	平成27年10月20日	平成27年10月20日	その他開発 (雨水ポンプ場新設)
386		27	東原遺跡	多賀城市教委	確認調査	25	平成28年10月28日	平成28年10月28日	その他開発 (雨水調整池)
387		27	高崎遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	10	平成28年2月3日	平成28年2月5日	個人住宅

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
388		27	山王遺跡	多賀城市教委	本発掘調査	92	平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 3 月 17 日	宅地造成
389		27	市川橋遺跡	宮城県教委	本発掘調査	1,088	平成 28 年 1 月 11 日	平成 28 年 2 月 19 日	河川 (遊水池)
390	七ヶ浜町	23	土浜 A・B 貝塚	七ヶ浜町教委	確認調査	5	平成 23 年 8 月 12 日	平成 23 年 8 月 12 日	個人住宅
391		24	諏訪神社前遺跡	七ヶ浜町教委	確認調査	220	平成 24 年 6 月 1 日	平成 24 年 6 月 19 日	宅地造成 (災害公営)
392		24	長須賀遺跡	七ヶ浜町教委	確認調査	1,000	平成 24 年 6 月 22 日	平成 24 年 8 月 1 日	道路
393		24	高山横穴墓群	七ヶ浜町教委	確認調査	50	平成 24 年 8 月 2 日	平成 24 年 8 月 3 日	その他開発 (堤防)
394		24	峯貝塚	七ヶ浜町教委	確認調査	10	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 11 月 22 日	宅地造成 (災害公営)
395		25	二月田貝塚	七ヶ浜町教委	確認調査	128	平成 25 年 4 月 9 日	平成 25 年 4 月 20 日	宅地造成 (災害公営)
396		25	表浜貝塚	七ヶ浜町教委	確認調査	1,120	平成 25 年 8 月 1 日	平成 26 年 1 月 30 日	その他開発 (防災緑地整備)
397		25	長須賀遺跡	七ヶ浜町教委	確認調査	210	平成 25 年 2 月 13 日	平成 25 年 4 月 16 日	土地区画整理
398		26	林崎貝塚ほか 2 遺跡	七ヶ浜町教委	確認調査	124	平成 26 年 5 月 8 日	平成 26 年 8 月 29 日	農業基盤整備
399		26	東原遺跡ほか 4 遺跡	七ヶ浜町教委	確認調査	156	平成 26 年 9 月 5 日	平成 27 年 1 月 23 日	農業基盤整備
400		26	表浜貝塚	七ヶ浜町教委	確認調査	30	平成 27 年 2 月 17 日	平成 27 年 3 月 17 日	その他開発 (防災緑地整備)
401		27	表浜貝塚	七ヶ浜町教委	確認調査	100	平成 27 年 5 月 23 日	平成 27 年 12 月 18 日	その他開発 (防災緑地整備)
402	利府町	23	蓮沼遺跡	利府町教委	確認調査	48	平成 24 年 1 月 23 日	平成 24 年 1 月 23 日	個人住宅
403		24	八幡崎 B 遺跡	利府町教委	確認調査	32	平成 24 年 8 月 9 日	平成 24 年 8 月 9 日	個人住宅
404		24	西天神遺跡	利府町教委	確認調査	54	平成 24 年 9 月 10 日	平成 24 年 9 月 10 日	個人住宅
405		24	加瀬遺跡群	利府町教委	確認調査	12	平成 24 年 11 月 16 日	平成 24 年 11 月 16 日	その他開発 (浄化槽)
406		24	加瀬遺跡群	利府町教委	確認調査	40	平成 24 年 11 月 16 日	平成 24 年 11 月 16 日	個人住宅
407		27	須賀 A 遺跡	利府町教委	確認調査	20	平成 27 年 5 月 18 日	平成 27 年 5 月 18 日	その他開発
408	大和町	23	古川遺跡	大和町教委	確認調査	16	平成 23 年 11 月 1 日	平成 23 年 11 月 2 日	個人住宅
409		23	古川遺跡	大和町教委	確認調査	12	平成 24 年 3 月 27 日	平成 24 年 3 月 27 日	個人住宅
410		23	古川遺跡	大和町教委	確認調査	12	平成 24 年 3 月 28 日	平成 24 年 3 月 28 日	個人住宅
411		27	一里塚遺跡	大和町教委	確認調査	20	平成 27 年 4 月 9 日	平成 27 年 4 月 9 日	個人住宅
412	大崎市	23	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	31	平成 23 年 8 月 9 日	平成 23 年 8 月 9 日	個人住宅
413		23	宮沢城跡	大崎市教委	確認調査	20	平成 23 年 8 月 23 日	平成 23 年 8 月 23 日	個人住宅
414		23	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	37	平成 23 年 8 月 25 日	平成 23 年 8 月 25 日	個人住宅
415		23	上代遺跡	大崎市教委	確認調査	53	平成 23 年 9 月 13 日	平成 23 年 9 月 13 日	個人住宅
416		23	長岡針遺跡	大崎市教委	確認調査	24	平成 23 年 10 月 25 日	平成 23 年 10 月 25 日	個人住宅
417		23	古川城跡	大崎市教委	確認調査	324	平成 23 年 11 月 14 日	平成 23 年 11 月 28 日	学校
418		23	宮沢遺跡	大崎市教委	確認調査	71	平成 23 年 12 月 19 日	平成 23 年 12 月 21 日	個人住宅
419		23	休塚館跡	大崎市教委	確認調査	30	平成 24 年 3 月 13 日	平成 24 年 3 月 13 日	個人住宅
420		24	矢根八幡遺跡	大崎市教委	確認調査	20	平成 24 年 4 月 12 日	平成 24 年 4 月 12 日	個人住宅
421		24	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	20	平成 24 年 4 月 18 日	平成 24 年 4 月 18 日	個人住宅
422		24	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	20	平成 24 年 5 月 30 日	平成 24 年 5 月 30 日	個人住宅
423		24	宮沢城跡	大崎市教委	確認調査	70	平成 24 年 6 月 15 日	平成 24 年 6 月 15 日	個人住宅
424		24	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	30	平成 24 年 7 月 17 日	平成 24 年 7 月 17 日	個人住宅
425		24	古川城跡	大崎市教委	確認調査	18	平成 24 年 8 月 3 日	平成 24 年 8 月 3 日	個人住宅
426		24	青塚城跡	大崎市教委	確認調査	40	平成 24 年 9 月 4 日	平成 24 年 9 月 4 日	個人住宅
427		24	舞岳南遺跡	大崎市教委	確認調査	30	平成 24 年 9 月 5 日	平成 24 年 9 月 5 日	個人住宅
428		24	宮沢遺跡	大崎市教委	確認調査	25	平成 25 年 1 月 8 日	平成 25 年 1 月 8 日	個人住宅
429		24	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	30	平成 25 年 2 月 25 日	平成 25 年 2 月 25 日	個人住宅
430		25	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	6	平成 25 年 7 月 11 日	平成 25 年 7 月 11 日	個人住宅
431		25	宮沢遺跡	大崎市教委	確認調査	12	平成 25 年 8 月 27 日	平成 25 年 8 月 27 日	個人住宅
432		25	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	40	平成 25 年 9 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日	個人住宅
433		25	宮沢遺跡	大崎市教委	確認調査	52	平成 25 年 10 月 3 日	平成 25 年 10 月 4 日	個人住宅
434		25	大貫館山館跡	大崎市教委	確認調査	12	平成 26 年 3 月 24 日	平成 26 年 3 月 24 日	個人住宅
435		26	新田柵跡	大崎市教委	確認調査	6	平成 26 年 4 月 2 日	平成 26 年 4 月 2 日	個人住宅
436		26	北長根南遺跡	大崎市教委	確認調査	15	平成 26 年 4 月 17 日	平成 26 年 4 月 17 日	個人住宅
437		加美町	23	上狼塚館跡	加美町教委	確認調査	28	平成 24 年 1 月 30 日	平成 24 年 1 月 30 日
438	美里町	23	的場遺跡	美里町教委	確認調査	13	平成 23 年 10 月 12 日	平成 23 年 10 月 12 日	個人住宅
439		23	十二神遺跡	美里町教委	確認調査	17	平成 23 年 12 月 1 日	平成 23 年 12 月 2 日	個人住宅
440		24	西館跡	美里町教委	確認調査	5	平成 24 年 4 月 18 日	平成 24 年 4 月 20 日	個人住宅
441		24	中組遺跡	美里町教委	確認調査	10	平成 24 年 7 月 30 日	平成 24 年 8 月 1 日	個人住宅
442		24	谷陽院遺跡	美里町教委	確認調査	14	平成 24 年 8 月 23 日	平成 24 年 8 月 24 日	個人住宅
443		24	小沼・狐山遺跡	美里町教委	確認調査	19	平成 24 年 12 月 20 日	平成 24 年 12 月 21 日	個人住宅
444		25	化粧坂遺跡	美里町教委	確認調査	107	平成 25 年 6 月 20 日	平成 25 年 6 月 21 日	個人住宅
445		栗原市	23	大寺遺跡	栗原市教委	確認調査	3	平成 23 年 9 月 27 日	平成 23 年 9 月 27 日
446	23		刈敷袋遺跡	栗原市教委	確認調査	54	平成 23 年 11 月 14 日	平成 23 年 11 月 14 日	個人住宅
447	23		刈敷館跡	栗原市教委	確認調査	24	平成 23 年 12 月 5 日	平成 23 年 12 月 5 日	個人住宅
448	24		長者原 I 遺跡	栗原市教委	確認調査	92	平成 24 年 12 月 6 日	平成 24 年 12 月 6 日	その他の建物
449	24		長福寺遺跡	栗原市教委	確認調査	1,180	平成 24 年 11 月 5 日	平成 25 年 2 月 18 日	その他建物

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
450		25	伯耆ヶ崎遺跡	栗原市教委	確認調査	65	平成 25 年 4 月 15 日	平成 25 年 4 月 16 日	共同住宅 (災害復興住宅)
451		27	大天馬遺跡ほか	宮城県教委	本発掘調査	3,856	平成 27 年 4 月 20 日	平成 27 年 10 月 8 日	道路
452	登米市	23	沼崎山遺跡	登米市教委	本発掘調査	1,020	平成 24 年 3 月 26 日	平成 24 年 3 月 31 日	工場
453		24	沼崎山遺跡	登米市教委	本発掘調査	1,020	平成 24 年 3 月 26 日	平成 24 年 4 月 27 日	工場
454	気仙沼市	23	長磯高遺跡	気仙沼市教委	確認調査	29	平成 23 年 10 月 7 日	平成 23 年 10 月 7 日	個人住宅
455		23	相馬館跡	気仙沼市教委	確認調査	47	平成 23 年 10 月 13 日	平成 23 年 10 月 14 日	個人住宅
456		23	八幡館跡	気仙沼市教委	確認調査	10	平成 23 年 10 月 21 日	平成 23 年 10 月 21 日	その他の建物 (事務所)
457		23	内の脇 1 号貝塚	気仙沼市教委	確認調査	3	平成 23 年 11 月 8 日	平成 23 年 11 月 8 日	その他の建物 (仮施設)
458		23	平館遺跡	気仙沼市教委	確認調査	10	平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 12 月 15 日	共同住宅
459		23	西中才貝塚	気仙沼市教委	確認調査	9	平成 23 年 12 月 13 日	平成 23 年 12 月 13 日	個人住宅
460		23	古館貝塚	気仙沼市教委	確認調査	20	平成 24 年 2 月 26 日	平成 24 年 2 月 26 日	宅地造成
461		23	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	10	平成 24 年 3 月 27 日	平成 24 年 3 月 27 日	個人住宅
462		24	高谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	235	平成 24 年 5 月 23 日	平成 24 年 6 月 12 日	個人住宅
463		24	田柄貝塚	気仙沼市教委	確認調査	40	平成 24 年 6 月 7 日	平成 24 年 6 月 7 日	個人住宅
464		24	田柄貝塚	気仙沼市教委	確認調査	40	平成 24 年 6 月 7 日	平成 24 年 6 月 7 日	個人住宅
465		24	旭岡遺跡	気仙沼市教委	確認調査	8	平成 24 年 6 月 28 日	平成 24 年 6 月 28 日	個人住宅
466		24	南最知貝塚	気仙沼市教委	確認調査	198	平成 24 年 6 月 13 日	平成 24 年 6 月 19 日	個人住宅
467		24	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	20	平成 24 年 4 月 18 日	平成 24 年 4 月 18 日	個人住宅
468		24	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	70	平成 24 年 4 月 18 日	平成 24 年 4 月 18 日	個人住宅
469		24	前浜貝塚	気仙沼市教委	確認調査	43	平成 24 年 6 月 10 日	平成 24 年 6 月 28 日	個人住宅
470		24	鳳京館跡	気仙沼市教委	確認調査	70	平成 24 年 7 月 2 日	平成 24 年 7 月 3 日	個人住宅
471		24	高谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	260	平成 24 年 8 月 2 日	平成 24 年 8 月 3 日	工場
472		24	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	6	平成 24 年 7 月 17 日	平成 24 年 7 月 17 日	個人住宅
473		24	星谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	60	平成 24 年 7 月 19 日	平成 24 年 7 月 19 日	個人住宅
474		24	星谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	30	平成 24 年 7 月 19 日	平成 24 年 7 月 19 日	個人住宅
475		24	波怒棄館遺跡	気仙沼市教委	確認調査	2,964	平成 24 年 7 月 9 日	平成 24 年 7 月 26 日	宅地造成 (防集)
476		24	高谷貝塚	気仙沼市教委	確認調査	60	平成 24 年 7 月 18 日	平成 24 年 7 月 18 日	個人住宅
477		24	古館貝塚	気仙沼市教委	本発掘調査	105	平成 24 年 7 月 20 日	平成 24 年 8 月 1 日	個人住宅
478		24	古館貝塚	気仙沼市教委	確認調査	40	平成 24 年 7 月 20 日	平成 24 年 7 月 20 日	個人住宅
479		24	赤岩城跡	気仙沼市教委	確認調査	6	平成 24 年 7 月 6 日	平成 24 年 7 月 6 日	個人住宅
480		24	旭岡遺跡	気仙沼市教委	確認調査	60	平成 24 年 7 月 31 日	平成 24 年 7 月 31 日	個人住宅
481		24	南最知貝塚	気仙沼市教委	確認調査	110	平成 24 年 8 月 6 日	平成 24 年 8 月 9 日	個人住宅
482		24	塚館跡	気仙沼市教委	確認調査	240	平成 24 年 8 月 6 日	平成 24 年 8 月 20 日	宅地造成 (防集)
483		24	猿喰東館跡	気仙沼市教委	確認調査	226	平成 24 年 9 月 12 日	平成 24 年 9 月 14 日	個人住宅
484		24	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	205	平成 24 年 8 月 20 日	平成 24 年 8 月 22 日	宅地造成 (防集)
485		24	星谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	40	平成 24 年 9 月 21 日	平成 24 年 10 月 2 日	その他開発 (擁壁)
486		24	長崎城跡	気仙沼市教委	確認調査	66	平成 24 年 10 月 4 日	平成 24 年 10 月 4 日	個人住宅
487		24	高谷貝塚	気仙沼市教委	確認調査	6	平成 24 年 10 月 5 日	平成 24 年 10 月 5 日	個人住宅
488		24	刈米館跡	気仙沼市教委	確認調査	46	平成 24 年 10 月 9 日	平成 24 年 10 月 9 日	工場
489		24	猿喰東館跡	気仙沼市教委	確認調査	184	平成 24 年 10 月 10 日	平成 24 年 10 月 10 日	宅地造成
490		24	相馬館跡	気仙沼市教委	確認調査	50	平成 24 年 10 月 11 日	平成 24 年 10 月 12 日	個人住宅
491		24	磯草貝塚	気仙沼市教委	本発掘調査	60	平成 24 年 10 月 16 日	平成 24 年 11 月 18 日	個人住宅
492		24	平貝遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	205	平成 24 年 10 月 17 日	平成 24 年 10 月 22 日	個人住宅
493		24	最知中館跡	気仙沼市教委	確認調査	90	平成 24 年 10 月 31 日	平成 24 年 11 月 2 日	個人住宅
494		24	高谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	170	平成 24 年 11 月 5 日	平成 24 年 11 月 21 日	工場
495		24	堀合館跡	気仙沼市教委	確認調査	36	平成 24 年 11 月 26 日	平成 24 年 11 月 26 日	その他の建物 (倉庫)
496		24	野々下遺跡	気仙沼市教委	確認調査	125	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 11 月 30 日	個人住宅
497		24	川原崎遺跡	気仙沼市教委	確認調査	80	平成 24 年 12 月 5 日	平成 24 年 12 月 5 日	個人住宅
498		24	載鈎遺跡	気仙沼市教委	確認調査	128	平成 24 年 12 月 20 日	平成 24 年 12 月 21 日	個人住宅
499		24	蔵内中館跡	気仙沼市教委	確認調査	144	平成 25 年 1 月 8 日	平成 25 年 1 月 8 日	個人住宅
500		24	高谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	36	平成 25 年 1 月 17 日	平成 25 年 1 月 17 日	宅地造成
501		24	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	84	平成 25 年 2 月 14 日	平成 25 年 2 月 14 日	個人住宅
502		24	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	63	平成 25 年 2 月 15 日	平成 25 年 2 月 19 日	個人住宅
503		24	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	52	平成 25 年 2 月 21 日	平成 25 年 2 月 21 日	個人住宅
504		24	磯草貝塚	気仙沼市教委	確認調査	110	平成 25 年 3 月 7 日	平成 25 年 3 月 8 日	宅地造成
505		24	高谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	141	平成 25 年 3 月 18 日	平成 25 年 3 月 26 日	道路
506		24	波怒棄館遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	6,000	平成 24 年 10 月 22 日	平成 25 年 3 月 19 日	宅地造成 (防集)
507		24	石川原遺跡	宮城県教委	本発掘調査	375	平成 24 年 9 月 10 日	平成 24 年 9 月 14 日	道路 (三陸沿岸道)
508		24	寺沢遺跡	宮城県教委	確認調査	310	平成 24 年 11 月 5 日	平成 24 年 11 月 13 日	道路 (三陸沿岸道)
509		25	田柄貝塚	気仙沼市教委	確認調査	45	平成 25 年 4 月 17 日	平成 25 年 4 月 22 日	宅地造成
510		25	堀合館跡	気仙沼市教委	確認調査	105	平成 25 年 5 月 23 日	平成 25 年 5 月 24 日	個人住宅
511		25	川原崎遺跡	気仙沼市教委	確認調査	27	平成 25 年 5 月 31 日	平成 25 年 5 月 31 日	個人住宅

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
512		25	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	195	平成 25 年 6 月 18 日	平成 25 年 6 月 21 日	学校 (仮設運動場)
513		25	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	140	平成 25 年 6 月 25 日	平成 25 年 6 月 27 日	個人住宅
514		25	高谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	6	平成 25 年 6 月 24 日	平成 25 年 6 月 24 日	個人住宅
515		25	波怒棄館遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	6,000	平成 24 年 10 月 22 日	平成 25 年 6 月 27 日	宅地造成 (防集)
516		25	野々下遺跡	気仙沼市教委	確認調査	18	平成 25 年 7 月 9 日	平成 25 年 7 月 9 日	個人住宅
517		25	野々下遺跡	気仙沼市教委	確認調査	18	平成 25 年 7 月 9 日	平成 25 年 7 月 9 日	個人住宅
518		25	月立台遺跡	気仙沼市教委	確認調査	15	平成 25 年 7 月 31 日	平成 25 年 7 月 31 日	個人住宅
519		25	高谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	128	平成 25 年 8 月 6 日	平成 25 年 8 月 9 日	個人住宅
520		25	高谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	222	平成 25 年 8 月 6 日	平成 25 年 8 月 9 日	個人住宅
521		25	磯草貝塚	気仙沼市教委	確認調査	35	平成 25 年 8 月 21 日	平成 25 年 8 月 21 日	個人住宅
522		25	蕨野遺跡	気仙沼市教委	確認調査	8	平成 25 年 10 月 8 日	平成 25 年 10 月 8 日	個人住宅
523		25	南最知遺跡ほか	気仙沼市教委	確認調査	6	平成 25 年 10 月 22 日	平成 25 年 10 月 22 日	個人住宅
524		25	岩井崎遺跡	気仙沼市教委	確認調査	52	平成 25 年 11 月 11 日	平成 25 年 11 月 11 日	その他建物
525		25	高谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	135	平成 25 年 10 月 15 日	平成 25 年 11 月 21 日	個人住宅
526		25	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	8	平成 25 年 11 月 21 日	平成 25 年 11 月 21 日	個人住宅
527		25	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	6	平成 25 年 11 月 21 日	平成 25 年 11 月 21 日	個人住宅
528		25	高谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	490	平成 25 年 9 月 10 日	平成 25 年 11 月 25 日	個人住宅
529		25	高谷遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	360	平成 25 年 9 月 24 日	平成 25 年 11 月 8 日	道路
530		25	赤岩遺跡	気仙沼市教委	確認調査	36	平成 25 年 11 月 8 日	平成 25 年 12 月 6 日	その他の建物
531		25	堀合館跡	気仙沼市教委	確認調査	50	平成 25 年 11 月 28 日	平成 25 年 11 月 28 日	個人住宅
532		25	堀合館跡	気仙沼市教委	確認調査	125	平成 25 年 11 月 13 日	平成 25 年 12 月 3 日	個人住宅
533		25	堀合館跡	気仙沼市教委	確認調査	504	平成 25 年 12 月 9 日	平成 25 年 12 月 16 日	宅地造成 (防集)
534		25	中館跡	気仙沼市教委	確認調査	4	平成 25 年 12 月 26 日	平成 25 年 12 月 26 日	個人住宅
535		25	旭岡遺跡	気仙沼市教委	確認調査	73	平成 26 年 1 月 15 日	平成 26 年 1 月 15 日	その他の建物
536		25	野々下遺跡	気仙沼市教委	確認調査	392	平成 26 年 1 月 27 日	平成 26 年 2 月 4 日	宅地造成 (防集)
537		25	台の下貝塚ほか	気仙沼市教委	本発掘調査	7,342	平成 25 年 7 月 1 日	平成 26 年 3 月 28 日	宅地造成 (防集)
538		25	猿喰東館跡	気仙沼市教委	本発掘調査	1,536	平成 25 年 11 月 18 日	平成 26 年 3 月 28 日	個人住宅
539		26	台の下貝塚・台の下館跡	気仙沼市教委	本発掘調査	7,540	平成 25 年 7 月 1 日	平成 26 年 7 月 24 日	宅地造成 (防集)
540		26	猿喰東館跡	気仙沼市教委	本発掘調査	1,546	平成 25 年 11 月 18 日	平成 26 年 6 月 5 日	個人住宅
541		26	田屋館跡	気仙沼市教委	確認調査	300	平成 26 年 4 月 21 日	平成 26 年 4 月 30 日	共同住宅 (災害公営住宅)
542		26	前浜貝塚	気仙沼市教委	確認調査	62	平成 26 年 5 月 8 日	平成 26 年 5 月 8 日	個人住宅
543		26	海蔵寺北遺跡・緑館遺跡	気仙沼市教委	確認調査	363	平成 26 年 5 月 19 日	平成 26 年 5 月 22 日	農業基盤整備
544		26	田柄貝塚	気仙沼市教委	確認調査	12	平成 26 年 5 月 20 日	平成 26 年 5 月 20 日	個人住宅
545		26	赤岩館跡	気仙沼市教委	確認調査	4	平成 26 年 6 月 2 日	平成 26 年 6 月 2 日	個人住宅
546		26	磯草貝塚	気仙沼市教委	確認調査	103	平成 26 年 6 月 17 日	平成 26 年 6 月 18 日	宅地造成
547		26	東八幡遺跡・東八幡館跡	気仙沼市教委	確認調査	63	平成 26 年 6 月 25 日	平成 26 年 6 月 25 日	土地区画整理
548		26	嚮館跡	気仙沼市教委	本発掘調査	5,697	平成 26 年 7 月 1 日	平成 26 年 12 月 22 日	宅地造成 (防集)
549		26	浦島貝塚	気仙沼市教委	確認調査	26	平成 26 年 8 月 19 日	平成 26 年 8 月 19 日	道路
550		26	西中才貝塚	気仙沼市教委	確認調査	3	平成 26 年 9 月 5 日	平成 26 年 9 月 5 日	個人住宅
551		26	卯名沢貝塚	宮城県教委	確認調査	155	平成 26 年 7 月 28 日	平成 26 年 8 月 8 日	道路 (三陸沿岸道)
552		26	猿喰東館跡	気仙沼市教委	本発掘調査	244	平成 26 年 11 月 25 日	平成 27 年 2 月 16 日	宅地造成 (防集)
553		26	長崎城跡	気仙沼市教委	確認調査	206	平成 26 年 10 月 7 日	平成 26 年 10 月 9 日	共同住宅
554		26	三島古墳群	気仙沼市教委	確認調査	63	平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年 11 月 11 日	個人住宅
555		26	峰岸館跡	気仙沼市教委	確認調査	35	平成 26 年 11 月 19 日	平成 26 年 11 月 19 日	道路
556		26	杉の下貝塚・波路上西館跡他	気仙沼市教委	確認調査	1,305	平成 26 年 12 月 15 日	平成 27 年 2 月 2 日	農業基盤整備
557		26	府中館跡	気仙沼市教委	確認調査	26	平成 27 年 2 月 5 日	平成 27 年 2 月 5 日	個人住宅
558		26	卯名沢貝塚・卯名沢古墳群	気仙沼市教委	確認調査	20	平成 27 年 2 月 9 日	平成 27 年 2 月 9 日	宅地造成
559		26	星谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	278	平成 27 年 2 月 18 日	平成 27 年 2 月 25 日	宅地造成 (防集)
560		26	忍館城跡	気仙沼市教委	確認調査	37	平成 27 年 3 月 11 日	平成 27 年 3 月 11 日	ガス・電気・水道等
561		26	岩井貝塚	気仙沼市教委	確認調査	115	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 23 日	港湾
562		26	小屋館城跡	宮城県教委	確認調査	150	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 19 日	道路 (三陸沿岸道)
563		27	長浜貝塚	気仙沼市教委	確認調査	12	平成 27 年 5 月 25 日	平成 27 年 5 月 25 日	その他開発
564		27	緑館遺跡	気仙沼市教委	本発掘調査	333	平成 27 年 6 月 2 日	平成 27 年 8 月 5 日	宅地造成 (防集)
565		27	古館貝塚	気仙沼市教委	確認調査	248	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 6 月 10 日	個人住宅
566		27	内の脇 2 号貝塚	気仙沼市教委	確認調査	321	平成 27 年 7 月 22 日	平成 27 年 7 月 28 日	土地区画整理
567		27	南最知城跡	気仙沼市教委	確認調査	204	平成 27 年 7 月 30 日	平成 27 年 7 月 31 日	工場
568		27	小屋館城跡	宮城県教委	確認調査	39	平成 27 年 6 月 23 日	平成 27 年 6 月 23 日	道路 (三陸沿岸道)
569		27	波路上西館跡・波路上西遺跡	気仙沼市教委	確認調査	800	平成 27 年 9 月 7 日	平成 28 年 2 月 8 日	その他開発 (漁集(防災広場))
570		27	裏方 A 貝塚	気仙沼市教委	本発掘調査	114	平成 27 年 7 月 13 日	平成 27 年 10 月 31 日	宅地造成 (防集)
571		27	波路上西館跡	気仙沼市教委	確認調査	14	平成 27 年 10 月 21 日	平成 27 年 10 月 22 日	道路 (市道整備事業)
572		27	平館遺跡・平館跡	気仙沼市教委	確認調査	9	平成 27 年 10 月 26 日	平成 27 年 10 月 26 日	個人住宅
573		27	台の下遺跡	気仙沼市教委	確認調査	410	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 12 月 17 日	その他の建物 (集会所)

No	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
574		27	星谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	5	平成 27 年 12 月 9 日	平成 27 年 12 月 9 日	個人住宅
575		27	塚館跡	気仙沼市教委	確認調査	149	平成 27 年 12 月 18 日	平成 27 年 12 月 18 日	その他の建物 (消防屯所)
576		27	星谷遺跡	気仙沼市教委	確認調査	26	平成 27 年 12 月 18 日	平成 27 年 12 月 18 日	個人住宅
577		27	波路上西館跡	気仙沼市教委	確認調査	73	平成 28 年 2 月 8 日	平成 28 年 2 月 10 日	その他開発 (防災林造成)
578		27	塚館跡	気仙沼市教委	確認調査	25	平成 28 年 2 月 22 日	平成 28 年 2 月 22 日	道路 (防集道路整備)
579		27	小屋館城跡	気仙沼市教委	確認調査	3	平成 28 年 2 月 24 日	平成 28 年 2 月 24 日	道路 (防集道路整備)
580		27	古館貝塚	気仙沼市教委	確認調査	125	平成 28 年 3 月 3 日	平成 28 年 3 月 9 日	その他開発 (漁集(水産用地))
581		27	石川原遺跡	宮城県教委	確認調査	513	平成 27 年 12 月 14 日	平成 27 年 12 月 18 日	道路 (三陸沿岸道)
582	南三陸町	24	松崎館跡	宮城県教委	試掘調査	1,150	平成 24 年 4 月 25 日	平成 24 年 5 月 8 日	宅地造成 (防集)
583		24	若宮遺跡	宮城県教委	試掘調査	470	平成 24 年 5 月 21 日	平成 24 年 5 月 24 日	宅地造成 (防集)
584		24	若宮遺跡	南三陸町教委	本発掘調査	950	平成 25 年 2 月 20 日	平成 25 年 2 月 28 日	個人住宅
585		24	津の宮遺跡	宮城県教委	確認調査	87	平成 25 年 2 月 4 日	平成 25 年 2 月 7 日	宅地造成 (防集)
586		24	新井田館跡	南三陸町教委	本発掘調査	10,000	平成 25 年 3 月 7 日	平成 25 年 3 月 19 日	土地区画整理 (津波被災・防集)
587		25	要害館跡	南三陸町教委	確認調査	1,718	平成 25 年 3 月 25 日	平成 25 年 4 月 24 日	その他開発 (伐採用作業道)
588		25	新井田館跡	南三陸町教委	本発掘調査	20,000	平成 25 年 3 月 7 日	平成 26 年 3 月 11 日	土地区画整理 (津波被災・防集)
589		26	上の山遺跡	南三陸町教委	確認調査	13	平成 26 年 3 月 10 日	平成 26 年 4 月 15 日	個人住宅
590		26	大畑遺跡ほか	南三陸町教委	確認調査	2,392	平成 26 年 6 月 2 日	平成 27 年 1 月 15 日	農業基盤整備
591		26	城場遺跡	南三陸町教委	確認調査	506	平成 26 年 9 月 15 日	平成 26 年 9 月 15 日	宅地造成
592		26	大久保貝塚	宮城県教委	確認調査	397	平成 26 年 6 月 16 日	平成 26 年 6 月 25 日	道路
593		26	波伝谷遺跡ほか	宮城県教委	確認調査	454	平成 26 年 6 月 30 日	平成 26 年 8 月 22 日	道路
594		26	伊里前牧野館跡	南三陸町教委	確認調査	502	平成 26 年 9 月 30 日	平成 26 年 10 月 10 日	その他開発
595		26	上沢前遺跡	南三陸町教委	確認調査	310	平成 26 年 12 月 15 日	平成 26 年 12 月 16 日	その他開発
596		26	若宮遺跡	南三陸町教委	確認調査	364	平成 27 年 1 月 23 日	平成 27 年 1 月 23 日	個人住宅
597		26	新井田館跡	南三陸町教委	本発掘調査	20,000	平成 25 年 3 月 7 日	平成 26 年 11 月 7 日	土地区画整理 (津波被災・防集)
598		27	伊里前牧野館跡ほか	南三陸町教委	確認調査	9	平成 27 年 7 月 6 日	平成 27 年 9 月 16 日	道路
599		27	近東遺跡	南三陸町教委	確認調査	147	平成 27 年 7 月 10 日	平成 27 年 7 月 10 日	宅地造成
600		27	おたまや遺跡	南三陸町教委	確認調査	220	平成 27 年 8 月 31 日	平成 27 年 9 月 11 日	農業基盤整備
601		27	波伝谷東遺跡	南三陸町教委	確認調査	3	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 9 月 16 日	道路
602		27	おたまや遺跡	南三陸町教委	確認調査	1,400	平成 27 年 11 月 30 日	平成 28 年 1 月 8 日	農業基盤整備(農業施設造成)
603		27	城場遺跡	南三陸町教委	確認調査	67	平成 28 年 1 月 12 日	平成 28 年 1 月 13 日	土地区画整理
604		27	おたまや遺跡	南三陸町教委	確認調査	95	平成 28 年 1 月 18 日	平成 28 年 1 月 18 日	道路 (県道改良)
605		27	荒砥遺跡	南三陸町教委	確認調査	18	平成 28 年 2 月 22 日	平成 28 年 2 月 22 日	その他開発 (海岸災害復旧)
606		27	管の浜貝塚	南三陸町教委	確認調査	16	平成 28 年 3 月 2 日	平成 28 年 3 月 2 日	土地区画整理 (市街地造成)
607		27	おたまや遺跡	宮城県教委	本発掘調査	240	平成 28 年 2 月 15 日	平成 28 年 3 月 8 日	道路
608	石巻市	24	中沢遺跡	宮城県教委	試掘調査	860	平成 24 年 6 月 25 日	平成 24 年 7 月 4 日	宅地造成 (防集)
609		24	羽黒下遺跡	宮城県教委	試掘調査	600	平成 24 年 7 月 9 日	平成 24 年 7 月 20 日	宅地造成 (防集)
610		24	立浜貝塚	宮城県教委	確認調査	134	平成 25 年 1 月 15 日	平成 25 年 1 月 24 日	宅地造成 (防集)
611		24	菰塚貝塚	宮城県教委	確認調査	6,366	平成 25 年 2 月 4 日	平成 25 年 3 月 21 日	土地区画整理
612		24	中沢遺跡	石巻市教委	本発掘調査	7,500	平成 24 年 10 月 29 日	平成 25 年 3 月 19 日	宅地造成 (防集)
613		24	青島館跡ほか	宮城県教委	確認調査	530	平成 24 年 12 月 3 日	平成 24 年 12 月 14 日	宅地造成 (防集)
614		25	西三軒屋遺跡	石巻市教委	確認調査	5	平成 25 年 6 月 14 日	平成 25 年 6 月 14 日	個人住宅
615		25	浪田遺跡	宮城県教委	確認調査	686	平成 25 年 6 月 12 日	平成 25 年 6 月 21 日	宅地造成 (防集)
616		25	名振貝塚	石巻市教委	確認調査	122	平成 25 年 6 月 20 日	平成 25 年 7 月 16 日	宅地造成 (防集)
617		25	西三軒屋遺跡	石巻市教委	確認調査	5	平成 25 年 7 月 19 日	平成 25 年 7 月 26 日	個人住宅
618		25	垂水囲貝塚	石巻市教委	確認調査	14	平成 25 年 7 月 25 日	平成 25 年 7 月 25 日	個人住宅
619		25	小寺遺跡	石巻市教委	確認調査	3	平成 25 年 8 月 21 日	平成 25 年 8 月 21 日	個人住宅
620		25	中沢遺跡	石巻市教委	本発掘調査	8,287	平成 24 年 10 月 29 日	平成 25 年 10 月 18 日	宅地造成 (防集)
621		25	横堤遺跡	石巻市教委	確認調査	3	平成 25 年 11 月 29 日	平成 25 年 11 月 29 日	個人住宅
622		25	梨木畑貝塚	石巻市教委	確認調査	4	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 2 月 26 日	個人住宅
623		26	箱清水 B 遺跡	石巻市教委	確認調査	4	平成 26 年 7 月 7 日	平成 26 年 7 月 7 日	その他の建物
624		26	台貝塚	石巻市教委	確認調査	21	平成 26 年 6 月 3 日	平成 26 年 6 月 3 日	個人住宅
625		26	鹿妻貝塚	石巻市教委	確認調査	7	平成 26 年 4 月 2 日	平成 26 年 4 月 2 日	個人住宅
626		26	沼津貝塚	石巻市教委	確認調査	32	平成 25 年 10 月 28 日	平成 26 年 4 月 18 日	個人住宅
627		26	西三軒屋遺跡	石巻市教委	確認調査	3	平成 26 年 5 月 15 日	平成 26 年 5 月 15 日	個人住宅
628		26	西三軒屋遺跡	石巻市教委	確認調査	5	平成 26 年 7 月 18 日	平成 26 年 7 月 18 日	個人住宅
629		26	奈良山遺跡	石巻市教委	確認調査	240	平成 26 年 9 月 4 日	平成 26 年 9 月 10 日	ガス・電気・水道等 (太陽光発電)
630		26	田道町遺跡	石巻市教委	確認調査	12	平成 26 年 8 月 21 日	平成 26 年 8 月 21 日	個人住宅
631		26	菰塚遺跡	石巻市教委	本発掘調査	45	平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年 7 月 16 日	宅地造成
632		26	立浜貝塚	宮城県教委	確認調査	860	平成 26 年 8 月 4 日	平成 26 年 8 月 28 日	宅地造成 (防集)
633		26	要害館跡	石巻市教委	確認調査	680	平成 26 年 10 月 8 日	平成 26 年 10 月 17 日	宅地造成 (防集)

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因	
634		26	小淵遺跡	石巻市教委	確認調査	2	平成 26 年 10 月 20 日	平成 26 年 10 月 20 日	その他の建物	
635		26	羽黒山館跡	石巻市教委	確認調査	1	平成 27 年 2 月 16 日	平成 27 年 2 月 16 日	個人住宅	
636		26	須江瓦山 A 窯跡	石巻市教委	確認調査	1	平成 27 年 3 月 2 日	平成 27 年 3 月 2 日	個人住宅	
637		26	立浜貝塚	石巻市教委	本発掘調査	3,178	平成 26 年 10 月 6 日	平成 27 年 1 月 16 日	宅地造成 (防集)	
638		26	羽黒下遺跡	石巻市教委	本発掘調査	9,000	平成 26 年 11 月 4 日	平成 27 年 3 月 31 日	宅地造成 (防集)	
639		27	羽黒下遺跡	石巻市教委	確認調査	186	平成 27 年 1 月 28 日	平成 27 年 7 月 14 日	個人住宅	
640		27	要害館跡	石巻市教委	確認調査	680	平成 27 年 7 月 28 日	平成 27 年 7 月 28 日	宅地造成 (防集)	
641		27	伊原津洞窟遺跡	石巻市教委	確認調査	8	平成 27 年 7 月 7 日	平成 27 年 7 月 7 日	その他開発 (急傾斜地崩落対策)	
642		27	追波遺跡	石巻市教委	確認調査	9	平成 27 年 8 月 4 日	平成 27 年 8 月 19 日	個人住宅	
643		27	中沢館跡	石巻市教委	確認調査	21	平成 27 年 3 月 5 日	平成 27 年 4 月 27 日	個人住宅	
644		27	松の坂遺跡	石巻市教委	確認調査	1	平成 27 年 4 月 28 日	平成 27 年 4 月 28 日	宅地造成	
645		27	羽黒下遺跡	石巻市教委	本発掘調査	8,500	平成 26 年 11 月 4 日	平成 27 年 11 月 13 日	宅地造成 (防集)	
646		27	観音館跡	石巻市教委	確認調査	5	平成 27 年 12 月 18 日	平成 27 年 12 月 18 日	個人住宅	
647		27	金華山遺跡	石巻市教委	確認調査	12	平成 28 年 3 月 11 日	平成 28 年 3 月 11 日	道路	
648		27	鶯の巣遺跡	石巻市教委	確認調査	343	平成 28 年 3 月 7 日	平成 28 年 3 月 9 日	農業基盤整備(圃場整備事業)	
649		東松島市	23	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	30	平成 23 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日	個人住宅
650			23	里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	110	平成 23 年 9 月 12 日	平成 23 年 10 月 4 日	個人住宅
651			23	大塚貝塚	東松島市教委	確認調査	13	平成 23 年 11 月 9 日	平成 23 年 11 月 9 日	個人住宅
652	23		里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	20	平成 23 年 11 月 16 日	平成 23 年 12 月 19 日	個人住宅	
653	24		里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	10	平成 24 年 4 月 17 日	平成 24 年 4 月 17 日	個人住宅	
654	24		里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	60	平成 24 年 4 月 20 日	平成 24 年 4 月 26 日	個人住宅	
655	24		野蒜築港跡	東松島市教委	確認調査	66	平成 24 年 4 月 26 日	平成 24 年 4 月 26 日	その他の建物	
656	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	45	平成 24 年 5 月 9 日	平成 24 年 5 月 9 日	個人住宅	
657	24		上西 B 遺跡	東松島市教委	確認調査	44	平成 24 年 6 月 12 日	平成 24 年 6 月 13 日	個人住宅	
658	24		里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	60	平成 24 年 6 月 23 日	平成 24 年 6 月 28 日	個人住宅	
659	24		里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	100	平成 24 年 5 月 28 日	平成 24 年 7 月 13 日	個人住宅	
660	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	40	平成 24 年 7 月 9 日	平成 24 年 7 月 9 日	個人住宅	
661	24		野蒜築港跡	東松島市教委	確認調査	67	平成 24 年 7 月 13 日	平成 24 年 7 月 14 日	その他の建物(海苔乾燥施設)	
662	24		大塚貝塚	東松島市教委	確認調査	3	平成 24 年 7 月 17 日	平成 24 年 7 月 17 日	個人住宅	
663	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	16	平成 24 年 10 月 4 日	平成 24 年 10 月 4 日	個人住宅	
664	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	90	平成 24 年 10 月 4 日	平成 24 年 10 月 12 日	個人住宅	
665	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	20	平成 24 年 10 月 16 日	平成 24 年 10 月 16 日	個人住宅	
666	24		大塚貝塚	東松島市教委	確認調査	14	平成 24 年 10 月 20 日	平成 24 年 10 月 20 日	個人住宅	
667	24		深海遺跡	東松島市教委	確認調査	22	平成 24 年 10 月 22 日	平成 24 年 10 月 22 日	個人住宅	
668	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	12	平成 24 年 10 月 30 日	平成 24 年 10 月 30 日	個人住宅	
669	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	42	平成 24 年 11 月 19 日	平成 24 年 11 月 19 日	個人住宅	
670	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	14	平成 24 年 12 月 3 日	平成 24 年 12 月 3 日	個人住宅	
671	24		横山貝塚・西権助遺跡	東松島市教委	確認調査	262	平成 24 年 11 月 19 日	平成 24 年 12 月 5 日	宅地造成	
672	24		亀岡館跡・金山貝塚	東松島市教委	確認調査	250	平成 24 年 8 月 9 日	平成 25 年 2 月 13 日	土地区画整理	
673	24		上西 B 遺跡	東松島市教委	確認調査	22	平成 25 年 2 月 20 日	平成 25 年 2 月 20 日	個人住宅	
674	24		野蒜館跡	東松島市教委	確認調査	60	平成 25 年 2 月 21 日	平成 25 年 2 月 22 日	鉄道	
675	24		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	17	平成 25 年 3 月 14 日	平成 25 年 3 月 14 日	個人住宅	
676	25		横山貝塚	東松島市教委	確認調査	139	平成 25 年 4 月 9 日	平成 25 年 4 月 15 日	宅地造成	
677	25		大浜遺跡	東松島市教委	確認調査	49	平成 25 年 4 月 15 日	平成 25 年 4 月 17 日	宅地造成	
678	25		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	24	平成 25 年 5 月 10 日	平成 25 年 5 月 10 日	個人住宅	
679	25		里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	40	平成 25 年 6 月 4 日	平成 25 年 6 月 4 日	個人住宅	
680	25		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	213	平成 25 年 6 月 5 日	平成 25 年 6 月 25 日	個人住宅	
681	25		上西 B 遺跡	東松島市教委	確認調査	19	平成 25 年 7 月 9 日	平成 25 年 7 月 9 日	個人住宅	
682	25		小松遺跡	東松島市教委	確認調査	32	平成 25 年 7 月 10 日	平成 25 年 7 月 10 日	個人住宅	
683	25		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	16	平成 25 年 7 月 11 日	平成 25 年 7 月 12 日	個人住宅	
684	25		赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	22	平成 25 年 7 月 11 日	平成 25 年 7 月 12 日	個人住宅	
685	25		三分一所城跡	東松島市教委	確認調査	3	平成 25 年 7 月 23 日	平成 25 年 7 月 23 日	個人住宅	
686	25	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	25	平成 25 年 8 月 27 日	平成 25 年 8 月 27 日	個人住宅		
687	25	野蒜築港跡	東松島市教委	本発掘調査	100	平成 25 年 9 月 17 日	平成 25 年 9 月 27 日	その他開発 (災害復旧)		
688	25	横山貝塚	東松島市教委	確認調査	30	平成 25 年 9 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日	その他の建物 (民宿)		
689	25	小松寺跡	東松島市教委	確認調査	39	平成 25 年 11 月 3 日	平成 25 年 11 月 3 日	その他の建物		
690	25	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	64	平成 25 年 11 月 6 日	平成 25 年 11 月 6 日	個人住宅		
691	25	上沢目 B 遺跡	東松島市教委	確認調査	80	平成 25 年 11 月 7 日	平成 25 年 11 月 8 日	農業基盤整備		
692	25	本谷土壘跡	東松島市教委	確認調査	27	平成 25 年 11 月 19 日	平成 25 年 11 月 19 日	個人住宅		
693	25	オサンコ山古墳群	東松島市教委	確認調査	48	平成 25 年 11 月 26 日	平成 25 年 11 月 26 日	農業基盤整備		
694	25	北上遺河	東松島市教委	確認調査	32	平成 26 年 1 月 28 日	平成 26 年 3 月 25 日	その他開発		
695	25	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	8	平成 26 年 3 月 28 日	平成 26 年 3 月 28 日	個人住宅		

No.	調査地	年度	遺跡の名称	調査を行った地方公共団体	対応	発掘調査面積 (㎡)	調査開始日	調査終了日	調査原因
696		26	北上運河	東松島市教委	確認調査	16	平成 26 年 4 月 16 日	平成 26 年 4 月 16 日	河川
697		26	横山貝塚	東松島市教委	確認調査	64	平成 26 年 4 月 17 日	平成 26 年 7 月 25 日	ガス・電気・水道等
698		26	マゴメ浜貝塚	東松島市教委	確認調査	62	平成 26 年 4 月 22 日	平成 26 年 6 月 3 日	その他の建物
699		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	44	平成 26 年 6 月 24 日	平成 26 年 6 月 27 日	個人住宅
700		26	赤井遺跡	東松島市教委	本発掘調査	66	平成 26 年 7 月 1 日	平成 26 年 7 月 18 日	個人住宅
701		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	35	平成 26 年 7 月 16 日	平成 26 年 7 月 25 日	個人住宅
702		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	45	平成 26 年 7 月 16 日	平成 26 年 7 月 25 日	個人住宅
703		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	20	平成 26 年 7 月 22 日	平成 26 年 7 月 22 日	その他の建物
704		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	99	平成 26 年 9 月 3 日	平成 26 年 9 月 12 日	個人住宅
705		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	54	平成 26 年 9 月 3 日	平成 26 年 9 月 12 日	個人住宅
706		26	矢本横穴墓群	東松島市教委	本発掘調査	10	平成 26 年 8 月 4 日	平成 26 年 9 月 17 日	その他開発 (災害復旧)
707		26	後田 B 遺跡	東松島市教委	確認調査	80	平成 26 年 10 月 20 日	平成 26 年 10 月 30 日	その他開発
708		26	東名運河	東松島市教委	確認調査	109	平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年 12 月 12 日	河川
709		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	50	平成 26 年 10 月 31 日	平成 26 年 11 月 7 日	個人住宅
710		26	里浜貝塚	東松島市教委	確認調査	35	平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年 11 月 7 日	個人住宅
711		26	野蒜築港跡・北上運河	東松島市教委	確認調査	233	平成 26 年 11 月 11 日	平成 27 年 3 月 2 日	河川
712		26	東名運河	東松島市教委	確認調査	102	平成 26 年 9 月 16 日	平成 26 年 11 月 19 日	河川
713		26	横山貝塚	東松島市教委	本発掘調査	38	平成 26 年 11 月 27 日	平成 26 年 12 月 26 日	その他開発
714		26	小松遺跡	東松島市教委	確認調査	32	平成 27 年 2 月 2 日	平成 27 年 2 月 2 日	個人住宅
715		26	北上運河	東松島市教委	確認調査	28	平成 27 年 2 月 26 日	平成 27 年 2 月 26 日	道路
716		26	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	90	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 30 日	個人住宅
717		27	飯塚貝塚	東松島市教委	確認調査	180	平成 27 年 4 月 23 日	平成 27 年 4 月 30 日	道路
718		27	マゴメ浜遺跡	東松島市教委	確認調査	80	平成 27 年 6 月 15 日	平成 27 年 6 月 15 日	その他開発 (嵩上げ造成)
719		27	矢本横穴墓群	東松島市教委	確認調査	160	平成 27 年 4 月 2 日	平成 27 年 4 月 8 日	その他開発 (治山工事)
720		27	江ノ浜貝塚	東松島市教委	確認調査	630	平成 27 年 5 月 15 日	平成 28 年 3 月 25 日	その他開発 (海岸堤防復旧)
721		27	北上運河	東松島市教委	確認調査	96	平成 27 年 10 月 15 日	平成 27 年 11 月 20 日	河川
722		27	赤井遺跡	東松島市教委	確認調査	20	平成 27 年 11 月 28 日	平成 27 年 11 月 28 日	個人住宅
723		27	飯塚貝塚	東松島市教委	確認調査	56	平成 28 年 1 月 14 日	平成 28 年 1 月 14 日	道路
724		27	東名運河	東松島市教委	確認調査	90	平成 28 年 2 月 15 日	平成 28 年 2 月 15 日	道路
725		27	中桂 A 貝塚	東松島市教委	確認調査	36	平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 2 月 29 日	農業基盤整備
726		27	東名運河	東松島市教委	確認調査	110	平成 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 3 月 23 日	河川
727	女川町	24	野々浜・野々浜 B 遺跡	宮城県教委	試掘調査	300	平成 24 年 8 月 21 日	平成 24 年 8 月 29 日	宅地造成 (防集)
728		24	内山遺跡	宮城県教委	確認調査	140	平成 25 年 3 月 7 日	平成 25 年 3 月 14 日	土地区画整理
729		25	十二神遺跡	宮城県教委	確認調査	600	平成 25 年 7 月 8 日	平成 25 年 7 月 17 日	宅地造成
730		25	竹の浦遺跡	宮城県教委	確認調査	230	平成 25 年 9 月 9 日	平成 25 年 9 月 19 日	宅地造成 (防集)
731		25	大石原遺跡	宮城県教委	確認調査	450	平成 25 年 9 月 24 日	平成 25 年 10 月 4 日	土地区画整理
732		25	宮ヶ崎遺跡	宮城県教委	確認調査	253	平成 26 年 1 月 14 日	平成 26 年 1 月 17 日	土地区画整理
733		25	野々浜 B 遺跡	宮城県教委	確認調査	590	平成 26 年 1 月 14 日	平成 26 年 1 月 24 日	宅地造成 (防集)
734		25	高白浜遺跡	宮城県教委	確認調査	608	平成 26 年 2 月 3 日	平成 26 年 2 月 14 日	宅地造成 (防集)
735		25	内山遺跡	宮城県教委	確認調査	968	平成 26 年 2 月 17 日	平成 26 年 2 月 27 日	土地区画整理
736		25	荒井田貝塚	宮城県教委	確認調査	560	平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年 3 月 19 日	宅地造成 (防集)
737		26	荒井田貝塚	女川町教委	本発掘調査	263	平成 26 年 7 月 28 日	平成 26 年 8 月 28 日	宅地造成 (防集)
738		26	宮ヶ崎 B 遺跡	女川町教委	確認調査	198	平成 26 年 6 月 20 日	平成 26 年 6 月 20 日	個人住宅
739		26	荒井田貝塚	宮城県教委	確認調査	175	平成 26 年 4 月 14 日	平成 26 年 4 月 25 日	土地区画整理
740		26	崎山遺跡	宮城県教委	確認調査	370	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月 12 日	土地区画整理
741		26	内山遺跡	女川町教委	本発掘調査	4,571	平成 26 年 4 月 14 日	平成 27 年 1 月 17 日	土地区画整理
742		26	崎山遺跡	女川町教委	本発掘調査	667	平成 26 年 11 月 4 日	平成 27 年 1 月 31 日	土地区画整理
743		26	小乗浜 A 遺跡	女川町教委	確認調査	147	平成 27 年 2 月 16 日	平成 27 年 2 月 17 日	土地区画整理
744		26	横浦館跡	宮城県教委	確認調査	395	平成 27 年 2 月 2 日	平成 27 年 2 月 13 日	宅地造成 (防集)
745		27	日蔭 C 遺跡	女川町教委	確認調査	75	平成 27 年 6 月 1 日	平成 27 年 6 月 1 日	土地区画整理
746		27	田の島遺跡	女川町教委	確認調査	63	平成 28 年 3 月 8 日	平成 28 年 3 月 8 日	道路

## 【資料26】 報告書作成状況

(1) 県 (平成 28 年 3 月現在)

※平成 28 年 3 月現在で予定されている調査を含む

	遺跡名等	調査年度	事業内容	刊行年度	刊行予定年度
宮城県	復興事業関連遺跡 I	H24	A-4 (試掘)	H25	
	復興事業関連遺跡 II	H25	A-4 (試掘)	H26	
	山王遺跡IV (多賀前地区)	H24	三陸沿岸道路多賀前地区 4 車線化	H26	
	復興事業関連遺跡III	H26	A-4 (試掘)	H27	
	山王遺跡・市川橋遺跡	H25・26	県道改良 (多賀城IC接続)	H27	
	大天馬遺跡・後沢遺跡	H27	高規格道路 (みやぎ県北道路)	H27	
	涌沢遺跡ほか	H23・24	常磐自動車道	H27	
	熊の作遺跡ほか (8 遺跡)	H24・25・26	JR常磐線復旧		H28
	山王遺跡・市川橋遺跡	H24・25・26	三陸沿岸道路八幡地区多賀城IC		H29
	石川原遺跡ほか	H28 (予定)	三陸沿岸道路 気仙沼地区		H29
	おたまや遺跡	H27	県道改良 (南三陸町)		H30
小屋館城跡ほか	H28 ~ (予定)	三陸沿岸道路気仙沼地区		H31	
計				7	5
12					

(2) 市町村 (平成 28 年 3 月現在)

市町名	遺跡名等	調査年度	事業内容	刊行年度	刊行予定年度
気仙沼市	嚮館跡	H26	防災集団移転		H28
	復興事業関連遺跡 I	H24・25	A-4		H29
	復興事業関連遺跡 II (猿喰東館跡)	H25・26	A-4		H30
	裏方A貝塚	H27	防災集団移転		H30
	緑館遺跡ほか	H26・27	防災集団移転		H30
	波路上西館跡	H28	市道改良		H30
	台の下遺跡	H25	防災集団移転		H29
	台の下遺跡	H28	漁業集落		H29
	台の下貝塚	H25・26	防災集団移転		H31 ~ 32
	波怒棄館跡	H24・25	防災集団移転		H31 ~ 32
復興事業関連遺跡III	H26 ~ 32	A-4		H32	
南三陸町	新井田館跡	H24・25・26	津波・防集等	H27	
	復興事業関連遺跡 I	H23・24・25	A-4	H27	
	復興事業関連遺跡 II	H26	A-4		H28
	復興事業関連遺跡III	H27 ~ 28	A-4		H29
復興事業関連遺跡IV	H29 ~ 32	A-4		H32	
石巻市	葦塚貝塚	H26	土地区画整理	H27	
	中沢遺跡	H24・25	防災集団移転		H29
	立浜貝塚	H26	防災集団移転		H31 ~ 32
	羽黒下遺跡	H26・27	防災集団移転		H31 ~ 32
	復興事業関連遺跡	H24 ~ 32	A-4		H32
女川町	内山遺跡	H26	土地区画整理		H28
	崎山遺跡	H26	土地区画整理 防災集団移転		H28
	松葉板碑群	H28	県道改良		H28
	復興事業関連遺跡・荒井田貝塚	H24 ~ 32	復興関連事業・防集		H32
東松島市	矢本横穴墓群	H25・26	治山 (災害復旧)	H27	
	野蒜築港跡・東名運河	H23・25・26	堤防・水門 (災害復旧)	H27	
	横山貝塚	H26	漁業集落		H28
	個人住宅等関連遺跡 I (赤井遺跡他)	H24 ~ 27	A-4		H29
	江ノ浜貝塚	H27	堤防 (災害復旧)		H29
	個人住宅等関連遺跡 II (里浜貝塚他)	H24 ~ 26	A-4		H30
個人住宅等関連遺跡III (赤井遺跡他)	H28 ~ 32	A-4		H32	
松島町	名籠遺跡	H27	避難施設建設		H28
	復興事業関連遺跡	H24 ~	A-4		~ 32
塩竈市	復興事業関連遺跡 I	H27	漁業集落・災害復旧ほか	H27	
	復興事業関連遺跡 II	H28 ~ 32			H32
利府町	復興関連遺跡	H24 ~ 32	個人住宅ほか		H32
七ヶ浜町	復興事業関連遺跡 I	H24 ~ 27	災害公営・防潮堤・農地整備ほか	H27	
	復興事業関連遺跡 II	H28 ~ 32	A-4		H32

多賀城市	八幡沖遺跡	H26・27	災害公営住宅	H27	
	八幡沖遺跡	H26～28	土地区画整理		H29
	個人住宅等関連遺跡Ⅰ	H23～	個人住宅ほか		H29
	個人住宅等関連遺跡Ⅱ	H23～	個人住宅ほか		H30
	個人住宅等関連遺跡Ⅲ	H23～	個人住宅ほか		～H32
仙台市	仙台市震災復興関係遺跡発掘調査報告Ⅰ	H24	個人住宅・中小企業	H25	
	山の寺麿寺ほか（田母神屋敷跡）	H26	津波避難タワー・戸建復興公営住宅	H27	
	和田織部館跡	H26	土地区画整理	H27	
	荒井南遺跡他	H26	復興公営住宅	H27	
	仙台市震災復興関係遺跡発掘調査報告Ⅱ	H24～26	個人住宅・中小企業	H27	
	仙台城跡東日本大震災復旧事業報告書	H23～28	石垣等の災害復旧		H28
	仙台東災害復旧関連区画整理事業関係遺跡発掘調査報告Ⅰ	H26	区画整理（ほ場整備）		H28
	貞山堀	H28	土地区画整理		H29
	高田B遺跡ほか	H28～29	区画整理（ほ場整備）		H30
仙台市震災復興関係遺跡発掘調査報告Ⅲ	H27～32	個人住宅ほか		H32	
名取市	復興事業関連遺跡	H24～27	個人住宅・ほ場整備ほか	H27	
	辻遺跡・下余田遺跡・本村遺跡他	H26・27	ほ場整備	H27	
岩沼市	復興関連遺跡Ⅰ	H23	個人住宅	H27	
	復興関連遺跡Ⅱ	H24	個人住宅	H27	
	復興関連遺跡Ⅲ	H26	ほ場整備	H27	
	復興関連遺跡Ⅳ	H25・27	排水機場ほか（災害復旧）	H27	
	高大瀬遺跡・にら塚遺跡	H25	メガソーラー	H27	
亘理町	復興関連遺跡Ⅴ	H27～32			H32
	復興関連遺跡	H24～32	個人住宅ほか		H32
山元町	的場遺跡	H23・25	常磐自動車道	H25	
	石垣遺跡	H23	常磐自動車道	H25	
	日向北遺跡	H24	常磐自動車道	H25	
	日向遺跡	H23	常磐自動車道	H26	
	中筋遺跡	H24	常磐自動車道	H26	
	谷原遺跡	H22・24	常磐自動車道	H27	
	北経塚遺跡	H23	店舗建設（震災関連）	H24	
	熊の作遺跡	H27・28	町道改良		H29
	谷原遺跡		個人住宅		H30
	小平遺跡		個人住宅		H30
	山下館跡	H25・26	津波復興拠点（避難道）		H30
	養首城跡	H25	小学校改築		H30
	復興事業関連遺跡（公共事業編）	H24～31	A-4		H31
	合戦原遺跡（製鉄他編）	H26・27	防災集団移転・災害公営住宅		H31
	合戦原遺跡（横穴墓編）	H26・27	防災集団移・災害公営住宅		H32
復興事業関連遺跡（個人住宅等編）	H24～32	A-4		H32	
戸花山遺跡	H29～（予定）	避難道		H32	
登米市	沼崎山遺跡	H23・24	中小企業工場建設	H25	
大崎市	復興関連遺跡	H24～26	個人住宅	H27	
美里町	復興関連遺跡	H24～	個人住宅		H32
計				29	55
				84（冊）	

※ A-4：復興交付金基幹事業の埋蔵文化財発掘調査事業（A-4事業）  
県および調査・試掘調査、市町村および確認調査・本発掘調査を実施

## 〈関係文献〉（年代順）

### ◆震災関係

- 兵庫県（教育委員会社会教育・文化財課）1999.3『災害から文化財を守る 一阪神・淡路大震災文化財復旧・復興の記録一』  
 阪神・淡路大震災と埋蔵文化財シンポジウム実行委員会 2001.1.17『震災を越えて』  
 気象庁 2011.8『災害時地震・津波速報 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震』  
 宮城県（震災復興・企画部震災復興政策課）2011.10『宮城県震災復興計画 ～宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ～』  
 国土交通省 2012.3『東日本大震災の記録一国土交通省の災害対応一』  
 宮城県（総務部危機対策課）2012.3『東日本大震災 一宮城県の6か月間の災害対応とその検証一』  
 宮城県（総務部危機対策課）2012.4『東日本大震災（続編） 一宮城県の震災6か月後から半年間の災害対応とその検証一』

- 宮城県(教育庁総務課) 2012.4 『東日本大震災に係る教育関連記録集』  
 総務省消防庁 2013.3 『東日本大震災記録集』  
 仙台市復興事業局震災復興室 2013.3 『東日本大震災 仙台市 震災記録誌 ～発災から2年間の活動記録～』  
 宮城県(総務部危機対策課) 2015.3 『東日本大震災 一宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証』  
 宮城県震災復興本部 2016.3 『みやぎ・復興の歩み5 2011.3.11 - 2016.3.11』

## ◆一般文化財関係

- 公益財団法人 日本博物館協会 2011.9 「特集「東日本大震災における博物館の対応」『博物館研究』平成23年9月号  
 東北大学東北アジア研究センター 2012.3 『東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査 2011年度報告集』  
 文化庁文化財部 監修 2012.5 「特集：東日本大震災から1年を経過して」『月刊文化財』平成24年4月号  
 宮城県考古学会東日本大震災対策特別委員会 2012.5 「特集 東日本大震災の記録(1) -文化財の被害とレスキュー-」『宮城考古学』第14号  
 公益財団法人 日本博物館協会 2012.10 「特集「復興と再生を目指す東北の博物館」『博物館研究』平成24年10月号  
 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 2012.10 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成23年度活動報告』  
 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 2013.5 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成24年度活動報告』  
 宮城県考古学会東日本大震災対策特別委員会 2013.5 「特集1 東日本大震災の記録(2) -復興のために2012-」『宮城考古学』第15号  
 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 2013.6 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 公開討論会報告書』  
 文化庁文化財部 監修 2013.11 「東日本大震災からの復興」『月刊文化財』平成25年11月号  
 宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討委員会 2014.3 『奥松島 一自然・景観・歴史・文化一』  
 宮城県考古学会東日本大震災対策特別委員会 2014.5 「特集 東日本大震災の記録(3) -2013年度-」『宮城考古学』第16号  
 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 2015.3 『これからの文化財防災-災害への備え』  
 全国美術館会議 2015.3 『東日本大震災 文化財レスキュー事業記録集』  
 宮城県考古学会東日本大震災対策特別委員会 2015.5 「特集1 東日本大震災の記録(4) -2014年度-」『宮城考古学』第17号  
 東松島市教育委員会 2016.3 『東松島市「特別名勝松島グランドデザイン」～風致景観の向上と地域の活性化をめざして～』  
 宮城県考古学会東日本大震災対策特別委員会 2016.5 「特集1 東日本大震災の記録(5) -2015年度-」『宮城考古学』第18号  
 宮城県被災文化財文化財等保全連絡会議 2017.2 『宮城県被災文化財等保全連絡会議 活動報告』  
 宮城県考古学会東日本大震災対策特別委員会 2017.5 「特集1 東日本大震災の記録(6) -2016年度-」『宮城考古学』第19号

## ◆埋蔵文化財関係

- 兵庫県(教育委員会社会教育・文化財課) 1999.3 『災害から文化財を守る-阪神・淡路大震災文化財復旧・復興の記録-』  
 日本考古学協会阪神・淡路大震災埋蔵文化財対策特別委員会 2000.3 『地震災害と考古学I』  
 阪神・淡路大震災と埋蔵文化財シンポジウム実行委員会 2001.1 『震災を越えて』  
 震災復興と文化財の保護 事業実行委員会 2015.3 『阪神・淡路大震災20年事業「震災復興と埋蔵文化財」シンポジウムの記録』  
 宮城県(教育庁文化財保護課) 2015.5 「平成26年度の復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について」『宮城考古学』第17号  
 宮城県(教育庁文化財保護課) 2015.11 「宮城県における東日本大震災の復興事業における埋蔵文化財発掘調査の現状と課題について」  
 『遺跡学研究』第12号 日本遺跡学会  
 文化庁文化財部記念物課 2016.3 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護 中間報告』  
 宮城県(教育庁文化財保護課) 2016.5 「平成27年度の復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について」『宮城考古学』第18号  
 文化庁文化財部記念物課 2017.3 『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組(報告)』  
 宮城県(教育庁文化財保護課) 2017.5 「平成28年度の復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について」『宮城考古学』第19号  
 一般財団法人日本考古学協会 2017.3 『日本考古学協会東日本大震災対策特別委員会報告書』

---

---

東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）

発行日 平成29年12月28日  
編集 宮城県教育庁文化財保護課  
〒980-8423 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
TEL 022-211-3680 FAX 022-211-3693  
発行 宮城県教育委員会  
印刷 株式会社 東北プリント

---

---



